平成20年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第１号）

平成20年12月２日　火曜日

１．議事日程第１号

平成20年12月２日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定
日程第２　会議録署名議員の指名
日程第３　議第 89号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）
日程第４　議第 90号　平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第５　議第 91号　平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第６　議第 92号　平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第７　議第 93号　平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第８　議第 94号　平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第９　議第 95号　人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10　議第 96号　人吉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11　議第 97号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第 98号　人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第 99号　人吉球磨地域交通体系整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14　議第100号　人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15　議第101号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第16　議第102号　市道路線の認定について
日程第17　議第103号　損害の賠償について
日程第18　議第104号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第19　議第 78号　平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について（継続）―厚　生
日程第20　議第 85号　平成19年度人吉市歳入歳出決算認定について（継続）　　―決特委

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

３．出席議員（20名）

１番　　松　岡　隼　人　君

2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
収　入　役	大　松　克　己　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	鳥　井　正　徳　君
総　務　部　長	深　水　雄　二　君
企　画　部　長	荒　巻　　通　君
福祉生活部長	尾　方　　篤　君
経　済　部　長	井　上　修　二　君
建　設　部　長	山　上　　茂　君
総務部次長	坂　崎　博　憲　君
企画部次長	小　林　　勇　君

福祉生活部次長	中　村　明　公　君
福祉生活部次長	濱　田　芳　彰　君
経 済 部 次 長	蓑　毛　幸　一　君
経 済 部 次 長	椎　葉　文　雄　君
建 設 部 次 長	松　田　知　良　君
秘　書　課　長	福　山　誠　二　君
総　務　課　長	中　村　則　明　君
財　政　課　長	井　上　祐　太　君
用 地 専 門 員	増　津　敏　昭　君
会　計　課　長	大　石　宝　城　君
水　道　局　長	多　武　芳　美　君
業　務　課　長	尾　方　和　敏　君
教　育　部　長	浦　川　康　徳　君
教 育 部 次 長	赤　池　和　則　君
社会教育課長	東　　俊　宏　君
農業委員会事務局長	靏　﨑　晴　美　君
監査委員事務局長	松　江　隆　介　君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局　　長	永　田　正　二　君
次　　長	加　賀　邦　保　君
庶 務 係 長	村　並　成　二　君
書　　記	和　泉　龍　二　君

午前９時59分　開会

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第５回人吉市議会定例会を開会いたします。

会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程第１号によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

なお、関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いをいたします。

また、報告事項５番目の教育委員会の事務に関する点検評価報告につきましては、皆様方のお手元に報告書を配付してあります。この件につきましては、教育長の方から発言の申し出があっておりますので、議事終了後、発言を許可することにいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第１　会期の決定

○議長（大王英二君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定を議題といたします。

本件については、去る11月25日、議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。

○９番（永山芳宏君）（登壇）　おはようございます。平成20年12月第５回人吉市議会定例会に当たりまして、去る11月25日午前10時から議会運営委員会を開きまして、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、本日12月２日開会、３日から８日まで休会、９日、10日は一般質問、11日一般質問及び委員会付託、12日予算委員会、13日、14日休会、15日、16日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、17日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、18日休会、19日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は12月５日金曜日午後３時に締め切りまして、登壇順位は抽せんにて決定することにいたしております。

一般質問は一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては、制限なしとし、登壇１回、２回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

また、継続審査となっておりました議第78号平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について、及び議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定については、本日、委員長報

告の上、採決することにいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君）　次に、日程第２、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に１番、松岡隼人議員、２番、井上光浩議員を指名します。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第３　議第89号から日程第18　議第104号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第３、議第89号から日程第18、議第104号までの16件を一括議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　皆様おはようございます。第５回人吉市定例市議会のはじめにあたりまして、発言の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

平成20年も年末を迎え、米国発の金融危機をきっかけに世界の景気が悪化している中、中国やインド経済も急減速に転じ、日本を含むアジアと欧米の同時不況が避けられない情勢となっております。この世界的な景気後退は、一例を挙げますと平成19年度上半期でＧＭを抜いて販売台数世界一となった国内最大の製造業であるトヨタ自動車においても業績を直撃し、平成21年３月期の業績予想においてマイナス73％という大幅な減益及び雇用削減を行っていくなど顕著な影響が現れており、その他の自動車関連や電機、電力、証券など幅広い業種で減益や赤字が相次ぐなど、国内の経済情勢はさらに厳しくなってきております。

このような状況の中、国の財政改革に目を転じますと、政府は国の経済財政改革の基本方針である、「骨太の方針2008」の中で、歳出改革においては「骨太の方針2006」に基づき、最大限の削減を行うとの従来方針を堅持しつつ、８月末の「安心実現のための緊急総合対策」に続き、10月末には生活対策として総額２兆円からなる定額給付金事業や国民の暮らしや金融・経済の安定強化、さらに6,000億円の「地域活性化・生活対策臨時交付金」の交付など、総額27兆円の景気対策が打ち出されたところでございます。

本市におきましても、経済を取り巻く社会情勢と国の行財政改革を大前提として、これまでに第３次行政改革大綱においてさまざまな改革へ取り組んできたところでございまして、本市の次期改革の指針となる、第４次人吉市行政改革大綱は、市民有識者で組織されます人吉市行政改革懇談会の御意見をいただきながら検討作業を進め、「人吉市行政経営戦略」と

して本年11月、策定に至りました。大綱では、新たな行政改革をこれまでの実績と成果を踏まえ「戦略」と位置づけて、自治体としての生き残りをかけ、個性ある独自の政策を打ち出していく行動指針といたしております。改革実現のため「創造する、信頼される、市民とともに歩む」の三つの視点と方針のもと、職員一丸となって取り組む「挑戦する市役所」を基本姿勢に、平成21年度から３年間の推進期間を設けて実施いたします。本年度内には具体的な取り組みとなりますアクションプラン「経営戦術計画書」を作成いたしまして、市民の視点に立った効率・効果的な行政経営を推進してまいる所存でございます。

平成21年４月１日に予定しております行政機構改革でございますが、「市民視点での組織改革」、「マニフェストの推進」、「新規重要課題への対応」、「組織数・組織規模の適正化」の四つの基本指針を柱に、「部」の再編、新設も含めた全面的な見直しを行うものでございます。主な内容としましては、総務部、企画部の再編による「市長公室」の新設、福祉生活部の再編による「市民部」と「健康福祉部」の新設などでございますが、この度の改編により、市民の方々の利便性の向上やマニフェストの早期実現、新規重要課題の解決を図り、今後とも市民幸福向上を目指して質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと存じます。

まちづくり関係でございますが、市民と行政とが一体となったまちづくりを推進するため、市民の皆さんが広く提案できる組織「十年後の人吉を語る平成100人委員会」を立ち上げました。昨日の第１回の会議では、一人ひとりに選任状をお渡しして、これからのまちづくりについてお話をさせていただいたところでございます。これから、２カ月に１回程度会議を開催し、いろいろな角度から御意見をいただきながら市政に反映させてまいりたいと存じます。

去る11月18日に富士電機ホールディングス株式会社・顧問、大瀬克博氏を本市10人目のまちづくり親善大使に任命させていただきました。民間企業の御出身でございますので、企業誘致を含めた商工業振興に関するノウハウを御提供いただけるものと期待いたしております。また、まちづくり親善大使を一堂に会し、本市のまちづくりに対する御提案・御提言をいただくために、（仮称）賢人会議を平成21年２月に開催いたしたいと存じます。今後、まちづくり親善大使の皆様とも御相談申し上げながら、準備を進めてまいる所存でございます。

国際交流関係でございますが、ポルトガル国アブランテシュ市との姉妹都市締結並びに青少年の相互交流を進めるために、８月末に本市訪問団をアブランテシュ市へ派遣したところでございますが、10月７日から10日までの４日間、カルヴァーリョ・アブランテシュ市長を初め、４人の方々に本市を訪れていただきました。市長表敬訪問のほか、おくんち祭への参加や学校訪問を通して、交流推進のために相互理解が図れたものと存じます。今後、青少年の相互交流につきましては、庁内に検討委員会を立ち上げ議会とも御相談をさせていただきながら、早期の姉妹都市締結に向け準備を進めてまいる所存でございます。

防災関係でございますが、近年の異常気象により、全国的に風水害による大きな被害が相

次いでおります。本市においては球磨川の増水により平成16年以降、４度の避難勧告を発令しておりますが、本年も６月22日に球磨川下流域を対象に避難勧告を発令した状況にございます。

このような状況に対応し、市民の生命を安全かつ確実に守るために、今回「人吉市災害避難体制アクションプログラム」を作成することにいたしました。洪水による犠牲者を一人も出さない避難誘導システムの構築と、住民と行政が一体となった避難体制の確立を図ってまいる所存でございます。つきましては、関係各位の御指導並びに御協力を賜りますようお願い申し上げます。

来年の１月18日に開催予定の「第３回ひとよし福祉まつり」についてでございますが、サブタイトルを「みんなの健康、ココロもカラダもいきいきえがお」といたしまして、市民の皆様が福祉や健康などについて、楽しみながら考えていただけるような催しを企画しているところでございます。

主なものとしましては、市民の笑顔の写真展示や、子ども達が主役となって福祉体験をしながらリサイクルを行う「かえっこバザール」、また妊婦の方や高齢者の方及び障がいのある方の疑似体験、さらには健康づくりキャッチフレーズ表彰展示や、「ミリオンスターきらきら大作戦」に取り組まれた方々を対象にした抽選会などの企画も検討しております。

国民健康保険事業関係でございますが、本年４月に施行されました医療制度改正に伴いまして、医療保険者であります本市が、特定健診・特定保健指導を実施いたしております。現時点における特定健診の受診率は、残念ながら目標値を下回っているものの、特定保健指導の実施率は、ほぼ目標値の状況にございます。この制度におきましては、第１段階といたしまして、平成24年度の受診率が目標値に達しない場合は、財政的ペナルティが医療保険者に課せられることになります。よって、年次的に受診率を向上させていくための、さまざまな施策を講じていく必要がございます。

その一環として、今月、追加健診を実施することとし、また、来年１月以降には、国民健康保険被保険者すべての方を対象とした、健診や健康に関するアンケート調査を実施したいと存じますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いするものでございます。これは市民の皆様が市政へ参画していただく手段の一つととらまえておりますので、今後も協働を基調としながら、包括的かつ実効性のある施策につなげてまいる所存でございます。このことによりまして、私のマニフェストの一つの柱であります「市民、みんなが健康で笑顔で暮らせるまちづくり」を実現させてまいりますとともに、全国的な課題になっております、年々増大し続ける医療費の抑制を図ってまいりたいと存じます。

去る11月８日、９日の２日間に開催されました「ひとよし産業祭」におきましては、両日とも天候が心配されましたが、市内外から多くのお客様に御来場いただき、農産物品評会をはじめ、北海道小樽物産展や各種団体の踊りやパフォーマンス、並びに展示・バザー及び食

コーナーなどで大いに賑わいを見せておりました。中でも今年新たに参加していただきました球磨工業高等学校の生徒の皆さんと人吉球磨地域産業振興協議会によります「新エネルギー・ロボットコーナー」では、ロボットコンテスト出展物によるデモンストレーションやエコノカー、及びバイオディーゼル燃料精製事業への取組に関する展示もあり、特に子供たちに大変な人気でありました。また、ＪＡ共済によります九州に１台しかないドライビング・シミュレーターカー「きずな号」による交通安全運転適正診断も大変好評でございました。今後も本市を代表するまつりとして、また人吉市の各産業の発展につながりますよう努力してまいりたいと存じます。祭りの開催にあたりまして御尽力いただきました関係者をはじめ、祭りを盛り上げていただきました市民の皆様へ心から感謝申し上げます。

川辺川総合土地改良事業でございますが、平成20年３月31日付で国営川辺川総合土地改良事業が休止となり、本市瓦屋町にございました九州農政局川辺川農業水利事業所が閉鎖されたことから、利水関係６市町村で構成しております川辺川総合土地改良事業組合の事務量減少もあり、組合のあり方として、解散を行い関係市町村との協議会方式などに移行するかどうかの検討を行ってまいりました。移行した場合、年間の事務所経費で概ね500万円の節減効果はございますが、事業の復活を目指しているこの時期に解散することは、議会審議の重要性や農家の不安をあおることなどを考慮いたしますと、時期尚早という結論に至り、解散は当面見送ることにいたしております。皆様も新聞報道などを通じて、既に御承知かと存じますが、相良村において「川辺川利水に関する有識者会議」が発足し、新たに「川辺川利水事業基本方針案」の提案がなされておりますので、利水事業関係６市町村会議の中で十分な検討を重ね協議を進めることにより、関係者の足並みがそろい、事業の早期再開につながりますよう再び、最大限の努力を傾注してまいりたいと存じます。

農林産物の被害対策関係でございますが、本市におきましては被害対策の一つとして、有害鳥獣駆除事業を実施しております。県の計画ではシカの緊急低減期間が平成19年から３年間となっており、２年目となる本年度から、狩猟期のシカ捕獲につきましても、県の補助事業として、頭数調整捕獲が実施されることになっております。本市におきましては、有害鳥獣捕獲と狩猟期の頭数調整捕獲により1,000頭の捕獲を目標としており、市内の猟友会人吉支部の協力を得ながら、駆除事業を実施しているところでございます。

なお、イノシシにつきましては、本年度から県の特定鳥獣に指定され、田野地区から鹿目地区にかけての特例休猟区においても狩猟が可能となり、本年度からは狩猟期間も１カ月間延長されて、平成20年11月15日から平成21年３月15日までとなったことから、有害鳥獣の低減が図られ、農林産物の被害防止につながるものと期待しているところでございます。

商工振興関係でございますが、世界的な金融危機の影響を受けまして、本市の中小企業の経営も非常に厳しい状況にございます。本市では既に「人吉市中小企業信用保証料補給要項」に基づき、熊本県保証協会への信用保証料の補給を行っておりますが、今回の不況対策

のさらなる支援措置といたしまして、来年３月までの間、信用保証料の補給割合を現行の３分の１から２分の１に変更し、限度額10万円の廃止を行うなどの対策に取り組む所存でございます。

次に、企業誘致関係でございますが、漆田工業用地につきましては、10月臨時議会で土地の取得の目的変更につきまして御承認をいただきましたので、去る11月16日、大畑コミュニティセンターにおいて、地元住民の方に漆田用地の目的変更と、今後の計画について説明会を開催したところでございます。今後は、県と連携を図りながら企業誘致活動に全力を挙げて取り組む所存でございます。

また、梢山工業団地につきましては、南九州コカ・コーラボトリング株式会社から人吉事業所の移転地として、給食センター前のＨ区画の約半分の買収要望があっておりますので、分筆のための測量などを行い売却に向けての手続を進めてまいりたいと存じます。

観光振興関係でございますが、九州旅客鉄道株式会社におかれましては、来年４月25日のＳＬ運行開始に伴い、人吉市駅を含む八代・人吉間の幾つかの駅舎リニューアルを計画されております。本市といたしましても、観光の拠点となります駅舎内の観光案内所についてスペースを拡大するとともに整備を行い、観光立市・人吉の玄関として充実を図ってまいりたいと存じます。

学校教育関係でございますが、児童・生徒の「漢字・計算・英単語」の読み書き計算などの能力などを高めるとともに、定着状況を把握し、指導の工夫改善を図ることを目的に、昨年度から実態調査を市内全小・中学校で実施しております。昨年度は２月に実施いたしましたが、中学３年生の受験や実施後の指導期間などを考慮し、本年度は中学３年生については10月上旬に、ほかの学年については来年１月上旬の実施を計画いたしております。

昨年度の結果を見ますと、各学年とも定着状況は概ね良好といえますが、難易度の違いはあるものの、学年が上がるにつれ、定着状況に課題が見られました。対策といたしまして、児童生徒に結果を返し、それぞれの課題の解消・解決を図るため、各学校でドリル学習などに取り組んでいるところでございます。さらにこの実態調査を活用し、児童生徒の学力の根幹をなす「読み、書き、計算」などの能力向上を図ってまいりたいと存じます。

文化事業関係でございますが、人吉球磨総合美展を去る10月４日から10月９日の６日間、スポーツパレスにおいて開催いたしました。郡市を初め県内外から253人、409点の出品があり、この中から大賞をはじめとする優秀な作品274点を展示いたしました。また、今回は55回目となる記念すべき美展でございまして、総合美展の発展に尽くされました故宮崎精一先生をはじめ、７人の方々の遺作展を開催するとともに、今回、新たな試みとしまして、市内の高校生の皆さんのコーナーを設け、書道や絵画などを展示いたしました。期間中は、多くの郡市民の方々に御来場いただき、すばらしい作品を鑑賞していただいたものと存じます。

犬童球渓顕彰音楽祭でございますが、今回で62回目を迎え、11月14日から11月16日までの

３日間、カルチャーパレスにおきまして、碑前祭と学校発表会、個人コンクール本選、市民参加による「音楽のひろば」を開催いたしました。「旅愁」の原曲がアメリカの曲であり、国際色のある音楽祭の取り組みということから、３日目の音楽の広場では、「Ｌｅｔｓ　Ｓｉｎｇ　ａ　Ｓｏｎｇ　Ｔｏｇｅｔｈｅｒ」と題し、郡市内のＡＬＴの皆さんと市民の方々に、原曲「ドリーミング・オブ・ホーム・アンド・マザー」を合唱していただきまして、御来場の皆様にもたいへん喜んでいただけたものと存じます。今後さらに、この音楽祭が地域の情報発信の柱の一つとなりますよう、さまざまな企画へ取り組んでまいりたいと存じます。

このほか、11月１日から11月３日までの３日間、カルチャーパレスにおきまして、人吉文化協会主催によります「人吉文化祭」が開催されました。今回は35周年の記念の文化祭として「感動をともに心一つ」のスローガンのもと、各流派の合同華展、合同茶会、さらに美術・文芸作品展や舞台芸術祭など、会員の皆さんがそれぞれの分野で日頃から研さんされてこられました成果を披露していただきました。また、華道や茶道、オカリナなどの体験コーナーもございましたので、御来場いただきました多くの市民の皆様には、心行くまで芸術の秋を堪能していただけたものと存じます。

次に、平成21年度予算編成に向け、その方針を定めましたので、御報告申し上げます。国が示しました「平成21年度地方財政収支８月の仮試算」においては、地方税収を2.3％の減、地方交付税総額を出口ベースで3.9％の減額と見込むなど、主要一般財源である市税、地方交付税の確保が大変厳しい状況となっております。このため「選択と集中」を最大の経営戦術と位置付け、所要財源の確保に最大限の努力を傾注することはもちろん、既存の事務事業についても引き続き、その必要性・有効性の観点から評価見直しを行い、財源の有効的な配分に努め、スリムで効率的な予算となるよう方針を定め、編成作業に取り組んでいるところでございます。

市民の皆様方を初め、議員各位におかれましてもこの趣旨を御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますよう、心からお願い申し上げる次第でございます。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第89号平成20年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）は、国・県の補助事業の内示、申請額による補正のほか、扶助費、単独事業などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出にそれぞれ３億295万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億5,204万6,000円とするものでございます。

議第90号平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第２号）は、保険給付費の見直しのほか、後期高齢者支援金、老人保健拠出金などの確定に伴う補正を行うもので、歳入歳出からそれぞれ7,227万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億8,608万8,000円とするものでございます。

議第91号平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算案（第２号）は、要介護認定システム改修費、保険給付費などの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ6,767万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億9,014万7,000円とするものでございます。

議第92号平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算案（第３号）は、収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用を37万5,000円増額いたしております。また、資本的収入及び支出につきまして、公的資金補償金免除繰上償還に伴い、支出の企業債償還金を4,572万3,000円増額いたしております。資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額３億４万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額825万7,000円、当年度分損益勘定留保資金１億7,399万6,000円と繰越利益剰余金処分額１億1,778万9,000円で補てんすることにいたしております。

議第93号平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算案（第２号）は、公的資金補償金免除繰上償還の償還財源といたしました縁故債及び借換債の元利償還金などの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ5,638万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億1,475万2,000円とするものでございます。

議第94号平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算案（第１号）は、梢山工業団地分譲予定地の分筆測量に伴う委託料の補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ38万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78万9,000円とするものでございます。

議第95号人吉市部設置条例の一部改正案は、行政機構の改革に伴い、市長公室を設置するなど、条例の一部を改正するものでございます。

議第96号人吉市情報公開条例の一部改正案は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律などに準じた改正を行うとともに、情報公開制度の充実を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議第97号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部改正案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などに準じた改正を行うとともに、個人情報保護制度の充実を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議第98号人吉市情報公開等審査会条例の一部改正案は、人吉市情報公開条例の一部改正に伴い、人吉市情報公開等審査会の所掌事務などについて、条例の一部を改正するものでございます。

議第99号人吉球磨地域交通体系整備基金条例の一部改正案は、人吉球磨地域交通体系整備基金第３類寄附金の原資を処分可能とするため、条例の一部を改正するものでございます。

議第100号人吉市企業立地促進条例の一部改正案は、企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条に規定する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用を受けるため、条例の一部を改正するものでございます。

議第101号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についての案件は、平成19

年９月第４回定例市議会におきまして、契約締結の御議決をいただきました工事請負契約の一部変更でございます。

これは、中神鹿目線橋梁上部工桁架設工事につきまして、架設作業場を増設する必要が生じたことによる隣接地の借地経費の追加などにより、契約金額を３億5,328万3,000円から３億5,562万2,397円に改めるものでございます。

議第102号市道路線の認定についての案件は、下薩摩瀬町の宅地開発に伴い、下薩摩瀬開発第３号線について新たに認定するものでございます。

議第103号損害の賠償についての案件は、平成20年７月11日午前11時頃、市道願成寺本白線を走行中の車両が、市道に設置している横断側溝を通過した際に、グレーチング蓋を跳ね上げ、車両のガソリンタンクを損傷した事故に関して、損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第104号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての案件は、千原紀子氏の任期が本年12月31日をもって任期満了となることに伴い、後任として、馴田順子氏を任命することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成20年４月１日から施行され、現に子どもを教育している者である保護者の意向を教育行政に適切に反映させるため、教育委員会の委員の任命に当たっては、委員のうちに保護者が含まれるよう改正されたことに伴う選任でございます。

以上御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○企画部長（荒巻　通君）（登壇）　おはようございます。議第89号平成20年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の１ページでございますが、第１条歳入歳出予算の補正につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

第２条債務負担行為の補正につきましては、第２表の債務負担行為補正により御説明いたします。

第３条地方債の補正につきましては、第３表の地方債補正により御説明いたします。

７ページをお願いいたします。第２表債務負担行為の補正でございますが、県庁研修職員住宅借上料は、県出向職員の家賃の賃貸借契約が年度をまたぐ契約になることから、債務負担行為を設定するものでございます。

期間を平成20年度から平成21年度まで、借上料の支払いが前払いとなります関係で、次年度の支払いは発生しないことから、限度額を０円と定めるものでございます。

次に、第３表の地方債補正でございますが、追加としまして、小学校校舎屋根改修事業債は、東間小学校校舎屋根改修工事に対するものでございまして、限度額を210万円とするものでございます。

コミュニティセントートイレ改修事業債は、大畑コミュニティセントートイレ改修工事に対するものでございまして、限度額を390万円とするものでございます。

８ページをお願いいたします。次に、変更でございますが、臨時地方道整備事業債から現年発生補助災害復旧事業債までの４件の変更は、事業費の決算見込みにより限度額を変更するものでございます。

12ページをお願いいたします。歳入でございますが、９款地方特例交付金、３項、１目地方税等減収補てん臨時交付金207万円の増額でございますが、道路特定財源における暫定税率の失効に伴う影響額を補てんすることに伴う補正でございます。

なお、これは平成20年度限りの措置となっております。

13ページをお願いいたします。10款、１項、１目地方交付税712万円の増額でございますが、地方交付税の再算定に伴う補正でございまして、先ほど御説明いたしました地方税等減収補てん臨時交付金と同じく、道路特定財源における暫定税率の失効に伴う影響額を補てんすることに伴う補正でございます。

14ページをお願いいたします。14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金8,922万6,000円の増額でございますが、自立支援給付費負担金は、生活介護給付費の最終決算見込みによる補正のほか、生活保護費負担金の医療扶助の最終決算見込みによる補正などでございます。２目災害復旧費国庫負担金、１節公共土木施設災害復旧費負担金1,577万5,000円の増額でございますが、６月の集中豪雨に係る公共土木施設災害復旧に対するものでございまして、災害査定が終了し、補助で取り組む災害箇所が確定いたしましたことに伴う追加補正でございます。

15ページをお願いいたします。２項国庫補助金、１目民生費国庫補助金683万円の増額でございますが、認可保育園の延長保育などに対します次世代育成支援対策交付金の補正でございます。

16ページをお願いいたします。15款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金1,564万4,000円の増額でございますが、国庫負担金と同様、自立支援給付費負担金は生活介護給付費の最終決算見込みによる補正などでございます。

17ページをお願いいたします。２項県補助金、２目民生費県補助金、１節社会福祉費補助金の障害者自立支援特別対策事業費補助金100万円の増額でございますが、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備に要する経費に対するものでございまして、点字翻訳の後継者不足に対応するため、点字プリンタを購入することに伴う補正でございます。２節児童福祉費補助金2,389万7,000円の増額でございますが、さざなみ保育園が実施する地域子育て支援拠点事業

に対する児童環境づくり基盤整備事業費補助金及び中原学童クラブほか８クラブの学童保育運営に対します放課後児童健全育成事業費補助金などの補正でございます。

18ページをお願いいたします。３項委託金、８目教育費委託金、１節教育総務費委託金190万円の増額でございますが、学校評価の充実、改善のための実践研究事業費委託金でございまして、学校教育法の改正に伴い、学校の教育活動及び学校運営の状況につきまして、学校関係者による評価を実施することに対しての県委託金の追加補正でございます。

19ページをお願いいたします。17款、１項寄附金、５目総務費寄附金、１節総務管理費寄附金の古都人吉応援団寄附金19万9,000円は、10月末で４件、20万円の寄附採納があっておりますので、現計予算との差額分を補正するものでございます。

20ページをお願いいたします。18款繰入金、２項基金繰入金、２目ふるさと創生基金繰入金200万円の増額でございますが、下林町前村薬師堂移転に伴う基金の取り崩しでございます。

21ページをお願いいたします。19款繰越金を１億542万8,000円増額補正いたしております。

22ページをお願いいたします。20款諸収入、４項、３目雑入の409万2,000円の増額でございますが、３節衛生費雑入のごみ再資源化に伴う売上料の決算見込みによる補正などでございます。

23ページをお願いいたします。21款市債につきましては、第３表で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

24ページをお願いいたします。歳出でございますが、２款総務費、１項総務管理費のうち、６目財産管理費523万5,000円の増額でございますが、機構改革に伴う本庁舎の改修工事などの補正でございます。

25ページから27ページまでを省略させていただきます。

28ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費のうち、２目心身障害者福祉費5,270万6,000円の増額でございますが、点字翻訳の後継者不足に対応するための点字プリンタ購入経費及び障害者自立支援に係る就労継続支援給付費などの追加補正でございます。

29ページをお願いいたします。２項児童福祉費のうち、１目児童福祉総務費7,064万5,000円の増額でございますが、延長保育などに対します次世代育成支援対策補助金のほか、軽度障害児保育事業補助金及び学童保育運営に対します放課後児童健全育成事業補助金などの補正でございます。

30ページをお願いいたします。３項生活保護費のうち、２目扶助費8,600万円の増額でございますが、生活保護扶助費の最終決算見込みによる追加補正でございます。

31ページをお願いいたします。４款衛生費、１項保健衛生費のうち、５目環境衛生費128万8,000円の増額でございますが、ごみ再資源化に伴う報償費の決算見込みによる追加補正でございます。

32ページから33ページを省略いたしまして、34ページをお願いいたします。７款、１項商工費、２目商工業振興費125万円の増額でございますが、本市の厳しい中小企業の経営状況を考慮し、中小企業者の負担の軽減を図ることに伴う中小企業信用保証料補給負担金の追加補正でございます。３目観光費888万6,000円の増額でございますが、平成21年４月のＳＬ運行開始に伴い、ＪＲにおきましては、人吉駅を含む八代・人吉間の幾つかの駅のリニューアルを計画されております。本市といたしましても、現在の観光産業案内所のスペースの拡大を図り改装を実施するものでございまして、改装工事費などの増額補正でございます。

35ページを省略いたしまして36ページをお願いいたします。８款土木費、２項道路橋梁費、３目道路新設改良費833万円の増額でございますが、市道赤池古屋敷第１号線外１路線の道路改良に伴う設計委託料及び県営事業負担金の補正でございます。

37ページを省略いたしまして、38ページをお願いいたします。５項河川費、２目河川改良費に県営事業負担金278万円を増額補正いたしております。

39ページから40ページを省略いたしまして41ページをお願いいたします。10款教育費、２項小学校費、３目学校建設費392万6,000円の増額でございますが、東間小学校屋根防水改修工事などの補正でございます。

42ページから43ページを省略いたしまして44ページをお願いいたします。５項社会教育費、５目文化財保護費207万9,000円の増額でございますが、下林町前村薬師堂移転に伴うふるさと創生推進事業補助金などの補正でございます。６項保健体育費、２目体育施設費619万5,000円の増額でございますが、利用者の利便性を高めるためのスポーツパレス大アリーナライン引き工事の補正でございます。

46ページを省略いたしまして47ページをお願いいたします。11款災害復旧費、３項公共土木施設災害復旧費、１目道路橋梁災害復旧費2,486万8,000円の増額は、災害査定が終了し、補助で取り組む災害箇所が確定いたしましたことに伴う追加補正でございます。

48ページをお願いいたします。12款、１項公債費、１目元金の666万1,000円の減額は、19年度発行分の借入条件に据置期間を設けたことなどによる補正でございます。２目利子の597万3,000円の減額は、利率の確定などに伴う補正でございます。

49ページをお願いいたします。13款諸支出金、２項基金費、12目人吉市応援団基金費19万9,000円の増額は、歳入のところで御説明いたしましたように４件20万円の寄附採納があっておりますので、基金に積み立てを行っております。

50ページをお願いいたします。14款予備費を439万5,000円減額いたしております。

以上で、議第89号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（大王英二君）　以上で、議第89号から議第104号までの提案理由の説明は全部終了いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第19　議第78号

○議長（大王英二君）　次に、日程第19、議第78号平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　おはようございます。平成20年９月定例市議会において、厚生委員会に付託されました議第78号平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定について、審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、３回にわたって開催し、まず、水道局長及び業務課長から前年度指摘及び要望事項に対する経過説明と決算内容の説明を受け、引き続き監査委員から審査意見書に基づく説明を受けた後、審査を行いました。

当年度は、前年度と比較して総収益が4.5％減の５億6,498万5,921円に対し、総費用が5.6％減の４億7,527万5,194円で、純利益が前年度より1.8％増の8,971万727円となっております。本年度投資された事業の主なものといたしましては、福川総合流域防災工事に伴う配水管移設工事、下戸越町配水管布設工事の完了、また、大橋配水管橋梁添架工事等の一部改良工事等が行われ、そのほか、茂ケ野水源地の保護地用地購入をされております。

給水戸数は前年度より153戸増加、給水人口は221人減少し、給水区域内人口に対する普及率は99.10％となっております。年間総配水量は前年度より1.7％、年間総有収水量は1.6％、いずれも減少しております。有収率は83.71％で、前年度より0.05ポイント上昇しておりますが、今後も有収率の向上に向け、老朽管の更新等を図る必要があります。

また、前年度の指摘及び要望事項に対する経過説明としまして、１点目の職員の交通事故防止については、朝礼時に安全運転に努めるよう訓示し、引き続き交通安全と交通のモラルに努めていく、２点目の危機管理については、危機管理事象として、いずれの災害に対しても、迅速・的確に対応できるよう、人吉市地域防災計画の給水対策計画を基本とした緊急体制の確立を図る。また、民間の協力体制として、災害時の応急復旧活動を円滑に行うことを目的に、平成19年７月に人吉市管工事協同組合と応援協定を提携した、３点目の熟練技術職員の後継者育成については、７年連続して指摘を受けているが実現しておらず、水道局36年経験の熟練技術職員の退職まであと４年半と迫り、後任の若手技術職員の配置を要望していくとともに、今回予定されている組織機構改革に合わせ、局内でも水道技術の継承ができる組織体制づくりに努める、４点目の施設の老朽化による多額の設備投資が予測され、市民の急激な負担増とならないよう配慮しながら、今後の財政計画及び施設の運営計画を策定されるようにということについては、将来の予測に対して平成19年度に剰余金処分として、建設改良積立金3,000万円をお願いしており、今後とも毎年建設改良積み立てを行っていきたい。

また、現在、人吉水道事業基本計画と水道施設更新基本計画を策定中であり、策定後、平成21年度から30年度の10年間の財政計画及び施設更新基本計画を含めた全体計画を公表したいとの説明がありました。

水道事業は、今後も給水人口の自然減少、節水意識の高揚等により給水収益の減少が予想され、費用の面では施設の改良、修繕を初めとした維持管理及び老朽施設や老朽管の更新等に多額の出費が見込まれます。

委員会としましては、これらのことを踏まえながら、今後の水道事業の経営について、引き続き公営企業経営の原則（経済性と公共の福祉の増進）に沿って健全財政の維持に努められ、将来にわたって低廉で清浄かつ豊富な水の安定的な供給ができるよう要望するとともに、下記事項についても重ねて要望を行ったところです。

記

１、水道事業の健全運営の維持を図るためには、執行部は今後も熟練技術職員は必要との認識であり、熟練技術職員の後継者育成のための技術研修及び年齢等を考慮した適正配置に努めるとともに、管網図マッピングシステムの整備・活用に努めるなどの早急な対応が必要であり、これを強く要望する。

２、施設の老朽化等により今後多額の設備投資が予測されるので、市民の急激な負担増にならないよう配慮しながら、今後の財政計画及び施設の運営計画については速やかに策定し、公表されるよう要望する。

３、水道料金債権管理については、民法及び地方自治法並びに人吉水道条例を十分認識し、適正管理に努めることを要望する。

以上、厚生委員会に付託されました議第78号平成19年度人吉市水道事業特別会計決算の認定については、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

以上です。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）　厚生委員長にお尋ねをしたいんですが、今回の前年度の指摘事項に対する３点目、熟練技術職員の後継者育成についてということでありまして、書かれておりますとおり、７年連続して指摘を受けていると、しかし実現をしなかったということで、現在おられるベテランが、あと４年で退職をされるという状況の中で、その現場を熟知した熟練技術職員というのは一朝一夕にはできないわけですから、少なくとも早目早目に対策をしていく必要があるということで何回も指摘をしてきた課題であります。で、裏の方の今回の指摘事項にも、また第１項目にこのことが指摘をされております。

それで、議論の中で、本当にこの１項目の文書の中には熟練技術職員は必要であるという

執行部の認識もあるということが書かれているわけですが、そういう認識があるにもかかわらず７年間も実現してない。その点について、どういうふうに議論をされているのか、どういうふうに執行部が考えておられるのか、必要であるという認識はありながらも、やる気がないということのあらわれではないかと。ということは、反面から言うならば、もう技術職員は必要じゃないですよと、そういった考え方が背景にあるのではないかというふうに私は感じるんですが、その点についてはいかがでしょうか。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　お答えいたします。

厚生委員会でも７年も要望してきているのに厚生委員会をばかにしているんじゃないかというようなやりとりもありました。

それで、そんな必要であるなら今度ここに上げてありますように、熟練職員はぜひ必要という局でも思っているわけですから、もうちょっと要望を強くしていってほしいということがあったんです。その中で熟練職員が何年以上の人を熟練職員にするかということもありまして、じゃあ要望をするとともに、局でもその熟練職員の育成をちゃんとしていかなくちゃならないんじゃないかということで、管網図マッピングシステムとか、そして研修にやるなりして、やっぱり局も考えて、要望をしながらも局でもちゃんと考えて、熟練職員を教育していかなければならないということでこういうような指摘になっておりますけれども。

それで、執行部に対して、いつも水道局としては言っているということでした。それでも実現をしないということでしたので、もう厚生委員会ではかなりこれが問題になっております。

以上でいいでしょうか。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　やりとりの内容を今説明していただいたんですが、私はこの管網図マッピングを整備することによって、もう水道局の職員の中には熟練者がいなくても、それはもう指定業者の方に任せましょうかというような考えが執行部の背景にあるんじゃないかと、そこまで危惧せざるを得ないような状況になっていると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　お答えします。

技術、そういうふうな管網図マッピングシステムで勉強してというのも出たんですけれども、それとよその業者に提携しているからということもあるけれども、局としては、やっぱり市の職員がきちっとしたものができる。で、経験しないと技術というのは身につかないというのもあって、よそのところに任せるんじゃなくて、市の職員もきちっとした技術を持った人が必要というような局も思っているところなんですね。それで、要望を執行部にちゃん

としてくようにということも出ております。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　最後です。

○14番（立山勝徳君）　討議の内容を説明いただいているだけですから、これ以上聞きませんけれども、思っているなら、両方とも思っているのにそれができないという現実をどうするのか。そこのところを私は指摘したいんですが、これは質問権が執行部にはありませんから申しませんけれども、耳がおありでしょうから聞いておいていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大王英二君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については、討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　議第78号平成19年度人吉市水道事業会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

平成８年度に水道料が約25％値上げされました。値上げ前の平成７年度の当年度純利益は2,864万円、値上げ後の平成８年度の当年度純利益は１億1,562万円、以後、毎年約１億円に近い額を続け、値上げ後12年目に当たる平成19年度も8,971万円となっています。値上げ前の平成７年度の当年度未処分利益剰余金、つまり累積黒字が8,746万円で、これが平成19年度には５億1,592万円です。平成７年度の累積黒字に比べ、平成19年度にはその約5.9倍にも膨れ上がっています。値上げ後の決算を見ていくと、平成８年度の値上げの妥当性には大きな疑問を感じざるを得ません。

格差社会が叫ばれる中、市民の生活は本当に大変になっています。多良木町では、平成18年度より毎月の基本料金が100円引き下げられました。私が計算してみると、人吉市でも１年間当たり累積黒字の3.6％に当たる1,883万円を使うだけで、このような引き下げが可能です。累積黒字の何割かは水道料の値下げによって市民に返すべきです。

以上のことを述べ、私の反対討論とします。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

それでは、採決をいたします。採決は起立採決といたします。議第78号について、厚生委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第78号は認定することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第20　議第85号

○議長（大王英二君）　次に、日程第20、議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定についてを議題とし、決算特別委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇）　おはようございます。平成20年９月第３回定例会におきまして、決算特別委員会に付託をされました議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

委員会は、５回にわたりまして開催をし、まず監査委員から審査意見書に基づく説明を受けまして、その後、各部から前年度の指摘・要望事項に対する対応及び資料の説明と各会計ごとの説明を受け、審査を行いました。

一般会計の実質単年度収支は、平成18年度においては１億3,363万円余りの赤字でありましたが、平成19年度におきましても１億4,593万円余りの赤字となっております。一般会計から特別会計への繰り出しは18億3,769万円余りとなっております。

普通会計において、財政力指数は0.49で、前年度と同じであります。公債費比率は11.9％で、前年度に比べ0.3ポイント低くなっておりますが、引き続き財政構造の硬直化が懸念されるところであります。経常収支比率は102.4％で、前年度に比べ0.3ポイント高くなっております。これは、歳入経常一般財源である法人市民税の減や、減税補てん債及び臨時財政対策債の減が要因であります。

歳入面については、三位一体の改革の影響を受け、引き続き厳しい状況であり、歳出面については、架橋建設等の大規模プロジェクト、一部事務組合への支出、地域福祉施策の充実、主要施策の推進など、政策課題に係る財政需要の増大が予想をされます。

よって、今後の行財政運営に当たっては、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立するため、国が示した「新地方行革指針」に基づき、行財政運営全般にわたる改革推進を図りながら、財政状況をより正確に把握、分析し、持続可能な財政運営が行われるよう計画的・効率的な予算の編成、執行を強く望むものであります。

なお、指摘・要望事項は次のとおりであります。

１、税、使用料、負担金等については、未収金の解消を図るため、市民の利便性を考慮し、広く窓口を開設するなど、収納対策を講じ、自主財源の確保に努めること。

２、補助金の支出については、各団体の実施検査を行うことで、一定の成果を上げることができた。補助金の削減のみに重きを置かず、補助効果を把握して、引き続き使途、事業内容について精査し、効果的な運用が行われるよう努めること。

３、事務処理については、電算システムに頼る事務体制の現状がある。今後さらに事務の多様化・煩雑化が進む中で、市民に不利益が生じないよう申請書式等の見直し、管理体制の強化、職員研修の実施など、事務処理が適正かつ迅速に行われるよう組織的・全庁的な体制

づくりを構築すること。

４、公有財産の運用・活用については、遊休資産を含めた財政・利用計画等の検討を行い、持続可能なまちづくりを実現するため、市民の要望も踏まえ処分なども視野に入れて速やかに対応されるよう要望する。

５、人吉球磨地域交通体系整備特別会計においては、依然として基金減少の現状にある。くまがわ鉄道の利用客が減少する中で、今後は住民の利便性の向上を図るための交通ネットワークの構築を含め、さらなる健全な運営がなされるよう要望する。

以上、５点の指摘・要望事項を付し、本委員会に付託されました議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定については、慎重審査の結果、全会一致で認定することに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）　決算委員長に一つだけお尋ねをしますが、非常によくできた報告書だというふうに思いますが、要望指摘事項の中に未収金の解消を図るということで条項として起こしてありますけれども、収納率の現状あたりについての分析議論というのはどういうふうにされたのかなというふうに思いますので、その点についてお尋ねをします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　収納率等については各部それぞれからいろいろ御説明がありました。審査の内容としましても、具体的にどうだということではなくて、総体的にやはりそこあたり総じて未収がないようにというようなことで審査をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　その前年度に対して上がったとか下がったとか、そういった特異な現象というのがなかったのかどうか、その点についてはどうでしょうか。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　特に使用料等について、市営住宅使用料でしょうか、家賃等、そこらについてはございました。確かに大きな問題がありまして、そこらについては、やはり収納率を向上させるために臨戸徴収または強制執行といいましょうか、そういうことも含めてしっかりと努力をしているということでございます。具体的な数値については、必要であれば申し上げますけれども、かなり大きな数字ということでございます。

これまでに御質問をされた委員も御承知のように、やはり法的強制執行ということも今後

も進めていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件について討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　議第85号平成19年度人吉市歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行います。

私がこの議案に反対するのは、一つ目に、農林水産業費に５市町村主催による川辺川利水に関する農家説明会を開催するために使われた経費が含まれているからです。平成19年11月５日から10日にかけて、５市町村主催による川辺川利水に関する農家説明会が開催されました。この説明会については、再三の立ち会いを求める川辺川利水訴訟原告団や議員の傍聴が拒否されました。

とりわけ深刻なのは、11月５日に行われた人吉市議会の全員協議会において、議会が傍聴を求めたのに対してこれを拒否したことです。11月６日の人吉新聞もこのことを報道しており、執行部では傍聴願について田中市長、関係町村に相談し、議員たちに調整は困難だったと報告と書いています。５市町村会議において、事前に議員の傍聴を拒否するよう申し合わせていたことは明らかだと思います。

そもそも議員は、住民の声を聞くとともに行政のあり方をチェックするという大事な役割を持っています。そのため、公の説明会に議員が傍聴するのは当然のことです。住民の代表である議員を傍聴させないと５市町村長の申し合わせで決めることは暴挙であると言わざるを得ません。さらに今各地で情報公開条例が制定されているように、住民の知る権利は行政のあらゆる場で保障されなければなりません。５市町村長の申し合わせは近年の住民の知る権利を保障する情報公開の流れに反するものです。

また、５市町村は土地改良事業の事業主体ではありません。それにもかかわらず、あたかも事業主体であるかのごとく、関係農家を集めて説明会を行ったことは、道理が通るものではありません。

新聞報道が事業主体の農水省や熊本県はオブザーバーとして別室に待機すると述べていたように、この説明会は何ら土地改良法に基づかないものであることも明らかです。５市町村の行為は、公務員の職権を乱用したものだと批判の声が出るのも当然だと思います。

私がこの議案に反対する二つ目の理由は、道路橋梁費の中に球磨川架橋の上部工工事に要した決算が含まれているからです。この上部工工事の入札において落札した建設企業体の入札金額が、最低制限価格に対してわずかな差しかないために漏えいがあったのではないかと

市民の間で疑惑が持たれました。同時期に漏えいが起こった熊本市は、不自然さが指摘されている以上、何らかの形で解明するのは責務と話し、内部調査に乗り出す意向を表明しています。

ところが、田中市長は、一般質問の答弁で一つの事例として研究を重ねたいと述べながらも、この問題の調査に対しては明言しませんでした。このことは市民の疑惑に答えるものでもなく、また適切な入札制度の改革を行うためには不十分な対応であったと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君）　以上で討論を終了します。

それでは、採決をいたします。採決は起立採決とします。議第85号について、決算特別委員長報告どおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第85号は認定することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了しました。

―――――――――――――――――――――――――――――――

発言の申し出

○議長（大王英二君）　ここで、教育長の発言を許可いたします。

○教育長（鳥井正徳君）（登壇）　こんにちは。議長のお許しをいただきまして、人吉市議会に提出いたしました教育委員会の事務に関する点検評価報告書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

この報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、教育委員会は毎年その権限に関する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験者を有する者の知見を活用しながら、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することが義務づけられましたことによるものでございます。表紙の裏に、その法律の一部改正部分を上げております。

この点検評価は、法改正の目的であります教育委員会の責任体制の明確化の一つとして位置づけられるものでございまして、点検評価の結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくという趣旨で実施するものでございます。

この法改正を受けまして、人吉市教育委員会は、平成19年度の人吉市教育基本方針に基づき、教育委員会が実施した主要な13事業を選定し、学識経験者３名３人からの御意見を参考に点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出をいたしたところでございます。学識経験者３名につきましては１ページに上げております。点検評価の事業は

２ページに上げておるところでございます。

評価方法につきましては、事業の進め方を見直し、改善するために、市が導入に取り組み思考中であります平成20年度の行政評価システムに沿って、４項目の点検観点から事業評価を行い、今後の方向性を示す点検評価といたしたところでございます。３ページにその点検評価表が上げているところでございます。

学識経験者からいただきました御意見は、点検評価の対象13事業に関し、いずれも必要性、重要性については積極的な高い評価であったと同時に、その実施については、もっと工夫検討、努力が必要であるとの御指摘であったと理解しております。また、教育に関して抱かれている非常に大きな期待をひしひしと肌に感じたところでございます。

法改正により、初めて教育委員会として点検評価を行い、事業の方向性を確認いたしました。今後は、この報告書を公表し、議会や市民の皆様からいただきます御意見、先にいただきました学識経験者の御意見を踏まえ、客観的な分析を加えながら、報告書で示しました方向性に沿って着実に事業を進め、より効果的な教育行政の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上、御説明いたしましたが、議員各位から御指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時25分　散会

平成20年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第２号）

平成20年12月９日　火曜日

１．議事日程第２号

平成20年12月９日　午前10時　開議

日程第１　議第 89号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）
日程第２　議第 90号　平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第３　議第 91号　平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第４　議第 92号　平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第５　議第 93号　平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第６　議第 94号　平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第 95号　人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８　議第 96号　人吉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９　議第 97号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10　議第 98号　人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11　議第 99号　人吉球磨地域交通体系整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第100号　人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第101号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第14　議第102号　市道路線の認定について
日程第15　議第103号　損害の賠償について
日程第16　議第104号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17　一般質問

１．森　口　勝　之　君
２．立　山　勝　徳　君
３．田　中　　哲　君
４．下田代　　勝　君
５．豊　永　貞　夫　君
６．笹　山　欣　悟　君

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

―――――――――――――――――――――――――――――――

４．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
収　入　役	大　松　克　己　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	鳥　井　正　徳　君
総　務　部　長	深　水　雄　二　君
企　画　部　長	荒　巻　　通　君
福祉生活部長	尾　方　　篤　君
経　済　部　長	井　上　修　二　君

建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏崎晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、さきに決定されましたとおり、質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　おはようございます。11番の森口です。よろしくお願いいたします。

今回は、いろいろ考えるところございまして、じっくり皆さん方の御意見を聞いて勉強させてもらおうと思っておりましたら、先週、田中市長から、突然の御発言がございまして、新聞記事を見まして、急遽通告をさせていただきました。

そうしましたら、前回に引き続いて１番くじを引き当てまして、またまたトップバッターを務めさせていただくことになりました。よろしくお願いしたいと思います。

きょうは、通告は市長の政治姿勢ということで、１番目は市の景気対策について、それから２番目は「ダムによらない治水を検討する場」への参加を前にしての市長の考え方についてということで通告をさせていただいております。

その前に、本議会は、ことしの最後の議会でありまして、私なりにことしの流行語大賞というのを決定させていただきまして、皆さん方に発表させていただきたいと思いますが、候補が二つ上がりまして、一つは、「想定外」という言葉であります。これは全国的な流行語大賞のときに、何年か前あったかもしれませんが、ことしは想定外という言葉が一つ、私の中で候補に上がりました。

しかし、この想定外というのは、私は、想定外を想定して政策を語るべきではないと思っておりますので、あえなく落選をいたしました。例えば、今、子供の安全を守るために、全国的に学校の耐震化が進んでおりますけれども、これだって想定外の地震が起こったら何にもなりませんから。じゃ、やらなくていいじゃないかということになってしまいます。ですから、想定外を想定して政策を語るべきではないと。

それから、いま一つ候補に上がりました。最終的に、ことしの流行語大賞は、「民意」、民（たみ）の意、「民意」ということに決定をさせていただきました。これはもう本当、毎日のように、雪でも降ろうかという季節でございますけれども、セミじゃあるまいし、民意、

民意というのが、毎日のように聞こえてまいっております、特に、知事の声から多く出ているようでございますが。

私は、民意はもちろん大事であります。大事でありますけれども、トップリーダーとしての資質は、その民意の本質を見抜く力、眼力にあると、そのように考えております。民意というのは、時として、時流に流されて間違うときもあります。それから、ものの本質がわかって、ころっと変わるというときもあります。古い話なんですけれども、かつてドイツでは、ヒトラーがドイツ国民から圧倒的な支持を受けたそうであります。九十七、八％。ところが、間違っていたことは歴史が証明いたしました。

最近では、アメリカのイラク戦争。これも、最初は、大多数、アメリカ国民の民意としては賛成でありました。たしか六十七、八％。ところが、これも歴史が証明いたしました。

ごく最近では、植木町の住民投票、合併に関する住民投票。これで５年前は、反対が６割、賛成が４割でした。ところが、ことの本質、いろいろ考えられたんでしょう。今回の民意は賛成が６割、反対が４割、全く逆転してしまいました。ですから、民意というのは、ころころ変わるときがあるんだということを、我々はしっかり考えていかなくちゃいけない。

特にアンケートなんていうのはそうです。例えばリンゴが好きか嫌いかという、そういうアンケートなら、大体その数字は信用していいんでしょうけれども、政策的な、本当に重要な課題に関するアンケート等々につきましては、そのアンケートを受ける方が、どれだけそのことに対する情報、知識等々を持っているか、それによって、随分、私は変わってくるものがあると思っております。ですから、その辺のところも十分注意しながら、我々はやっていかなければいけないと、そのように思っております。

蒲島知事は、本当に民意という言葉が好きなようでありますが、今、私が言いましたようなことは当然、政治学者だそうでありますから、御存じであろうかと思いますが、知ってて民意を盾にするのは、これは確信犯でありますから、例えばダム問題に関しましても、御自分で立ち上げられた有識者会議の結論も無視、それから外国から招聘されたディック・ブラウンさん、この地に住み続けるならばダムは必要だとおっしゃった言葉も無視、ただただ民意ということを盾にしてお話をされているようでありますが、我々はしっかり監視をしていかなくちゃいけないと、そのように思っております。

それでは、順次質問をさせていただきますが、まず市の景気対策ということで、通告をいたしました。これは、私は、議員という立場もそうなんですが、小さいお店をやっておりまして、言ってみれば、第一線で市民の皆さん方と接する、そういう立場にあるわけですが、本当に今、景気が悪いというお話を聞きますし、私も実感をいたしております。

せんだって、八代社会保険事務所の年金担当の方とお話する機会がございました。その方はおっしゃっていました。本当に人吉球磨は悪い。特に人吉は悪い。この先どうなるかと心配してますよというお話でございまして、私もそのようなことを感じておりますので、意見

が一致したわけでありますけれども。このような、今人吉市の経済情勢といいますか、景気の悪さ、これについて、まず、経済部長に、現状に対する認識と、それから景気刺激策といいましょうか、景気対策について、何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

以上、１回目を終わります。

○経済部長（井上修二君）　おはようございます。不景気に対する認識と、その対策はという御質問でございますが、景気が大変悪くなっている現状は、十分認識いたしているところでございます。また、世界的な景気後退の中、市独自での即効性のある景気対策につきましては、なかなか難しいものがございます。青井神社の国宝指定、来年のＳＬ運行は市の観光産業にとりまして、千載一遇のチャンスでございますので、観光並びに農業振興、企業誘致を積極的に推進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　御答弁いただきましたけれども、苦しい答弁をさせて申しわけなかったと思っておりますが、確かに、観光施策というのは、もう大変重要なことだろうと思います。それから農業につきましても、これは極めて重要であります。お話は十分わかりますが、この景気の悪さを即効的に刺激する対策をとるというのは、本当に、経済部長の本心は、妙案がないんだというようなことじゃないかと思うんです。景気、助成策ですか、あれは125万円、保証料の助成、組んでありますけれども、とにかく即効的に、景気を押し上げるという策は本当にあるのかな、私もなかなか思いつかないんです。

この今の人吉市の現状を思いますときに、返す返すも、私は残念だなと思うのは、なかなか進まないダム事業でありますとか、あるいは利水事業であります。ダム事業はこちらに置いときまして、特に利水事業につきましては、ことしの３月31日休止となりまして、農水省さんも引き上げられましたが、私はこれが当初予定どおり事業が進捗していたら、人吉はもっともっとよかったんじゃないか。もちろんダムもそうなんですけれども、そういうようなことを常々考えております。

それで、経済部長にお聞きしますけれども、利水事業の進捗状況、あるいは事業費の残額はどれぐらい残っているのかということをお教え願いたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　利水事業についての進捗状況でございますが、20年度は事業が休止となっておりますので、平成19年度末実績でお答えいたします。

総事業費が375億7,000万円のうち、184億7,817万9,000円を執行いたしております。進捗率では49.2％となっております。したがいまして、事業費残額は190億9,182万1,000円となっております。

以上、お答えします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　お答えいただきました。

190億残っているということで、これは本当に休止状態になっているのが悔しくてしょうがないです。私、あるところに聞きましたらば、予定どおり進んでいたとしたら、組まれていたはずの20億円が、今年度は奄美大島に行っちゃったそうなんです、その予算が。残念でたまりません。逆に奄美大島の人は大喜びだそうですよ。ですから、一刻も早く、これにつきましては、私は復活をしてもらいたい。そういうことで、この事業につきまして、この人吉球磨の地域の経済、少しでも浮揚させるためにも、利水事業につきましては、頑張っていただきたいんですが、なかなか、はっきり言いまして、関係６市町村長さんたちの足並みもそろわないし、それからやる気というものがなかなか見えてまいりません。例えば、この利水事業に関しましては、市長も今般の施政方針で述べられております。その中に、解散も検討したとか、それから当面は見送る、解散を見送りにしたとか、どうもやる気というんですか、そういうのが見えてこないんです。

例えば、この利水事業につきましては、この地域の将来の農業基盤の確立のため、あるいは安心・安全な食料を安定的に供給していただくため、あるいは自給率向上のためと、いろんな大義があるはずですが、そういうのに、一致団結して、やるぞという姿勢がどうも見えてこないのが、私は寂しいなと常々思っております。

これは例え話ですけれども、水代がネックになっているのであれば、この盆地内の人間で、少しでもいいから出し合って、そういう水代にかえてやる、そういう方法はないか、そういうのを模索しているんだとか、何かそういう具体的な、前向きな前向きな活動というのを、私は展開していただきたいと思っております。特に1,299ヘクタール内の農家の方は、各地とも８割以上が参加したいというようなことをおっしゃっているようでありまして、一刻も早い復活を目指してやっていただきたいと思っております。

そのためには、ぜひとも、田中市長に、強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っておりますが、この辺に関して、市長、何かございましたら、お聞きしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　おはようございます。利水事業を休止から復活させるためには、事業計画変更を行うため、土地改良法による手続を進めることが必要でございます。

そのためには、第一に、対象農家の皆様方に計画変更を行うための新利水計画案、この内容に御理解をいただき、御承認をいただく必要があると考えております。

また第二に、御指摘のとおり、６市町村、現在、足並みはそろっているところでございますが、御承知のとおり、相良村の有識者会議による一つの案も出てきておりますので、それを相良村の方では比較検討されて、農家の皆さん方の賛否を伺われるというふうにも聞いておりますので、やっと相良村の方々の御意向も踏まえたところで、６市町村そろって、事業計画変更へ進むことができるというふうに考えているところでございます。

農家にとっては、もう御承知のとおり、水は大変重要である。水さえあれば、そこに生活が営むことができるということでございますので、私といたしましても、全力で取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　ぜひともそのような気持ちで取り組んでいっていただきたいと思います。

それでは、景気対策につきましては、この辺で終わらせていただきまして、さらっと流させていただきました。

２点目、通告しております、これは一口で言って、ダム問題ということでございますけれども、この件につきまして、順次質問をしてまいりたいと思っておりますが、多少、いろんな、今までの流れからして、少し、市長に対して、厳しい質問になる場合があるかもしれませんが、明快な御答弁をお願いしたいと思います。

今般、「ダムによらない治水を検討する場」というのが設置をされまして、これにつきましては、国・県・流域12市町村の方々に入っていただくということで、私としましては、そういう場ができたんだから、一つここは皆さんで冷静になっていただいて、科学的、合理的な見地から議論をしていただきたいなと。我々は、差し当たって、それの推移を見守っていくしかないのかなと思っておりましたら、突然、市長が先週、御自分のお考えを発表なさいました。

正直言いまして、本当に驚いたところでございますけれども、驚いたのと落胆したことがありまして、まず驚いたこと、２点あったんですが、１点目は、知事が、市長の発言を受けて、蒲島知事が、国にしか対応できない治水対策、洪水対策があるんだとおっしゃいました。これには、まず驚きました。知事のコメントに対して。洪水とともに生きるというようなことをおっしゃっていましたけれども、まさかそういうコメントが出るとは思っておりませんでしたので、まずそのことに驚きまして。ちなみに、この「洪水とともに生きる」という言葉ですけれども、ことし何月ごろでしたか、国土交通省の職員さんか何かが、洪水を受忍していただかねばならないとか何とか発言したとかで、新聞にも載りました。話題にも乗りましたが、それと余り変わらないような発想じゃないかと思っておりましたけれども、それはそれとして。もう一つ、驚きましたことは、実は田中市長は、昨年の６月議会で、このように発言をされております。「市民の生命、財産については、何ものにも増して優先すべきものであり、流域全般について想定される最善の洪水対策を講じていかなければなりません。しっかりした河川管理をしていただくよう、国交省にお願いしてまいる」と発言をされておりまして、これは私が質問した部分だったものですから、私は記憶に残っておりまして、これで、あっという感じだったんです。今回の御発言は、今言ったのと、全く180度変わった

ような気がしておりまして。しかし、人間、心変わりというのはありますから、そのことについて、ここで整合性云々ということを聞くつもりは毛頭ございません。

ただ、もう一つ、落胆したことといいますのは、瞬間的に、これでまたダム問題は一から出直しかなというような気がいたしました。といいますのは、今般の発言は白紙撤回どころじゃなくて、ダムの完全否定と受けとめられても仕方のないような御発言だったんじゃないかなと、私は受けとめました。

我々は、ダムを推進をしておりますし、市長はダム反対を表明されたということで、これは一からまた議論をやっていかなきゃいけないのかなという、何となく重い気分になったところでございますけれども、そこできょうは、せんだっての９月議会で、ちょっと聞き漏らしたところもありますし、また、市民の皆さんの中で、私なりに感じていますことは、どうも誤解をしていらっしゃる方がいらっしゃるんじゃないかというような部分もありますので、そういうことの、少しでも誤解の解消につながればという思いも含めまして、市長の御認識をお伺いしてまいりたいと思います。

それと、さらに、過去の議会で我々にお約束していただいたことがございまして、そのことについても少しお尋ねをしてまいりたいと思います。この本会議場での御発言、お約束というのは、市長が選挙前におつくりになりましたマニフェスト、これも大事でありますけれども、それよりも、私は数段重いものがあると思っておりますので、その辺のところも明快に御答弁いただければと思いながら、質問してまいります。

まず、市長は、先般９月、表明されましたときに、川辺川ダム建設に関する是非の判断材料の大きな柱の一つとして、昭和40年７月３日の水害を取り上げられ、特に、そのときの水害被害者の方々の御意見をそっくり採用されているようであります。

そこで、まずお伺いしてみたいと思いますが、市長は、御自分で検証された結果、なお40年７月のあの大水害は、その直接の原因は、市房ダムの放流にあるとお考えでしょうか、お聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

当時の状況というものは、資料等々もございますけれども、なかなかその判断が難しいわけでございますけれども、当時の、昭和40年７月３日の水害被害者の方々の思いというのは、確かに市房ダムの放流により、急激に増水をした結果であるというふうに認識をされておられるところでございます。

よって、それがすべてであるというふうに私も思っておりませんが、それは上球磨地方、または相良・五木地方に、または球磨郡全体に同時に異常降雨と申しますか、多大な雨量がもたらされた結果、市房ダムの放流というのも、その一つであるというふうに私は認識いたしているところでございます。

しかし、水害被害者の皆様方は、そのダム放流が主な原因であるというふうに認識してお

られるということも承知しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　御答弁いただきました。当時の水害被害者の方々、本当に御苦労なさったと思います。またその思いをお持ちになっていることも十分承知をしております。

実は、私も水害被害者であります。ただ私の場合は、川辺川の大増水による被害であります。茶工場が壊れかけまして、本屋まで届きそうになって、本当に大変な思いをした、その水害被害者の一人でございますが。ですから、そのときの恐怖等々につきましては、水害被害者の方々の気持ちは十分わかるつもりでありますが、私がなぜ今さらこのような質問をしたかと申しますと、市長は９月議会での所信におきまして、以下のように述べられております。ちょっと読んでみます、メモしてまいりました。まず、たしか１ページ目だったと思いますけれど、冒頭部分で、「しかし、現在、ダムによる治水対策は多くの本市市民に根強い抵抗感があり、特に水害被害者の多くは、昭和40年７月の水害が、増水した球磨川に市房ダムの放流が重なり、洪水が引き起こされたものとして、ダムによる治水に大変な危惧を抱いておられます」と述べられ、さらに、市長御自身の結論づけされるようなくだりの部分では、さらに「そして何よりも、水害被害者がダムによる治水の危険性を訴え、市民の多くがダムに否定的である以上、このダムによる治水対策が果たして適切かどうか自問自答」云々ということでありますが、私は、まさにこういう表現の仕方こそ、これまで多くの市民の皆さんに誤解を与え、その結果、いわゆる誤解に基づいた、誤った民意の形成につながっていったのではないかと、私は考えております。

特に、「昭和40年７月の水害が、増水した球磨川に市房ダムの放流が重なり、洪水が引き起こされた」という表現につきましては、さらっと聞き流すと、「ああそうか、危ないよな」ということになりますけれども、実はここが市民の皆さん、誤解を受ける最大のポイントでありまして、私はこういう表現には強い違和感を持っております。と申しますのは、これは市長、よく御存じのとおりなんですけれども、球磨川が流れておりまして、大雨で増水したと。そこ、その球磨川の横にダムがあって、そのたまった水をどんと流し込めば、それはどっとふえます、流し込んだところから下は。ところが、ダムは、この球磨川本流にあって、洪水を、流量をカットしているわけです。これは市長の施政方針、９月に述べられておりますが、そのとおりなんです。

ところが、表現の仕方が、増水した川にまた放流してふやしちゃったというようなことで、この部分の表現はよろしくないんじゃないかと。実態を伝えてないんじゃないかと、そのように思っております。

確実に、ダムは流量をカットして、治水対策につながっているわけでありまして、そのことは、市長御自身も述べておられますが、球磨川の上流域の方では、水防団の方は、ダムは

治水効果があるというお答えになった方が60何％、それから治水効果がないとおっしゃったアンケートでは、わずか３％なんです。だから、ダムの下の方の人たちは、ダムがあって、治水効果があったんだというようなことを感じていらっしゃるわけであります。

いろんなことが重なって、誤解が誤解を生んだと思うんですが、市長もさっきおっしゃいましたように、そのときの降雨が物すごいものがありました。市房ダムから下流の多良木の宮ケ瀬観測所では、842ミリでしたか、それから最大の支流川辺川の上流域の五木観測所では、総雨量が873.8ミリ降っております。ですから、市房ダムから下の降った部分、それから川辺川の大増水、上流域に10本ぐらい河川流れ込んでいますけれど、そういうのがより重なって、ぐあっと来ちゃったというようなところがあって、何もダムの放流があのような大災害をもたらしたとは、私は思っておりません。そういう、さっきの降雨状況も、市民の皆さんは御存じない方がほとんどなんです。

それから、さらには衆議院の調査局、平成11年でした。公表をされましたが、「市房ダムの放流が水害の直接の原因であるとする主張は、理論的に妥当でない」と公表されたこと、そういうことにつきましても、市民の皆さんは、御存じない方が随分いらっしゃるということで、これまでの説明責任ということもあったのでありましょうが、我々はそういうものを地道に解消していかなければならないと思っております。

そこで、私は、市民の皆さんにお話するときに、今ちょっと思いつきましたけれども、今の件でよくお話することがあるんですが、昭和40年７月３日午前６時ごろが最大のピーク流量、約5,000トン迎えておりますけど、そのときに、時系列的に考えて、市房ダムの放流部分が、大体人吉地点、どれぐらい占めていたか、市長御存じでしょうか。突然で申しわけないんですけど。６時ごろ、７月３日の６時ごろ、人吉地点で5,000トン／Ｓ、１秒間に5,000立方流れているんです。最大のピーク流量が。そのときに、時系列的に考えて、約３時間ぐらい前だと思いますけど、市房ダムから放流されていた部分が、人吉地点で占める割合については、大体、突然ですけど、大体のところ御存じでしょうか。

○市長（田中信孝君）　その割合については承知をいたしておりません。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　これは、本当に、この話をすると、なるほどそうかと思われるんでしょうけれども、これは市長、非常に重要な部分であって、市長の口から、ぜひとも市民の皆さんにお話していただきたいのは、これは基本的なことなんです、ダム問題を考える上で。そうですか。御存じないということで。実は10ないし13％なんです。最大ピーク流量5,000トン／Ｓのときに占める、市房ダムから放流された分が占める割合は10ないし13％、これはぜひとも御承知おき願いたいと思います。残りの約９割は、さっき申し上げました下流域の河川の出水、一番大きなのは、川辺川の大出水であります。それが人吉には２本流れ込んで

おりますけれども、そういうのが重なって、5,000トン／Ｓを迎えたわけでございます。これにつきましては、ぜひとも市長は御認識いただきたいと思います。

そういうことで、ちょっと御存じなかったのは残念でありますけれども、突然の質問でございましたので、失礼をいたしました。

そういう意味も含めまして、ぜひとも、この協議会が立ち上がったわけでありますから、どうぞ市長、国交省やら県、あるいはほかの流域の市町村長さん方々の意見を、私は原点に返って素直に聞いていただいて、御検討願いたいと思います。そうすると、市長も認識が随分お変わりになるところがあると思います。今、ちょっとお聞きしたことなんかも含めて、今そのように感じておりますけれども、ぜひとも、心を白紙にして、その協議の場に出て、知らなかったことは、知らなかったんだと、そうなのかというようなことを、思い切って、私はそういう態度でいっていただきたいと思います。

次にお伺いしますけれども、市長就任以来、今回で８回目の定例会でございます。過去の議会で、我々にお約束いただいた御発言というのがございます。について、二、三お伺いしますが、さっき申し上げました、この本会議場での御発言あるいはお約束というのは、私はマニフェストよりも重いものがあると思っております。

そこでお答えいただきたいと思いますが、まず、５月に開催されました公聴会の意見の取り扱いについてでありますが、市長は、ことし６月議会の私の質問に対する御答弁で、以下のように述べられております。市長の答えの部分だけ申し上げますけれども、「昨日の本村議員並びに先ほどの御質問の中でもお話をさせていただきましたとおり、回答をさせていただきましたとおり、賛成、反対の出席者の多寡、また賛成反対の文書による意見の多い少ないで判断するものではないというふうに一貫して申しております。それは先ほども申し上げましたとおり、立山議員のところでも申し上げましたとおり、３万人という有権者を対象としたならば、３万人という方々のさまざまな思いもあるという中の一つの公聴会であり、一つの御意見を賜った文章であるというふうな認識でございます」と６月議会で御答弁いただきました。

ところが、９月の所信におきましては、このように述べられました。「本市主催で５月に開催しました川辺川ダム建設について市民の意見を聞く会においても、発表者数で87％、意見書数で84.5％がダム建設に反対という結果でございまして、これらのことから、本市ではダムによる治水対策に疑問を持つ方のほうが多いということがわかると存じます」ということで、これは今、本村議員も驚いておられると思いますけれども、聞かれた方は、驚かれたんじゃないかと思いますが、全く６月議会におっしゃったことと、３カ月後、９月でおっしゃったことが、どうも私には全く食い違っているなという印象なんです。

これは、まさにこの本会議場における答弁無視といいましょうか。議会も軽んじられたものだと、我々への約束違反じゃないかというふうに私は受け取っております。この件につい

ては、ぜひとも市長の御発言の整合性について、市長御自身の口からお聞きしたいと思っております。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

公聴会に関する答弁で、６月議会と９月議会に食い違いがあるという御指摘でございますが、申し上げましたとおり、公聴会の目的は、市民の生の声を聞くというものでございました。確かに賛成、反対の数の多寡で判断するものではないというふうに明言をいたしております。単に、よってその生の声を聞くということでありまして、数によって判断をしたわけではございません。あくまでもその内容について、市民の皆様方のさまざまな意見をお聞かせいただいたということでございます。

客観的に見て、公聴会で反対の数が多かったのは事実でございます。

公聴会での賛成数、反対数というものの公表は、公聴会の結果を踏まえて、いずれ公表するというお約束をいたしておりましたので、施政方針の機会をとらまえまして、その場で公表をさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　御答弁いただきましたけれども、なかなか「はい、そうですか」と簡単に、先ほど読みましたとおり、簡単に納得できるような御答弁ではないんじゃないかというふうに思っております。

実はこれは私は、この公聴会の御意見というのは、懸念していたとおりの展開になったわけです。というのは、例えが合致するかどうかわかりませんけれども、３年前でしたか、教科書の採択問題がありまして、そのときに、教科書の展示会というのがあるんです。人吉は一中と西校でございました。それで、展示会場に御意見箱というのがございます。そして、その当時、新しい歴史教科書に、強烈に反対するグループの方々がいらっしゃいました。一般の人も当然ごらんになったでしょうけれども、私はそのとき、教育長に、恐らくそういう御意見箱には、反対グループの方々が手に手を取って行かれて、意見書をどんどんお入れになるであろう。一般の方々はなかなかそういうわけにはいかない。よってもって、意見箱に入った意見が、この地域の多数であるという判断はくれぐれもしないでほしいと申し上げました。教育長は、そのとおりですとおっしゃいましたけれども、まさに今回のこの公聴会の意見を取り上げられて、人吉では圧倒的多数がダムに反対であるということがわかりますとおっしゃったのには、私は非常に違和感を持っております。

ただ、さっきも申し上げましたが、人間だれでも考えが変わるということはありますから、その辺、言っても、そのときはそう思ったけど、今はそうなんだと言われてしまったら、もう何にも言う言葉はありませんので、そういうことなんですが、私が一番残念に思っていることは、このような発言、くだんの発言が、最大の治水受益地である人吉市民の圧倒的多数

が、ダム建設に反対であるというイメージを抱かせるような表現であって、当時、最終判断を控えておられました蒲島知事に対しても、地元の民意という点で、私は、誤解を与えるような発信をしてしまったんじゃないかと、そのように考えております。極端な意見が知事に行ってしまっちゃったんじゃないかというようなことも私自身考えているところでもあります。

現に、知事の反対表明を見ましても、田中市長という言葉は２カ所ぐらい出ていたと思いますし、また知事が、この辺の民意について、歩き回って聞いたという話も聞きませんし、特に我々地元の議会に来て、生の声も聞こうということもされなかった。それに違和感持っておりますけれども、そういうことにもつながっていったんではないかと思っております。今さらながら残念でありますが、時間も迫ってきております。納得いかんといってとめるわけにもいきません。

もう一点だけ約束事についてお伺いしますが、市長はダムの機能についても懸念を示されながら、判断材料の一つとされております。例えば、潮流能力以上の流入とか、増水している間に、さらにさっき言いました増水を招く放流とか、あるいはこれは大事な点ですけれども、市房ダムと環境との関連性でありますとか、そういうものを判断材料の一つとされておりますが、私はこれも昨年の議会におきまして、以下のように質問しております。

「市房ダムは約50年前に完成をしております。それ以来、今日まで環境問題に関する考え方、また土木技術の進歩は著しいものがあります。市長判断前にぜひとも最新技術を駆使した平成14年完成の広島県温井ダム、平成12年完成の神奈川県宮ヶ瀬ダムを御視察いただいて、判断材料の一つとしていただきたい」という趣旨の、おこがましかったですけれども、進言をさせていただきました。

それに対しまして、市長は「機会があったら温井ダムとか宮ヶ瀬ダムとかいう様々な全国のダムの事例というものを見学し勉強させていただき、一つの私の資料とさせていただきたいと思っております」と答弁をされておりました。

お約束いただいたわけでありますが、そこでお尋ねしたいと思いますけれども、せんだっての最終御判断の前に、温井、宮ヶ瀬行かれましたでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答をいたします。最終判断の前に９月の施政方針発表の前に、温井ダム並びに宮ヶ瀬ダムには行く機会はございませんでした。お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　もう御存じだと思いますけれども、温井ダムというのは６年前に完成した堤高156メートルの貯留式ダムであります。川辺川ダムの1.5倍、それから宮ヶ瀬ダムはこれは平成12年に完成いたしました。同じく堤高156メートルの貯留式ダムであります。

この宮ヶ瀬ダムにつきましては、たしか先月でしたか、市新クラブの皆さん、視察に行か

れたようでありまして、大変感心されたというふうにお伺いしております。特に、松田議員なんかは「これはよかったばい」ということで、今盛んにほかの市町村の議員さんたちにもお勧めいただいているようでございますが、その様子は松田議員にでも聞いてください。

市長は笑ってらっしゃいますけど、環境対策も視野に入れながら河川工学に裏打ちされた最新の土木技術、ダムのありよう、それからダムを利用した地域のありように触れることなく、市長もおっしゃってました、その貴重な資料を欠いたまま、貴重な経験、資料を欠いたまま、川辺川ダム問題に判断を下してしまったということではないかと思います。

大変これは残念です。球磨川は守るべき宝、当然であります。球磨川だけじゃなくて、川はすべて守らなくちゃいけない。これは当然であります。

先日、竹中平蔵さんが言ってらっしゃいました。究極の環境対策は地球から人間がいなくなることだとおっしゃってました。全くそのとおりだと思います。我々が生きているということは、もうそれ自体環境破壊をしながら生きているわけでありまして、しかし、生きていかなければならい。そのためには、守るべき宝と地球よりも重い人間の命とどう折り合いをつけていくか。過去の反省を生かしながら、高度な知識、頭脳、土木技術を結集してつくられたのが温井と宮ヶ瀬なんです。それをもう６月ですから１年半前でした、申し上げましたけれども、その貴重な見学というか思慮を欠いたまま、私は判断されたことについては、かなり違和感をはっきり言って持っております。

もっともっとダム問題についてはお話をお聞きしたい部分があるんですけれども、きょうは６人さん、私含めて６人登壇ということで時間もなくなってまいりましたので、最後にお尋ねしたいと思いますが、市長は昨年と打って変わって河川管理を県に移譲したらというようなお考えのようでありますが、市長御自身はそうおっしゃる以上、治水対策としてダムにかわる案、何か素案というものがおありでしょうか。

○市長（田中信孝君）　温井、宮ヶ瀬ダムについては、日程の都合がつかず残念ながら出かけておりませんけれども、その両方のダムについては、関係者の話やインターネット等で、一応資料は読ませていただいたところでございます。

ダムに対する治水対策ということでございますけれども、現在のあらゆる状況を踏まえまして、これは申し上げてきたことでございますが、人吉地点での堤防のかさ上げとか引き堤とかいうのは、大変厳しいものがあるというのは、これはもう事実だろうというふうに思っているところでございます。また、申し上げてまいりましたとおり、河床の掘削というものは動植物に多大な影響を与えかねないというふうにも危惧をいたしているところでございます。

代替案につきましては、専門家の皆様方の英知をもって温故知新、革新的な発想と技術の開発を期待し、新たな治水対策の検討を国にお願いしていきたいというふうにお答いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　今、国にお願いとおっしゃいましたけれども、市長はせんだっての御発言では、県に移譲したらどうかというような提案していきたいというようなこと、この辺は後ほど田中議員が通告いただいているようでありますから、田中議員の方に譲って質問を期待しておきたいと思います。

ちょっと今の御答弁どうかなと思う部分がありましたけれども、なかなか治水対策というのは国土交通省も、今までぎりぎりのところで検討した結果、今のような状況になってるんじゃないかと私は思っております。特に、私たち心配しておりますのは、相良の徳田村長も、堤防かさ上げと河床掘削というようなことをおっしゃってます。河床掘削につきましては、これはもうこないだも申し上げましたけれども、川辺川にたまった土砂は、天文学的な数字なんです。これはもう土砂掘削なんていうのは、もう予算の積算もしようもないぐらい私は堆積しているんじゃないかなと思っておりますし、また万が一、洪水のたびにつかっております相良村の川辺、永江、上園、棚葉瀬、あの辺に毎年つかりますから、堤防でも築堤されたら、ここはひとたまりもないというのが大方の見方なんです。ですから、球磨川水系、川辺川水系全般にわたっての治水対策はどうなんだということを考えていかなくちゃいけません。自分ところだけよければいいというもんではございませんので、その辺のところもしっかり今度の協議会の場で、真摯な態度で皆さんと議論を展開していいただきたいと思います。

時間もなくなりました。最後になりますけれども、市長は反対、今から変わる可能性もおありかもしれませんが、これまでお聞きして、市長のダムに対する判断材料は偏ったものであったのではないかというようなことを今、感じております。どうぞ両方の側に立って、しっかりとさらなる検討をしていただきたいと思います。

先週の御発言で、「国交省がダムという限り議論は平行線になる」とおっしゃいましたが、もう、はなからそういうことをおっしゃるということは私はよろしくない。どうぞ白紙に戻って、１から人様の話を聞いて議論を展開していただきたいと思っております。

そしてさらに申し上げたいことは、将来にわたって安心・安全かつ安定的な食糧の確保、さらなる農業の振興という観点から、この人吉・球磨地域内にとうとうたる農業用水路を確保していく必要があるための利水事業の推進、クリーンエネルギーを確保していくという観点からの発電事業の復活、さらには地域住民の生命と財産を守るため、最新技術を導入して環境にも最大限配慮したダム建設事業の推進というのは、私は連綿として引き継がれる、この人吉・球磨地域が安心で安全に定住できる、そういう地域の形成に大きく寄与する事業であると、そのように思っております。

そのようなことを申し上げながら、時間でございますので一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分　休憩

―――――――――――――

午前11時11分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　おはようございます。おはようございますでいいんでしょうかね、今の時間は。先ほどの森口議員の非常にきめの細かな治水論争を聞かせていただきました。かわりまして私の方はかなり荒っぽい質問になるかなというふうに思いますから、雑な質問になるかもしれませんから、よろしくお願いします。

今回の私の一般質問は、市長の施政方針の中から３点。まず一つ目は、平成21年度の予算策定の基本方針について、二つ目は、まちづくり親善大使について、３点目は、来年４月25日に決定をいたしましたＳＬ運行再開に向けての受け皿つくりについて、以上の３点と、施政方針以外から、麻生内閣が経済対策として打ち出しました定額給付金問題、そしてもう一つは、去る11月28日、裁判員候補者決定通知書の発送によって実質的にスタートをいたしました裁判員制度について、以上の５点について質問をいたします。

まず、新年度予算策定の基本方針についてでありますが、いよいよ来年度の予算策定の時期になってまいりました。新年度の予算を編成するためには、その前提として市財政の現状について正確に把握、分析、そして考察をする必要があると考えていますが、執行部として19年度及び、まだ年度半ばではありますが20年度における財政状況について、どのように分析し考察判断をされているかお尋ねをいたします。

以上です。

○企画部長（荒巻　通君）　おはようございます。財政の自己分析についてお答えいたします。

まず、平成19年度でございますが、経常収支比率は102.4％で前年度よりも0.3ポイント増加しております。実質公債費比率は11.4％で前年度よりも1.1ポイント減少しております。平成20年度は年度途中でございますので見込みの数値でございますが、経常収支比率は平成19年度と同程度の数値で推移するものではないかと考えているところでございます。実質収支比率につきましては、公債費の状況や３年間の平均値を用いて算出することなどを勘案いたしまして、平成19年度よりも少し増加し12％を超える数値で推移するのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　企画部長が答弁をされましたように、本市の財政指数の特徴といい

ますか、その財政構造の特徴は財政構造の弾力性を示すといわれます経常収支比率が、類似団体では93.7％に対して19年度では102.4％、これは県下でもトップとなる高さであります。一方、財政構造の健全性を判断をいたします実質公債費比率は19年度11.4％で、類似団体に比べて約５ポイントぐらい低くなっています。

弾力性は最悪、健全性は最高と、そういうような指数であります。一見矛盾をするような両極端の財政指数が出ているわけでありますが、その理由について説明をいただきたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　このような結果になったことでございますが、他都市と比較可能な平成19年度の数値で申し述べさせていただきます。

経常収支比率は、熊本県内14市の中でも最も悪い数値になっておりますが、実質公債費比率については県内で最もよい数値となっております。まず、経常収支比率が高い要因でございますが、算定式の分子に当たります経常経費充当一般財源について、熊本県内14市の性質別データで比較いたしますと、補助費等繰出金が他市と比べて高い状況でございます。補助費等につきましては、一部事務組合負担金の中でも特に人吉球磨広域行政組合のごみ処理施設の運営費や公債費分の増が大きく影響しているものと考えております。繰出金につきましては、平成18年度決算から公共下水道事業特別会計への繰出金の繰出基準が見直され、それまで臨時的な繰出金として計上していた汚水分を経常的な繰出金とするようになったことが大きく影響いたしております。ただし、公共下水道事業特別会計への一般会計からの繰出金は減少しているところでございます。

また、算定式の分母にあたります歳入一般財源では、法人税を主とする市税の減及び所得譲与税の制度廃止に伴う減が、経常収支比率を押し上げる要因となっているところでございます。

実質公債費比率は他の都市と比べ低い数値となっておりますが、これはこれまで投資的経費の財源を安易に起債に求めず事業を進めてきたこと、地方交付税の基準財政需要額に算入される有利な起債を選択してきたことなどが、理由として考えられているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、部長が１回、２回について、本市の財政状況の特徴について説明をいただいたわけですが、そのような現状認識に立って、21年度の予算編成の基本方針をどのように考えているか。そのことが一つ。

もう一つは、歳入において去る８月でしたけれども、国が法人税を中心に市税の減収が2.3％ぐらいあるだろう。地方交付税は出口ベースで3.9％ぐらい絞るつもりだ。そういう発表をしております。

これは８月の状況でありますから、その後の日本の社会の企業の状況あるいは経済状況を見てみますと、市税のマイナス2.3％あるいは出口ベースの地方交付税3.9％で、これくらいでは済まない厳しい現状があるのではないかと私は見込んでおりますが、その点について執行部の見解を求めたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　これまで御説明いたしましたように、経常収支比率は非常に高い数値となっており、大変厳しい財政状況であります。しかし、このような状況であっても、少子・高齢化の進展や昨今の経済状況を考えますと、行政が担うべき役割はこれまで以上に重要になってまいります。そのため必要性、優先度を勘案し、財源の有効的な配分が必要となっておりますので、平成21年度の編成は最小の経費で最大の効果が得られるよう、選択と集中をキーワードにスリムで効果的な予算編成とするよう定めたものでございます。

具体的内容といたしましては、まず歳入につきましては、自主財源の最大限の確保を図ります。市税を初め、保育料や市営住宅家賃などの滞納整理はもちろん、さまざまな収納対策を講じてまいります。また、遊休財産の処分やふるさと寄附制度についても周知を図るなど、強力に推進してまります。

次に歳出でございますが、事業の効果、効率の観点から、事業の選択を含めた抜本的な見直しを行うこととし、その整理、合理化並びに事務手続の簡素、効率化を行うことといたしております。また、経費全般について徹底した見直しを行い、特に経常収支比率を下げるために、経常経費の節約、合理化に努めるものでございます。

また、国が示した平成21年度地方財政収支の8月の仮試算において、地方税が前年度比2.3％の減、地方交付税が出口ベースで3.9％の減としたことの妥当性についてお答えいたします。これは、総務省が財務省への概算要求時の資料として作成したもので、表題のとおり、８月に作成したものでございます。その後の経済情勢は９月中旬のいわゆるリーマンショック後、悪化の一途をたどっており、企業の収益も業種、規模の大小を問わず減益基調が明らかになってきております。

このような状況から推察いたしますと、税収は法人市民税を中心に８月の仮試算以上に減となるのではないかと考えているところでございます。

地方交付税につきましては、先日、地方交付税の原資である法人税収が、平成20年度当初見込みよりも６億円程度下振れする見込みとの報道もございました。また、好調な輸出関連企業を抱え、これまで交付税の不交付団体であった自治体の多くが、法人住民税の減収を受け、来年度からは交付団体となる可能性が出てまいりました。

以上のことから、来年度予算における歳入の確保、特に税収及び地方交付税を初めとする一般財源の確保は、これまで以上に大変厳しいものになるのではないかと考えております。

新年度予算編成に対する影響でございますが、地方財政計画が出る前であり、国の追加景気対策の行方など不透明なところが多く、お答えしにくいところではございますが、予算編

成においては、特に歳入について例年以上に厳しく、過大な見積もりをしないよう慎重な査定を行っていく必要があると考えているところでございます。

失礼いたしました。先ほど答弁の中で「６億」と申し上げましたのは「６兆」の誤りでございます。失礼いたしました。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、言われましたように、見込みとしての税収さらには交付税の減額、そういったものは待ったなしでやってくるというような歳入の厳しさであります。このような財政状況の中にあっては、歳入の確保と歳出の削減というのが車の両輪として働かなければ財政運営はできていかない、そういうふうになっていくわけであります。歳入が厳しいということは、非常に今強調されておりますから、その両輪としての歳出について、削減の具体的な構想があるかどうか。その点について、さらにお尋ねをしたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　具体的な削減方法でございますが、まず、事務的経費のうち人件費でございますが、平成16年度に策定いたしました定員適正化計画に基づく定員管理と、給与構造改革により既にその効果はあらわれているところでございます。

次に、公債費につきましては、今後も実質公債費比率が安定的に推移していくために、市債の発行は最小限に抑制していきたいと考えているところでございます。また、市中金融機関からの縁故債につきましては、償還年限の見直しにより、各年度の元利償還金の延伸ができないか、関係機関と協議を行っているところでございます。

次に、扶助費につきましては、市民生活のセーフティーネットであるという扶助費の性格から、その制度を堅持しながらも国・県の動向に注目し、効率的、効果的な事業を行っていきたいと考えているところでございます。

その他の経費でございますが、物件費のうち特に管理的な経費や事務費につきましては、契約方法など徹底的な見直しを行ってまいります。また、本年度から机の引き出しやキャビネットにしまわれていた使用頻度の少ない事務用品を一括管理するなど、無駄な経費を使わないための市民意識の啓発にも取り組んでいるところでございます。

また、補助費等でございますが、経常収支比率のところで申し上げましたとおり、一部事務組合負担金の占める割合が非常に大きくなっておりますので、担当者レベルにおきましても、運営の合理化、経費の節減につながるような予算編成をお願いしているところでございます。

また、任意団体への補助については、本年10月から補助金制度検討委員会を立ち上げ、現在、交付基準の策定に向けた見直しの検討を進めているところでございまして、平成21年度中にその方針を決定したいと考えております。

以上、お答えいたします。

済いません。ちょっと発言に誤りがありました。無駄な経費を使わないための「市民意

識」というふうに申し上げたそうでございますが、「職員意識」の啓発でございます。失礼いたしました。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　財政問題というのは、余りおもしろくないんですが、しかし非常に貴重な部分であります。企画部長、少し興奮されているようですから、ゆっくりとやってください。

そこで、これは基本方針についてお尋ねをしたわけですから、こまやかな部分については抜いていきたいというふうに思います。３月議会の新年度方針が出てからお尋ねをする項目が多いというふうに思いますから、最後になりますけれども、市長に対してお尋ねをしておきたいと思います。

先ほどの部長答弁の中で、一つは遊休財産の処分についてということがありました。その遊休財産のシンボル的なものとして、私は旧中津留美術館があると考えております。購入するときの時点から、私は利用目的がはっきりしない財産購入をするべきではない。景観はいいかもしれないけれども、利用目的がはっきりしない財産購入はすべきでないと主張してきましたが、今の状況はそのとおり。買ったものの、その後の活用の道も見い出すことがなく、現状になっております。今後どうされるのか、お尋ねをしたい。１点目であります。

２点目は、先ほどの答弁の中にありましたように、人吉市の経常収支比率を押し上げている大きな要因の中に、一部事務組合負担金の大きさがあります。クリーンプラザ、汚泥再生処理センターの運営費あるいは償還金、さらには今後予測される山江焼却場の解体、あるいはカルチャーパレスの補修などなど、たくさんの緊急な喫緊な財政を必要とする問題があるわけであります。

私はこの一部事務組合に対する負担金が、今後の人吉市の財政を圧迫していく一番大きな原因になるというふうに判断をしております。この点についての市長の考えをお尋ねをしたいと思います。

３点目であります。市長もお得意のマニフェストについてであります。

立候補に当たって市民に約束をしたマニフェストでありますから、それをできるだけ早く実現したいとの思いは当然であろうというふうに私も思ってます。しかし、それも財政の裏づけがあってこそできることでありますから、その点から考えますと、部長答弁の中に集中と選択という言葉がありました。この集中と選択という言葉は、市長のマニフェストといえども、聖域ではなかろうというふうに考えますし、マニフェストに対する集中と選択、このことについて市長はどのように考えておられるか、以上３点、お尋ねをします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

元中津留美術館関係でございますが、この問題につきましては、これまでに昨年来、関係機関によります検討会を立ち上げているところでございます。その中で、さまざまな角度か

ら科学的に検証を行ってまいりましたが、いまだ極めて有効かつ決定的な活用方法が見出せていないという状況でございます。多額の経費を要し購入しましたこの土地が、購入後、２年間何の有効利用もされず、これまでに至りましたことに対しましては、私自身も大変遺憾に思っているところでございます。しかしながら、このままの状況を続けていくということはできませんので、近いうちに最終の結論をまとめ、議会に対しましても速やかに市の方針をお示し申し上げたいというふうに思っているところでございます。

２点目の広域行政組合等々の負担金の問題でございますけれども、人吉球磨クリーンプラザ等、汚泥再生処理センターの運営費及び償還金公債費が増加しておりまして、経費を負担している構成市町村の財政状況にも大きな影響を及ぼしているところでございます。また、今後は御指摘のとおり山江焼却処分場解体、人吉市し尿処理場の解体なども計画されておりまして、さらに構成市町村の負担が見込まれるところでございます。

本市は構成自治体の中でも約半分の経費を負担しておりまして、組合の経費の増加は翻って本市の財政状況の悪化に直結するところでございますので、広域行政組合におきましても、抜本的なコスト削減の努力をただいまお願いしているところでございます。

３点目、マニフェストについてでございますが、私はマニフェストを掲げまして市長選に当選をさせていただき、多くの市民の皆様の御支持を得たところでございます。マニフェストは、御支持いただきました市民の皆様に対する約束事でございますので、これを推進、実現していくことが、市民の皆様の負託にこたえることであると考えております。

しかしながら、御指摘のとおり、ここ数年本市の財政状況は非常に厳しい状況にあり、今後もこの状況が急激に好転するということは、大変考えにくい状況でございます。

このような財政状況ではございますが、市民の皆様が健康で笑顔を暮らせるまちづくりを目指して、事業に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。マニフェストの中でも、そのような中、特に観光振興、農業振興、企業誘致を人吉市の生き残りをかけた最重要施策と位置づけ、マニフェストにおいても絞り込み、集中的に推進していくということが、今回の予算編成方針に掲げました選択と集中の実践であるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　新年度予算策定に当たっての基本的な考え方、それぞれ大まかな答弁をいただきました。きょうのところはこれで終わりたいと思います。

続きまして、まちづくり親善大使についてであります。

施政方針によれば、10人目となる親善大使として、富士電機ホールディングスの顧問であります大瀬克博氏を任命されたとのことであります。大使につきましては、任命の都度報告をいただいたと思っていますが、改めて10人の親善大使の方々の名前、専門分野、肩書、現

住所などについて報告をいただきたいと思います。

また、今まで任命されてきた10名の親善大使が一応これで最後なのか、10名で終わるのか、まだ引き続いてどなたかに新しい親善大使になっていただく考えなのか。その点についても、あわせてお尋ねをいたします。

以上です。

○総務部長（深水雄二君）　おはようございます。お尋ねのまちづくり親善大使の今までの10名の氏名、住所、専門分野というお尋ねでございます。

現在、10名の方にまちづくり親善大使をお願いしております。まず、前文部科学省副大臣で華道池坊家元夫人であります池坊保子様には、教育の分野でお願いをしております。京都府にお住いでございます。次に、ＮＰＯ法人代表であります神崎邦子様には、文化の分野でお願いをしております。福岡市の在住でございます。19年度におきましては２名をお願いしております。

次に20年度にお願いをしていただいた方々です。まず、相良家39代当主の相良知重様には、文化の分野でお願いをしております。茨城県在住でございます。裏千家前家元第15代千玄室様には、文化の分野でお願いをしております。京都府在住でございます。鹿児島大学生涯学習教育研究センター長であります原口泉様には、文化の分野をお願いしており、鹿児島市の在住でございます。作家であります斎藤由香様、文化の分野でお願いをしており、東京都の在住でございます。日本旅行作家協会副会長の小谷明様、観光の分野でお願いしておりまして、東京都の在住でございます。日本旅行作家協会常任理事の種村国夫様、観光の分野でお願いしておりまして、東京都の在住でございます。飲食コンサルタントソムリエの木村克己様には、観光の分野でお願いをしておりまして、東京都の在住でございます。最後に、富士電機ホールディングス株式会社顧問の大瀬克博様には、企業誘致の分野でお願いをしておりまして、神奈川県在住でございます。20年度が８名で、合計10名でございます。

以上、お答えします。

○市長（田中信孝君）　まちづくり親善大使というのは、これで終わりなのかという御質問でございますが、今後数名の方に御相談を申し上げたいというふうに考えているところでございます。ただ、現在のところ決定には至っておりません。機会をとらえながら、今後も委嘱をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　10名の親善大使をお願いをしておられるわけですが、既に、今までに親善大使としての実績を上げてもらった方がおられるならば、紹介をしていただきたいというのが一つであります。

それから、この親善大使が人吉市のために何らかの活動をするということで、行動される

場合の旅費などの活動費については、どのようにするのか、お尋ねをします。

さらには、先ほど部長から報告がありました。親善大使の10名の、それぞれの氏名、住所などについての一覧表を、後で結構ですから、できましたら全員に配付をしていただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。

実績と経費という、二つの質問だと思っております。

人吉市まちづくり親善大使設置要綱に、大使の任務を定めさせていただいております。

まず、地域活性化に関する提言、次に対外的な宣伝活動、本市に有益な情報の提供などでございます。

以上のようなことを記載しておりますが、例えば、エッセイストの斉藤由香様におかれましては、毎週、週刊新潮にエッセイを寄稿されておりまして、11月６日号におきましては、人吉親善大使という見出しで１ページの記事が掲載されており、すばらしい広報宣伝になったのではないかと考えております。

また、千玄室様におかれましては、裏千家ホームページにおきまして、人吉青年会議所創立50周年記念講演会とあわせて、人吉市まちづくり親善大使に任命され、田中市長から委嘱状交付をされたとの記事が、写真入りで掲載されております。

また、相良知重様におかれましては、いろいろな場所で人吉市の広報宣伝をいただいており、この活動により、人吉市を御訪問された方もいらっしゃるようでございます。

このほかの事例につきましては、現在のところ、まだ把握はしておりませんが、今後、情報提供、広報宣伝、また人吉市にとって有益な御提言をいただけるものと考えております。

次に、まちづくり親善大使に要している経費についてでございますが、まず人吉市においでになるときの旅費を支出しております。また、その他の経費としまして、まちづくり親善大使任命書の作成料を支出しております。

なお、親善大使の報酬はお支払いをしておらず、無報酬で御協力いただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　既に、実働してもらっている方もあるというふうな報告でございますが、かつて、前福永市長時代に、企業誘致懇談会ということで、東京、大阪、福岡などで何回も開催をいたしました。かなりの経費とエネルギーを使ったわけでありますけれども、ついに確たる実績を上げることができなかった。そういう経験があります。それと親善大使を同系に並べて比較することはできないというふうには思ってますが、この委嘱をいたしました親善大使任命制度を、今後どのように活用をしていくのか、それが大きな課題であろうというふうに思いますし、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　まず、文化面で委嘱をさせていただいております方々には、大いに

そのマスメディア等々における人吉市の宣伝を御期待を申し上げているところでございまして、定期的に、その御要望を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、先ほど相良39代知重氏の件もお話をさせていただきましたけれども、もう既に、パンフレットも大量に預かっていただきまして、各地に人吉市への旅行等々をお勧めいただき、または人吉の産物の宣伝といたしまして、千葉のデパート等での球磨焼酎の販売環境も整えて、御提言をいただいているところでございます。

大瀬克博氏につきましては、いよいよ企業誘致を大きな柱として、さらに全面的に推し進めていただきますようお願いをしているところでございまして、それぞれの大使に、それぞれの分野での御活躍の中で、大いに人吉市を宣伝または人吉市に注目をしていただき、そして成果、結果を求めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　現時点では、市長が期待をされるような、それぞれの分野で人吉市のために活動していただくことを見守っていきたいというふうに思っていますが、そこで、施政方針によれば、今後の人吉市のまちづくりに対して、提案や提言をいただくため、全員の方に集まっていただいて、会議を来年２月開催するとのことであります。

趣旨目的に異論があるわけではありませんけれども、仮称とは言いながらも、賢人会議、賢い人の会議というふうに会の名前がついているようであります。賢い人の会議といいますと、賢くない人もおれば、普通の人もおれば、何か人間を差別しているような感じを私は受けとめます。

さらには、もし私がこの親善大使になった場合に、賢人会議なんて開きますっていったって、少しおこがましいなというふうに、私がそうであれば感じるんですが、その点について、市長、どのように考えておられますか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君）　今回の仮称賢人会議は、いろいろな分野で知識、経験、見識を有される親善大使の方々、全員おそろいになるかどうかわかりません。それぞれに御多忙な方でございますが、できるだけお集まりをいただきまして、他者の目で、またはそれぞれの専門分野で、人吉市をごらんいただき、御提言をいただき、市民の皆様方とともに、何か新しい発想、創意工夫ができないか、そういう機会になればというふうに思っているところでございます。

人吉市のまちづくりについて、意見交換を行ったり、議論を深めたりすることで、今後の行政と市民の協働の一環になれば、そういう機会になればというふうに思っております。

現在、御討議いただくテーマは決定いたしておりませんが、市民幸福量を上げるという意味でも、または人吉市の、私が掲げさせていただいておりますビジョンであります「健康で笑顔で暮らせるまちづくり」を推進していく一助になればというふうに考えているところで

ございます。

賢人会議の名称についてでございますが、できれば市民の方々にも御参加いただき、親善大使の方々と交流を深めていただきたいと考えておりますので、わかりやすく、市民の皆様方にも参加しやすく、そういう名称を検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　一定の答弁をいただきました。賢人会議は検討するということでありますから、いい名前がつくように期待をしたいと思いますが。この人吉市外の方で、いろんな分野で専門的に、そして成功された有名人の方々に、お知恵をいただくということも非常に大切な分野だとは思いますけれども、私はやはり、地方自治体というのは、市民が中心であるというふうに思ってますし、そういった意味では、市民みずからがいろんな創意工夫を凝らす、いろんな発想をする。そして自分で市民みずからが行動していく、そういう市政のあり方をお忘れなく。人に頼るのではなくて、市民自身が発想し、市民自身が動くという基本をお忘れなくお願いをしたいということで、この項については終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時53分　休憩

午後１時　　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き、再開をいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）　昼食後のやや睡魔に襲われる時間帯ですが、引き続いて、ＳＬ運行開始の受け皿づくりについてということで質問をいたします。

肥薩線開通100周年、鉄道産業遺産群の指定、ＳＬの運行開始、くま川鉄道開業20周年、九州新幹線全線開通など、鉄道を素材とする観光についての対策は、現在、肥薩線開通100周年記念事業実行委員会において、中心的に検討され、いろいろな計画が策定をされています。また、私自身も、この鉄道と観光の問題は、何回も質問に取り上げ、前９月議会においても、かなりの具体的な問題について質問し、また、提言をしてきました。それを踏まえながら質問をいたします。

ＳＬ全盛時代に肥薩線で活躍し、その後、豊肥線を走る「あそＢＯＹ」として親しまれた蒸気機関車58654号機が解体して大修理を行い、完成間近であります。この58654号機が牽引するＳＬ人吉は、来年４月25日から、土曜、日曜、祭日、ゴールデンウイーク、夏休みなどに運行することが決定をしました。運行開始まで、残された日は４カ月に迫りました。

そこでお尋ねをしますが、人吉市が、あるいは人吉市の関係者が、中心になってやらなけ

ればならない受け皿は、どこまで準備ができたのでしょうか。またあと４カ月でどこまで準備できるのでしょうか。１回目のお尋ねであります。

○経済部長（井上修二君）　具体的な受け皿づくりについてでございますけれども、受け入れに対しましては、九州旅客鉄道、それから各自治体、観光団体等で組織しております肥薩線100周年記念事業実行委員会を中心に計画をいたしております。事業計画の素案を12月の３日に開催されました総会において承認をされたところでございます。

その中で、人吉温泉観光協会は、人吉球磨の物産品の販売、鉄道資料展、ミニＳＬ運行などを含むＳＬ復活記念イベントを実施する計画となっております。

さらに、人吉温泉旅館組合内の組織で、旅館のおかみの集まりでございます「人吉温泉さくらの会」で、昼食プランＳＬ御膳、宿泊プラン、宿泊限定のお得な特典などを検討されており、このような人吉球磨の情報を掲載したガイドブックも、肥薩線100周年記念事業実行委員会、ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会、九州旅客鉄道の三者で作成することとなっております。

そのほかに、各種団体によるさまざまな受け入れに対する計画がなされているようでございます。

市といたしましても、運行に合わせて、九州旅客鉄道で人吉駅のリニューアルを計画されておりますので、今回補正予算に計上させていただいておりますが、観光人吉の魅力の発信及び観光案内業務を行っており、観光の拠点でございます人吉駅内の人吉産業観光案内所を、増加するであろう観光客に対応できるよう、今回、水戸岡鋭治氏のデザイン監修に基づき、改装及びくつろぎのスペースの設置を行い、より快適で充実したスペースとしてまいりたいというふうに存じております。

以上、お答えします。

○建設部長（山上　茂君）　こんにちは。駅前広場整備事業の現在の進捗状況につきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、駅前広場整備事業基本計画の策定に当たりましては、地域住民の皆様、商店街の皆様、交通、観光関係の皆様に御参加いただき、３回のワークショップを開催し、御意見をいただいたところでございます。

その中でいただきました御意見や、関係者との協議を踏まえまして、鋭意基本計画を策定してまいりましたが、皆様のおかげをもちまして、ロータリーなどの配置等を含む基本計画の策定作業も完了し、現在、実施設計に入っているところでございます。

今後は、土地所有者でございますＪＲ九州様との協議や、警察との交差点協議を行い、来年３月までに実施設計を完成させる予定でございます。

次に、４月25日時点で、どこまでできるのかというようなことでございますけども、現在のＪＲ九州様との協議の中で、ＳＬ運行開始時において、駅前広場の工事を行っているとい

うことは、観光客の皆様をお迎えするのに好ましくないというＪＲ九州様の御意向もございまして、駅前広場の整備工事につきましては、来年10月下旬ごろから着工いたしまして、平成22年３月までに完成する計画といたしております。

そのようなことで、４月25日のＳＬ運行開始時には、現在の駅前広場でお迎えするというようなことになると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　経済、建設両部長から一定の答弁をいただきましたが、少し具体的にお尋ねをしたいと思いますが、まず、経済部長にお願いしますが、１点目に、ＳＬ人吉が到着してから帰るまでの時間、約２時間30分でありますが、この時間帯を利用して、市内の名所めぐりをする、歩いて回るという方法もありますし、いろんな方法があると思いますが、この時間帯に合わせて、人吉市内の名所めぐりということで、循環バスの運行というのを考えられないかということも一つの案として提案をしておりましたけれども、その点について、どのような検討をされているか、お尋ねをします。

二つ目でありますが、写真マニアなどに対応するカメラスポットの選定と整備ということで、９月議会で提言をしておきましたけれども、その問題について、どのように検討されたのか、以上２点であります。

それから、建設部長の方から、非常に残念ですけれども、４月25日までには駅前広場の整備については、手がつかない。ＪＲとの関係もあるようでありますから、それはやむを得ないかなというふうに思いますけれども、少なくとも、ＳＬ列車が来る日だけでも、人吉駅前広場のからくり時計の周辺、あの辺を何とか乗客で来た人たちに開放してやるという手だてはないかどうか、そこらあたりの検討はされてないか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○経済部長（井上修二君）　巡回バスということでございますけれども、二次交通アクセスについてでございますけれども、肥薩線100周年記念実行委員会で行われますＳＬ復活記念キャンペーンで、人吉駅を出発する市内を貸し切りバスでめぐるコースの設定や人力車の運行、さらに肥薩線やくま川鉄道の主要駅を出発とする人吉球磨タクシー観光の統一プランなどが計画されております。

市といたしましては、数多くの観光資源、あるいは飲食店が市内中心部、すなわち町なかにあることから、町なかに観光客が散策することで、にぎわいを取り戻し、活性化を促すためにも、徒歩でめぐることを基本に、人力車、ＪＲ所有の電動補助装置つきの自転車である楽チャリ、レンタルサイクルを二次交通アクセスと考えているところでございます。

次に、撮影ポイントの件でございますけれども、ＳＬの撮影ポイントにつきましては、観光客や鉄道マニアの方からの問い合わせに対応できるよう、現在調査中でございます。

市内におきましては、熊本から人吉に向かってくる場合の龍生園の桜並木、人吉から熊本に向かうときの出水電設前あたりが撮影ポイントかと思われます。

それ以外でも、八代駅から渡駅の間におきましても、数多くのポイントがあると思われますので、球磨村の協力を得て、球磨川第２橋梁付近や二俣の瀬パーキングなど、８カ所の撮影ポイントを上げていただいているところでございます。

今後は、関係団体と協議し、撮影の安全確保について検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

駅前広場の駐車場の移転につきましては、かわりとなります駐車場の整備を先に済ませておく必要がございます。現在の計画では、駅西側に大きな駐車場を整備する計画でございますが、駅を利用される皆様の利便性を考えますと、まずはそちらの工事を先に行いませんと、駅前のＪＲ駐車場の工事には取りかかれない状況でございまして、現在の協議の状況から考えますと、４月25日までにこれらを完成させることは、非常に困難であると考えております。

また、先ほども申し上げましたように、ＪＲ九州様とされましては、「４月の春休み、５月のゴールデンウイーク、８月の夏休み、秋の行楽などの観光シーズンを避け、12月から２月のＳＬの整備点検のための運休期間を利用していただきたい」などの御意向もございまして、現在のところ、10月下旬から整備工事に着手するということで協議を進めておるところでございます。

私どもといたしましては、できるだけ早く駅前広場の整備を完了し、新しい駅前広場で観光客の皆様をお迎えしたいと考えておりましたが、観光客の皆様のことを考えますと、ＪＲ九州様の御意見も納得できるものでございますので、ただいま申し上げましたような予定で工事を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　経済部長が答弁をいただいた中で、カメラスポットについては、それなりの対応が今されておるようでありますが、一つだけ、十分気をつけてほしいのは、肥薩線の川線、八代から人吉間は、周辺が山あるいは川、斜面ということでありますから、くれぐれも安全確保については十分配慮されて、少なくとも行政なり公的機関が推奨する場所であれば、その場所の範囲については安全確保ができるように配慮をしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、建設部長の答弁の中で、４月25日まで整備が間に合わないということについては理解をできるわけですけれども、そのＳＬ列車が来る日、土曜、日曜、祭日、そしてＳＬ列車が来て、人吉市に滞留する時間が２時間30分ですから、この間だけでも、駅前のからく

り時計周辺の車をどこかに直して、あそこを完全に開放すると。そういうことはできないのか、これは経済部がやるのか、建設部がやるのか、ちょっとわかりませんけれども、その点についての考えをお聞きしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

私どもといたしましては、議員おっしゃいますように、できるだけ早くといったことを考えておりますけれども、ここの駐車場自体がＪＲ様の所有でございまして、こういった形での使用につきましても、今後、ＪＲ様と協議を進めていくというようなことでございます。駐車場の運営もＪＲ様が現在なさっておりますので、その辺のことも含めまして、今後、ＪＲ様の方と協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　一応答弁をいただきましたので、この問題について終わりたいと思いますが、一つだけ、提言として申し上げておきたいと思いますが、この間、経済建設委員会協議会の中で、観光問題についての議論を多少やりました。いろんな議論が出てきたんですが、その中で、特に議論が集中したものの一つに、人吉は名物として何を推奨するのかと。これといった目玉になる名物がないんじゃないか。球磨焼酎というのもありますけど、これは大体、飲み助にとっては非常にうれしいけれども、あまり一般のお客様に対して、土産物としてはそぐわない面もある。

そういった面では、菓子・まんじゅうといいますか、お菓子類、そういったものについて、人吉市に行けば、この菓子だけは、この土産だけはぜひ買って帰りたい、土産として買って帰りたい、そういったものをブランドをつくるべきじゃないかという意見がかなり出てまいりました。例えば宮島に行けばもみじまんじゅうと、鹿児島に行けばかるかんまんじゅうとか、あちこちの名物の土産品というのがあるわけですから、人吉市もそういったものを一つブランドとしてつくって、人吉市に行けば、これだけは買って帰る、そういったポイントを、お土産のポイントをつくるべきじゃないかというふうに議論をいたしましたので、このことはぜひ、業界とも検討しながら、相談をしながら検討をしていただきたいというふうに思っておるところであります。

以上で、ＳＬの受け皿づくりについては終わります。

次に、定額給付金についてお尋ねをします。

麻生総理が緊急経済対策の目玉として唐突に打ち出した定額給付金は、政府内でも異論続出、所得制限については意見がまとまらず、市町村に丸投げ、しりぬぐいをさせられる市町村は不満だらだら、受ける国民の中にも、異論や困惑があります。

麻生内閣による票欲しさの愚策だとは思いますが、悪法でも法は法、愚策であっても策は策、自治体向けの説明会もあっているようでありますから、具体的に質問をいたしたいと思

います。

まず、市町村に対する説明会があったのかどうか。あったとすれば、いつどこで、そしてだれが説明をしたのか。

さらに、この定額給付金の内容及び人吉市における給付対象者の数と給付総額についてお尋ねをいたします。

以上です。

○総務部長（深水雄二君）　立山議員の１回目の御質問にお答えします。

市町村向けの説明会のこと、それからその事業内容、対象者の数と支給額ということでの御質問でございました。

まず、１点目の定額給付金事業に関する説明があったのかどうかということでございますが、県下の市町村を対象に、12月５日、県庁の地下大会議室におきまして、県の方から説明がありまして、総務省で作成されました定額給付金事業のたたき台についての説明会が開催されております。

次に、２点目の定額給付金事業の概要につきましてお答えいたします。

この事業は、政府の追加経済対策の生活対策におきまして、生活者の暮らしの安全の一環として、家計緊急支援対策に位置づけられており、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的としております。

給付金の対象者は、基準日現在におきまして、住民基本台帳に記録されている方及び外国人登録原票に登録されている方のうち、一定の要件に当てはまる方となっており、受給権者はその者の属する世帯主となります。

所得の高い方の取り扱いにつきましては、所得を基準とする給付の差異を設けないことが基本とされておりますが、市町村の判断により、所得が一定の基準額、今現在、基準額につきましては、下限として1,800万円と言われております。それ以上の世帯構成者がおられる場合、当該世帯構成者に係る給付額を支給しないことができることとなっております。

また、市町村は、給付に当たって、一定の考え方により、受給の辞退を呼びかけることができるようになっているようでございます。

最後に、給付額におきましては、世帯構成者１人につき１万2,000円ですが、基準日において、18歳以下の方及び65歳以上の方につきましては、１人につき２万円が給付されるものでございます。

次に、３点目の人吉市における対象者の数と支給額につきましての御質問にお答えいたします。

まず、給付の対象者となりますのは、基準日現在における住民基本台帳に記録されている方及び外国人登録原票に登録されている方のうち、一定の要件に該当される方となっており

ます。

この一定の要件といいますのは、永住外国人、日本人の配偶者等及び定住者等といった身分または地位に基づき、在留する外国人の方となり、就労目的または非就労目的で在留する外国人の方につきましては、懸案事項となっているようでございます。

本市におきます対象者の人数でございますが、給付額が２万円となります18歳以下の方及び65歳以上の方、それ以外の方と分けてお答えいたします。この年齢の判断につきましては、基準日現在において行いますが、総務省の素案では、全国統一的な基準日を平成21年１月１日、または平成21年２月１日にするのかで、現在検討中とのことでございます。

そこで、平成20年11月末現在の本市の住民基本台帳で、外国人の方を除いた情報をもとに試算しました結果、まず、18歳以下の方の人数は6,637人、65歳以上の方は１万361人、それ以外の方の人数は１万9,440人となり、給付対象者の総数は３万6,438人でございます。

なお、外国人登録者数は139人となっております。

次に、給付金の総額でございますが、給付金額が２万円の対象となります18歳以下の方及び65歳以上の方の支給額は３億3,996万円、それ以外の方の支給額は２億3,328万円、総額が５億7,324万円となります。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　就学等を対象にして、金額の方は説明をいただきました。

そこで、その手続の方法についてお尋ねをしたいと思います。

対象者を確定をし、給付の方法やあるいは調査、あるいは本人の手続など、あるいは窓口事務、またそのための人的体制が必要だというふうに思いますが、それらの問題については、どのように対応されるのか、お尋ねをします。

なお、この業務を行うための経費について、国は800億と言っているようでありますけれども、それは国が見るのか、あるいは各自治体で見るのか、そういった点を含めて説明をいただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　２回目の御質問にお答えいたします。

何点かありまして、対象者については、どのように調査をして確定するのかといった趣旨の御質問だと思います。それから、その事務に対する市の組織での人的体制をどうするのかというふうな御質問、それから事務作業に見込まれる経費はどのくらいかかるのかというふうな、およそ３点の大きな質問だと思います。

１点目の対象者について、どのように調査し確定するのかということでございますが、対象者は、基準日において住民基本台帳に登録されている者及び外国人登録原票に登録されている者のうち、一定の者とされておりまして、このうち、外国人につきましては、具体的な対象範囲がまだ決まっておりません。したがいまして、対象者を調査し、確定させる作業に

おきましては、基準日における住民基本台帳登録者を各世帯ごとに取りまとめた上で、18歳以下、65歳以上、またはそれ以外の方と、世帯の中で振り分ける作業をしなければなりませんが、住民基本台帳は、ホストコンピューターのシステム上で、管理、運用されておりますので、既存の住民基本台帳のシステムを改修する、または住民基本台帳のデータを利用した専用のプログラムを新たに開発し、定額給付金リストなるものを作成する必要がございます。

その後、そのリストをもとにしまして、申請書、請求書、口座届出書等を受け付け、世帯主の本人確認を行った上で、リストにおいて消し込み作業を行い、支出命令によりまして、世帯主に給付金をお渡しすることになります。

２点目の人的体制でございますが、給付金事業の概要がまだ固まっておりませんので、給付金事業を行うに当たり、どのくらいの事務量があり、またどのくらいの職員が必要となるか、はっきりわかりませんけれども、専門の課や係の設置なども含めて、検討してまいりたいと思っておりますし、事務量に応じた臨時職員の採用も必要であると思っております。

３点目の給付事務に係る事務経費はどのくらいかとの御質問であったようでございますが、この事業に伴いまして、現時点で考えられます事務経費としましては、住民基本台帳情報の使用に伴う電算システムの改修費用、その他作業効率化に伴いますシステムの導入費用、システム機器等の使用料及びその賃借料、申請書や決定通知書送付に伴う印刷製本費、通知に伴う郵便料、説明会出席等に伴う旅費、消耗品費、職員の時間外勤務手当、それに臨時職員の賃金及び社会保険料といった費用があるかと思われます。

例えば、郵便料につきましては、送付する文書の量にも左右されますけれども、定形外郵便で重量が100グラム以内の文書を、市内の全世帯に送付しますと、11月末における世帯数が１万5,759世帯でございますので、単純計算で、約220万円となりますし、交付金の申請から支給まで、最低でも３回の郵便のやり取りは必要ですので、それだけで660万円以上かかるということになるのではないかと思います。

また、臨時職員を仮に３人、６カ月間雇用いたしますと、賃金、社会保険料、この辺が約200万ほどになろうかと思っております。

これらの経費は、現在、総務省におきまして、定額給付金事業の制度設計の確立に向け、取り組まれているようでございますが、事業の内容に応じて事務量が変動しますし、事業の期間によっても大きく変わってまいります。特に、電算システムの改修費用や電子機器類の導入費用につきましては、どういうシステムとなるか、またどこまでの事務を処理させるかによって変動してまいります。現在の時点では、まだ詳細につきまして、不明な点が多い状況でございますので、この事業に係る事務費の積算は難しい状況でございます。

また、定額給付金の給付方法としまして、三つの方式、一つ、郵送申請方式、二つ目、窓口申請方針、三つ目、窓口現金受領方式がございますが、個別の方式における経費の積算につきましても、まだ非常に難しい状況でございます。

最後に、なお定額給付金事業に要する事務費につきましては、その費用に対し、10分の10、全額が国庫補助の対象となるようでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　この定額給付金については、今、報告をいただきましたように、各市町村にとっては、非常に面倒な手続、事務が待っているという代物であります。まだ細かなことについてはわからない部分もあるようでありますし、また、後の方で、豊永議員も通告をされておりますから、別に振り分けをするわけじゃありませんけれども、この点については、終わっておきたいというふうに思いますが、最後に、市長の方にお尋ねをしたいのは、無責任にもという言葉を使いますが、政府が市町村に丸投げした、いわゆる1,800万円の所得制限の線引きですね、これをどうされるのかということと、今、総務部長の方から報告をされました、それぞれの手続等を考えますと、政府が考えているように、年度内にできるのかというのがありますが、この２点についてはどうでしょうか。

○市長（田中信孝君）　所得制限1,800万円の下限のテーマでございますけれども、その1,800万円というその数字が、果たして妥当なのかどうなのかということは、なかなか判断が難しいところでございます。

例えば、昨年度1,800万円の収入があったとしても、所得があったとしても、本年はまた全く別の所得構造かもしれませんし、そのことを一時期だけをとらまえて1,800万という下限を設けるというところが、なかなか難しいのではなかろうかなというふうに私は思っておりますので、実際、もし実際にこれが支給されるということであれば、1,800万円という基準というものにはかかわらず、やはり全世帯へ支給すべきであるというふうに私は考えているところでございます。

ちなみに、毎年1,800万円以上の所得がある方にお伺いしてみましたら、その払い戻されるお金は、みずからが払った税金であるから、当然受け取る資格はあるというふうに申しておられたところでございます。

国の制度が年度内に施行されるかどうかということでございますが、これはまだ国の判断というところが固まっておりませんので、何とも言えないわけでございますが、年度内であれ、年度を越したといたしましても、全力を挙げて、この事務に当たらなければならないというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　定額給付金について、具体的な問題についてお尋ねをしてきました。今のところ、もし支給をされるならば、５億7,000万以上が人吉市民に支給をされるということになるわけですが、ここから先は具体的な問題ではなくて、政策の問題として少しお尋

ねをしておきたいというふうに思います。

国全体として定額給付金の総額が２兆円という税金がばらまかれるということであります。この定額給付金が本当に今、我が国が直面している経済状況あるいは雇用状況について、最も有効適切な方法であるかどうかということについて、私は疑念を持っております。

なぜかと言いますと、先ほど総務部長の方からこの目的等について話がありましたけれども、まずこの政策なり理念がはっきりしてませんよね。政策の理念が悪いと言いますか、不況になれば政府が金をばらまく、不況になれば政府が金をくれる、そういったシステムをつくることが、本当に政策上、国のためになるかどうか。そこが一つの政策の理念の問題としておかしいと私は思ってます。困ったときには、国が金をくれるんだ。自立心、独立心がだんだんなくなってしまう。それでいいのかという理念が一つあります。

それから政策制度としてどうかと考えた場合に、生活支援であるならば、失業者とか低所得者とか、あるいは生活弱者、そういった人たちに手厚く出すということであれば、それは生活を支援をするという立場で有効適切かというふうに考えますし、一つの目的がはっきりする。

しかし、景気対策として考えれば、今行われてますように、全国民に分配をして、分配をした金が全部消費に回るようにするべきだというふうに思いますが、生活支援なのか景気対策なのか、はっきりしない。しかも景気対策として全国民に配っても、それがどれだけ消費に回るのかわからない。

かつて経験をいたしました地域振興券の場合には、購買に回った、消費に回ったのは国民総生産の0.1％という統計が出ておるように、その効果は非常に期待できない。ましてや年度末に当たって、各市町村がものすごく負担を感じなければならない。そういった政策上の、あるいは国を治めていく理念上の問題点というのが、この中には含まれていると私は思ってます。

一方、金の問題についてお聞きしたいんですが、先ほど説明がありましたように、その定額給付金が全部支給されるとするならば、５億7,000万円以上が支給される。もし、この５億7,000万円が人吉市が自由に使える金として支給された場合と、どっちがいいのかよということで考えていただきたいと思います。

例えば学校、小学校、中学校の校舎の耐震度問題があります。しかし、教育委員会としては、できるだけ早く耐震度調査をして、弱ければそれを耐震強化、補強したい、そういう思いがあるけれども、金がないからできないという状況。あるいは保育園にしても、あるいは老人保護施設などにしても、そういったことで各自治体が本当にやりたいけれどもできないという課題がいっぱいある。そういった課題を解決するために、２兆円が本当にその自治体が有効に使える金として各市町村に配られた方が、はるかに私は適切であろうというふうに思います。５億7,000万円が今来て、さあ自由に使ってくれというなら、いろんな使い方が

あります。校舎の耐震問題について使うとするならば、調査する費用あるいは修理のためのそれぞれの品物を買う費用、あるいは働く人たちの人件費が要りますし、そして雇用の創出ができていく、いろんな雇用効果が出てくるはずであり、そういった使い方と今のようなばらまきの方が、政策として金を使う場合にどっちの方が正しいのか。そのことついて、執行部並びに市長がどのように考えておられるか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　予定されている定額給付金事業が、景気対策という面からの評価でございますが、与謝野内閣特命担当大臣は不確定要素があることを前提にしながらも、定額給付金事業の今後の１年間での経済効果を実質民間消費指数では0.2％程度、実質ＧＤＰ0.1％程度、名目ＧＤＰ0.1％程度をそれぞれ押し上げる効果があると発言されておられます。

また、さきの経済企画庁の発表によりますと1999年に実施された地域振興券、これは約7,000億円の消費短期効果でございますが、ＧＤＰを0.1％程度押し上げております。また、これが約、今回は３倍の２兆円規模の定額給付事業でございますが、大臣が発表されておられますとおりＧＤＰ0.1％押し上げる効果はあるのではなかろうかと考えております。

景気対策といたしまして、２兆円もの事業費の費用対効果を考えた場合に、今なすべき最善の政策であるかどうかということは、私の判断の及ばないところでございます。

いずれにいたしましても、予定どおり実施されますと、一定期間内ので合計約５億7,000万円もの給付金が、人吉市民の皆様のお手元に届くのは間違いございませんので、いかにそのお金を地元で消費していただくかどうかというのが、今後の大きな課題というふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　政策の問題として、今お尋ねをしたわけでありますが、これを反面からするならば、税金の使い道の問題なんです。先ほど新年度予算に関して、いかに歳入が厳しいかということが、繰り返されて答弁をされました。そして、定金を割り当てても、なかなか税金としておさまらない。収納率の問題も非常に厳しい問題で、収納課の人たちは1,000円、2,000円を取るために必死になって頑張ってるというのが実情です。

そうして集めた２兆円なんですよ。その２兆円をこういった形で選挙前のばらまきとして使っていいかどうか、そこに私は政策上の問題があるというふうにとらえてます。収納課の人たちが、自分たちが汗水たらして流した、そして集めた税金をそういう使われ方をしていいのか。満足をされるのか。私は満足されないだろうというふうに思います。少なくとも税金として集めた公金は、公共の福祉の為に公共施設のために公共の社会資本のために、そういった分野に有効適切に使われるべきものであります。

アンケートによりますと、「ああ、そしこもらえば飲みに行ってばあっと使うばい」という人もあります。人の飲み代を満たすために自分の税金を払いたくないと私は思いますし、

そういう立場で２兆円の使い方として適切なのかどうか、そこらあたりが問われている問題でありますから、その点について市長、税金とからめてどう思われますか。

○市長（田中信孝君）　景気対策の第１段だというふうに考えてもおりますし、年を明けたら第２次の補正予算等々も組まれていく中で、生活弱者の皆様方への手当てというのも当然考えられていくでありましょうし、そして今おっしゃいましたように、有効かつ適切な税の執行が行われますような社会資本であるとか、そういう施設であるとか制度等々にも充当されて、今後、新しい景気対策がなされていくものというふうに考えているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　議論がかみ合わないんですが、その生活困窮者に対する手厚い保護であれば、そういう目的でやっぱり所得制限を設けて、きちっとやっぱりやるべきじゃないか。でないと、本当に有効なことにはならない。2,000万、3,000万収入がある人にもやっぱりやるんで、もらう方は権利としてありますから当然もらうでしょう。だから、あそこにやはり有効でない部分というのがたくさん出てくる。全くゼロじゃないと私も思ってる。しかし、本当に有効な使い道であるかどうかということを精査をして、こういった政策を遂行するべきであろうというふうに思いますし、そういう立場では、やはりこのような税金の使い方については、私は適切ではない、そのように判断をしておるわけです。もう少しやりたいんですが、時間が迫ってきましたので、最後の質問に移りたいと思います。

裁判員制度であります。法の専門家でない一般の国民が刑事裁判に参加するという全く新しい裁判制度が、来年の５月から実施をされますが、それに先立ち、最高裁判所は裁判員候補者名簿に載ったことを知らせる通知書を全国29万5,000人に一括して発送し、それぞれに配達をされました。

この裁判員制度に対しては、専門家の間では今でも賛否両論がありますが、一方、通知を受けた人たちは、戸惑いや、できるなら辞退したいという思いの人が多いようであります。また、通知が来なかった一般の人たちにとっても、この新しい裁判員制度がいきなり身近な問題としてクローズアップされてきました。

そこでお尋ねをしますが、この裁判員制度の目的と制度の概要、裁判員候補者の選出方法、選出された人数、さらには裁判員候補者が実際に裁判に参加するまでの過程などについて御説明をいただきたいと思います。

以上です。

○総務部長（深水雄二君）　裁判員制度につきまして、御質問にお答えいたします。

３点ほど、目的と概要それから選出方法と人数、それからどういうことをするのかというのが大きいな３点だと思います。概要ですので、少し時間をお取りさせていただきますけれ

ども、お許しください。

１点目の裁判員制度の目的と概要につきましてお答えいたします。

まず目的でございますが、これまでの刑事裁判は、裁判官、検察官、弁護人という法律の専門家が中心となって行われ、丁寧で慎重な検討がなされ、その結果、詳しい判決が出されることによって評価されてまいりました。しかし、一方で専門的な正確さを重視する余り、審理や判決が国民にとって理解しにくいものであったり、審理に長時間を要するものもあったようでございます。そのため、国民に対し刑事裁判は近寄りがたいという印象を与えてきた面もあったと考えられます。

そこで、国民が司法に参加する制度の導入が検討され、国民から選ばれた裁判員と裁判官が、それぞれの経験を生かしつつ一緒に判断することにより、国民により身近で信頼される刑事裁判が実現することができるとの考えのもとに、裁判員制度が導入されることとなったものでございます。

裁判員制度の実施によりまして、国民一人一人のいろいろな感覚や経験に根ざした多様な視点がもたらされることで、一層身近で信頼される司法の実現が期待されているところでございます。

次に、裁判員制度の概要でございます。

平成21年5月21日からスタートいたします裁判員制度は、国民の皆さんに全国60カ所の地方裁判所で行われる第１審の刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合にどのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度でございます。原則として、裁判員６人と裁判官３人が一緒に裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁護手続に立ち会った上で協議を行い、判決を宣告するものでございます。

２点目の裁判員がどのように選出され、またその人数はという御質問でございます。

まず、各地方裁判所ごとに管内の市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づきまして、裁判所が翌年の裁判員候補者名簿を作成します。これは前年の秋ごろになります。この裁判員候補者の数につきましては、地方裁判所が対象事件の取り扱い状況を勘案して算定し、その管轄区域内の市町村に割り当てることとされております。人吉市に割り当てられた人数でございますが、ことしは61人でございます。また、球磨郡につきましては、錦町が19人、あさぎり町が29人、多良木町20人、湯前町９人、水上村５人、相良村10人、五木村４人、山江村７人、球磨村９人と球磨郡で合計で112人となっております。ちなみに熊本県全体で3,040人の割り振りがあっております。地方裁判所から割り当て員数の通知を受けた選挙管理委員会は、裁判員法に基づきまして、選挙人名簿に登録されている者のなかから裁判員候補者の予定者をくじで選出することになりますが、このくじにつきましては、本市におきましては名簿調整プログラムというソフトウエアを利用しまして、パソコンのシステム上で行っております。

各市町村の選挙管理委員会は、くじで選定した予定者の氏名、住所、生年月日及び戸籍を記載した裁判員候補者予定者名簿を調整しまして、地方裁判所、人吉市の場合には熊本地方裁判所へ送付いたします。地方裁判所は、市町村から提出された裁判員候補者予定者をもとに裁判員候補者名簿を作成し、候補者の方へ裁判員候補者名簿に記載されたことを通知するとともに、明らかに裁判員になることができない方や客観的な辞退理由に該当しているかどうかなどを尋ねる調査表を送付いたします。現在の時点ではここまで行われておりまして、11月28日、全国で29万8,000人の方にこの通知と調査票が送付されたところでございます。

次に、裁判所はこの候補者名簿の中から裁判員候補者を一つの事件ごとにくじによって選びます。その人数は事件ごとに異なりますが、１件当たり50人から100人とされております。くじで選ばれた裁判員候補者には、原則として裁判の６週間前までに呼び出し状と質問表が送付されます。質問表に必要事項を記入して返送していただき、質問表の記載から辞退が認められる場合には、呼び出しが取り消される場合がございます。呼び出し状を受け取った裁判員候補者は、選任手続が行われる日、裁判の当日になりますが、裁判所に行かれまして、最終的に事件ごとに裁判員６人が選ばれます。

以上が、裁判員の選任までの流れでございます。

３点目の裁判員になったらどのようなことをするのかという御質問でございますが、裁判員の仕事としましては、審理、評議、判決という三つの役割に分けられます。

まず、裁判員に選ばれましたら、裁判官と一緒に審理、公判といいまして公開されるものでございます。その審理に立ち会います。この公判はできる限り連続して開かれることとされておりまして、証拠として提出されたものや書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。また、裁判員から証人等に質問することもできるものでございます。

次に、裁判員は裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを議論し決定をするという評議を行います。これは非公開で行われます。論議を尽くしても全員一致の結論が得られない場合は、評決は多数決により行われます。ただし、有罪であると判断するためには、裁判官、裁判員の両方が少なくても１人以上入っていることが必要で、これでよって有罪とならない場合は、すべて無罪になります。有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。

判決でございますが、評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決宣告をします。裁判員は、裁判長が行う判決宣告に立ち会い、裁判員としての仕事は終了いたします。

長くなりましたが、以上お答えします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　最後の質問になりますが、この裁判員制度、私自身、当初は軽く考えていたわけですが、中身がわかってくればわかるほど、だんだん重い気持ちになってきたと、そういう気持ちになってきたのが正直なところであります。

しかし、法で制定された以上は、いつだれがこの裁判員候補者に選任をされ、さらには実際裁判に立ち会わなければならない状態になるかわからんわけです。しかもそれは毎年毎年繰り返すということでありますが、国の法ではありますけれども、やはり裁判員候補者になった人にとっては、かなり重たい責任が課せられるということになってまいりますし、そういった立場で国のやることだからということだけでは足りませんで、やはり市としてどのようにケアを含めて、この制度に対して関与していくのかということが、非常に大切かなというふうに考えております。

そういう立場から、市がどういうふうに関与していくのか、あるいは裁判員に選ばれた人に対して、どういう支援、協力体制をつくっていくのか。その点について、最後にお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　裁判員制度に対する市の関与についてということと、裁判員に選ばれた人に対する市のケアとしてどのようなことができるのかという御質問にお答えいたします。

市の関与という御質問でございます。裁判員制度は、最高裁判所が所管するもので、国民への啓発は法務省において実施されているところでございます。裁判員制度に関しまして市が直接かかわりますのは、裁判所から割り当てられた員数の裁判員候補予定者を選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで選び、その名簿を裁判所に送付するという事務でございます。

最近、11月28日に全国一斉に発送された裁判員制度の候補者通知を受けて、裁判所に候補者からの問い合わせが相次いでいるとの報道がありました。その報道によりますと、最高裁判所に設置されました裁判員候補者向けのコールセンターに対して、開設から５日間で計約１万5,000件の問い合わせがあっており、その約57％、およそ8,900件は裁判員の辞退に関する質問であったとされております。このことからも、裁判員制度につきましては、まだまだ制度自体の啓発が必要であると思っております。

また、裁判員の仕事に必要な休みをとることは法律で認められておりますが、裁判員の仕事に従事するための休暇制度を設けることは義務づけられておりませんので、各企業のは判断にゆだねられることになります。企業等にお勤めの方に裁判員として裁判に参加していただくためには、裁判員としての仕事を行うための特別な有給休暇制度をつくっていただくことが重要であると考えます。

また、小さい子供や介護が必要な高齢者の方がいる世帯の方が裁判に参加しやすい環境を整えていくことも重要であり、これにつきましては裁判員裁判が行われる地裁やその支部がある全国60カ所のすべての市・区が育児中の人の参加を促すため、別の市町村から来る裁判員の子供の一時保育を受け入れる方針が決められたようでございまして、乳幼児を抱えた人でも参加できる態勢が整ってきております。

今後、市といたしましても裁判員制度について市民の理解が得られますよう、広報や市民

出前講座などを利用して啓発に努めてまいりますとともに、裁判員候補者に選ばれたより多くの市民の方が裁判に参加していただくために取り組まれる施策に対して、協力をしていかなければならないと考えるところでございます。

以上、お答えします。

○14番（立山勝徳君）　あと14分も残しておりますけれども、準備をいたしました質問については終わりましたので、これで終了いたします。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時２分　休憩

午後２時17分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の田中哲でございます。通告に従いまして、２点ほど質問いたします。

１点目は、田中市長の発言からということで通告しております。２点目は、近年のアユの不漁からということで通告しております。よろしくお願いいたします。

１点目の田中市長の発言とは、川辺川問題に関する発言でございまして、きょう１番手に登壇いたしました森口議員と重複するところもございますが、私は私の論点から柔らかく質問してみたいと、このように思っております。

最初に、田中市長はことし９月の施政方針演説で川辺川ダム建設計画にかかわる私の見解ということで、次のように発言されております。「川辺川ダム計画は、構想42年を経過しておることからも、時のアセスメントにより再検討を始めることも一考かと存じます」と発言されております。また、その後の発言やダム反対を表明されました蒲島知事のスタンスを表明しておられるところから、事実上、川辺川ダム建設反対を明確にされたものと思います。

私は９月の一般質問で、田中市長に川辺川ダム問題では建設賛成か反対かを表明し、市長選の洗礼を受けるべきであったと申しましたが、川辺川ダム問題に対する市長公約で、20年度中の態度表明を期間猶予を半年ほど残しまして、蒲島知事より先に態度を表明されたのは、それはそれで評価できるものと思っております。これは順序が逆で、蒲島知事の建設反対表明を受けての反対表明なら、これほどのインパクトはなかったものと思い、その思慮の深さに感心しているところでもございます。

私は今回、またここで田中市長のダム賛成・反対を改めて問うものではございません。田中市長の発言を今後どういうふうに具体的に政策に具現化していくか、その具体策を問うものでございます。市長の発言によっては、一喜一憂する市民が多いわけでございますので、

市長の真意はどこにあるのか、そういう観点から質問してまいりたいと、このように思っております。

そこで９月の施政方針演説にもありましたように、今後の五木村、相良村の村づくりに対しては、最大限の御協力をさせていただく所存とも述べられております。そのことには、９月の一般質問で同僚議員の質問もございまして、両村の振興策については最大限の御支援をいただくように、国・県に要望活動をしていくと、田中市長は答えられております。

そこで質問でございますが、９月16日の田中市長への五木村議会からの建設反対真意説明をとの申し入れを受けられ、９月24日、五木役場において五木村議会と意見交換会を行われましたことが、新聞で報道されましたが、この新聞報道ではよく内容もわかりません。

そこで、そのときどういう意見が五木村議会から出たのか。そのとき田中市長はどういう発言をされたのか。また、五木村議会から今後の五木村振興策について、共闘の申し入れないし支援の要望があったのどうか。そのときの経過を最初にお尋ねします。

この件に関しましては、部長答弁ということでお尋ねします。

○企画部長（荒巻　通君）　御質問にお答えいたします。

五木村村議会の要請を受けまして９月24日に、市長、副市長、私そして担当係長の４名で、五木村議会の全員協議会に出席いたしました。全員協議会では、田中市長が冒頭に、現行の川辺川ダム建設に対する意見表明によって、さらなる御心労をおかけしていることをおわび申し上げました。その後、村議会の皆様に市長の真意をお伝えしたいということから、意見交換会が始められました。

五木村長や五木村議会の皆様からは、市長の白紙撤回という見解に驚いたことや、発表の前に五木村への事前説明が欲しかったことなどが指摘されました。市長からは、決断に当たり、苦渋の選択を余儀なくされた五木村への思いがはせたことや、結果、五木村の皆様の思いをくみ取れなかったことへのおわびがございました。また、民意が現行のダムによる治水を選択しているように思えないことや、人吉・球磨は球磨川を中心とした地域づくりを一体的に行うことが望ましいということを、その理由として伝えられました。

五木村の議員の皆様からは、ダムによる治水が最も望ましい。あるいは土砂の堆積等が原因で、五木地点での河床が上昇している危険性などの治水に対する意見も出され、貯留式ではなく穴あきダムなら容認するのかといった御質問もございました。市長は、科学的に技術的に検証され実証されたもので、民意が容認するものであれば受け入れるといったお答えをしております。

最も多く出された意見としましては、農地造成を含めダム予算による五木村の社会資本整備がまだ整っていない状況や、ダムの静止によってそれが補償されるのか懸念しているといった内容でございました。市長からは、引き続き村の振興計画が進められていくよう、これまでにも増して国及び県に働きかけていくことを約束するという発言がなされました。

共闘ということですが、共闘ということではなく、市長はやはり流域が一体となって国・県へお願いをしていくという思いであり、県・市町会・国レベルといった活動の中で具体的な関与について強くお願いをしていきたいと発言されております。

以上、お答えいたします。（「12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　２回目でございますが、五木村議会と意見交換会を受けて、田中市長は率直なところ、今後五木村議会と共闘といいますか、今部長答弁では流域市町村が一緒になって要望していくということでございましたが、国や県に本当に流域市町村が心を通わせて、本当に一緒に活動できるのかどうかということができると思っておられるのか、特に国に対してどのように要望していかれるのか。田中市長が心配されておりますハード面の頭地大橋の建設や代替地の農地造成を初めとするダム関連事業について、国土交通省九州整備局長は、ダムが中止となった場合はその事業中止もやむを得ないと、ダム関連事業では、そのハード面でのダム関連事業はできないと、くぎを刺しておるわけでございます。

そういう中で、田中市長は本当に国にどういう具体的な要望をされていくのか、また、田中市長の言われる最大限の協力とは、財政的な支援までも考えておられるのかお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

五木村議会との懇談会で、いわゆる共闘というようなニュアンスのやり取りはなかったと認識をいたしております。一緒になって国や県に要望活動を行っていくのかということでございますが、基本的には市が先頭に立ち、球磨川流域が一体となって要望活動を行っていく。五木村を支えていくということだと考えております。

仮定での発言が適当かどうかわかりませんが、単純にはそういうことが望まれるものでございまして、五木村の振興にプラスになる効果があるものであれば、取り組んでいくべきであろうと思っております。

福田前総理や金子国土交通省大臣と本省事務方のお考えには、若干の見解の違いがあるのではないかと感じております。確かに現在はダム関連事業として取り組まれている事業でございますが、まずは今後の新たな治水の検討の時期にあっても、結果、ダムの是非やダム事業の進捗にかかわらず、これらの事業が継続して行われるよう、国・県にお願いをしてまいりたいと存じております。

財政的支援はということでございますが、市としての最大の協力責務とは、国・県に対しての流域のリーダーシップを発揮することだと考えているところでございます。

お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　３回目でございますが、もし今後、五木村議会が田中市長との今申されましたような共闘を拒否ないし申し入れも行わない場合、施政方針演説どおり最大限の

協力を具現化するため、今後１人でもその活動を行っていかれるのかお尋ねします。

また、人吉市長として大変多忙な政務を行っておられる身としては、五木、相良両村に表明された振興策に田中市長が忙殺されるのではないかと、そして市政に支障を来さないかと心配するわけでもございます。しかしながら、最大限の協力を五木村と相良村に申し出ておられますので、田中市長の言質が五木村民のまた相良村民の振興策の期待を裏切らないようにするためにも、市長みずから責任を持った何らかの行動を起こす、行動を計画であらわす、すなわちこのアクションプラン的なものを表明すべきではないでしょうか。田中市長の考えをお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　先ほども述べましたが、五木村の振興は流域全体の問題であり、流域が一丸となって行動していかなければならないと考えているところでございます。

あるいは、国に対して熊本県流域市町村一体となって取り組んでいかなければならない問題だとも認識をいたしているところでございます。もちろん、個々の市町村議会でも機会をとらまえて声を上げていくことは重要であると考えておりますし、人吉市長としてやるべきことは、速やかに行っていく所存でございます。

県におかれましては、10月16日に蒲島知事を本部長に、五木村振興対策本部を設置されたところでございますし、五木村の地域振興策について最重要課題として全庁的に取り組んでおられるところでもございます。

また、五木村でも和田村長を本部長に五木村再建対策本部を設置されまして、その事務局次長には、県の出向職員が当たっておられるところでございます。

本市といたしましても、県と連携を密にとりながら、その時々に適切かつ効果的な行動をとってまいりたいと考えているところでございます。お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　市長個人としてのアクションプラン、そういうものでなくて、県と連帯をとって行動を行っていくと、そういう回答でございますか。わかりました。

４回目でございますが、今月３日にこの川辺川問題をめぐり国土交通省と県が「ダムに寄らない治水を検討する場」のメンバーに流域の首長も加えると合意したのを受け、田中市長は協議に参加した上で球磨川水系の管理整備の権限を国から県に移譲するよう提案する考えを示されました。

その中で、「国がダムを最も有効な対策を考えている限りこの協議は平行線になる」と、また、「地方分権や地元の声を河川行政に反映させる改正河川法の趣旨に沿い、国は球磨川の管理権限、財源、使途を県に移譲することを提案したい」と、こう述べられております。

その田中市長の発言の内容が、つまり球磨川の管理権限の国より県への移譲という今回の提案が、ダムに寄らない治水を検討する場に混乱を招き入れはしないかどうか。また、早急

に整備されなければいけない球磨川の治水・洪水対策におくれは生じないかどうか。また、その田中市長の提案が球磨川流域、特に現在堤防や宅地かさ上げの洪水対策が行われている地域や計画地域住民のこの不安をあおりはしないかどうかお尋ねします。

ところで、一方のこの当事者の蒲島知事は、同日の記者会見で「球磨川の管理・整備を県に移譲することについて、国でないと対応できない治水・洪水対策があり、この時点では県が引き取るべきだとは言えない」と述べられ、この思わぬ田中市長の応援の発言に当惑されておられるようでございます。

ここに来て田中市長と蒲島知事の意見の食い違いが見られるわけでございますが、これから県と球磨川の治水・洪水対策について共通の認識を持っていかなければいけないときに本当に県と共闘できるのかどうか、このことをお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

今回、球磨川につきましては国から県が権限委譲を受ける形で、具体的に権限、財源、人材をいただき、県事業として進めることが知事の求められている極限の治水を実現できる一つの方法ではないかという私案を提示させていただきました。

これは、麻生総理大臣が農林水産省の地方農政局と国土交通省の地方整備局を原則廃止するという方向で検討するよう地方分権改革推進委員会に指示を出されたことや、同じ地方分権改革推進委員会において都道府県内で完結する水系については県に権限移譲することを検討していること。

つまり権限移譲路線の拡大といった大きな時代の潮流を踏まえて着想したものでございまして、河川行政だけではなく、国と地方の関係がそういった方向にも進んでいくのであろうという中で発言をしたところでございます。

国から県に事業が移譲されても、その権限と責任が国から県へ移行するだけであって、行政の連続性は完全に守られるという前提に加え、地方が不利益をこうむることがないように財源と人材をという私の案を述べさせていただいたところでございます。

真意が伝わらず、流域の方々に御心配を与えるようなことがあったとすれば、この場をおかりしておわびを申し上げたいと存じます。

また、知事が「治水は県ではなく、河川のことについて最も精通する国が責任を持って行う事業である」という一定の反論を示されたことについては十分に理解できることでございまして、改めて支持をしていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　次でございますが、球磨川水系の管理・整備の権限を国から県に移譲する等々の田中市長が述べられました提案につきまして、田中市長の思い入れというのは十分わかるつもりでございます。しかしながら、国の法律改正や、この莫大な予算を伴う権

限移譲が実際に実現可能と思われているのかどうか。

それと、田中市長が提案されますように、国から県に球磨川の管理権限移譲がもしできた場合、今までは球磨川の治水・洪水対策の事業費が国の直轄事業として行われていましたので、いわゆる流域市町村に負担金はございませんでした。しかし、県の事業として行われる場合は、県からその事業費の一部負担を流域市町村に求めてくることが考えられますが、その覚悟があるのかどうか。

また、県の財政も考慮しての提案かどうかもお尋ねします。

また、現在、１級の直轄河川は球磨川と川辺川でございます。球磨川が国から県への管理権限移譲となりますと、球磨川は普通の県の管理の１級河川となり、支流のこの川辺川が国の直轄の１級河川といった妙なぐあいにもなりかねません。

また、流域の球磨川に流れ込む例えば胸川、山田川、万江川、御溝川などが一般の１級河川でございますから、これらの河川と同じ扱いになります。球磨川が国の直轄の１級河川だからこそ今まで洪水対策も遅滞なくできていたわけでございますが、県の管理のいわゆる普通の１級河川になったら改修が遅々として進まない。御溝川みたいにならないとも言えないわけでございます。

田中市長は、そのことも考慮して提案されたのかどうかもお尋ねします。

それに、川辺川ダム建設計画に着手部分の事業費1,200億円の一部を、県が存続を決めた荒瀬ダムの撤去費用に充てたらどうかと提案をされております。このような法律改正を伴う、また五木村民の感情を逆なでするようなこの発言は、頭脳明晰な田中市長の発言とも思えません。

事業主体が国と県とでは別々に分かれております。また、川辺川ダム建設関係と荒瀬ダム関係と個別にいろいろな問題を内包してもおります。法律改正が要ることでありましょう。国会承認が要ることでございましょう。また、県議会の承認も要ることでございましょう。それにまだ国は川辺川ダムを中止するとは言っていない状況でございます。

田中市長、本当にこれらのことがすんなりと、例えは悪うございますが、右から左と簡単にできるとお思いでしょうか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

権限移譲の問題でございますが、法律や制度の改正、国会等手続の問題は当然あると思いますし、高いハードルではあると思いますけれども、目的を成就するためには一つの段階に過ぎないと考えているところでございます。

私が提案しましたことには、球磨川水系と、そこに存在するダム問題の特殊性ということが背景にございます。一般論としてもそういったことが可能になっている。あるいは、もう少し控え目に申し上げますと、議論される時代が確実に到来していると実感しておりますし、我々もそのことを認識すべきであると考えているところでございます。

案として、今回終わった私のアイデアでございますが、現在においても県管理の河川について、通常、市町村の経費負担は発生しておりませんので、仮に県に球磨川水系の河川管理が移譲されても、これまでと同じく流域市町村への負担は発生しないものだと考えております。

なお、今回、私の提案自体が知事の考えの治水対策を、国からの財源で思い切ってできるのではないかといった県の財政状況を考えた中で申し上げたものでございますし、事業が滞ることがないように権限とともに財源、人材を手だてしていただくということを申し上げたつもりでございます。

荒瀬ダムにつきましては、県でのさまざまな検討の結果、存続という方針が決められたものなのでございまして、真摯に受けとめておるところでございます。

しかしながら、県が撤去をあきらめられて存続を決められた理由は、財政の問題だけだとはっきり言っておられることでございますし、撤去すると一度は県議会でも決まったことでございまして、お金があれば撤去したいが、財政難で対応できないということでございます。そこで、球磨川水系という全体の中で国の財源を充当できたらと着想したものでございます。

現在も八代市では荒瀬ダムをめぐって大きな問題となっておりますので、その荒瀬ダム問題がどうこうといった発言ではなかったことだけは御理解いただきたいと思います。お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　確認でございますが、建設部長に、いわゆる国の直轄事業の、この１級河川の球磨川の事業費が、県に権限移譲された場合、いわゆる流域市町村に負担金は生じないのかどうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（大王英二君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後２時49分　休憩

午後３時50分　開議

○議長（大王英二君）　再開をいたします。

ここで、時間の延長をいたします。

○市長（田中信孝君）　発言に誤りがございましたので、御訂正を申し上げたいと思います。

先ほどの御質問の答弁に「県管理の河川について通常、市町村の経費負担は発生しておりませんので、仮に県に球磨川水系の河川管理が移譲されても、これまでと同じく流域市町村への負担は発生しないものだと考えております」と発言をいたしましたが、一般論といたしまして、県に権限移譲されました後は、当然のことながら国直轄事業から事業主体は県に移るわけでございます。

したがいまして、現在行われております国道改良、農業農村整備、急傾斜と同じように県

は市へ応分の負担を求めてくると思われますので、さきの発言は訂正させていただきます。

詳細につきましては、担当部長が御説明をいたします。

○建設部長（山上　茂君）　先ほどの御質問にお答えいたします。

現在行われております県事業につきましては、事業の経費に対する市町村の負担についてという県条例で負担割合が定められ、負担をしている事業がございます。道路事業、地すべり対策事業、都市計画事業、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業などがございます。負担割合は15％から10％でございまして、河川の場合につきましては、例えば砂防事業におきましては10％の負担となっております。

県管理の河川の場合、一般的に河川改修に伴う負担はないことになっておりますけれども、市道の橋梁のつけかえでありますとか、横断橋でございますとか、そういった関連事業が発生した場合には負担金が発生するというようなことになってまいります。したがいまして、河川の場合につきましても発生する場合と発生しない場合がございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　答弁いただきました。大変詳しく説明いただきました。どうもありがとうございました。

では、６回目になりますが、どうも最近、田中市長の言動、言質が軽率的とは言いませんが、聞く人によっては思いつきのような発言が続いているのではなかろうかなと、このように思っています。

これはすばらしいアイデアマンであり、そして、頭脳明晰な田中市長の発言とは思えません。田中市長の首長としての発言の言質によっては、本当に戸惑い、混乱、失望する住民もいるわけでございます。私人の発言と違って公人として首長の発言は本当に重い責任が伴うことであろうと思います。当然おのれを律しながらの発言が要求されるのではないでしょうか。

首長として、田中市長には我々の思いもよらないような、一市民として思いもよらないような苦労も悩みも多分ございましょう。

そこで、最後になりますが、この一連の田中市長の発言が首長として本当に責任を持った発言をなされているのかどうか、言い方を変えますと、政治生命を賭した発言をされているのかどうか、最後にお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

この12月５日に川辺川ダム以外の治水を検討する場が設置されて、球磨川に治水問題が動き出したわけでございますが、この数カ月間、国も県も双方の見解などをめぐってかなり苦慮されているという印象を受けておりました。

そういう中で、球磨川の治水について１日でも早く協議を進めてほしいという思いで今回、

私の考えを、こういう選択肢もあるのではないかということで述べさせていただいたわけでございます。政治生命を賭してというよりも、みずからの言動に責任持つのが政治に携わる者としての当然の務めだと思っております。留意をしてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　次に、２点目は、人吉市の観光の看板でございます球磨川のアユの漁獲量についてでございます。

ことしもアユ漁のシーズンが終わりましたが、長年アユ漁をやっている近くの知り合いの漁師さんたちから、ここ数年急にアユがとれなくなったとよく聞きます。さおによるアユかけもだめだし、刺し網には、昔この球磨川に生息しなかったような魚がかかっていて、アユの方はごく少数で、鑑札代にもならないという言葉をよく聞きます。

また、毎年、県外の、それも遠方より、６月のアユ解禁と同時に球磨川のアユを目指して秋口まで釣行をされるベテランのアユ師の方にも、球磨川にまで来る魅力はなくなったということも聞いております。

ところで、私の家の裏には鹿目川が流れておりまして、球磨川も近いところでございますので、私どものこの子供のころ、鹿目川ばかりでなく、球磨川でもよく友達と釣りや矛突きの魚とりに興じていたわけでございます。当時は魚影も多く、小学校の５、６年生ごろには長い矛ですばしこいアユを突いていたのを懐かしく思い出してもおります。

また、夏の球磨川の急流にアユ釣りのさおをかがす姿は本当に球磨川に似合っていて、一幅の絵にもなりますし、この地方の夏の風物詩でもございます。その姿が近年減少しているのは本当に寂しい限りでございます。この球磨川のアユに代表される魚の不漁は、川漁師を初め水産関係の皆さんにとりまして本当に大きな痛手であろうし、また、アユを媒介とする観光業界にとっても大きな打撃だろうと思います。

また、球磨川にアユを求めてくる遠来の釣り師たちは、当然この人吉市に宿泊されるでしょうし、入り込み数としてカウントされる観光客でもあると思います。この遠来の釣り師たちの減少もまた観光人吉にとっても少なからず打撃だろうと思います。

よく田中市長は、人吉を観光で食えるまちを標榜されております。新しくこの人吉の魅力を発掘、つくり出す、そして売り出す、そのことは大変すばらしいことと思いますが、また、なかなか難しい課題でもございます。当然リスクも伴うことでもございます。

そういった中で、今までにこの人吉にある資源を、そして、この魅力を有効に活用し、利用できるようにし、また、その資源が減少しないように保護していくと、そのことも観光で食えるまち、また、観光を売り出す上での大変重要なことであろうと思っております。

そこで、最初に、田中市長はアユをどんな調理法で食するのがお気に入りでしょうか、お尋ねします。それと、この球磨川水系のアユ、また、球磨川水系に生息する魚族の減少につ

いて、田中市長はどのような見解を持っておられるのか、これを最初にお尋ねします。

次に、担当部長には、漁獲量は近年どのように推移しているのか。できるだけさかのぼってデータを示していただきたいと思います。

また、他に魚族の漁獲量の推移はどうなっているのかもお尋ねします。

また、ことしの６月議会におきまして、鳥獣等による被害ということで、球磨川水系のカワウのことで質問いたしまして、その１羽のカワウが１日に食する量は500グラム以上ということでございまして、そのカワウの被害額が1,680万にもなるという回答でございました。以前にはなかったカワウの被害も魚族の減少の原因の一つではあろうと思いますが、近年の不漁の原因はどのようなものが原因として考えられるのかお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

解禁日からしばらくの間は背ごしというのもからし酢みそでは非常においしいのかなと思っておりますし、大きくなりましたら３枚におろして刺身という手だてもあろうかと思いますが、やはり、ほくほくの塩焼きをスダチで食すというのが私にとりましては一番おいしい食べ方ではないかと思っているとこでございます。

アユなどの魚族の減少につきましては、観光都市人吉にとりまして大きな痛手であり、夏場の釣り客を失いかねない事態であるというふうに認識をいたしております。

清流球磨川の大きな魅力であるアユの魚族の保護は、よって本市の観光の大きな要因でもありますところから極めて重要であると認識いたしているところでございます。お答えします。

○経済部長（井上修二君）　それでは、私の方からアユ及びその他の魚族の漁獲量の推移についてお答えします。

球磨川漁協による本市の漁獲高のデータによりますと、アユにつきましては平成15年度が36.9トン、それから、平成16年度が35.6トン、17年度が41.8トン、18年度が35.4トン、19年度が19.2トン、それから、オイカワ――ハヤと言っていますけども、ハヤにつきましては平成15年度が6.7トン、平成16年度が8.4トン、平成17年度が10.1トン、平成18年度が8.7トン、19年度が６トンとなっております。

次に、ウグイにつきましては、平成15年度が7.1トン、平成16年度が4.9トン、平成17年度が5.6トン、平成18年度が5.2トン、平成19年度が３トンとなっております。ウナギにつきましては、平成15年度が5.5トン、平成16年度から18年度が5.6トン、平成19年度が3.6トンとなっているようでございます。

次に、不漁の原因でございますが、球磨川漁協にお伺いしましたところ、議員御指摘のカワウによる被害もその原因の一つと考えられると思いますが、そのほかには平成18年度の度重なる台風や豪雨被害により、球磨川上流である川辺川河床の汚濁など、河川環境が悪化したことなどが大きな原因と言われております。

また、ここ最近の地球温暖化により、八代海の海水温の上昇による天然遡上アユの激減も原因の一つと考えられるのではないかということでございました。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　２回目の質問でございますが、アユの漁獲量の減少について、川漁師の間では、春のアユの稚魚の放流数が昔に比べて少ないのではないかとの疑念の声も出ております。そこで、球磨川で主体的に魚族の保護、育成、それに放流に力を入れておられる球磨川漁協の近年のアユの稚魚の放流はどうなっておるのか。それに、ほかの魚の放流はどうなっておるのか。

また、どことどこにどのくらいの稚魚の放流を行っておられるのか。

また、ほかの魚族の保護、育成に関して、球磨川漁協はどういう活動を行っておられるのか、お尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　それでは、２回目の御質問にお答えします。

まず、近年のアユの稚魚放流状況でございますが、球磨川漁協に放流実績をお尋ねしましたところ、平成16年度は252万尾、平成17年度は317万尾、平成18年度は176万尾、19年度は174万尾、20年度は243万尾ということでございました。

なお、それらのうち球磨川河口産の稚アユの割合でございますが、16年度が58％、17年度が67％と高かったもの、平成18年度は47％、19年度は28％、20年度が47％となっており、遡上アユの減少が深刻な状況となっているようでございます。

また、稚アユの購入先は、相良村の中間育成施設、天草市の水産研究センターのほか３カ所ということでございます。

次に、他の魚の放流状況につきましては、19年度実績でヤマメが32万尾、オイカワが10万尾、ウナギが５万8,000尾、フナが５万尾ということでございます。

次に、どこにどのくらいの稚魚を放流しているかという御質問でございますが、本年の稚アユ放流実績としまして、球磨川本流水系のうち上球磨地区に18万8,000尾、中球磨地区に38万尾、人吉地区に38万尾、下球磨地区に30万尾、芦北地区に16万尾、八代地区に43万6,000尾、川辺川水系に50万尾、胸川水系に２万8,000尾、万江川水系に６万8,000尾ということでございます。

球磨川漁協の主な活動でございますが、球磨川魚族の繁殖保護の事業として、アユを主体とした放流事業や漁場の管理、アユの中間育成事業などということでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　３回目の質問でございますが、この魚族の減少の原因として、ただいま幾つか述べられましたが、近年ふえています外来種の魚、それに今まで海でしか見られ

なかったような魚もふえております。

特に正式名とか学名はよくわかりませんが、多分コイ科だろうと思います。この地方の呼び名でニゴイという魚がいますが、この魚は在来種の小魚を食すると聞いております。そこで、球磨川流域で見られるようになった外来種の魚とはどのような魚がいるのか、その生態はどのようなものか、お尋ねします。

また、それらの外来種の魚の駆除はどのように行っておられるのかもお尋ねします。

次に、私どもの子供のころは、よく矛突きをやって遊んでいたと先ほど申しましたが、現在矛突きの使用はどうなっているのか。魚の捕獲の方法として、法律的には禁止されている漁法、球磨川漁協が独自に魚族保護の観点から規制している捕獲の方法とはどんなものがあるのか、お尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

まず、外来魚とは、自然分布の範囲以外に生息するもので、人間によって意図的、非意図的、あるいは直接的、間接的に購入されたものであり、球磨川に生息する外来魚の種類につきましては、球磨川漁協にお尋ねしましたところ、主にニゴイ、ブラックバス、ブルーギルなどがいるということでございます。

その生態でございますが、ニゴイはコイ科で、川底の昆虫や貝などを主食しており、球磨漁協では定期的に刺し網による駆除をされていますが、胃袋の状況を調査したが小魚などは確認されていなかったということでございます。

ブラックバス、ブルーギル、ともにバス科で、ため池など川の流れが緩やかなところに生息し、在来種の魚を主食にしており、球磨川漁協では２年前まで駆除を行っていたが、現在、その個体数の急激な増加は確認されていないということでございました。

次に、魚の捕獲方法で禁止されている漁法についてのお尋ねでございますが、熊本県内水面漁業調整規則第28条で禁止されている漁法は、主なものとして発車装置を有する漁具を用いた漁法、鵜飼い漁法、流水を枯渇させる漁法、地引網及び船引き網、水中に電流を流す漁法ということでございます。

また、球磨川水系だけで規制されている漁法は、刺し網での火光利用漁法及び夜掘りということでございました。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　矛突きに関してはどうなっとっですか。

○経済部長（井上修二君）　先ほど「発車装置を有する漁具」ということで申し上げましたけども、恐らくこの部類に入ってくるのかなというふうに思います。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　では、ゴムがついていなかったら大丈夫ということですね。

○経済部長（井上修二君）　大変申しわけございません。私、ゴムのついていないものもだめというふうに私も思っているのですけども、そこまで確認してございませんので、私は、ゴムのついていないやつもだめだというふうには確認はしているつもりですけど、よろしいでしょうか。済みません。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　その辺は後から確認しておいてください。

４回目の質問でございますが、人吉市がこの球磨川漁協に毎年100万円の補助金を出しておられますが、その趣旨はどういうもので、いつごろから出しておられるのか、お尋ねします。

また、球磨川水系の流域市町村の中で補助金はどことどこが、どのくらいの補助金を出しておられるのかお尋ねします。

それと、熊本県や国の補助金はないのかもお尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　４回目の御質問にお答えします。

球磨川漁協への補助金につきましては、平成15年、16年に球磨川漁協などから提出されました稚アユ放流への助成についての陳情書を受け、本市の水産業の振興及び観光面における地域経済の活性化を図る目的で、平成16年度から球磨川アユの増殖のための稚アユ放流経費の一部助成を実施しているところでございます。

また、流域市町村の補助金の交付状況でございますが、平成20年度のアユ増殖事業実績報告書によりますと、八代市が100万、五木、相良、球磨村が各30万、山江が24万となっております。ヤマメの稚魚の放流補助として、水上が100万、あさぎりが20万、多良木町が10万、錦町が５万6,000円ということでございます。

また、相良村ではアユ中間育成施設委託料として840万円を支出しておられるようでございます。

なお、県からの稚魚放流に対する補助金は450万円で、国からの補助はないということでございました。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　５回目の質問でございますが、そもそもこの補助金を出しておられる人吉みたいな自治体は、球磨川漁協の組織の上ではどういう立場なのか。尋ねている趣旨は一定の権利、議決権を持った一般組合員か、相談員みたいなものか。またはこの議決権なきオブザーバー的なものかどうかということでお尋ねしております。

また、球磨川の魚族の保護、育成に主体的に活動をしているのが球磨川漁協であると私も思っているところでございます。

ところで、組合員外のこの私たちから見える球磨川漁協の活動は、アユの稚魚の放流やジープによる遊魚券の不携帯監視活動ぐらいでございまして、余りよく知られておりません。そもそもこの球磨川漁協はどういう趣旨のもとにいつごろ設立され、どういう法律にのっとり保護を受けているのかをお尋ねします。

また、球磨川漁協の組合数を含め、組織形態はどうなっているのかもお尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

本市は球磨川漁協の組織上どういう立場なのかという御質問でございますが、市としましては、組合に対しアユ放流への一部助成をしているのみでございます。したがいまして、議決権とか、そういったものはございません。

次に、球磨川漁協への御質問でございますが、当組合は、漁業組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的、社会的地位を高めるために昭和26年１月１日に設立されているということでございます。

なお、組合は水産業協同組合法という法律によって組織されているようでございます。

また、球磨川漁協の平成20年の組織形態としましては、組合員が2,268名で、うち正組合員が2,220名、準組合員が48名、なお、役員は総代100名、理事11名、幹事４名となっているようでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　６回目でございます。人吉の球磨川漁協に毎年補助金を出しておられますので、総会の出席の有無または議決権の有無にかかわらず、毎年のこの総会の資料、特に収支決算書が送られてくるものと思いますが、球磨川漁協の収支及び支出の主なものは何でしょうか。お尋ねします。

また、先ほど申しました遠方よりの釣り師たちの話では、近年のようにこのアユの不漁では遊漁券が高過ぎるとの声も出ていますが、こういう声は漁協の方にどのようにして取り上げられているのかもお尋ねします。それに、遊漁券の種類と鑑札ですかね、種類または子供たちへの対応はどうなっているのかもお尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　６回目の御質問にお答えします。

漁協の収入及び支出の主なもの及び遊漁券の種類と子供たちへの対応という御質問でございますが、まず、主な収入としましては、組合員賦課金、行使料、遊漁料で、主な支出項目としましては、魚属の放流等に係る繁殖保護費ということでございます。

次に、遊漁券が高過ぎるということでございますが、球磨川漁協にお尋ねしましたところ、他県では一つの河川に幾つもの組合があり、同じ水系で釣る場所を移動すれば遊漁券を幾つも買わなければならないところもあると。また、遊漁券が１万円以上の漁協もあるので、決して球磨川だけが高いと一概に言えないのではないかということでございました。遊漁券の

種類でございますが、すべて魚種が対象となるＡ券が１年当たり8,000円、１日当たり2,000円、アユを除く魚種が対象となるＢ券が１年当たり6,000円、１日当たり2,000円、アユ、コイ、ウナギ、ヤマメを除く魚種が対象となるＣ券が１年当たり3,000円、１日当たり500円となっているそうです。なお、小学生以下は無料、中学生はアユを除くその他の魚種については無料ということでございます。また、組合員の年間行使料は、刺し網が６万円、投げ網、矛突きが5,000円、瀬付がっくりがけ、ウナギ塚、ウナギかごが3,000円などとなっておるようでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　最後の質問でございます。いずれにしましても、このアユの不漁や他の魚属の減少に対しましては何らかの対応が必要であろうと思います。球磨川漁協でも対応は考えておられるとは思いますが、球磨川のアユ漁は、人吉市にとっては観光の看板と同時に、人吉市を支える産業とも言える存在でございますので、人吉市としても何らかの対応が必要であろうと思います。球磨川漁協もそうでございますが、関係自治体、県とも協議を行って、対策を立てていく必要があろうと思います。そこで、今後人吉市としてどういう対策ができるのか。また、今後どういう方針でこのアユ等の不漁の問題に対処していかれるのかお尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　最後の御質問にお答えします。

アユの不漁に対してどういう対策ができるのかということでございますが、どういう方針で対処していくのかという御質問もいただいておりますけれども、第１回目の御質問で市長がさきに申しましたとおり、アユの不漁は本市の観光面でもマイナスであり、また水産業の振興上、何らかの対策が必要であると考えているところでございますが、近年の異常気象による河川環境の悪化は深刻であり、具体的な対策につきましては大変厳しい状況にあると存じております。いずれにしましても、アユの放流など増殖事業を行っている球磨漁協へ稚アユ放流に対する助成を流域市町村とともに連携を図りながら継続していくことが必要だと存じております。

以上、お答えします。

○12番（田中　哲君）　以上で、一般質問を終了します。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後４時28分　休憩

午後４時42分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き、再開をいたします。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇）　18番の下田代でございます。もう、近ごろは日が暮れるのが早うございます。ことしも余すところ23日しかございません。日々厳しいニュースが続いております。市長の方針にもありましたが、世界的な金融危機、経済不況、インドのテロ、タイの内紛、いろいろありますし、国内では円高株安、そして不動産下落が続いておりまして、そしてまた、大手企業のトヨタ、日産、ホンダ等の大幅な減益と人員削減、採用の見合わせ、地方にも及んできております雇用の危機、漂っている閉塞感と、加えまして忌まわしい凶悪事件、つらくて厳しい年の瀬であります。これらを十分見据えながら大きく二つの質問をいたしてまいりたいと思います。

一つに、人吉市振興の課題としまして、今度提案をされております機構改革、二つに、基礎教育の充実について、二つに、地域課題として市民の方々の御意見、要望の中から質問をいたしてまいりたいと思います。

まず、機構改革であります。組織の定義というものは、人々が目的を達成するために最も効果的に、協力できるようになされるべき仕事の性質を明確化して、編成をし、責任と権限をさらに明確にし、これを移譲し、諸関係を設定する過程であるとされております。担当の総務部も十分御承知のことであろうと思います。端的にいいますと、人々が効果的に協力して仕事がよくできる機構、構造であると言えると思います。

そこでお尋ねをしたいと思います。人吉市の組織の基本理念、これについてお聞かせをいただきたいと思います。改革に当たり、現行機構の検証はどうなされてきておりますかということと、その中で課題をどうとらえて、それを今度の改革のポイントとしてどのようになされたのか。まずそれをお尋ねしたいと思います。第１回目です。

○総務部長（深水雄二君）　下田代議員の御質問にお答えいたします。

組織に対する基本理念という、非常に高いレベルでの御質問でございますが、私の方は組織のあるべき姿というスタンスでお答えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

地方公共団体である人吉市は、地方自治法にいう住民福祉の向上という目的を達成するために設置された組織でございますので、最少の経費で最大の効果を上げ、また組織の適正化を図るよう簡素かつ効率性を重視するなど、その機能性の高さが求められております。加えて、地方自治法が目的としております民主的な行政の確保を図るため、市民主体の行政運営などの民主制にも一層の配慮をする必要がございます。さらに、近年では危機管理対応など、行政に対して住民の安心・安全や快適な生活を守る役割がこれまで以上に強く求められており、市民の方々の期待にこたえられる信頼性に基づく組織づくりも重要な課題と認識しております。また、組織には社会の変化や住民ニーズに的確に対応できるよう不断の見直しや改善の取り組みが不可欠であり、変化に即応できる柔軟性も必要と考えておるところでござい

ます。

現機構の検証と課題ということでございます。現在の組織機構は、平成17年４月に施行後、４年を経過しようとしているところでございます。17年改革以降に顕在化した、あらわれた社会経済状況の変化、国の制度改正や地方分権に伴う権限移譲、新市長のマニフェストへの取り組み、民間委託の推進や定員適正化計画に基づく定数削減など、本市を取り巻く外的内的要因の変化は大変著しいものがあり、このような変化に柔軟かつ迅速に対応していくために、現行組織の問題点や課題などを検証し、将来に向かって大きく体制の見直しを図ることとしたところでございます。

検証に当たりましては、行政経営会議のもとに設置しました作業プロジェクト及び政策審議会、行政経営会議で論議してきたところでございますが、職員意見の反映についても当初の方針から職員の参画を促し、全庁的な取り組みとして作業を進めてきたところでございます。具体的には、まず係単位の組織機構、事務分掌等に関する調査と、その調査結果に基づく課長、係長及び部長へのヒアリングを実施し、現時点での問題点や将来への課題を調査、抽出しており、中間案に対する意見公募も行い、職員意見を反映しているところでございます。ポイントとしましては、基本指針として市民視点での組織改革、マニフェストの推進、新規重要課題への対応、組織数、組織規模の適正化の４点を柱に、部の新設も含めた全面的な見直しを検討してきたところでございます。これにより市民の方々の利便性向上、マニフェストの早期実現、新規重要課題対応のための機動性確保、職員数減に対応した組織づくりを図ってまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ただいま機構改革の今度の案についてお答えをいただきました。私が尋ねてきているのは基本的な問題、改革を進めるに当たってその基調となる基本的な理論といいましょうかね、組織論を含めての考えをお尋ねしてきているわけでございまして、一部、一課、一係とか、そういうことについてないわけですね。今、お答えいただきましたが、特に、今度御提案をいただいた中での案として全協でも説明がありましたが、機動性、新規重要課題への対応として機動性もそこで申し述べておられます。そういうことで、ここでもありますが、新規重要課題対応のための機動性確保ということになっておりますね。そうした場合に、当然この中では分業とかいろんな問題が出てくると思いますが、そうした場合に、分業が仮に細分化をしていくというた場合に、そこに一つのセクショナリズムが発生をして、それらがまた機動性を阻害したり、組織の硬直化、そこらについてもいろいろ問題が出てくるんではないかという気がするわけですね。そこらについてどのようにお考えなのか。そしてまた、それが市民サービスへ対してどのような影響を及ぼすと考えられるか、そこら辺についてもお考えがあればお知らせいただきたいと、お聞きしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　組織機能と職員の能力活用というのをいかにやっていくか、そういうことによってこの組織が動いていくと、というふうに考えております。お答えとしますけども、改革後の組織機能と職員の能力活用及びその発揮についての御質問と思いますけども、これにつきましては組織マネジメントの視点から、観点からお答えさせていただきたいと存じます。

組織マネジメントの問題は、人、物、金、情報などの経営資源を組織化することにありますが、基本は人をいかに動かすか、人を通じていかに仕事をなし遂げるかということでございます。その第一としましては、組織機構、つまり組織内の分業、その調整の枠組みをつくることと考えております。分業により専門的な経験の蓄積と作業の効率が行われ、長期的な戦略をつくることもできますが、分業は同時に突発的な事態や組織横断的な事項に対応するための調整も必要とします。今回の組織機構改革は、この分業と調整の仕組みをつくり直したという位置づけがなされるかと思います。ただ、これだけで組織が機能するものではなく、職員一人一人の能力が発揮され、行政のプロ集団として組織が機能するためには職員同士のコミュニケーションを図り、共通の目的と職員の自発性のもと、組織内の協働が促進されるような仕組みもまた重要であると考えます。そのために総合計画やマニフェストといった組織目標に基づく事務事業の計画的な実施とその進行管理、職員の意欲の向上や組織活性化を目的とした人事給与、人材育成制度の整備とその効果的な運用なども進める必要がございます。さらに、定数削減をする中において、効率化だけでなく仕事の重複や知識、技能の継承も必要でございますので、限られた人員を有効に活用するための適正な人員配置と人材育成を図っていく必要も感じているところでございます。また、市長以下、幹部、管理職のリーダーシップの発揮や日々の業務の中でのあいさつや朝礼、ホウ・レン・ソウの慣行などの基本的な職務行動の設定も協働を促進する重要な要素と考えておるところでございます。人事組織管理につきましては、職員の意欲向上と組織の活性化が永遠の課題でございますが、議員各位の御意見も賜りながら、今後とも勉強を重ね、組織内協働を促進する組織に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　今、機能も含めてお答えをいただきました。当然全検証の中で、いろんな検証をされた中で、現行の機構の中で、いわゆるくるべき分業、現行の機構の中での分業、そういうことの問題点をお尋ねしようかなと、そういう意図であったんですが、改革をした後にどういう機能をしていくのかということもお答えをいただきましたので、そこらも含めてまたお尋ねをしてみたいと思います。まあ今現行、検証というのは多分に十分なされてきたと思いますが、そこらの問題点、とりたててあるとすれば一つ、二つお聞かせをいただきたいと。

それから今、今後の機能として機構が改革をされた後に、どう分業とかそこで生かしていくかということを今お答えをいただきました。そこについてもお尋ねをしておきたいと思います。お答えをいただいた中で、人を動かしていくということもありましたわけですが、いわゆる組織マネジメント、いわゆる人的資源の管理であろうと思いますが、組織マネジメントの中で、やはり有効に活用をしていきたいというような話も今、御答弁の中にあったわけですね。いわゆる限られた人員を有効に活用していくと、そういうこともあったわけでございまして、そうした場合に、その検討された中にもあったと思いますが、職員の有効活用、具体的に言いますと、じゃ出向職員とか現行の単独、専任職員といいましょうかね、そこらについてはどう検証されて、新しい機構の中でどのように取り組んでいかれるのかと、どうお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　検証をどのように行ったか、例を挙げて説明ということと、職員の有効活用という観点だと思います。

大きく、今回特徴としまして部の設置で市長公室を案として考えております。それから、福祉生活部を市民部と健康福祉部に分けてやっていこうというふうなことを考えております。

市長公室につきましては、市長マニフェストのこともありますし、また重要課題がいっぱいありますのでそこを集中して効率よくやっていこうと、そういうことが必要であると、というふうなことを検討しまして、まず一つは市長公室の設置を考えたところでございます。

それから、福祉生活部を今回、市民部と健康福祉部に分けようとしましたけども、これにつきましては、福祉生活部はどんどん事務量といいますか、いろんな制度改正、いろんなこと含めまして事務量が、組織も大きくなりまして、もっと市民サービスを徹底的にやろうと、しっかりやろうと、っていうふうな観点から、ここにつきましてももっと、何ていいますか、体重を減らすといいますか、分けて市民サービスの向上を図ろうというふうな観点から、市民部と健康福祉部に分けてつくろうという検証をしてきたところでございます。

それから、人材の有効活用でございます。これはもうまさしく基本的なことでございまして、今、どんどん定員削減もやっておりまして、定員削減の方をやっておりまして、少ない中でいかにやっていくかということで考えてまいっております。ただ、今は組織の中では専門員とか、例えば次長クラスの専任とかっていう形で張りつけておりますけども、そういう形もできるだけ、場合によってはまだ、そういう場面も出るかと思いますけども、できるだけそういうふうな職をスリム化といいますか、一人が部長であっても課長であっても職員であっても、それぞれのみんなが一つずつ、しっかり背負っていくと、そういうふうなところでやっていく必要があるということで、そのような専門員、専任、それもなるべく外そうと考えてはおります。それから、出向職員といいますか、いろいろこれは必要に応じて出向、派遣をしておりますので、これにつきましては、またいろいろと検討をしてまいりたいと思います。

以上、お答えします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　今、御答弁をいただきました。市民サービス第一に、そのために職員を有効活用すると。これはもう大前提でございますね。だから、その中でやはり限られた職員を、最少の人数で最大の機能を発揮させるためにどう活用するかということで、基本的なことはやっぱり出向職員、ここらについてもやはり十分な検討と検証が必要である。それで、そこらについて新しい機構の中ではどのように取り組まれるのかと。そしてまた、単独職員、現行の中でも専任としてあるようですが、そういうようなところについてもきちんと検証されたと思いますし、当然その職制による成果もあったと思うんですが、成果までお聞きはしませんけれども、そこらについての取り扱い、これは機構は大事なことでございますんで、改革は大事なことでございますので、その基本的なこと実はお尋ねをしたわけでございます。ちょっと具体的にお答え、お聞かせいただければありがたいかなと思いますけれども。

○総務部長（深水雄二君）　お答えします。

先ほど、本当お答えになってないということでした。出向職員のあり方といいますか、取り扱いどうするのかということで、出向職員につきましては、出向というか派遣ですけども、県とか中小企業大学校、それから多良木とかいろいろ出しておりますけども、それはその事情といいますか、要請もあるし、こちらからも人材育成のために出して、幅広い知識を身につけて帰ってきてもらいたいという、そういう場面と要請がありまして、ぜひ我々の力をそっちの方で発揮してもらいたいというふうな目的で出しておりまして、この派遣、出向につきましては、今度は、例えば今、一例でいいますと県の方に職員を出しておりますけども、今度、一応予定ですけども、事務の方を勉強するように言っておりますけども、次年度は、私が申すのはあれですけども、今度いろんな納税といいますか、収納関係に行って勉強して、向こうのチームと一緒に頑張ってほしいと、そういうふうなことも今考えておるところでございます。

それから、あともう一点は、申しわけありません。申しわけありません。出向職員をどう活用するかということでございます。当然そこで勉強してきた、培ってきた力を帰ってきたら十分に発揮するように頑張ってもらいたいし、そういうことで考えております。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　出向職員は、今お答えいただきましたが、当然仕事の性質によっては、また職員の人材育成という面においても多分大事なこともあろうと思いますし、そしてまた、今、部長の御答弁のように要請があれば専門的な職員を、やっぱり要請にこたえていくということもあり得るかもしれませんね。それは今後もあり得るんじゃないかと思うんで

すが、でき得れば、先ほど御答弁があったように限られた職員数、ましてや、絶対数は減っていくということになれば、やはり市民サービスが停滞しないように、でき得る限りやはりここで活用していくと。いわゆる人吉市で頑張っていただくというのがやっぱり最良の道ではないかなと思うわけでございます。これは検討の余地がいろいろあると思いますので、今後十分研究を進めていただきたいと思いますが、じゃ、今後も出向職員、単独の専任職員、そういうこともあり得るというふうに理解をしてよろしいわけですね。それはもいいですよ、自席から。いいですね。あり得るということで理解をしてよろしいですね。はい、わかりました。

そこでもう一つ、質問いたします。ただいま市長公室、これは私も、どの課がどの部がということで実は質問をする予定はございませんけれども、これに一つだけお聞かせいただきたいと思います。市長公室、これの意義はどういうことなんでしょうか。もう、ちょっと目的もおっしゃいましたけど、もう少し具体的に、確認の意味でもお教えいただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　お答えします。

市長公室を設置した目的ということの御質問でございます。重点施策の早期実現を図るとかマニフェストの推進、そのために意思決定機能の迅速化を目的としております。政策立案、企画調整、それから市長広報の機能を集約するとともに、国際交流などの交流推進事業もこの市長公室の中で扱おうとしております。

以上でございます。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　市長公室という呼称といいますか、呼び名といいましょうか、これは20年ぐらい前にもまず機構の中にあったと思いますね。十五、六年前だったのかな、正確に記憶はしておりませんが、市のトップは市長でありますし、それぞれの組織の中で各部、すべてやはり市民のいろんな福祉向上、いろんなことを図るために各部それぞれ市長傘下にあって市長公室的な機能はあると思うんです。例えばマニフェストにしろ、重点施策の遂行、推進にしろ、それぞれの各部がそういう気持ちでやっているのが現状ではなかろうかと思うわけであります。私は、そういうことで新たに設けられていくということは、私の考えでは権限が集中していくのかなと。そういうことになると、そこにまたひずみが出るおそれはないのかな、そういう気がしましてお尋ねをしているわけであります。決して否定をするわけではありませんけれども、やはりそこらには職員間のいろんな融和の問題もありましょうし、そしてまた、各それぞれの部がやはり市長公室の機能として考え方を十分持ってやれば、それらのことについては問題はないんじゃないかなと、実は私自身が個人的にそういうふうに思っております。そういうことでそういう申し上げ方をしたわけでありまして、今、市長公室の設置についてそういうお尋ねをしたわけであります。だから、権限が集中するとか、そ

してまた、そういうようなことに私が申し上げたことについて、そういうおそれをお感じになることはございませんか。それもお聞きをしたいと思います。それは部長でなくても、市長、もしお答えいただくならどちらでも結構です。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

政府を見ましても、内閣府官房であるとか、大臣官房であるとか、そういうところに企画、また、そこには財政または人事、すべて集中しているわけでございます。というのは、やはりフットワークのある事業促進というのが大きな課題としてそこにあるのではないかというふうに私は考えているところでございます。よって、市長公室というのがおっしゃるとおり、もう十七、八年ぐらい前にさかのぼりますので、果たしてこの名称が適切かどうかということは随分検討いたしましたけれども、やはり市長公室というところに落ち着いたところではございます。よって、権限がやはり集中しないと、という集中するという御懸念を抱いておられるということでございますが、私といたしましては、ただいま重要課題の促進であるとか、新規課題の促進であるとか、マニフェストであるとかというのは、ある意味、進行、進捗の管理にとどまっていると。そうではなく、やはり促進をやはり図る部署が必要であるというふうに考えているわけでございます。よって、促進が課題ということになりますと、その部はやはり他の部署との接着剤であるということが一番おっしゃるとおり重要で、いわゆる並行並列でなければいかんというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ただいま市長からお答えをいただきました。やはり各部各課、心の中ではやはり市長公室ということで事務事業、これはもう進むのは当然であろうし、そういうふうにやはりお考えをいただきたいなと思います。要するに、市長公室があって、今、市長が御説明されましたように推進、促進、重点的にやるのは市長公室でやればよかたい、いうようなことにならないように、そこらは十分御留意いただきたいなと思うわけであります。機構改革についてはそういうことでございますし、でき得ればやはり職員のプロ集団、この能力を最大に活用していただきたいと思います。これについては、また、あれでしたら後で申しますけど、一応これはここで終わります。

次は、基礎教育の充実についてでございますが、これまで教育におけるこの地方の役割、これは基礎教育の充実と、そしてまた技術、技能教育の充実であろうということをこれまで何回も提議をし、続けてまいりました。６月定例議会に小・中一貫校につきましても、その推進につきましての質問もいたしております。その後、どのような研究、検討がなされているのかお尋ねしたいと思います。そしてまた、小・中一貫教育について、今後の取り組み、実施の方向はどう考えておられるのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

小・中一貫教育のその後ということでございます。６月の議会での議員からの御質問にお答えし、検討を重ねてきたところでございます。６月の御質問の折、小・中一貫教育の取り組みは同一施設内の一体型の一貫校と、隣接する小・中学校が連携して教育活動を行う連携型の一貫校の二つに分けられまして、二つのうち後者の連携による一貫校が圧倒的に多いとお答えをいたしました。さらに、本市で実施する場合は、小・中連携を強化する形での一貫教育が現在ではベストではないかと申し上げてきたところでございました。そのようなことを踏まえまして、本市では教育努力目標に幼・保・小・中の滑らかな接続を掲げました。そして、具体的には各学校に連携担当者を設置し、近隣の小・中学校の連携推進を図ってきたところでございます。

そういうことで、今後どのように取り組んでいくかということでございます。その方向性でございますが、お答えしたいと思います。今後、各学校の地域の特性を生かし、本市の小・中一貫連携教育のあり方をさらに検討したいと存じます。具体的には連携担当者を軸にさまざまな連携の推進を図ります。現在のところ、隣接する小・中学校の実践がございます。実践として合同運動会、合同授業研究会、合同研修会、そして幼・小・中での児童生徒の情報交換会の実施を行っているところでございます。今後さらに連携して実施した方が教育効果が上がるものを洗い出し、児童生徒、教職員及び保護者間の連携推進を図りたいと存じます。

ところで、去る11月27日、教育委員とともに教育特区として小・中一貫教育が行われている阿蘇郡産山村を視察してまいりました。この学校は連携のために小学校を新築し、中学校と廊下で接続した学校でございます。ここでは小学校１年生から中学校３年まで英会話、地域人材を活用して産山学ぶ産山学、さらに国語、算数、数学の基礎の定着を図るチャレンジ学習が創設されておりました。本市におきましても、これらを参考にしながら、要はどこから、何から連携し、連携によってどのような特色ある学校にするかが最も大切であると思います。例えば体験的活動を連携する学校、あるいは地域学習を連携する学校、あるいは国際化を連携する学校、英語等が含まれます、あるいは伝統文化を連携する学校など、ポイントを絞った連携推進も考えられるところでございます。しかしながら、学校間の距離、勉強等の法的な制限などもあり、子供たちの交流、教職員の連携にも課題がございます。しばらくは今の現状を見ながら、学校との話し合いを持ちながら課題を検討し、小・中一貫連携教育を進めたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ただいま教育長の方から小・中一貫校、その後の取り組みと今後の方向ということでお答えをいただきました。

その後の方向ということでは、やはり連携担当者あたりも設置をしていただいて、しっか

りと検討をされてきているということのようでございますので、それについては意を強くしているというのが事実でございます。さらに、今後の方向として今、御説明をいただきました。そして、産山、小学校でしょうか、それも視察をされたということでございますし、でき得ればやはり先進にならってといいましょうかね、そこらを御参考にいただきながら、まあ法制度的に、また地域的にいろいろな課題、難しい問題もあろうと思いますが、実現へ向けてさらにやはり速やかな検討を進めていただきたいなと思います。やはり教育というものは、夜、朝にできないし、なかなか一朝一夕に成果が上がるもんでもないと思いますので、まことに専門の先生に失礼な物の申し上げ方でございますけれども、そういう意味でやっぱり速度を進めていただきたいなと、早めていただきたいなと思うわけでございます。今後の方向としても小・中一貫、ぜひ実現ができるようにお力を貸していただきたいと思います。

次に、国語教育について、ここらについて御質問を申し上げたいと思います。

昨今、言葉の乱れが目立っております。国語力というのは、これはちょっとこじつけかもしれませんが、国を語る力であろうというふうに思います。「祖国は国語」という言葉もあります。これは学者の言葉でもございますが、その学説によりますと「国語はすべての知的活動の基礎である」、「国語は論議的な思考を育てる」と、そして「国語は情緒を培う」と、すなわち読書と一体となりまして勇気、誠実、正義感、自愛、忍耐、礼節・惻隠、名誉と恥、卑怯を憎む心、ちょっと武士道のような話ですけれども、こういうことを培うそうでございますて、そこには当然のこと家族愛、郷土愛、祖国愛、人間愛が育っていくと言われておるようでございます。そこで、お尋ねをいたします。

国語教育はどのようになっているのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、国語の学習、国語の教育がすべての基礎であるということは全く同感でございます。じゃ、学校で国語教育はどのように行われていますかと申しますと、学校におきましての国語教育は、まず国語科の授業が中心となりますが、授業は学習指導要領にのっとって行われます。

小学校国語の目的と見ますと、国語を大切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め、国語を尊重する態度を育てるとあります。この目的に応じまして、それぞれの学年の発達段階にあわせて内容が細かく決められています。

さて、御承知のとおり全国学力学習状況調査や熊本県学力調査の結果を見ますと、全国的、全県的な傾向として、非常に国語の教育に関係あります表現力や思考力に課題のあることが明確になりました。本市におきましても同じ傾向であると申せます。そのため、現在の学校では国語科を中心にこの表現力、あるいは思考力育成のための授業改善を必死になって行っているところでございます。

例えば、ある学校では、読み取らせたことを書くことにつなげる。最近は書くことが非常に子供は苦手でございます。どういうテーマを設定し、自分の考えを書かせる取り組みを行っています。そのための手だてや工夫を研究しております。

また、ある学校は、他者との豊かなかかわりの中で確かな学力を見につけるというテーマのもと、かかわり方の研究が進められているところでございます。これも表現力、思考力、さらには判断力を養うためのものと言えると思います。各学校に国語科を発展させたそういう表現とか、そういうのをどうしたらいいかというのを今研究しています。

このように、授業においては、じっくり考える時間の確保や自分の考えを書く場の設定など、表現力、思考力育成のための授業改善が特に国語科においては行われているということでございます。

以上。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　今お答えをいただきました。いろんな努力がなされてきているということを理解はできます。そこでお尋ねです。

実は、これを私の質問のポイントにしたいと思うのですが、国語教育と、いわゆる図書館教育、読書活動も含めて、ここらをあわせ一体となった国語教育はできませんかということをお尋ねしたいと思います。

例えば、小学校低学年であるとすれば、その国語の授業教科書プラス童話とか、または伝記とか、これは例でございますが、そういうことなども取り入れていただいて国語の授業がやっていただけませんかということです。

それは、授業の中で例えばそういうものが入りますと、童話や伝記等を読むことによって、みずからが、おのずから、何といいましょうか、優しい豊かな心、将来への確かな心などもはぐくんでいく、そういうような授業になるのではないかということでございます。私がぜひそういうふうに進まないのかなという気持ちも含めまして、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えをいたします。

これはなかなか難しい問題でございまして、私の経験を踏まえながらお答えさせていただきます。

先ほどお答えいたしましたとおり、学校の授業は学習指導要領にのっとり文部科学省の検定を受けた教科書を使用して行われるものでございます。議員の御指摘のような心に響く童話とか物語とか伝記、小説などの読み物も、それぞれの学年の発達段階に応じて配列をされております。

また、発展として、それぞれの作者の他の作品も読むように設定されておりまして、そこで図書館を活用しているところでございます。

しかし、問題は、教材の以外に物語とか伝記をどこでどう読ませるかということでございます。これは、私の経験から申しますと、例えば、ある物語を指導するのに15時間必要であると、ほとんどそうです。10時間とか８時間とか教材には時間が決められております。その15時間をどのように指導するかというのはびっしりと計画を立てなければなりません。

基準は示されておりますが、それはどのように計画をするかはその先生の指導力によります。だから指導研究をやっているわけでございますが、例えば、15時間で指導するところを13時間でやって、そして、あと２時間を同じような物語を教室で国語の授業の延長として読ませると、そういうことをやっているところも多ございます。

ですから、教材をどのように組み立てて、どのように展開するか、そして、15時間のところを、例えば13時間で十分やり遂げて、そして残った２時間をほかの物語等も読ませるとか、なお足りないところは図書館に行って読ませるとか、そういう方法も考えられているところでございまして、私も実践をしたところでございます。

要は、授業と読書、これがやっぱり一体となって進んでいくというのがやはり重要であると思っております。

また、新学習指導要領におきましては、小学校では昔話や神話、伝承などの本や文章の読み聞かせを聞いたり、発表し合ったりする、あるいは短歌や俳句の音読や暗唱、中学校では古文・漢文の朗読などの授業も取り入れられるようになっております。こういうことには授業展開の工夫、これが最も必要でございます。

したがいまして、議員の言われるとおり、国語教育と図書館教育、いわゆる読書教育とは密接にかかわりながら指導を進める必要があると思います。そのため、現在12学級以上の学校には必ず司書教諭を発令し、任命することになっております。

特に読書センターの役割として、伝記や物語など読書の幅を広げる手だてが必要と思いますし、そういう意味でもこの司書教諭の配置というのは今後ますますふやしていかねばならないと思っておりますけれども、これは県の予算の関係もありまして、今は12学級以上ということでございます。

その国語読書というようなことでは、人吉市はかなり読書感想文コンクール、あるいは童話発表会等もあります。県で童話発表会がありましたけれども、ことしは五つの賞のうち二つは人吉市内の子供たちが受賞をいたしました。これは非常にびっくり、県の方もびっくりされたところでございまして、人吉市内は非常に読書に対する読み聞かせとか、そういうのは各学校で充実をしていると私は思っております。

私の経験的に申しますと、さきの授業の展開の例も一つですが、読書の盛んな学校には本好きの先生がいらっしゃいます。子供たちに読書の楽しさを教えておりました。本好きの親御さんの子供は読書好きが大変多くおりました。本市でも本好きな大人の姿を見て子供も頑張る、そういうような市にしていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お答えいただきました。いろんな教育長のこれまでの実践も踏まえてのお答えでございます。確かに制度上は図書館教育、司書教諭、いろんなこともあろうと思います。今、教育長がおっしゃいました本好きの先生、これは司書の資格もなくてもいいわけでございまして、いかにそういう先生がたくさんおっていただくかということが大事なことではなかろうかと思います。

やはり、子供たちには小さいうちから本に親しむ、本を好きになる、それは、やはり家庭も当然でございますが、学校の中で、国語科の授業の中で興味のある授業があるとすれば、さっき申し上げたように、繰り返しますけども、童話とかなんとかそういうのが入ってくるとすれば、それは必然として引き込まれていくわけでございますので、ぜひ人吉市の公立学校における国語教育というのは、教育長がおっしゃいました方向で進んでいただければなという気が強いわけでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、先生方にちなむことでございますが、教職員の先生方の研修についてと、教職員の研修についてということで通告をいたしておきました。

各学校におきまして、教育現場におきまして先生方が懸命に努力をされ、精励をされていることは日々目の当たりにいたしております。このような先生方にさらに研さんを積んでいただくために、現在、教職員の研修というのはどのように行われているのでしょうかと、まず、それをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

おっしゃいましたように、教職員には法的にも研修の義務があります。現在、学校の教職員の研修としましては、法令等で義務づけられております、まず初任者研修、これは年間70時間ぐらいあります。６年目研修、10年経験者研修、17年目研修が、これは義務づけられております。

そのほかに熊本県教育長各課が行います職員別研修、教科等研修、課題研修、特別研修が31あります。県立教育センターの研修が小学校で40人、中学校35講座がございます。これらは教職員の資質向上を目的に、職員みずからが選択希望して受講するものでございます。年度当初、何を研修をするかは各先生方が非常に選定に対して力を入れるところでございます。

本市教育委員会におきましても校長、教頭の研修を初めとして、校内の職務担当に応じて教務主任研修会、食育担当者研修会等、17の研修会を年間を通じて開催をしております。

また、学校におきましては、各校の課題に応じてテーマを設定し研修を行っております。この研修は、授業力の向上、授業改善を目的として授業研究会が中心でございますが、そのほかに人権教育、カウンセリング理論、情報機器の活用等の研修を行っているところでございます。非常に多くて、私の方には「もっと減らさないか」という希望がたくさん出ている

ところでございます。検討中でございます。

以上、お答えとします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　制度上の研修、答弁いただきました。たくさんの研修があるようでございます。もちろん先生方も当然そういう子供たちに教育を指導するわけですから、当然のことそれだけの研さんを積んでいかなければ、これは当たり前じゃないかなと思います。

そこで、私が思いますのに、よく「百聞は一見にしかず」とか、そしてまた「みずからそれを知る」とか、痛みじゃございませんが、いろいろあります。よそを見る、違った経験・体験をする、これも非常に大事なことであろうと思います。要するに決められた研修だけではなくて、むしろ違った形の研修も必要ではなかろうかと思います。

そこで、これは一つの例でございますが、教育長も十分御承知のことと思います。学力調査で秋田県は連続１位ということであったようでございます。そこで、その結果が厳しかった沖縄県、これは秋田県と県が、県教委でしょうか、協議をされまして、お互いに交換研修、その立ち上げがなされようとしているようでございます。

そこで、交換とまではいかなくとも、せめて１週間とか10日間とか、それも休みの日じゃなくて、夏休みとか冬休みとか、そういうことでなくて、実際に授業時間の中で、言葉で言えば派遣交換研修といいましょうか、そういうことはできないのかなと。

そうしますと、しっかりと頑張っておられる現場の先生方、そこらについての非常に先生方の教育の生きがいといいましょうか、やりがいといいましょうか、そういうことにもつながっていくのじゃないかなと思いますし、それは、今度は子供たちに大きく反映をいたします。子供が輝きますと保護者は当然学校に信頼を寄せてくると思いますし、先生方の信頼も大きくなると思います。

そうなれば、当然教育の目的というのはそこで回り始めるわけでございまして、門外漢の私が変なことを申し上げますけれども、これは一つの大きな目的は達成されると思います。そういうことで、そのような研修はやるようなお気持ちはございませんかと、前向きな気持ちでお答えをいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

議員御指摘のような先進地といいますか、よそに出ての研修は大変大事だと思っております。交換という形でなくとも先進地、あるいはすばらしい実践のある先生のところへある期間行って勉強してくる、本当に実効性のあるものだと思っております。

去年は忘れもしませんけれども、東海市から１人の若い先生が人吉を訪れました。１週間人吉に寝泊りをして、人吉のすばらしい実践といいますか、人吉の教育について１週間勉強されました。なぜ人吉かということ、これは東海市ですからおわかりと思いますけど、人吉のよいところを探して、東海市にないところを探してレポートを書かれて、私にもそのレ

ポートを見せていただきました。

そして、その返しではありませんけれども、ことし東海市を訪問しました。その先生は、人吉市のことを、人吉市の教育を東海市に説明して回られた。「人吉市はすばらしいところですね」、たくさん聞きました。人吉市に来て勉強をすることによって、その先生は東海市の教育を見直して、よいところを入れていらっしゃる。これは、派遣研修、旅費とか何かもあると思うのですが、すばらしい取り組みじゃないかというふうに思ったところでございます。

御存じのとおり、人吉市にも国内研修という制度がございます。自分で学びたい内容を決め、企画書提出し、承認されれば、予算と期間が与えられるものでございます。そのような研修の場が教職員にもあればと思います。真の自主性、向上心の育成につながり、ひいてはそれが児童生徒への教育的愛情や教育への熱意に広がるものと思います。

しかし、予算が伴うものでございます。しかし、国内であればそんなに大きい金額でもないようでございますので、予算上の検討も必要ですので、財政等と相談しながら、何人でもいいから１年に、こういうふうに先進に研修に出すことができたらなというふうに思っているところでございます。

なお、年休で実際に行って勉強されている先生方もいらっしゃるということは私も時々聞いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ここで市長にお尋ねをしたいと思います。市長は、人吉市の振興、基本的な考えとされまして、絞り込んで厳しい財政事情、いろんな問題の中から農業・観光・企業誘致と徹底的にそれを推進していきたいというお気持ちがあるようでございます。私たちもそれは当然のことであろうと思いますし、大いに進めていただきたいと思うわけでございますが、農業にしろ観光にしろいろんなそこらにしろ、やはりそこらを理解をし、推進をしていく、それには勉強をしていく、また、学習をする、知識を高める、そういうことも大事であろうと思いますし、子供たちは中学生を例にとりますと、15歳ですから、５年もすれば成人をいたします。早い子供はもしかすると高校を卒業して、もしかすると農業、家業を次いでその実施へ懸命に頑張るかもしれません。

そうした場合に、やはり教育というものが非常に大事であろうと思いますし、市長がお考えになっているその基幹授業といいますか、そこらを底から支える土台、基礎ではなかろうかと思います。

そうした場合に、今、教育長が申し上げられましたように、ここらの研修については、例えば市職員の場合はそのような研修がなされておりますので、最初から大きくということは申しませんが、一つでも二つでも進めるようにそれについて市長のお考えがあればお聞かせ

をいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　下田代議員が御指摘のとおり、教育というものが、いや、これは全世界だれしもが思っているのは、国の基はその教育にあると、これが根幹でございます。よって、童話は子供たちに夢を与え、伝記文学はさまざまな生き方を模索する絶好の機会であるというふうにとらまえているところでございます。

よって、そういう人々を育成する教職員におかれましても、国や県の制度等勘案しながら、市としてどのような研修制度が確立できるか検討をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　教育問題はこれで一応おきまして、次は、地域課題として市民の皆さんの御意見を踏まえながらお尋ねをしてまいりたいと思います。

まず、これは順序がちょっと変わりますけれども、町内会長嘱託員、その役割についてであります。その中で、市から嘱託員にお願いをする業務がふえているということでございますが、規則による業務はどのくらいあるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　下田代議員の御質問にお答えします。

町内嘱託員の皆様には、市民の福祉を増進し、市政の円滑なる運営を図るため、行政と町内とのパイプ役として御尽力いただいていることに心から感謝申し上げます。

そこで、御質問の「どのくらいの業務をお願いしているか」ということでございますが、今現在の規則は、御承知のように人吉市町内嘱託員に関する規則というのがございまして、第３条におきまして６項目の事務をお願いをしているところでございます。

まず、市からの通達、回覧、その他広報に関する事項でございますが、大きな部分をこの業務が占めている状況でございます。月２回市民の皆様へ広報ひとよしの配付をお願いしております。さらに、広報配付時にあわせて行事や業務のお願いなどのパンフレットやチラシの配付をお願いすることもございます。

平成19年度の実績としまして年間29種類ございました。また、年度当初の計画にはなかったけれども、どうしても制度改正などで市民の方々に周知しなければならない場合には、町内会長嘱託員連合会の役員会や理事会で配付への御理解をいただいて配付をお願いしているところがございます。平成19年度におきましては、そのようなケースが６種類ございました。

次に、転出入、その他証明の基礎事実の認定に関する事項につきましては、ごみ集積場の設置等について確認といいますか、立会いをしていただいております。市全体で平成19年度15件の立会いをしていただいております。

次に、各種調査に関する事項につきましては、特にお願いをしていることはございません。

次に、非常事態の報告及び応急処置につきましては、災害時等において町内の方々の確認や避難場所の確保をお願いすることはございますが、通常は町内嘱託員の皆様には御依頼は

いたしておりません。

最後に、その他市長において必要と認めた事項につきましては、現在のところお願いをしている項目はございません。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　今、部長からお答えがありましたように、町内会長、町内嘱託員の皆さん方、本当にたくさんの仕事をいろんなことで頑張っておられます。多分に市からだけやなくて、社協あたりもありましょうし、その他の団体もあると思うんです。そういうことが集約をされて非常に煩雑なのかなという気がいたします。

そこで、嘱託員に関する規則の規定です。今、部長も申されましたが、第３条の６で、その他のいわゆる「市長において必要と認める事項」、ここらについては、やっぱり嘱託員の皆さんとか町内会長さんでは異論があるわけです。だから、この項目について改正をするとか、そういうお考えはないのでしょうかということです。これも意見としてありましたので、お聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　御質問にお答えいたします。

行政と町内とのパイプ役であります町内嘱託員の皆様には、広報等の配付を初め、いろいろな面におきまして御尽力いただいていることは認識をしております。行政内部におきましてもパンフレットやチラシにつきまして見直しを行い、できるだけ広報の中に記事として記載をするよう徹底を図り、以前と比べると配付物を減らすよう務めてまいったところでございます。

今後におきましてもさらに徹底を図り、町内嘱託員の皆様の負担が少しでも軽減となるよう務めてまいりたいと考えておりますが、緊急、またはやむを得ない場合等もございますので、この項目につきましては今のところ現状を維持することで御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ただいま部長からお答えをいただきました。いろんなことで余り負担をかけないようなことでしっかりやっていきたいというお気持ちのようですから、ここらのところは町内嘱託員会の理事会とか、そこらの方と十分御協議をしていただきたいなと、そして、理解を深めていただくということでお願いをしておきたいと思います。

それから、多目的運動広場の拡充ということでお願いをしております。これも市民の皆さんの御意見でございまして、漆田地区の多目的運動広場用地、これは議会も承認をいたしましたように、企業が立地するために工業用地としてそういうことにしたわけでございまして、運動広場については梢山というようなことになっていると思います。

正規の運動広場ができますまでには、これはいろんな時間もかかりましょうし、経費もか

かると思いますし、そしてまた、現にそういうことに望んでおられる、楽しみにしておられるスポーツ愛好者とか団体とか、いろんな方たちもおられるわけでございまして、それらの正規の運動広場が設置されるまでの間、現存施設といいましょうか、そういう広場に少しでも手を加えて整備を行ってほしい、そういう意見がたくさん出ているわけでございます。

とりわけ村山公園の多目的広場への市民各層の要望はたくさんありまして、強いわけでございます。村山公園広場の整備について、市民の御要望に対しどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君）　こんにちは。御質問にお答えいたします。

市民の憩いの広場や体力づくりの場として親しまれている施設といたしまして、村山公園多目的広場や石野公園多目的運動広場がございます。村山公園多目的広場のテニスコートでは年間１万名を超える方が利用されており、多目的広場ではサッカーやグランドゴルフなど多くの市民に利用されているところでございます。

多目的広場の周回コースでは、健康の維持増進を目的にウォーキングやジョギングの愛好者の利用もあっております。年々増加の傾向でございます。

また、このほか人吉西小学校、第２中学校の校内持久走大会や人吉市の学童マラソン大会、少体連の駅伝大会も行われるなど、多くの方々に利用されているところでございます。

議員おっしゃいますように、多目的広場を西側に10メートルほど拡幅いたしますと、西側だけを拡幅いたしますと、周回コースをつけかえればサッカー場が２面とれるようでございます。こういうことで、サッカー愛好者の利用増は見込まれます。

また、北側の桜などを植栽してあります緑地につきましては、樹木の一部を移設しますと、グランドゴルフ場としましてはとても面白いコースができるのではないかと考えております。多目的運動広場の充実を図るため、一体的な整備につきまして関係種目の皆さんや所管の建設部と協議検討を進めてまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　ただいまお答えをいただきましたとおり、私もちょくちょく村山公園の広場には行って現状を見させてもらっております。確かに早朝からいろんな皆さん方がたくさん見えまして、いろんな競技がなされたり、いろんな利用がなされているようでございますし、本当に結構なことでございます。

特にグランドゴルフ、これは多分市長の方にもいろんな要請、要望があったと思いますけれども、愛好者が1,500人程度いらっしゃるわけです。そうしますと、大きなのができればいいわけでございますけれども、できなければ、先ほど申し上げましたように少し手を加えていただいて、そんなに経費のかかるものではないと。

そしてまた、あそこの左の方にある進入路といいましょうか、そこらを阻害するようなも

のでもないと、西側の、言うなら土手のところを、のりのところを少しカットする、10メートルでしょうか、にしても、そのジョギング用の道路、約４メーターと思いますけれども、そこらを確保しても十分土手も残ると、若干構築物の移転というのは出てくるかもしれませんが、そういうことでぜひやっていただければなと。

そうすると、いろんな問題が円滑に、100％皆さんの要望どおりというのはなかなかできないと思いますけれども、円滑に進めていかれるのではないかと、グランドゴルフの愛好者もサッカーの愛好者も、それぞれある程度の御満足はいただけるのじゃないかなと思いますので、そこらについては積極的に市民の御意見についてやはり慎重に、可及的速やかに解決できるように頑張っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いしておきたいと思います。

次に、まちづくり親善大使についてでございますが、これは、きょうの議会でも立山議員の方からも御質問がありました。

まちづくり親善大使、このことにつきましては、これまで10名の方が任命をされているということでございますし、それぞれのお立場でそれぞれの御活躍をしていただいているようでございます。これは結構なことでございますが、市民の御意見としまして、この方たちに加えていただいて、例えば郷土出身者、ゆかりのある、また、深いこういう方々も任命していただければどうかなというお話がございます。

お聞きしました名前は、私に聞かされました名前は、例えば「うっちゃん」とか、これは人吉市出身の方でございますし、番組を持っている内村氏のことでございます。

それから、ワコールの女子駅伝部の監督をされている永山氏とか、そしてまた、よく来ていただくなじみの深い福士選手とか、そういう方たちもどうかというのは、これは市民の方がおっしゃったわけでございまして、私もなるほどと同感でございましたので、そこらについて市長はどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えを申し上げます。

立山議員のところでも申し上げましたが、現在は、この本市にゆかりのある方と申しますと、大瀬克博氏並びに相良知重氏でございます。今お話がございました方々につきまして一部打診をしているところでもございます。今後、さらにこの郷土出身者の中、または人吉市に既に御縁をいただいている方々等々もお話を進めさせていただきたいというふうに考えているとこでございます。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　市長からお答えをいただきました。親善大使、例えば何百人おられても結構なことでございますので、どんどんひとつ任命を進めていただきたいと思います。

それでは、ここでまとめておきたいと思います。いろいろと質問をいたしましたが、私の

質問に対しましてそれぞれ御答弁をいただいてまいりました。質問は、人吉市の振興を願いまして、議員として論じてきたものであります。

機構改革ですが、新たな時代への構えといたしまして、また、田中市政の本格的な始動としての改革であろうと思います。機構はきちんと整備をされましても、要は人、職員の問題であろうと思います。伸びやかに明るい和やかな、時には楽しい信頼し合える職場環境の醸成も、この成否を握る大きな要素であろうと思います。

そして、権限が、先ほども申し上げましたが、一極に集中しないように、実態として。また、偏らないように、これも重大な課題としての留意点と思います。いろいろあるのですが、これはこのことに限らずに、改めるにはばかることなかれと、これも申し添えておきたいと思います。

それから、基礎教育の充実ですが、今回は国語教育に力点を置きました。国語力の低下が知的活動能力の低下、論理的思考能力の低下、情緒の低下、祖国愛の低下と、荒っぽい物の言い方、これは、実はフランスの方の、ドイツにフランスが占領されたときのそのフランスの方の言葉も少しおかりしたわけですけれども、また、学者もそうおっしゃっていますけれども、「不況が何十年続こうと国は滅びないが、四つの低下は確実に国を滅ぼす」と、「国語力の低下が国を滅ぼす。したがって、祖国とは国語である」という学説、こういう学説に基づいたものであります。

私の質問は、いろいろここらを参考にしながら御質問をさせていただいたものでございます。いずれも御賢察をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（大王英二君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後６時１分　休憩

午後６時15分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。

○３番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんばんわ。外は真っ暗です。もう「こんばんわ」になりました。早速通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は４項目であります。緊急経済対策で定額給付金について、中小企業支援について、２番目の子育て支援について、妊婦健診の公費負担の拡充について、３番の福祉行政について、障害者自立支援法・人吉市社会福祉事業団について、４番目の市民の声から、市営住宅の階段手すり設置についてであります。

１番の定額給付金につきましては、立山議員がほとんど私が聞こうと思ったことを質問さ

れておりますので、割愛をさせていただきます。

ちなみに聞きたかったことというのは、給付金の対象者の数、それぞれの人数、給付額、給付総額、給付の方法、それと、それに伴う諸経費であります。全く同じでありました。

それでは、早速それ以外の定額給付金につきまして１点だけ質問がありますので、それについて質問をさせていただきます。

この定額給付金は、当初は定額減税という減税方式を公明党が提案し、導入される予定でしたが、定額給付金という給付方式で実施することになりました。どちらにしましてもこの制度の目的は、ことしに入ってからの原油、原材料の高騰による急激な物価高などにより、各家庭においてやりくりが厳しくなっている家計の下支えをするものとして実施されるものであります。

特に、現在の景気悪化は収入が伸び悩む一方で、物価高という中で進んでいます。私達の生活にも大きな打撃を受けているわけですが、特に子育て世帯の家庭や年金で生活をされている方などは、食料品の値上げなどの影響で収入が目減りしている状況です。そのような状況の中で定額給付金は大変喜ばれ、生活に対する大きな支援策になると考えます。

しかし、この定額給付金を含む第２次補正予算案は来年１月の通常国会に提出されるため、現段階では可決されていない状態であります。

しかし、一定期間中に５億7,000万という給付金が人吉市内の皆さんに入ってくるわけでありますから、この給付金をいかに地元で消費してもらうかを考えていく必要があるのではないかと思います。

新聞報道でありましたが、菊池市や玉東町が今月１日から地域商品券を販売し、来年１月からは上天草市も市民を対象に販売するとの報道であります。500円券の商品券の11枚つづりを5,000円で販売し、１割多く買い物ができるこの商品券を地域経済の活性化につながればとのねらいであります。東京の中央区でも９年前から１割多く買える区内共通買い物券を販売し、大好評で即日完売のテレビ報道もありました。ここで質問をします。このような商品券を本市でも販売してはどうかと思います。定額給付金を地元商店街で消費してもらうための一つの方法ですが、田中市長の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

定額給付金、おっしゃるとおりどのような方策でそれを消費していただくか、それも人吉市内の商店街で消費していただくか、いう方策の一つとして商品券というものの御提案でございますが、菊池市、その他の自治体の事例等々を勘案しながら取り組めるかどうか検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　この景気悪化の影響を強く受ける中・低所得層への恩恵が手厚くな

る定額減税の実施を公明党が主張し、結果的には定額給付金という形になったことで、これに対して「ばらまき、貯蓄に回って効果がない」などと批判されているマスコミなどがありますが、本来ばらまきとは特定の業界だけに対して支援策を講じ、不公平を生む政策のことを指すもので、すべての国民に広く薄く配るというのは公平で、ばらまきとは言えないと思います。また、子供２人の御夫婦４人の家族では６万4,000円の給付ですので貯蓄に回す方もいらっしゃるかもしれませんが、１年以内にはほぼ全額消費をされるという報道もあります。この定額給付金は、いずれにしましても１万2,000円ないし２万円が手元に入る予定です。その使い道は給付された方の自由であります。この定額給付金に疑問を持たれている方もいらっしゃると思いますが、ここで一つ提案をさせていただきたいと思います。本市で10月からスタートしましたふるさと納税に寄附をしていただくのも一つの方法だと思います。六つの応援メニューから指定できますし、それこそ人吉市のために使う財源となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ただし、議員は寄附はできませんので御了承ください。

この件は終わりまして、次の質問です。中小企業支援についてです。

緊急経済対策のもう一つ、中小企業支援ですが、10月31日にスタートしました緊急保証制度であります。ことしに入ってからの景気の悪化が深刻化する中、中小企業は大変厳しい状況になっています。原油高騰による原材料高や米国発の金融危機で資金繰りが厳しく、倒産件数も増加傾向であります。緊急保証制度とはそういう厳しい状況の中で必要な事業資金の調達が厳しい中小企業を支援するためのもので、企業が銀行から融資を受ける際、全国の信用保証協会が融資の100％保証を行うことで融資を受けやすくされるものであります。対象期間は平成22年３月31日までの措置であります。制度の特徴は、２期連続赤字でも総合的な審査により判断し、認定されるということであります。この制度の指定対象業種も180業種から618業種へと拡大しましたが、先週の衆院予算委員会の中で新たに80業種追加されるとの発表があり、さらに支援の拡充がされることになりました。緊急保証制度を利用して金融機関から融資を受けるには市町村の商工課の認定が必要となっています。

１点目の質問ですが、10月31日からスタートして、11月の１カ月間の認定数と12月に入ってからの認定数はどれだけあったのかお尋ねいたします。

○経済部長（井上修二君）　緊急保証制度の10月31日スタートしてからの認定状況でございますが、11月が50件、12月が現段階で20件でございます。ちなみに、昨年度は10月までで10件、１年間で17件でございましたが、今年度は10月までで29件の認定を行っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　10月までが29件、スタートしてから11月でもう50件、12月に入ってから20件と、ことしのトータル、合計しまして99件。昨年１年間の認定数が17件と比べまし

ても６倍近い認定はかなり多いようであります。それだけ厳しい企業経営の状況であるということでありますが、逆を言えばこの緊急保証制度がこの時期に合った政策、求められていた政策だとも言えます。この制度は国の制度でありますが、本市における中小企業に対する支援の状況と支援策をお尋ねいたします。

○経済部長（井上修二君）　本市の中小企業融資制度としまして、人吉市中小企業経営安定資金融資制度、人吉市中小企業特別小口資金保証融資制度、それから人吉市中小企業開業・転業融資制度、それから人吉市中小企業短期資金融資制度の四つの制度がございます。短期資金以外では熊本県信用保証協会の保証料が必要となっております。現在の支援策でございますが、人吉市中小企業信用保証料補給要項に基づき、短期資金を除いた人吉市の融資制度の融資を受けた中小企業が信用保証協会に一括で支払う信用保証料額の３分の１の額、上限10万円でございますが、市が負担いたしております。また、不況対策といたしまして、人吉市不況対策資金利子補給交付要項に基づきまして、対象となる融資制度の融資を受け、売上高の減少が基準に該当しますと、金融機関に支払う利子の２分の１、36カ月以内で利子補給が30万に達するまでを補給することといたしております。今回の支援策ということでございますが、人吉市信用保証料補給要項の補給額の現在３分の１を２分の１とし、上限の10万円を撤廃することといたしております。したがいまして、より人吉市の融資制度を利用しやすくなるよう要項の改正を行い、今議会に予算の増額補正をお願いいたしているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　本市でも四つの制度を設け、中小企業に対しての支援をされているということであります。緊急保証制度も含め、本市の中小企業支援の制度の周知方法はどのようにされているのかお尋ねいたします。

○経済部長（井上修二君）　制度の周知方法でございますが、各融資制度、人吉市不況対策資金利子補給金、人吉市信用保証料補給金につきましては、市のホームページに掲載しているほか、セーフティーネットの緊急保証制度につきましては、国のホームページに掲載されているほか、新聞等で報道されているところでございます。また、人吉商工会議所においても、相談窓口として広報をしていただいており、今後も商工会議所と連携をとりながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　本市のホームページや広報ひとよしに掲載し、また、商工会議所と連携されるということであります。今回のこの保証制度は全国的にも反響が大きく、県内でも11月末までの県内企業の利用件数は1,930件、相談件数に至っては１万1,900件との報道も

あっておりました。全国的に見ると利用件数はかなりの数になるものと思われます。日本経済は100年に１度という金融危機に見舞われ、この景気低迷がいつまで続くのか、先行き不透明な状況では多くの企業が行き詰るのは明らかで、このままでは当然ながら本市においても大幅な税収が減少となって、財政がさらに厳しくなることは明白であります。今回のこの国の緊急支援も22年３月末までの限定期間ですので、本市の支援策は景気が好転するまで継続していただきますよう要望いたします。

最後に、今の経済状況を田中市長はどう考えておられるのかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　バブル崩壊以来、いやそれよりももっと、いわゆる中小零細企業に多大な影響を与えている、ある意味一種の恐慌じみた経済現象ではないかというふうに認識をいたしております。10年前のバブル崩壊のときに手当をされました同じような緊急保証制度、10年前のことを思い起こしますと、いわゆる緊急保証制度によって年末を過ごすことはできる。が、しかし10年前のその後に起こったことは、年度末、３月ぐらいになりまして倒産件数が急増したという事例がございます。よって、この100年に１度といわれますような経済不況、いわゆる年を越した１月にどんな経済対策を国が打ち出されるかということを私は見極めていかなければならないというふうに思っているところでございます。よって、本市といたしましては、市の制度の継続につきまして景気回復が見込まれるまでできるだけ継続をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　この件に関しましては終わります。

次の質問です。子育て支援についてであります。妊婦健診の公費負担の拡充についてであります。

厚生労働省によりますと、出産までに望ましいとする妊婦健診回数は14回程度となっています。本市では、今年度から前期、後期、合計の２回分の公費負担を３回分ふやし、５回分の公費負担に拡充されていますが、本市の現在の状況をお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　こんばんは。本日、初めての答弁でございますので、よろしくお願いいたします。妊婦健康診査の本市の現状につきましてお答えを申し上げます。

本市は、熊本県医師会と委託契約をしておりまして事業を実施しておるところでございます。平成19年度までは議員御指摘のとおり、妊婦健康診査を前期と後期にそれぞれ１回ずつの２回と、出産予定日において35歳以上の妊婦に対し超音波健診を１回、また、医師が必要と判断した場合は精密検査を実施しておりました。平成20年度からは公費負担の拡充を行い、健診回数を５回にふやし、また35歳以上の超音波健診や精密検査も継続して実施しているところでございます。健診内容でございますが、１回目が問診及び診察、血圧、体重測定、尿化学検査、子宮頸がん検診、血液検査、それにＢ型肝炎抗原検査、Ｃ型肝炎抗体検査などを

実施をしております。２回目からは、問診及び診察、血圧、体重測定、尿化学検査を実施をいたしております。

平成19年度の実績につきましてでございますが、人数と経費でございますけども、妊婦一般健診１回目、これ前期でございますが、352人で、委託額が222万4,640円、２回目、後期でございますが、326人で196万5,780円、超音波健診が28人で14万8,400円、精密健診が134人で18万3,790円、それに事務費が７万6,000円で、合計459万8,610円の支出となっております。なお、平成20年度につきましては、約1,000万円の経費を見込んでおるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　全国的にも妊婦健診の回数は今年度から拡充され平均5.5回となっています。その背景には、近年ふえている妊婦健診を一度も受けないまま、生まれそうになってから病院に駆け込む飛び込み出産やかかりつけ病院を持たないため、救急車で搬送された際に受け入れてくれる病院がないといった病院のたらい回しなどによって母子の命を落とすという報道があり、母子の健康を守るためにも健診を公費負担し、交付税措置したものであります。しかし、出産は病気ではないということで健康保険が適用されていないため、５回分の公費負担以外の９回分の妊婦健診費用は現在実費での精算になっています。

公明新聞によりますと、「公明党の浜四津代表代行は、10月22日、厚生労働省を訪れ、舛添厚労相に対し、昨今の物価上昇などの景気、経済状況を踏まえ、子育て世帯へのさらなる負担軽減策の必要性を強調、厚労省が望ましいとする14回分の健診費用の完全無料化を求めました」と掲載されていましたが、国も14回無料化へ向けて動いているようですが、国の動向をお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

妊婦健康診査に対する国の動向についてでございますが、具体的な内容の情報ではございませんけども、厚生労働省雇用均等児童家庭局関係各課からの情報提供ということで、平成20年11月の13日付で、熊本県健康づくり推進課母子保健班長から妊婦健診の公費負担の拡充について、安心安全な出産の確保に向けた取り組みを積極的に検討するように文書が届いております。その内容でございますが、妊婦が健診費用の心配をせずに必要な回数、おっしゃったように14回程度の妊婦健診を受けられるよう公費負担を拡充すること。現在、地方財政措置されていない残りの９回分について平成22年度までの間、国庫補助２分の１、市町村２分の１により支援をすること。以上が、現在までに得た情報でございます。

お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　国が２分の１、市町村が２分の１で、国庫補助と地方財政措置で対

応し、それが22年度までの時限措置ということであります。来年４月から始めたとしましても２年間の措置ということになりますが、私はぜひとも14回の妊婦健診の無料化を実施していただきたいと考えます。健診を受けていない理由には経済的な理由や出産は病気ではないという安全への過信、仕事の多忙さなどがあるとされていますが、特に飛び込み出産は命にかかわる危険が高まり、病院側から受け入れを拒否される原因にもなっています。妊婦健診を受けやすい環境づくりを急ぐ必要があると考えます。そこで、妊婦健診14回の無料化を要望いたしますが、本市としての考えをお尋ねします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　本市の対応でございますけども、昨年、熊本県内市町村におきまして各保健所管内の代表市町村の担当者と県、それに県医師会とで、健診の内容あるいは公費負担の回数、設定料金等さまざまな議論の末に平成20年度から、内容について若干の違いはありますが、５回実施することを確認し、県全体で統一して実施しているところでございます。今後、より具体的な検討が進み次第、引き続いて情報提供する旨の通知があっておりますので、国の情報及び他市町村の状況を踏まえながら本市の対応について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　今、答弁をいただきましたけども、14回の無料化は無理だという答弁であったろうと思います。実際、女性が子供を生むということは命がけであります。これまでの痛ましい事故を防止するためにも妊婦健診14回無料を強く要望いたしましてこの件は終わります。

次の質問です。福祉行政について、障害者自立支援法・人吉市社会福祉事業団についてであります。

10月27日、厚生委員会の委員６名は、社会福祉事業団の施設でうぐいす荘と希望ケ丘学園の利用者の保護者との懇談会を開催しました。開催目的は、現在、障害者自立支援法に基づく新体系への移行期間中の中で、今後事業団へどのような支援ができるのかを考えるために保護者の方の率直な意見を聞いた次第です。障害者自立支援法が平成18年４月に施行されてから２年半が経過したわけですが、施行されてからの人吉市社会福祉事業団の状況をお尋ねします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者自立支援法が平成18年４月に施行されました。これまでの障害種別にかかわらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう仕組みを一元化し、施設事業体系が再編されまして、現在の施設は平成23年度末までに障害者自立支援法に基づく新体系への移行が義務づけられました。また、利用者負担が所得に応じての一定負担となりまして、利用者にとっては大変厳しいものとなりま

した。事業者にとっては報酬の見直しにより収入が減ることとなりました。その結果、これまで国におきまして法の円滑な運営のため特別対策として利用者負担の軽減、事業者に対する激減緩和措置、それから新法への円滑な移行のための緊急的な経過措置を講じるなどの対策がなされてきたところでございます。このような中、社会福祉事業団におきましても、うぐいす荘、希望ケ丘学園の新法への移行に向けましてさまざまな角度から現在協議を進めておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　保護者の方々との懇談に入る前に厚生委員６名で自立支援法の研修を受けたわけですが、平成24年３月末までに新体系へ移行するに当たり、現在の設備のままでは入所施設を利用されている方の約半数の方が利用できなくなるということであります。懇談の中でも保護者の方はその部分を不安に思っておられる方が多かったようです。新体系へ移行するに当たっての課題をお尋ねいたします。また、指定管理者である事業団の課題もお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

社会福祉事業団では、利用者及び家族の方に利用についてのアンケートを実施しております。その結果、現在の通所施設を日中活動の場として生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、また入所施設を居住の場としてケアホーム、グループホームへの移行を計画をしております。ケアホームの設備基準からしますと、現在のうぐいす荘の19室を完全に個室化する必要がございまして、利用者36名のうち17名が利用できなくなる状況でございます。そのために新たにケアホーム、グループホームの建設が必要でございます。それに伴いまして土地、建物の取得費用が見込まれ、さらに現施設の改修なども見込まれるため、費用がかさむことが課題となります。また、利用者負担がふえる場合も考えられております。移行に伴いまして現在利用されている方が利用できなくなることがないよう、引き続き御本人あるいは家族の方々が安心して御利用いただけるよう、市としましても今後も支援してまいりたいというふうに考えております。

それから、指定管理者制度でございますが、平成15年度の地方自治法改正により導入されたものでございます。公の施設の管理運営に広く民間のノウハウを導入し、サービスを競わせることにより経営の効率化とサービスの向上、施設の活性化を図ることが目的とされております。この制度の導入に伴いまして、延寿荘、希望ケ丘学園、うぐいす荘の３施設につきましても、平成18年度から22年までの５年間、人吉市社会福祉事業団を指定管理者として管理運営をお願いしているところでございます。問題点でございますけども、指定管理者制度は競争原理の導入によりまして経営の効率化を図ったものでございますが、福祉施設に適用する場合は課題も指摘されております。高齢者施設、障害者施設の管理運営においては、利

用者と施設職員との日ごろのコミュニケーションが大切でありまして、利用者が安心感と親近感を持ち、職員を信頼していないと現場の運営がうまくいきません。その点で数年ごとにスタッフが入れかわってしまう可能性もある指定管理者制度では、利用者の安心感、事業経営の安定性、それに職員の雇用安定性について懸念が指摘をされているところでございます。今後の指定管理者の選定につきましては最も重要であると考えておりますので、今後も引き続き十分協議をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　新しい施設を建設しなければならないという大きな課題が出てきたわけですが、土地、建物の取得費用などの財源は市が出すのか、事業団が出すのか、この部分が事業団としても今後の課題であろうと思います。もう一つの課題としてあるのは、保護者の方へのアンケートの中でも回答されておりましたが、保護者の方も利用者の方も高齢になられてきているということであります。うぐいす荘利用者の状況では、入所利用者で50歳以上の方が36人中18名おられ、男女平均で年齢では47.9歳と、利用者の方も高齢になりつつあります。身元引き受けの状況では、親御さんが身元引き受けになられている方は15名、兄弟が身元引き受けになられているのが18名であります。年々高齢になられるので、この部分も今後課題としてあるようであります。

次の質問ですが、社会福祉事業団は第４次人吉市総合計画の中ではどのような位置づけになるのかお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

第４次人吉市総合計画では、すべての人が地域社会において自立して安心して暮らせる環境を整え、障害を持つ人への福祉サービスの充実を図ることとしております。施策の展開としまして、在宅福祉サービスの充実、自立支援、団体の育成、地域療育環境の整備を掲げておりまして、社会福祉事業団につきましては具体的な計画は示しておりませんが、市の福祉施策を進める上で重要な役割を現在担っていただいているというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　先ほども述べましたように、今後の課題としましては、ケアホーム、グループホームの施設を建設する必要が出てくるのですが、人吉市として事業団に対してどのような支援ができるのかお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　先ほどもお答えしましたが、平成21年４月の法改正に向けまして、国におきまして進められております。今後は障害者自立支援法改正の内容を踏まえまして社会福祉事業団を御利用の方々や御家族と十分協議をし、これまで御利用されている

方が今後も安心して御利用いただけるよう、引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。また、うぐいす荘、希望ケ丘学園の移行に伴います課題等に対しましては、社会福祉事業団と十分協議していきたいと考えております。

なお、グループホームあるいはケアホームを建設することにつきましては、現時点では具体的に決定しているわけではございませんが、法的にクリアしなければならないことも出てくるかと思いますけれども、一つの例ですが、借り入れをして社会福祉事業団において建設する場合には、その債務について市が債務保証や、あるいは利子の補給をすることにより支援する方法が考えられます。今後、十分協議を重ねて最善の支援ができるよう行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　来年４月の法改正の内容を見た上で、施設建設などの具体的な協議をしていくということであります。答弁されましたように、利用者の方や御家族の方との十分な協議をしていただきたいと思います。

田中市長にお尋ねいたします。これまでの答弁を踏まえまして、この件に対しまして田中市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

障害者自立支援法が施行され３年目を迎えておりますが、市といたしましても障害を持つ方の自立を支え、地域で安心して暮らせる社会の実現のため、人吉市障害者プラン及び障害福祉計画に基づき障害福祉施策に取り組んでいるところでございます。社会福祉事業団におきましては、障害者自立支援法に基づく新体系移行に向けて現在協議を進めているところでございます。うぐいす荘及び希望ケ丘学園を御利用の皆様が今後も安心して暮らせるように、市といたしましても引き続き御支援していくつもりでございます。今後、移行に向けまして御利用者、御家族並びに議員各位の御協力を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　保護者の方が一番心配されているのは、我が子、兄弟がこの先どうなるのだろうという不安であると思います。その不安をなくしていくのも行政の仕事だと思いますので、早期の対処をしていただきますよう要望いたします。この件は終わります。

次の質問ですが、市民の声からであります。最近の市営住宅団地はバリアフリーを考えての建物になっておりますが、それ以前の市営団地ではバリアフリーは厳しい状況であります。数人の高齢者の方々から相談をいただいたのですが、その方たちの住んでいらっしゃる団地は昔づくりの団地でありまして、それぞれ別々の団地の方でしたが相談内容が同じでしたの

で質問をした次第です。「私は高齢のために階段の上り下りが大変です。ここ以外に行くところもないのでどうにかなりませんか」という訴えでありました。上の階に入居しているが、最近階段をおりるのが不安だということであります。そこでお尋ねしたいのは、本市の市営住宅の中で３階建て以上の団地の総棟数と、そのうち階段に手すりがついている団地の棟数をお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

現在、市営住宅は25団地ございまして、そのうち３階建て以上のものは18団地ございます。また、階段に手すりがついている団地は、西瀬団地と与内山団地の２団地でございます。したがいまして、16団地の49棟、階段箇所数としましては105カ所に手すりがついていない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　手すりがない団地がほとんどで、階段数としましても105カ所に手すりがないということであります。２点目の質問ですが、本市の市営住宅の中で高齢者のおられる世帯数と単身の高齢者の人数、３階以上に入居されている高齢者の人数をお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

市営住宅に入居しておられる世帯において65歳以上の高齢者のおられる世帯は326世帯でございます。そのうち154世帯が高齢単身世帯となっております。また、３階以上の階にお住まいの高齢者の総数は129人でございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　65歳以上の高齢者で単身世帯の人数が154人、その方々の、そのほかの高齢者の要望などを聞く必要があると考えますが、市営住宅に入居されている方々からの要望などはどのような形で担当課へ上がってくるのか。また、その対応はされているのか。例えば、中には１階に移りたいという要望もあると思いますが、その対応はどうされているのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

市営住宅におきましては、条例の定めによりまして各団地ごとに入居者の中から住宅管理人を委嘱しておりまして、共同施設の維持管理に関しての要望などの取りまとめや入居者との連絡事務をお願いしております。管理人会議を年１回は開催して、さまざまな御要望をいただくようにしておりますし、また、要望が出てきた場合には、その都度御連絡をいただいております。それに対しましては、できる限りの対応をするようにいたしております。

また、上の階から１階の部屋に移りたいというお申し出に対しましては、１階に退去があった場合に条件が合えば対応するようにしておりますが、それぞれの団地にも入居順番待ち

の高齢者の方がいらっしゃいますのでその調整を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　本市におきましても、今後高齢化はますます進むと思われます。市営住宅も同様に、高齢化が進んでいく中で高齢者に優しいまちづくりをしていくのであれば高齢者の目線で考えていただきたいと思います。特に、高齢者の単身世帯の方も多くおられますので、その方々の声を聞いていく必要もあると思います。そこで、市営住宅の階段に手すりを設置されないか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

高齢化社会を迎えて、先ほどお答えいたしましたように、市営住宅にも多くの高齢者の方が入居しておられますし、高齢化は年を追うごとに進展してまいりますので、階段への手すり設置の必要性は十分認識いたしております。しかしながら、手すりを設置するに当たりましては、現在の階段幅員も余裕のある幅員ではございませんので、家財道具の搬入、搬出や、人がすれ違う際に支障を来たすこともございますし、また、設置すべき箇所数が多いことから多額の経費が必要となってまいります。今後におきましては、財政との協議を含め、他都市における設置状況や手法を調査検討してまいりたいと考えております。また、高齢化社会におきましては団地内でのコミュニティーが重要となってまいりますので、入居者の方々による相互見守りも大切であると考えております。現に、そのような体制をお取りいただいている団地もございます。入居者の方々の御理解をいただきながらこのような体制の充実もお願いしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　確かに、団地内でのコミュニティーは重要になってくると思います。特に、高齢化社会になりますと、そういうことこそが大切であろうと思います。しかしながら、階段の手すりの設置も、何も一遍につけていただきたいという要望ではございませんで、段階的に、例えば高齢者のたくさんいらっしゃる団地にテスト的にでもつけていただければと思っております。そういう意味では、この手すりの設置を要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後７時３分　休憩

午後７時16分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。

○５番（笹山欣悟君）（登壇）　５番議員の笹山でございます。本当に日も暮れてしまいまして、時間を見てみますと７時が回っております。恐らくいつもでありますれば、恐らく皆さん方は家でゆっくりと晩酌をしてくつろいでいる時間ではないかなと思っておりますけれども、やっと最後の登壇がやってまいりました。大変執行部の皆さん、また議員の皆さん、お疲れだとは思いますが、短時間で終わっていきたいと思いますので、執行部の的確な、明確な答弁をいただきながら一般質問を行っていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

今回、通告した件については、行政改革から議第95号人吉市部設置条例の一部改正と組織機構改革について、また議第96号情報公開条例の一部改正ということであります。

２点目に、学校給食より、給食費の値上げと滞納対策問題とその後の取り組みについてということであります。

３点目に、交通安全より、飲酒運転根絶に関する条例の制定についてであります。

初めに、議第95号の人吉市部設置条例の一部改正と組織機構改革についてでありますが、先ほど下田代議員の一般質問におきまして、かなり重複した部分があったようであります。現在の組織の基本的な機構改革における見直し、基本的な見直しの考え方とか、また目的、またそれまでの経過とか検証等について、先ほど下田代議員に答弁をされておりますので、基本的には中身は一緒でありましたので、この点については割愛をしていきたいと思っております。

ただ、機構改革については私の意見を申し述べておきたいと思いますが、先ほど検証の答弁の中で、いろんな社会情勢とか経済状況の変化とか、いろんな取り巻く状況等を考えながら、それに対しては迅速に対応していくために現行組織の問題点とかを見直しながら、検証しながら体制の見直しを図っていくんだと、そういった形で検証をやっているんだというふうな答弁をいただいたところであります。ただ、17年度の組織機構改革行われましたが、平成16年12月議会におきまして、人吉市部設置条例の一部改正の条例案が上程をされております。

そのときに私は反対をいたしました。市民が利用しやすい市民のニーズに応じた機構改革を行ったというふうなことで説明もありましたけれども、本当に市民が利用しやすい機構改革なのか、市民サービス、行政サービスの低下につながらない改革なのか理解ができない改革である、そういったこと。また、職員からも不満の声が上がっており、職員の意見が十分に反映された機構改革にはなっていないなど、そういった立場で反対をした一人であります。

具体的には、水道局関係の下水道課と統合し、浄水苑に移転する、また福祉生活部の市民課と環境課を統合して市民環境課とする、保健センターを課として昇格させ、係の名称の問題、それから教育委員会の組織再編の問題、そして市民相談窓口を２階へ持っていく、そう

いったことなどについて、一般質問においても、また総務文教委員会の審査の過程においても、問題点等を指摘をしながら追及をしてきたところであります。図らずも社会情勢の変化や地方分権改革に伴う権限の移譲などの変化に迅速に対応するために今回の機構改革を行うと、行われようとしておるということでありますが、基本的には私がその当時反対の立場で指摘してきた事項について、元に返ると、そういった改革になっておるんではなかろうかなと考えております。

そういった意味では、私はその当時から間違ったことは言っていなかったと思っているところでありますが、今回の機構改革を見てみますと、そういった状況になっておりますけれども、まず初めにお尋ねをしておきたいと思います。平成16年12月議会において、部設置条例の一部改正の可決をされておりますけれども、そして平成17年度組織機構改革を実施をされましたが、その機構改革については、一部は間違った機構改革であったということを認められますか、お尋ねをいたします。

以上、１回目を終わります。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。

平成17年度改革におきましても、これまで本市が実施してきました機構改革と同様、その時々のベストの選択をしてきたものと考えております。

今回の改革につきましては、平成17年度改革そのものの検証というより、施行後４年を経過しようとしておりまして、この間の社会経済状況の変化、国の制度改正や地方分権に伴う権限移譲、新市長のマニフェストへの取り組み、民間委託の推進や定員適正化計画に基づく定数削減など、本市を取り巻く外的・内的要因の変化は大変著しいものがありますので、このような変化に柔軟かつ迅速に対応していくために現行組織の問題点や課題などを検証し、将来に向かって大きく体制の見直しを図るということを目的としております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　その時々のベストの改革を行ってきたというふうなことで、そういった先ほどの下田代議員の答弁とも同じような答弁をされたところであります。

しかし、そういったベストの改革を行ってきたということでありますけれども、その当時、私はそういったことをその当時の改革の中で、改正の中でこれが一番正しいんじゃないですかと、今回のそういった機構は間違っているんじゃないですかということで質問をやってきたわけなんです。であれば、その当時の答弁はどうなるんでしょうか。私の質問に対しては今のような答弁はされておりません。やっぱり今回のその当時の質問、機構改革がすべて市民のニーズにこたえる、そういった形での答弁を当時の部長はされております。そういった状況があります。ですので、そういった部分については、私はやはり一部間違った機構改革があったんじゃないかなということを執行部としては認めてもいいんじゃないかなと。すべ

てがおかしいと私も当時は言っていません。私も評価するとこは評価しながら、でもどうしてもこういった部分については問題があるというふうなことで指摘をし、やりとりをしてきた、そういった経過があると思っています。

そこで、そういった部長の答弁でありますけども、ならば具体的にちょっと尋ねていきたいと思いますけども、今回の総務部、それから企画部の再編でありますけども、市長公室の新設ということでありましたけれども、これについては下田代議員も当然質問されて、同じような私も考えを持っておったものですから、それについては、もう答弁されておりますので、あえて質問はやめておきたいと思いますが、やはり市長公室については復活じゃないかと、新設じゃなくて復活じゃないかというふうな気持ちがあります。

で、あと、契約業務の一元化を目的とするということで、契約管財課を新設するとあります。建設部から工事等の入札契約業務を移管し、物品購入等の契約業務をあわせて全庁の入札契約業務を所管すると、そういったことでありますけれども、そういった一つの課に全庁の入札業務、入札契約業務、それを所管するということについては、今まではそれぞれの課課でそういった入札業務をやっておったと思いますけれども、一つの課、係に集中させるということは非常に大きな問題が出てくるんじゃないかなと考えていますけれども、そういったことについてはどういうふうにお考えなのか、１点お尋ねをしたいと思います。

それから、福祉生活部の分割再編ということであります。市民部、それから健康福祉部の新設ということで、この点については業務の増大量とか市民ニーズに的確に対応するためと、そういったことで必要な部分であると私も思っていますので、大いに評価をしたいと思っております。ただ、ちょっと確認したいのは、これまでに分散していた各種相談窓口を一本化して、消費者、行政や多重債務問題も取り扱う市民課暮らし安心相談係の新設、これがあります。各種相談窓口は、今までは地域生活課の市民相談係、２階で対応しておりまして、当時は利便性を図るために市民に直結した業務は統括して対応すると、そういった答弁で地域生活課に市民課の市民相談係を地域生活課に直して、市民相談係という形で再編をして２階に配置をしたということであります。しかし、今回また新たに市民課に新設をする、その理由をお尋ねいたします。

それから、今回改めて、これはその当時も私は質問をしてやりとりをしておりますけれども、改めて市民環境課から環境課を改めて独立させる、これについてはどのような理由でしょうか。

それから、教育委員会の再編、これについても今回の改革の基本的な考えはどこにあるのか、それをお尋ねしたいと思います。特に施設管理課については、カルチャーパレスと図書館を統合して管理していくと、そういったことのようでありますけれども、この施設の管理運営の方向性、これは今後どのように考えていらっしゃるのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。

まず１点目の契約管財課についてでございます。

庁内の工事物品購入等に伴います入札契約業務を一括して行う契約管財課を新設し、新たに総務部の所管としたことについてでございますが、これは入札契約業務に関しましては、法令順守の徹底など、これまで以上に法務知識等の専門性が求められていますことから、事業部局から切り離し、独立性の確保された専門部署を新設し、業務を一括して行うことにより、一層の事務適正化を図ることを目的としております。

なお、部制を施行しております県内他市の状況を見ましても、12市中11市において事業、担当部ではない総務部などの管理部門で所管しているところでございまして、事務執行上の支障はないものと認識をしているところでございます。

２点目の市民相談の関連の御質問に対してお答えをいたします。

平成17年度の改革におきまして、市民の皆さん方に直結した業務を統括して行うとして地域生活を設置したところでございまして、その中でさまざまな心配事や相談に対応していくこととし、これまでも専門家による定期的な法律、人権相談、臨時の心配事相談、また担当職員による随時の相談と対応してきたところでございます。

平成17年度改革の時点におきましても、本庁舎１階に配置したかったところでございますが、スペースの制約もあり、やむを得ず組織の一体化の観点から２階の配置となったところでございます。

今回の改革においては、暮らしにおける不安解消など、市民ニーズに対応するため、分散していた各種相談窓口を一本化し、消費者行政や多重債務の問題も取り扱う相談専門部署として、市民課暮らし安心相談係を設置し、総務部から市民部の所管とすることとしておりますが、組織の再編にあわせ、部署の配置がえも実施することにより、本庁舎１階の相談者が利用しやすい場所に配置することにしております。

なお、現在の市民相談係の所管業務である男女共同参画推進や人権行政につきましては、引き続き地域生活課の所管とすることとしております。

３点目の環境課に関する御質問に対してお答えいたします。

市民環境課からの環境課の分離といいますか、新設についてのお尋ねでございますが、確かに平成17年度におきましては、ごみ収集に関する情報提供を転入などに伴う一連の窓口で対応していくということで、当時の環境課と市民課を統合した経緯がございます。当時の機構改革において、課の設置場所、他課の統合等も検討した上での選択であったと存じます。しかしながら、４年近くが経過する中で、環境行政に対しては、これまで以上に持続可能な発展や循環型社会という広範囲にわたる環境政策が求められるようになりまして、これに対応するためには、何よりも住民の皆様方の今まで以上の御理解や積極的な取り組みが必要であり、そのために市においても今回環境課を新設するに至った次第でございます。

なお、転入時等におけるごみ収集に関する情報提供につきましては、引き続き市民係で継続していく予定でございます。

４点目の教育委員会関係の組織機構について、それから民間委託、指定管理者の方向性といったところの御質問に対してお答えをいたします。

教育部においては、学校教育、社会教育、文化振興、施設管理の観点から再編を図っております。

教育総務課においては１係となりますが、教育委員会の運営、教育予算、財産の管理、部内の企画調整など、教育部全体の管理機能を所管することから、課としての位置づけを維持することとしております。学校教育課も同様に現行体制を維持します。

なお、現在のスポーツ振興課においては、平成20年４月から社会教育課においては今回の機構改革からそれぞれ所管の出先機関や係が外れ、１係ずつでの運営となることから、これを統合し、生涯学習とスポーツ振興を担う新たな社会教育課を設置します。

平成17年の改革におきましては、当時の生涯学習課の行事の多さによる職員負担なども考慮した結果、現行組織としたところですが、今回におきましては業務連携のしやすさを考慮の上、組織の適正化を図るために統合するものであります。

しかしながら、本市における生涯学習やスポーツ振興の位置づけやその業務量については変わりはなく、これまでどおり重要な役割を担うものと考えております。

現在の文化係につきましては、人吉球磨が相良藩の城下町として、鎌倉時代から明治維新までの700年間、独特の文化を形成してきた特性や文化財の豊富さ、またその中から青井神社が国宝に指定され、今後の保存管理活用に向けた取り組みや人吉城歴史館の管理運営の充実を図るため、文化振興課として新設するものでございます。

また、施設管理の観点から、カルチャーパレスと図書館の管理機能の合理化を図るため、施設管理課を新たに設置することとしております。

以上の再編によりまして、教育部につきましては１課増ということになりますが、出先機関の管理機能の合理化などにより定数の削減を見込んでいるところでございます。

なお、平成17年の改革におきましては、施設の民間委託等の推進を重視しながら組織の再編を行ってきたところであり、定員適正化計画や集中改革プランにも明記しているところでございます。

これらの計画期間は平成21年度までででございますが、今回の改革におきましても、将来におけるカルチャーパレスの指定管理者導入の推進、図書館の指定管理者、または民間委託導入の検討という方向性を念頭に入れ、検討を進めてまいったところでございます。

以上お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　それぞれ利用目的等、答弁いただきましたけれども、契約管財課の

一極集中、これは先ほどの質問でありましたように、市長公室に非常にこれ集中すると、一極集中すると、それと同じような状況になるんじゃないかなということで私は心配するところです。やはりすべての入札業務を、契約業務をすべてを一極集中させることによってどういうふうになるのか、そこに担当する職員の仕事の比重の問題とか、そういったものを考えたときに、非常に職員の負担が大きくなるんじゃないかなというふうに心配をするところがあります。やはりそれだけ一極集中させて本当にいいのかなというように考えるところであります。

あえて答弁は求めませんけれども、そういった、ただ事務執行上支障がないから、それで大丈夫なんだということについては、私はちょっと違うんじゃないかなというように思っているところであります。

そして、あとの問題でありますけれども、例えば市民相談係というようなことで、今回１階に窓口を一本化して置きますよということでありますけれども、当然17年の機構改革のときにも市民相談係という形で各種相談はそこに一本化してたじゃないですか。改めて分散していた窓口を集中させるわけじゃないでしょ。その当時も分散せずに、そこに相談窓口を一本化させますよということで市民相談係を持っていったと私は思っています。そして、その当時は、当然２階に市民の方を上げるのは酷じゃないですかと、何でわざわざ２階まで上げないけないんじゃないですかと、１階に置く必要があるんじゃないですか、そういったことを当然言っています。でも、その機構改革上やむを得ない、配置上やむを得ない、そういった問題じゃないんじゃないですか。だから、その当時もそういったおかしいということで言ってきたわけでしょ。それを今回そういうふうにするということだけじゃないですか。当然その当時から指摘をしてきたことを今回やられるだけじゃないですか。ましてや市民課と環境課の問題、これはそのどっちかをそういうふうに申し上げています。市民課と環境課は全くくっつける必要がない、環境課は環境課として、環境部門を非常に重要視しなければいけないから、やはり環境をきちんと重要視するために独立をさせてきちっとさせるべきだって、その当時から私は言っています。市民課と何ら統合する必要はない、市民課は市民課としての役割を持たせる、環境課は環境課として役割を持たせる、そういったことをその当時から申し上げてきました。でも、そういった組織機構上、どこかにかくっつけなしょうがなかけんが、だけんが市民環境課として、市民課と環境課をくっつけたんだと、そういった当時の答弁じゃないですか。でも、それをまた改めてこういった需要が出てきたから、また分離独立を新設させますよ。当時そのときに言ってきた問題をそのようにされるだけです。

それから、教育委員会の部分についても、また同じような状況があるわけです。生涯学習とスポーツ振興、これ社会教育課の中で本当に職員が土曜日、日曜日を毎日毎日、毎週毎週出て大変だと。休む時間もとれない、代休もとれない、そういった状況があったから、あえて今回は独立しましたということで、その当時されたわけじゃないですか。それをまた今回

またくっつける。当然そこに配置される社会教育課に配属をされる生涯学習、またスポーツ振興課の係の職員の方にとっては、また同じような結果が生じてくる。そういったことを本当に考えていらっしゃるんでしょうか。非常にその辺で私は矛盾を感じるわけなんですよね。

ですから、そういったところをその当時おかしいと、当然問題があるんじゃないですかと指摘をしながら、そういった機構改革に反対を私はしてきた一人なんですよ。だから、そういったその当時すべてに反対はしませんと言っています。認めるものは認めますと。でも、どうしても認められない部分については、やはり市民のニーズには直結してない、そういったことで当然そういった改革はするべきじゃない、基本的には部設置条例を改正するべきじゃない、そういった立場で反対したわけなんです。だから、一部そういった機構改革については、17年度にやられた機構改革については間違いがあったんじゃないですかということでお尋ねをしたわけなんです。改めてお尋ねします。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。

先ほども一応お答えをしましたけども、今回の改革の中で、先ほど御指摘のあったところを説明したわけですけれども、確かに議員が御指摘になったように、返ったところもあると思います。

今回の場合には、一応17年度に出発して、４年を達しようとしておりますけれども、一応これにつきましてもプロジェクト、職員にいろいろアンケートをとりながら、ヒアリングをしながら、その中で今17年度につくってはきたものの、どうだろうかということでいろいろ検討してまいりまして、その結果こういう形になっております。

確かに元に戻るといいますか、ある意味では市長公室も平成17年前にまた返ったような形もございますが、いろんなところを総合的にみんなで検討しながら、こういう形を今つくっておるわけでございます。そういうことで答弁いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　非常に納得のいかない答弁をいただいたと思っています。

このことについては、それはその当時、機構改革を一生懸命やったという立場があるでしょうから、恐らくこのやりとりについては平行線で終わると思っています。しかし、やはり何となく言いたくなるんですよね。一生懸命その当時言ってきた者からすれば、そういったことを私は勘案してもらいたいなと思っていますが、平行線で終わりますので、あえてもうさらに言いませんけれども、ただ一つ、水道局の問題だけについて、これはもう質問はしませんが、ちょっと指摘、要望しておきたいと思っている部分があります。基本的には部設置条例の改正については、私は水道局の移転について、下水道課と統合すると、そういった条例について基本的には反対をした状況があります。そこで水道局の統合の問題、それから場所の移転、それからテレメーターの移転の問題、それから倉庫とか、いろんな問題について、

その当時かなり質問をやっております。その当時も恐らく５人の議員が一般質問をやった、そして厚生委員会の審議の中でもかなり踏み込んだ議論がされているように思っておるところであります。

はっきり言いまして、テレメーターの移転については、一般質問の中でいろんなやりとりしながら、基本的には18年、19年に改装するから、そのときにあわせて移転するんだよと、それで移転費用が約6,000万円ほどかかると、そういった形で答弁が一般質問の中ではあっておったわけです。そうしながら、例えば厚生委員会のその後の審議の中に入りますと、まだ厚生委員会の中でいろんな踏み込んだ議論があったようであって、最終的には執行部から再度協議を行った結果、耐用年数の期間がある限りは、もう移転をしないと、そういうのを決めたというような形で説明をされて、厚生委員会の中でも納得をされたと、そういった経過があるようであります。

その当時、私もはっきり厚生委員長の報告を聞いておれば、その時点で一般質問のやりとりと、また今回の委員長報告等では違うんじゃないかなということで、その整合性等について質疑をやればよかったかもしれませんが、その当時、そこまでちょっと深く考えておらなかったものですから、しなかったわけなんですけれども、やはり同じ議会の中で、一般質問ではこういうふうに答弁をしたと。ところが委員会の審議になっていろんなやりとりをしながら最終的に厚生委員会の中ではこういうふうに決めましたということで、全く180度違う答弁を委員会の中でやっている、説明をやっている、そしてそのまま委員長報告につながっている、そこでやっぱり釈然としないんです。

ですので、やはりそういった一般質問できちっと答弁をした部分が、また違う説明を委員会でしたんであれば、やはり私は一般質問をした議員、もしくは例えば全員協議会の中で一般質問の中でこういうふうな答弁をしたけども、厚生委員会の中でいろいろと指摘を受けながら、こういうようにまた再度協議をやって、こういうふうに方針として決めましたと、そういうような形の説明、それがあってもよかったんじゃないかなと。そうすることによって、それぞれの議員がそういった部分について理解をするのかなというように感じたところであります。

そういったところで、当時はちょっとよく私もわからなかった部分がありますけども、そういった部分を若干気づきましたので、今後そういったことがあれば、きちんと、もし180度展開する説明をする場合には、やはり全員協議会なり、もしくはそれぞれの議員に説明をしていただきたいなということでひとつは要望しておきたいと思っております。

それと、もう一点については、平成16年12月議会の中で、いろいろと水道局関係の一般質問をやった中で、やはり今の浄水苑の位置、その移転をする、その移転することについても、かなり踏み込んで、非常に例えば洪水ハザードマップ、その中でもあそこの浄水苑を取り巻く地帯が一番危険地帯に指定をされている、そういった危険地帯に指定されている中にそう

いった水道局の一番市民のライフラインを担う部署があっていいのかどうか、そういった部分についてもいろいろと議論をやったわけなんです。

ところが、その当時は執行部とのやりとりの中でも平行線に終わった。やはりそこが今でも洪水等起きてないから安心なんだと、そういうような形でここに移設をしますということで答弁があって、いろいろやりとりをやったと思っております。

ただ、やはり今からのいろんな危機管理、そういった部分を考える場合を考えますと、やはりいつ球磨川、もしくは万江川、そういった部分が洪水に見舞われるかわからない、もしくはもし万江川が決壊すれば、あそこが一番やられる、そういった状況がもう常にはらんでいるわけなんです。そういった部分を考えたときには、やはり市民のライフラインを担う部分がそういった危険地帯の中にあって本当にいいのかどうか、それは私は今でも疑問を持っています。ですので、そういった部分については、やはり移転の必要が私はあるんじゃないかなというふうに考えますけども、これについては今後十分な執行部の方で検討、もしくは協議をやって、やはりそういったライフラインをきちっと守る、安全に守るような施設のあり方、そういった部分をとり行っていただきたいと、そういうように思っておりますので、今後ぜひそういった部分については検討を進めていただくようにお願いをしておきたいと思います。今回そういった部分については一般質問は行いませんので、ぜひそういった形で私は要望をしておきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思っています。

それから、あわせてちょっと機構改革ですけども、組織図を見てみたときに、６部１局31課63係と、それから今回は７部１局33課66係と、結局１部２課３係が増設となると、そういった状況になります。

行政改革、いろんな形で説明を聞いておりますけども、職員の定員管理計画、そういった部分から含めて職員は減少していく、当然職員が減少すれば組織もスリム化をしなければいけない、そういった状況があると思っています。しかし、今回そういった形で１部２課３係増設となっているということであれば、その行政改革の方針からすれば、その行政改革の方針に反しているんじゃないかなというふうに私ちょっと考えるわけなんですけれども、その点についてはどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

また、あと一点は、今回二つの課において、二つの室を併設をされております。基本的には男女共同参画推進室を地域生活課に、また企業誘致推進室を商工振興課に併設をされるというようなことで全員協議会の中で説明をいただきました。そういった室を係に配置をしておきながら、改めて室として併設をすると、室を兼ね併設をするという基本的な考えについては、どのような考えを持っていらっしゃるのか、それもちょっと改めてお聞きをしておきたいと思います。

以上、２点よろしくお願いします。

○総務部長（深水雄二君）　組織のスリム化、それから二つの室と、この二つの御質問にお

答えをいたします。

議員御指摘のとおり、確かに現行組織から１部２課３係の組織数の増となっているところでございますが、今回の改革につきましては、四つの基本指針に基づき定数減による適正化を図りつつも行政改革の一方の目的であります市民サービスの向上の視点、あわせて意思決定のスピード、機動性の確保なども総合的に勘案し、部課係の再編を検討してまいった結果でございます。

組織数の削減は図ることができませんでしたが、基本方針に沿った広い意味での適正化という点では相応の成果があるものと考えております。

以上、御理解をいただければと思います。

二つの室につきましてでございます。男女共同参画推進室につきましては、文字どおり男女共同参画の推進のため、地域生活課に設置するものでございます。

次に、企業誘致推進室につきましては、政策の柱の一つでもありますけど、「稼ぐ」「儲かる」まちづくりのための機能強化の一環として、企業誘致を全面に出した部署を商工振興課内に設置するものであります。

いずれも政策推進のための特命的な業務を行う部署として課内に室を設置することとしておりまして、設置に当たっては組織機構の改正または設置規定の整備を予定しております。

課内の室でございますので、庶務等の事務決裁については、それぞれ地域生活課長、商工振興課長のラインで処理する体制となります。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　そういった形で、例えば室を政策推進のために特命的な業務を行う部署、そういうことであれば、それを全面的に押し出す、そういったお考えでしょうから、あえて併設せずに、そういった特命な部署は部署としてきちっと位置づけをしてやった方が、より明確になるんじゃないかなと私は思うわけです。あえてわざわざ併設をしなくても、それだけ全面的にアピールした、そういった課、そういった室であれば、そういった室を全面的に置いて、専属の課長を置いて進めるのが本当にスピードある改革、またその特命部分を基本的にはきちんと政策を実行するためにはそういった部分が必要じゃないかな、あえて併設をする必要はないんじゃないかなというように考えるわけです。

これはもうそういった考えでしょうから、私はそういった意見を申し上げておきたいと思っていますけれども、要するにやっぱり市民のニーズに的確に対応するなら行政改革、これは常にいつの時代でも必要なことでありますので、今度ともそういったことをにらみながら、そういったきちんとした行政改革の方法、また機構改革の見直しについてはしていただきたいと思いますし、今回条例改正の議案でありますので、あとはもう総務文教委員会の審議のほうにお任せをしたいと思っています。

次に、情報公開条例の一部改正でありますけども、これにつきましては、６月議会において一般質問行いましてやりとりさせていただいたところであります。そして、今年度中の議会に情報公開条例の改正を提案したいと考えていると。また、その際は先進各地の例を参考にし、十分研究をしながら情報公開制度の充実を図っていきたいと答弁をいただいたところであります。

その結果、今回、今議会で条例改正案の提案であろうと思っているところであります。十分に研究をされて提案されたと思っておりますが、情報公開の条例については、かなり先進的な取り組み事例があると思っておりますけれども、今回のこの人吉市の条例改正案を見てみましても、なかなかよく理解できない、そういった部分がありますので、今回の条例改正でどのような点が主に改正をされたのか、その点にだけ説明いただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。

今回の人吉市情報公開条例の一部改正する条例の内容について、主なものをということでのお答えをいたします。

議第96号につきましては、まず改正した内容関係ございます。本市の情報公開条例は平成13年３月定例市議会で可決され、同年10月１日から施行されておりますが、ほとんど見直されることなく現在に至っております。その間、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正や他の自治体におきましても、市町村合併を契機とした条例の制定等が行われておりまして、情報公開制度の充実を図り、より一層の透明性ある行政運営を行うため、今回条例の見直しを行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、主に５項目について改正をしようと思っております。

一つ目といたしまして、開示請求権についてでございます。今まで情報公開の開示請求をできるのは、基本的には市の区域内に住所を有する方が対象で、市の区域外の方については理由を記載していただいておりましたが、今回の改正により、理由を記載することなく、どなたでも開示請求できることとなりました。

次に、二つ目です。不開示情報の範囲についてでございます。情報の公開を原則としている情報公開制度において、例外として公開しない情報が不開示情報でございますが、この不開示情報の範囲につきまして国に順じた改正を行っております。不開示情報の項目が七つありまして、その中で公務員という規定がございますが、今回の改正により、国家公務員と地方公務員以外に国立大学法人日本司法支援センターなど、独立行政法人等の役員及び職員、公立大学法人など、司法独立行政法人の役員及び職員を加える規定を定めております。また、市と業者との契約に関し作成された契約書及び公文書に記載されている住所、氏名等は、公開する規定につきましても新たに定めております。

三つ目といたしましては、開示に係る手続の簡略化についてでございます。今までは開示

請求書が提示された日から15日以内に開示、一部開示及び不開示の決定を行うこととしておりましたが、開示請求書が提出されて直ちに全部開示の決定をし、開示できる場合には口頭で開示できる規定を新たに定めております。これは議員から提案されたある町の情報公開制度を参考に規定したものでございます。

四つ目といたしましては、附属機関等の会議の原則公開についてでございます。市民の方が参加する審議会、委員会など、附属機関等の会議について法令等に特別の定めがあるとき、不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき、また会議を公開することにより公正または円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないときを除いて公開する規定を新たに定めております。

五つ目といたしましては、指定管理者の情報公開についてでございます。市の公の施設を管理する指定管理者につきましても、情報の公開に努める規定を定めるとともに、市としましても情報の公開が推進されるよう指導に努める規定を新たに定めております。

以上が本市の情報公開制度につきまして必要な見直しを行ったところでございます。この見直しによりまして、今まで以上に市が保有する情報を市民の共有財産として市民に広く適正に活用していただきまして豊かな地域社会の形成、より一層開かれた市政を推進していくことができるものと考えております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　具体的に改正の中身について答弁をいただきました。国の法律改正とかあっておりますから、また公開制度の充実を図ると、そういったことで、より一層の透明性のある行政運営を行うために条例の見直しを行うということでありますけれども、その中で６月議会で提案した部分についても規定を取り入れていただいているようでありますので、その点については感謝申し上げたいと思っております。

今回の改正によって、かなり開かれた情報公開条例になると思いますし、公開度もかなり充実をしてくるんじゃないかなと感じるところでありますけども、ただ若干気になるのが、やっぱり不開示の範囲の見直しの部分とか、例えば公文書の存否に関する事項とか、あと開示決定の期限の延長の規定とか、そういった部分については今回改正がなされていないようでありますけども、私はそういった部分についても、もう少し踏み込んだ条例改正が、見直しが必要ではなかったかなと。よりよい情報公開の推進を行うためには、そういったところまで見直した方がよかったんじゃないかなと感じたところでありますけども、その辺の見直しについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。

不開示情報に係る開示不開示の決定につきましては、条文そのものよりも、その解釈運用部分につきまして非公開と判断した情報が他市の情報公開審査会の答申等によって公開すべ

きと判断された事例などを分析し、なぜ非公開とされたのか、なぜそれが公開となったのかといった議論を研究することによって、公開マインド――心、気持ちですね、を育成していくことが大事であると考えております。

また、他市町村におきましては、不存在と判断された文書について、新たに文書を作成した上で開示する事例や開示決定の期限が本市よりも短い自治体もございます。言うまでもなく、市政は市民の信託を受けて行われるものであり、市民との良好なパートナーシップのもとで誠実かつ公正で効果的な市政運営を行っていくことが必要でございます。また、市政に関する情報をオープンにして説明責務を果たしていくことにより、市政に対する市民の信頼確保と市全体の行政能力の向上につながります。

情報公開制度をより一層充実させ、市政運営の透明性を向上し、市民との情報共有を図っていくために、情報公開条例の適正な運用に努めるとともに、他自治体の情報公開条例には先進的な事例や条文もありますので、今後も引き続き先進自治体の情報公開についての研究や検討を行いながら、本市の情報公開度のアップに積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　今回の条例改正については一定の評価をしたいと思いますけれども、先ほど部長答弁いただきましたように、今後も引き続き研究をしていただきながら、やはり情報公開度のアップにつながるような積極的な取り組みをお願いしたいと思いますし、今後も引き続きそういった形でお願いしたいと思っておりますので、この件については、もう終わっていきたいと思っています。

次に、学校給食の給食費についてであります。

この給食費の問題につきましては、６月議会、そして９月議会に引き続いての質問という形になります。９月議会におきまして、教育委員会としての給食費の値上げについての基本的な考え方、それから給食費値上げの場合のスケジュールの問題、それから保護者への周知、また理解の方法等について一定の見解をお聞きをしたところでございます。

ある程度の一定の理解はしておりますけども、９月議会以降に給食費の値上げの取り組み、これについては今まで約３カ月と２カ月半ほどしかありませんが、９月議会以降の値上げの取り組みについてはどのようにしてこられたのかお尋ねをしたいと思っております。

また、給食費の滞納対策についても一定の対応とか、そういった部分も９月議会でお尋ねをしております。その滞納対策についても、その後どのような取り組みを行ってきているのか、その２点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えをいたします。

９月議会以降の値上げの問題と滞納対策問題の取り組みについてでございますが、まず、

９月議会前に保護者の方々が日ごろから学校給食や給食センター等に関心、どのように思っておられるのか、御意見や御要望をお聞きして、給食運営に役立てることを目的にアンケート調査を実施いたしました。

次に、９月議会以降の給食費値上げの取り組みでございますが、学校給食運営委員会による第１回目の学校給食費説明会を９月30日に行いました。また、11月に入りまして、第２回目の学校給食費説明会を行いましたが、その後、大畑小ＰＴＡ及び三中ＰＴＡから、学校給食用食品の価格についてや給食単価の見通しについて説明してほしいとの要請がございましたので、大畑小学校で合同説明会を開催していただいたところでございます。

12月に入りまして、学校給食運営委員会臨時総会を開催し、臨時総会を開催するに至った経過、学校給食説明会の内容について御説明をいたしました。この臨時総会におきましては、来年度給食費の値上げが避けられない状況から、学校給食費検討委員会設置及び要項の制定について御審議をいただき、御承認いただいたところでございます。

さらに、給食費滞納対策問題についての取り組みでございますが、９月議会で答弁いたしましたように、滞納対策会議で出された28項目の滞納対策の中で、各学校で取り組める項目は取り組んでいくことになっておりますので実行していただいていると思います。

運営委員会事務局でも、過年度の滞納分の納入がない学校に対して納入のお願いや、例年より滞納がふえた学校のＰＴＡ会長と連携をとりながら滞納解決の行動を行っているようでございます。また、実行するかどうかは別にいたしまして、法的措置を調査しておくように滞納対策部会で要求がございましたので、その結果も含め、12月に行われました臨時総会で報告をいたしました。

ＰＴＡ役員の方々も、ある学校では規範意識に問題がある滞納家庭への事情聴取や給食費未納請求を行ったところもあるようでございます。このようなことから、学校を中心とした取り組みにより、昨年は過年度分の滞納入金額が37万9,244円に対し、ことしは現在まで昨年を既に上回る41万9,961円となっておりまして、関係者に対して心から感謝をしているところでございます。

以上、御報告いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　一定の取り組みを答弁いただきましたけども、かなり給食費の値上げの問題についても議論を深められているようでありますし、滞納対策、これについてもそれぞれの単位ＰＴＡ、学校でかなり踏み込んで取り組みをされているようでございます。そういった部分については非常に敬意を表したいと思っております。

ただ、先ほど教育長の答弁にありましたように、アンケートを実施をされておりますよね、９月議会前に保護者に対してアンケートを実施したというようなことで答弁ありましたけども、実は私もそのアンケートに答えております、その一人でもありますが、そのとき私の

９月議会の一般質問が終わった日に子供からそのアンケート用紙をもらったものですから、もう少し子供に早く渡してくれればなと、「何で遅くなったっや」というような形でちょっと言ったところではありますけども、もしそのときにアンケートを早目に知っておれば、９月議会において、アンケートについても私は質問できたのになということで思ったところであります。非常に残念だったなということで思っているところであります。

ただ、そのアンケートの結果については、市のホームページに11月になってからだろうと思います。掲載をしてありました。実際私もホームページを開きまして、そのアンケートの分をどういうふうに掲載してあるのかなということで見てみましたけども、ここにあるようにＡ４版で約40枚ほどあります。アンケートの結果は非常に私感心しました。アンケートの結果を書きながら、そのアンケートの中身にそれぞれさまざまな意見等が書いてありますけども、その意見等については、ほとんど似通った意見については要約してあるというようなことで書いてありますけども、聞くところによりますと、ほとんどその意見を、保護者の方が意見を書かれた、それをそのままの形で掲載をしたと、公表をしたということで執行部の方から聞いたところであります。非常にそういった形で公表されたのは今回初めてなのかなということで、非常にその部分については評価をしたいと思っています。

このアンケートの中を見ますと、非常に保護者の方がその設問に対していろんな意見を書いていらっしゃいます。全部読むのは非常に大変な部分ありますけども、非常にやっぱり保護者の方が関心を持ってアンケートに意見を書かれたんじゃないかなということで感じたところであります。

そこで教育長にちょっとお尋ねしたいと思いますけども、このアンケートの結果、これをちょっと見られて、教育長は、このアンケートの結果についてどのような印象を持たれたのか、どのような感じを持たれたのか、その点について教育長のお考えをちょっとお聞きしておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

アンケートがちょっと９月にずれ込んだことにつきましては、もっと早く、本当は８月に検討会を持っておったんですけれども、どういう形にするかがなかなかまとまらずにちょっとおくれましたことをおわびしたいと思っております。

アンケートに関する感想でございますが、まとめて三つ申し上げたいと思います。第１点は、給食センターのさまざまな取り組みを評価され、あるいは御理解を得ている保護者の方々が多い一方で、誤解されている保護者の方々、あるいは十分御理解をなされておられない方も多くおられるということを強く感じました。したがいまして、私自身の課題も生まれてきたわけでございます。

２点目は、アンケートをどういう形にするかということで、希望・意見を書いてもらおうということで出したわけでございますが、私はこんなにたくさん書いてもらえるとは思いま

せんでした。600人ぐらい書かれているんじゃないかなと思います。実際数えておりませんが、概算でです。それに通じて本当に感謝を申し上げたい。それだけ関心を持ってもらっているのかなというふうに思ったところでございます。本当にありがたく思っているところでございます。

三つ目は、したがいまして、今後の課題として、各学校の説明会やお知らせ等の文書を配付すること等で誤解を解く努力をしていかなければならないと強く感じております。また、給食費の納入や値上げの周知等につきましても同様に、説明会やお知らせ等の文書を配付することで問題の解決に努めていきたいと思っているところでございます。給食委員会からのお知らせは第１回を既に配付していると思います。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　ありがとうございます。私も非常に教育長と同じような感じを持ったところであります。私もそのアンケートを読みよって、非常に給食センターに対する取り組み、またその給食費の、学校給食のありがたさ、それに感謝をしていらっしゃる保護者、本当にかなり多く、そういった給食センターに感謝してますよといった意見をかなりの方が書いていらっしゃったなというふうに感じたところであります。

ただ、このアンケートを見たときに、一面にこういった集計をこうやってとってあります。設問と集計を何％であると、そういった形で約６問の設問をしてあるわけですけれども、一つ気になったのが、各学校においての回収率のばらつき、これがちょっと差があるかなと思ったところであります。回収率100％、それから一番悪いところは47.48％と、それだけの差があったと。平均では60.75％というようなことでありました。やはり見てみますと、大規模校の回収率が非常によくないのかなというように感じたところであります。

設問についてですけど、問１から問６までありますけども、私が非常に気になったのが問６の設問であります。何かといいますと、来年度以降の給食費について、「ア、食品価格値上がり分の給食回数を減らし、減らした給食費は弁当持参の日とする。イ、食品値上がり分の給食費の値上げはやむを得ないのではないか。ウ、その他意見がございましたらお聞かせください」という、この三つの設問であります。もう一つ、なぜ「現状のままの給食費で努力してほしい」と、そういった設問がなかったのでしょうか。私は不思議でなりません。

このアンケートの結果からも見ても、80.52％、約８割の方が、もう基本的にはアとイの二つのどちらかにしか丸をつける要素がありませんので、やはり自宅で弁当をつくってまでもというふうな気持ちにならないのかなということで、基本的にはもう値上げはやむを得ないって、それに丸をつけた方がそういった形であらわれているんかなと、80％という形であらわれているんかなというふうに思っております。これはもうはっきりいって給食費の値上げを前提としてアンケートをとったといってもおかしくないんじゃないかなと、私はそうい

うふうに思っています。そういった点では、このアンケートについて私は不公平感がかなりあると、そういうふうに感じたところであります。そういった意見も私は給食センターの方には申し上げました。

ただ、ですから、その８割の保護者の方がこのアンケートで値上げはもう仕方ないんだというように選択をしたからということで、やはりそういった方向に進んでいけば非常に問題が出てくるというように感じておりますので、この辺は慎重な検討をお願いをしたいというように思っているところです。そしてアンケートの意見を各学校ごとにまとめられておりますので、非常に各学校の保護者の方がどのような意見を持っているかというのが非常によくわかるわけです、学校ごとにですね。先ほど言いましたように、大半はほとんどが給食について感謝をしておられると。で、あと食育とか地産地消の推進、これも積極的に今後もやっていただきたいと、そういった意見も書いていらっしゃいます。そしてもうやっぱりこういった状況であるから値上げは仕方ありませんよねと、そういった意見もありました。しかし、やはり意見を見てみますと、非常に生活も苦しいから物価がかなり上がって、やっぱり生活も大変だと、だから値上げはしないでほしい、もしくは給食費の未納者に対する意見、かなり厳しい意見が載っていたと私は思っています。給食費の未納に対する意見ですね。それから値上げをしないでほしいという意見も、かなり切実な問題としてとらえて、かなり厳しい意見が、一つの学校に集中するんじゃなくて、それぞれの学校学校からそういった意見が出ていたというふうに私は思っています。

先ほど教育長もお話をされましたように、読んでみますと、給食のことについてやっぱり誤った認識を持っている、そういった部分を私も、ああやっぱりちょっと間違っているな、そういうふうに感じたところもあります。これはきちんとした情報が伝わってないから、そういった誤った情報としてとらえて、そういった気持ちを、意見を持っていらっしゃるのかなということで、私も非常にこういった部分については気になったところであります。

そこで、改めてあと一回だけ教育長にお尋ねしたいと思いますが、こういった給食費の値上げはしてほしくない、しないでほしいというふうな意見とか、給食費の滞納についてもいろんなこういった問題があるんだよっていうふうなことで、私も気づかない部分で指摘をしてあった意見がかなりありますし、かなりの方がそういった滞納問題については関心を持って意見を書いていらっしゃったと私は思っています。そういった値上げとは関係なく、そういった意見がかなりそれぞれの学校から切実な意見として書いてあったと、そういった部分についてはどのようにお考えでしょうか。改めて教育長の考えをお尋ねしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

第１点は、これ理解されていないなというのがかなりありましたよね。やはり説明不足だったかなと思っています。ＰＴＡの会長さんを初め、いろんなお願いをしますけれども、なかなかそういう会に出席していただけない家庭もありまして、そういう人たちに対する情報、

勉強が不足だったかなというふうに思っております。これが一番かなと思っております。ですから、この前の会での会員の方から、この問題が一番大事だと、これに取り組もうという発言がございましたので、今後そのような気持ちでやっていきたい。これでようございますでしょうか。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　確かに説明不足、情報不足がそういった部分であるのかなと思いますけども、ただその滞納問題については、非常に難しい問題があると思っていますので、これはやっぱり給食運営委員会の中で議論をしながら、それぞれの各単位ＰＴＡ、各学校の方で取り組みをされていらっしゃると思っています。ただ、そのように滞納問題に取り組んでいらっしゃるようでありますけども、その滞納の中でちょっと確認をしたいのが、公にすることはできないと思いますが、滞納世帯の調査とか、滞納世帯の状況の分析とか、どうしても払いたくても払えない世帯がどのくらいあるとか、この世帯は払える状況にあるけども払っていないんだとか、そういったような形での世帯の分析とか、そういった部分の分析をやっておられるのかどうか。

それと、もう一つは給食費の徴収、これについては基本的には学校、ＰＴＡの方でやっておるということでございますけども、そういった給食費の徴収について、給食センターとしてのかかわり、これはどのようなかかわりがあるのか、この２点ちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

滞納世帯の調査分析はやっているのかということでございますが、ことしから学校にお願いしまして、滞納された件数、滞納額、給食費の請求をいつどのように行ったか等の家庭への個人別対応状況調査票を学校で作成するようにいたしております。私はこれ公開ということじゃなくて、大体各学校のを目を通しております。

この調査票は、各学校で当然分析をいたしておりますが、運営委員会には調査票の提出は求めておりません。給食費の徴収はＰＴＡ任せではなく、給食センターができないのかとの御質問のようでございますが、給食センター内にある運営委員会事務局の市職員と給食センター所長の２名で徴収できないのかなという御質問であろうかと思います。運営委員会事務局は、要請のあった学校ＰＴＡに同行し、滞納家庭に対し、給食費の仕組み等を説明し、理解を求めているというころでございます。

以上。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　給食センターの取り組みとすれば、学校からの要請に応じて同行して説明をして理解を求めていると、そういった状況のようであります。

県内のほかの自治体においては、例えば新聞報道等もありましたけども、滞納対策で給食

費の納付に連帯保証人を義務づけると、そういったところが出てきたようであります。連帯保証人をつけるということについては、私は問題があろうかと思いますし、これについての評価が割れるというふうに思っております。

また、給食センターに税務課のベテラン職員を配置をして徴収業務を担当させたところ、未納がほぼなくなったと、そういった記事も新聞報道でちょっと掲載されておりまして私は読んだところなんです。新聞記事にもそういった部分が載っておりましたけども、人吉市においては、そういった取り組みができるのか、どうでしょうか。

○教育長（鳥井正徳君）　私も新聞報道等見て知っておりますが、給食費は公会計ではございません。学級費や教材費と同様、私会計でございますので、報道でありましたような給食センター職員が、あるいは市の職員が単独で直接徴収に出向く取り組みはできないと思っております。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　そういうことであれば、やはり今対策をとっていらっしゃるように給食センターの職員とか、例えば運営委員会の中には、それに教育委員会の課長等も、それぞれ運営委員会の委員として入っていらっしゃると思いますので、そういった方たちが積極的に学校、もしくはＰＴＡの要請に応じて、積極的に一緒に同行していただきながら、きちっとした理解を求めていただく、そういった努力を私は引き続きお願いをしたいなと思いますので、そういった形でよろしくお願いをしたいと思っております。さらに努力をいただくようにお願いしたいと思っております。

また、給食費の値上げと滞納問題、これはどうしてもやっぱり切っても切れない関係にあると思っております。９月議会でも１回一定の確認をしたところでありますけども、改めて今後の給食費の値上げと滞納対策の進め方、これについてはどういうふうにしていこうと考えていらっしゃるのか、これを改めてお尋ねをしておきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

議員おっしゃいますように、給食費の値上げと滞納対策とを離して考えるわけにはいかない問題をはらんでおります。

12月の運営委員会の臨時総会の中で、これからのスケジュールについて話し合いがなされまして、12月上旬に、もうきょうかあすかになろうと思いますが、学校給食運営委員会からのお知らせを全保護者の方々に配付いたします。このお知らせは、運営委員会臨時総会の会議の概要でございまして、来年度給食費の見通しについて、学校給食費検討委員会や滞納対策部会等のことについて書いてございます。

12月から１月にかけて保護者からの要望があれば、各学校において説明会を実施することになっていますので、栄養士及び運営委員会事務局から各学校へ出向き、保護者の方々へ給食費値上げやアンケート調査で出されました意見や要望等につきまして御説明をすることに

なっております。

９月議会の答弁では、１月下旬に熊本県学校給食会が提示した21年度の物資価格結果で栄養士が給食費の試算をすると申しました。その後、学校給食会から物価が流動的で物資価格は２月下旬になるとの変更連絡がありましたので、物資価格がわかり次第、来年度給食費の試算をいたします。学校給食費検討委員会でございますが、２月に第１回目を開催し、来年度給食費を試算しました後の３月初めに第２回目を開催して、来年度給食費について検討していただき、学校給食運営委員会総会に結果報告をしていただく予定でございます。３月の学校給食運営委員会総会では、21年度の給食費会計歳入歳出予算の審議や滞納問題等の協議をいたしますので、給食費等のほか、その結果を全保護者の方々に周知を図るための文書を配付する予定でございます。

今後の予定について概略を申し上げました。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　各学校の説明会の開催、これをぜひ、私はすべての学校において開催していただくようにお願いをしていただきたいと思っております。ぜひ教育委員会の方からも各学校に対して説明会を開催させてくれと、そういった形でお願いをしておきたいと思います。やはり保護者が正しく理解をすることによって一定の方向づけはできるのかなとも思いますし、やはりお知らせ等を利用して情報をきちっと出すことによって、そういったことも重要だと思いますので、今後保護者に情報が正しく伝わるような、そういったお知らせ等の配付、これもぜひ取り組みをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、給食費の滞納についても、学校、またそれぞれの単位ＰＴＡにおいても、かなり進んだ取り組み、対応をして努力をされておられますので、これについてもそれぞれの単位ＰＴＡ、そして学校に対しても敬意を表しておきたいと思います。また、今後もさらに、少しでも滞納が解消するような取り組みをお願いしたいと思います。

また、学校教育の中でも学校給食が果たす役割、これは非常に重要な部分がありますし、食育の推進、それから地産地消による安心安全な食材の提供とか、栄養バランスのとれた食事の提供、そういった部分で非常に重要な部分であります。ぜひ学校給食が健全に運営されるためにも、保護者に十分な理解と協力、そういった部分をしてもらうことが必要であると考えますので、今後ともに十分な協議検討、そして情報の提供、それをお願い申し上げて今回給食費の関係については質問を終わっていきたいと思います。

最後に、交通安全の問題について通告をいたしております。

書いてありますように、飲酒運転根絶に関する条例の制定についてということで通告をいたしました。

今回、一般質問しようということで条例案をこういった形で配付をさせていただきました。この条例案を見ていただいて、職員の方、そして議員の皆さんからもすぐに、これおかしいんじゃないかということで指摘をいただきました。申しわけございません。欠落、もしくは訂正がありましたので、この条例の資料について訂正をさせていただきたいと思います。

第１条の２行目でございます。一体となって「飲酒運転活動を推進する」となっておりますので、「飲酒運転根絶の活動を推進する」ということで、「根絶の」というのを挿入をお願いしたいと思いますし、第３条の第２項第１号でありますが、最後の方ですね、事業者及び交流者への啓発及び意識の高揚にということで、この「効用」が間違っておりました。字の変換間違いであります、「高く掲げる」と。そういった形でそれぞれ指摘をいただきましたので、大変感謝を申し上げたいと思います。そういった形で訂正をよろしくお願い申し上げたいと思います。

実は、この条例案については、11月にもうはっきり申し上げまして大分県の由布市に交通指導委員会の方たちが人吉の方に行政視察に来られたわけであります。その中で交通指導委員会の方といろいろと意見交換をさせていただきまして、その話の中から大分県の県警本部、非常にユニークな交通安全に対する取り組みをしているという話をたくさんいただきました。その中で、実は由布市としてもこのような条例ばつくったばいということで、そういった条例を提示をいただいたわけであります。ああ、そうですかということで、平成19年12月に制定をされたようでございます。そういった形で、私も非常におもしろい条例だなということで市民の意識の啓発を図るとか、交通安全意識をどういった形で取り組むのかと、そういったことを考えたときに、非常におもしろい条例であるし、非常にいい条例かなと思いましたので、こういった形で配付をさせていただいた次第であります。

そこで、もう率直にお尋ねをいたします。人吉市として、このような飲酒運転根絶に関する条例の制定、これについてはどのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。

まず最初に、本市における飲酒運転の根絶に対する取り組みについて御説明いたします。

平成18年度に人吉市交通安全対策会議において策定しました第８次人吉市交通安全計画につきましては、交通安全対策基本法により、県及び市町村は交通安全対策全般に関する取り組み計画を策定することになっており、その中で飲酒運転の根絶という項目を掲げ、計画の実施に向け取り組んでいるところでございます。

具体的には、春と秋に実施されます全国交通安全運動の出発式、また期間中における飲酒運転根絶のＰＲを行っております。さらに各団体向けの交通安全教室やイベント等において飲酒運転の危険性を認識していただいており、飲酒運転根絶の啓発活動を行っているところでございます。

飲酒運転根絶に関する条例についてでございますが、平成18年に福岡市で飲酒運転により

幼い子供の命が奪われる悲惨な事故が発生しました。この事故により、改めて飲酒運転の恐ろしさを思い知らされたところでございます。これを機に、絶対に飲酒運転を許さない厳然な態度のもと、警察においても飲酒運転根絶を重点項目に掲げ、道路交通法の一部改正や取り締まり強化等により対策を講じてきております。

人吉市警察署管内での飲酒運転件数は、平成17年が119件、18年が75件、19年が25件と年々減少してはいますが、依然として後を絶たず、ことしに入り３件の飲酒運転による交通事故が発生しているようでございます。本市においても飲酒運転による死亡事故は犯罪であるとの認識のもと、飲酒運転根絶のための新たな施策を検討していたところでございます。

議員御提案の飲酒運転根絶に関する条例の制定も有効な施策の一つになり得るかと存じますが、市民一人一人の意識改革が重要でございますので、条例の制定の必要性も含め、効果的な飲酒運転根絶に向けた取り組みについて今後勉強してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　有効な施策の一つであるけども、市民一人一人の意識向上に向けて取り組みをしたいということでございます。こういった条例を制定をして市民に意識の啓発を図る、そういったことを図りながら、やはり人吉市は焼酎文化の産地でありますから、きちっとしたこういった飲酒運転はしないんだよということを意識を持ちながら、そして焼酎は焼酎としての文化のすばらしさ、よさを逆にＰＲすることも一つの手法ではないかなというように感じるところであります。

こういった条例については、はっきりいいまして議員発議で、議員提案で、もし議員の皆さん方の賛同を得られれば、議員提案という形での条例の制定、そういったこともできるのかなというふうにも感じるところでありますけども、やはり私は行政の責任として、そういった取り組みをしていただきたいなというふうな気持ちを持って今回こういった形での案を示させていただきながら考えを聞いたところであります。ぜひ私は重要な、非常に経費等もかからないし、やはりこれは一つの市民の方々に対するアピールとか意識の啓発、そういった部分を考えれば重要な一つであると私は思っております。ぜひ私はこういった取り組みをお願いしたいと思いますが、最後に市長としてはどういうふうにお考えか、それをお尋ねをして一般質問を終わります。

○市長（田中信孝君）　確かに球磨焼酎という特異な地域でございます。

なお、その飲酒運転の、いわゆるそれおかしい交通事故へつながっているということも一向に減っていないと。減ってきているけれども、それが絶えることはないという状況の報告でございました。よって、議員の御提案を検討するように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。お答えします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後８時43分　散会

平成20年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第３号）

平成20年12月10日　水曜日

１．議事日程第３号

平成20年12月10日　午前10時　開議

日程第１　議第 89号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）
日程第２　議第 90号　平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第３　議第 91号　平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第４　議第 92号　平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第５　議第 93号　平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第６　議第 94号　平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第 95号　人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８　議第 96号　人吉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９　議第 97号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10　議第 98号　人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11　議第 99号　人吉球磨地域交通体系整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第100号　人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第101号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第14　議第102号　市道路線の認定について
日程第15　議第103号　損害の賠償について
日程第16　議第104号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17　一般質問

１．福　屋　法　晴　君
２．本　村　令　斗　君
３．井　上　光　浩　君
４．山　下　幸　一　君
５．松　田　　茂　君
６．仲　村　勝　治　君

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

・追加日程

議第105号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

3．出席議員（20名）

1番	松　岡　隼　人　君
2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

―――――――――――――――――――――――――――――――――

4．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
収　入　役	大　松　克　己　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	鳥　井　正　徳　君
総　務　部　長	深　水　雄　二　君
企　画　部　長	荒　巻　　通　君

福祉生活部長	尾方　篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前９時59分　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　おはようございます。昨日、大変遅くなりまして、きょうは少しでも早くしたいと思いますので、執行部の的確な答弁を求めたいと思います。10番議員の福屋です。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。通告は、市民の声からということで、市内小・中学校の修学旅行についてと漆田土捨て場についてでありますが、２点、工業用地について、多目的運動広場について一般質問を行います。

初めに、市民の声から、市内小・中学校修学旅行について質問をいたします。

まず初めに、市内各小学校の修学旅行の目的、日程について、どのように行われているのか、教育委員会の答弁をお願いいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　おはようございます。福屋議員の第１回目の質問にお答えいたします。

修学旅行の目的、日程等についてでございますが、小・中学校修学旅行の目的、日程等については、まず小学校では、他県の文化、経済、歴史を学習し、郷土人吉市のすばらしさを再確認し、集団行動を通して集団の決まりなどの社会性を養うとともに、お互いの信頼、友情、協力を築き、学校生活をより楽しく豊かにすること等を目的に実施しております。

６年生を対象として、１泊２日の日程で、貸し切りバスやフェリー等を利用して長崎または鹿児島へ、学校ごとに見学をしております。ただ、田野小学校は児童数が少なく、東間小学校と合同で実施しております。また、見学内容は、長崎コースは長崎平和公園や大浦天主堂など、また、鹿児島コースでは知覧特攻平和会館や維新ふるさと館、鹿児島市立博物館などとなっております。

中学校におきましては、小学校の目的に、班別行動での自主的な計画と取り組みを加え、みずから学ぶ姿勢と自立する力を身につけることを目的としております。２泊３日の日程で、２年生を対象として実施しております。

一中、二中では、貸し切りバスや飛行機、フェリー等を利用して大阪・京都方面へ行き、

世界遺産であります東大寺や二条城、薬師寺、そしてユニバーサル・スタジオ・ジャパン等を見学しております。また、三中では、貸し切りバスやフェリー等を利用して広島・山口方面へ行き、九州国立博物館や広島平和公園、厳島神社、スペースワールド等を見学しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　教育長の答弁の中で、小学校においては、すばらしい目的、集団行動をするという目的が非常によくあらわれた修学旅行だと思います。中学校では、中学生の自立を学ぶというようなことを目的として行っておられるようですが、この各学校における児童生徒、この人たちが、修学旅行にかかる経費です。これを、もしわかれば、学校ごとでも結構ですから、教えていただければと思います。また、生徒数がわかれば、一緒にお願いをしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

児童生徒の１人当たりの経費についてでございますが、小学校の場合ですが、長崎を目的地とした人吉東小、人吉西小学校では１万8,000円程度、これはすべてを含んででございます。鹿児島を目的地としたその他の小学校では、１万7,000円程度となっておりますが、大畑小学校では、児童数が少ないことから、これよりも多目になっております。また、大阪・京都方面を目的地としました一中、二中では４万7,000円程度、広島・山口方面を目的地とした三中では５万3,000円となっております。

このように、目的地及び児童生徒の数等により、児童生徒１人当たりの経費には差が生じております。

ちなみに、生徒数でございますが、小学校は６年生が行きます。人吉東小102人、人吉西小64、東間小72、大畑小14、西瀬小57、中原小71、総計380人でございます。中学校２年生、修学旅行に行く分ですが、一中163人、二中206人、三中12人、合計381人でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　今、児童生徒と金額について答弁があったんですけど、大畑小について、もし金額がわかれば教えていただきたいと思いますが。

○教育長（鳥井正徳君）　倍まではいきませんが、西小が１万8,000円、その他が１万7,000円と申し上げました。そして、大畑小は約２万円、１万9,600円、そういうふうになっております。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　ありがとうございました。児童数によって金額が変わっているなあというのが見えてまいります。

先ほど田野小学校は児童が少ないので、小学校の場合、東間小学校と合同で実施されているようですが、このことは大変すばらしいことだと思います。今後、人吉市におかれましても、ますます少子化が進んでまいります。そのことで、経費も、田野小学校に比べて、中学校の場合でも、大畑は12名ということで、6,000円ほど高くなっております。この高い経費を払っているにもかかわらず、生徒たちは、この修学旅行の内容、日程、これに本当に満足していると教育委員会としては思っておられるのか。私は、生徒たちは、聞いたところによると、満足してないというのが大半の意見でありました。

そこで、三中は12名という生徒が少ないようですので、例えば、田野小学校が東間小学校と合同で修学旅行を実施しているように、三中が一中とことし行くとか、次の年には二中と行くとか、このような合同で修学旅行をすることは教育委員会として考えられないのか、御答弁をお願いします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

なかなかこの問題は難しい問題でございまして、人数が少ない関係上、経費もかかるので、一中や二中等と合同でできないものかと、そうおっしゃいますお考えをお持ちの保護者もいらっしゃるとは伺っております。確かに、三中生の個人負担額は、一中、二中に比べますと大きくなっております。

この修学旅行に関しましては、各学校におきまして、毎年、目的、行程など学校経営に沿って議論されております。また、旅行経費の関係もありますので、アンケート等をとって、保護者とも十分に協議を行って、総合的に判断し、決定をされております。学校ごとに、６年生の修学旅行は卒業した学校だけで行きたいと、そういうような希望も多いと伺っているわけでございますが、そういうのを総合して学校で決定されているということでございます。

したがいまして、御提案の内容につきましては、大変難しい点もございますが、参考にさせていただきながら、学校と検討をしてまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　市内の小学生、中学生というのは、人吉市の児童生徒であります。教育を受ける権利っていうのは平等であるべきであります。これまでの修学旅行が、特別な教育でなくて、教育の一環だと私は考えております。学校によって予算が違うというようなこと、これは、これからの少子化を考えると、経常収支比率、人吉市と一緒なんですけど、やはり分母を大きくしていかないと、保護者の負担というのはふえていくばっかりですね。

だから、こういうのを何とか子供たちが同じような修学旅行、また、同じような目的、教育の目的というのは、市内小中学校全部ですね、鳥井教育長等初め各校長がいろいろな話し合いをしながら、教育の目指すところは一緒だと思うんですよね。このようなことを、鳥井

教育長におかれましては、例えば校長会とか、それとか生徒指導をされる先生とか、いろんな話をされる場があると思うんですよ。そういう場で取り上げていただいて、検討をしていただいてほしいなと思います。

例えば、分母が大きくと言いましたが、一中が例えば９クラスあって、９台のバスを借ったとき100万しますけど、それに三中が中型バスを１台加えても変わらないと思うんですよね。かえって、分母が大きくなりますから、経費は安くなって、一中生徒も助かるんじゃないかな、保護者の出費もそれだけ少なくなるんじゃないかなあと私は考えますので、今後、このことも各学校とよく話をしていただければと思います。よろしくお願いします。修学旅行については終わります。

次に、漆田土捨て場についてですが、ここは多目的運動広場として、今度、企業誘致を目的に名称を変えられ、工業用地に用途目的を変更して、工業用地としての調査をされるというような説明が全員協議会でもありました。

確かに今、人吉市においても、企業誘致というのは、人吉球磨を取り巻く町村に対しても、今一番大切な事業であるということは、私も認識をしております。これは大切なことです。そのことを踏まえて、人吉市議会も、10月30日、臨時議会において、人吉市で最重要であると判断し、議決をしたわけです。

そこで、質問なんですけど、そのときの説明に、進出企業説明において、マザー工場を主体とした企業との説明がありました。であれば、これまでに企業からの打診があっていると私は思いますし、市民も普通そう考えます。そこで、打診があっているのかいないのか、企業誘致の実現性は、確率としてどれぐらいあるのか、お尋ねをしておきます。

○経済部長（井上修二君）　おはようございます。企業からの打診や企業誘致の実現性はという御質問でございますが、現段階では、企業側からの直接の打診はあっておりませんが、県においても、県南地域に企業誘致を推進するために積極的に動いていただておりますので、今後も、県と一体となり、企業側からの質問、要望等に対する対応を迅速に行い、実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　ただいまの答弁で、少し確認をさせていただきますけど、じゃあ全員協議会で説明があった「マザー工場」という言葉、この言葉自体は、県から人吉市に対しての誘致を求めるときに、県の方が発した言葉なのかを、もしわかれば。

○経済部長（井上修二君）　マザー工場というのは、県の方で、今、人吉市の10ヘクタール、大きい土地で20ヘクタール以上の土地ということで、県の方が今接触されている、人吉市の元多目的運動広場のところですね、そこにどうにかできないかということで、企業と接触したところの企業がマザー工場ということでお伺いしております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　ありがとうございました。確認をさせていただきましたので安心しました。

それでは、少し視点を変えるんですけど、これまで一般質問の中で執行部答弁っていうのがたくさんあったわけですけど、この多目的運動広場については、質問の答弁として、いつも、財政上なかなか予算計上ができないというお話をされてきました。ただ、今後、多年にわたり、買い戻しを行うという答弁を９月にいただいております。このことを聞いて関係者も喜んでおられましたし、お電話もいただきました。

それが、何の前ぶれもなく、いきなり企業誘致を目的としたことによる土地の用途変更、取得、こういうのが浮上してきたわけですが、なぜ土地開発基金からの買い戻しが、教育委員会としては買い戻せなかったのに、今回の商工費として提案されております。商工業費として買い戻すことができるのか、説明をお願いします。

○企画部長（荒巻　通君）　おはようございます。お答えいたします。

なぜ企業誘致のためなら一括の買い戻しが可能になったのかという御質問でございますが、多目的運動公園の建設、整備は、市民の競技力向上において多大な効果をもたらすものと、その認識は持っております。しかしながら、現在の財政状況では、用地の買い戻しはできましても、運動公園の建設及び整備の時期につきましてはまだ定まっていないところでございます。

そのため、９月議会におきましては、若干言葉足りずではございましたが、現在の財政状況を勘案いたしまして、用地の買い戻しが過重な負担とならないよう、今後策定されるであろう運動公園整備計画が策定されるまでに少しずつでも買い戻していきたいとの意味を込めまして、お答えをさせていただいたところでございます。

企業誘致は、雇用確保による人口増が図られ、それが地域の活性化あるいは市税の確保につながっていくものと思われます。また、本市のこれからの財政運営を考えた場合に、自主財源の確保を最優先させなければならないということは言うまでもございません。そういうことからいたしましても、市が何よりも優先させる事業の一つとして企業誘致を位置づけたわけでございます。

用地を御提供いただきました地権者やスポーツ関係者など多くの方々には、急に施策を転換したことで御迷惑をおかけいたしましたが、企業誘致は、今後の人吉市の発展、活性化につながる事業でございますので、ぜひ御理解をいただきたいと存じております。

以上、お答えさせていただきます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　何か納得できないような答弁で、これについては、時間的なものを

考えながら、後ほど話をしたいと思いますので、まず時間を考えながらいきたいと思います。

それでは、今後、あそこが10万平米あるんですけど、20万平米、20ヘクタールですかね、拡張が必要だとの説明がありました。その周辺の用地買収をするための財源はどうするのかっていうのをお尋ねしておきます。

○経済部長（井上修二君）　用地買収の財源につきましては、人吉市土地開発基金での対応を考えております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　土地開発基金で購入ということですね。

それでは、この用地の調査ということで県からの打診があって、熊本県の単独事業で調査が行われるとの説明もありましたが、この調査対象区域ですね、まだ市有地だけなんですけども、それは、今度全協で説明がありました、そのほかの周辺の土地ですね、このあたりも今後調査対象区域になるのか、現在の市有地だけを対象として調査をされるのか、また、どのような調査内容なのかをお尋ねいたします。

○経済部長（井上修二君）　今回、熊本県が行う調査でございますが、地下水位調査、それから地下水取水可能量調査、それから地質調査でございまして、調査区域でございますが、現在保有している10.8ヘクタールの市有地内での調査を考えております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　現在の市有地について調査を行うということなんですけど、それだったら、企業誘致の全面的に出すのも、この10.8ヘクタールに関して出しといて、ここ調査して、その後取得というような方法もあったんかなあと。なら、県の方からの、先ほど説明がありましたように、20ヘクタールということがあったから、そのような提案がされたんだと思います。

そこで、もしわかればなんですけど、調査に入って、どれくらいの期間で調査が終わるのかなと、もしわかればお願いします。

○経済部長（井上修二君）　調査期間ですけども、県の方で今現場を見ていただいております。今、積み上げをしておられるんですけども、来年１月ぐらいから入るんじゃないかなというふうに思います。当然、会計年度ございますので、３月までには終わってしまうというふうに思います。

先ほど取水調査を云々と言われましたけれども、今回行うのは、企業側とすれば、地下水というのが、水がどれだけ確保できるのか、地盤がどうなのかというのが大変重要になっています。ですから、水が出ないということであれば、どうこうとなりますので、だから調査をすると。

それから、多目的運動広場という目的であれば、企業誘致の工業用地ではございませんので、工業用地に目的を変えないと、県としても執行はできないということでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　今、井上部長が言われたのでちょっと引っかかったんですけど、万が一地下水が出なかったら企業は来ないというようなニュアンスの答弁だったと思うんですけども、もし本当に地下水がなかったら、この間、企画部長か何かがぽそっと「あそこは調査をしなくても、その前に水がありました」というような発言をされておりますけど、本当にもし水が出なかったときには、これは無駄な投資になるんですよね。

そのあたりは、ある程度市としても、水があるんだというような感覚はどっかにあると思うんですよね。それで、あそこを県の方にも提供されたと思うんですけど、もしわかれば答弁お願いします。

○経済部長（井上修二君）　今の土捨て場なんですけども、あそこは、水道局の方で以前に地下水の流れというのを調査したことがございます。漆田の方の今の多目的運動広場の方から錦の方に流れているということでの調査を終わってますので、水出ないことはないと思います。ただ、量がどの程度なのかということもありますので、そういうところも調査するということでございます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　今の答弁で、調査したら大体50％ぐらいはいいのかな。半分は安心したところなんですけど。そこで、大丈夫というのが、50％超えた場合大丈夫としてですよ、調査後、今度は企業誘致までの計画ですね、こういうようなものができているのか、いないのか。どのように、できているとすればされているのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　企業誘致までの計画はできているのかという御質問でございますが、21年度は地形測量、それから詳細設計などを行いまして、用地取得まで21年度にできればなというふうには考えております。

また、造成を行う場合は、地方債の対応ということになり、財政に及ぼす影響というのは大きなものがあることから、造成につきましては、県の意見、また、企業側との交渉の経過を見ながら、どの時点で造成にかかった方が財政負担とならないかを見きわめながら対応していきたいというふうに思っております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　今、答弁いただきましたように、市の方に財政負担がかからないように、いろんな手だてを、経済部長大変だと思いますけど、部長会の方でもいろんなことを

考えながら、人吉市に財政負担が乗りかからないといいますか、そういうことを考えて、今後やっていっていただきたいなと思います。

次に、この二、三日、もうテレビ報道、新聞報道見て、非常に心痛いっていいますか、人吉市を歩いても、私たち議員に、罵声とは言いませんけど、「どうなってるんだ、議会は」というような話があります。

このマスコミ報道の中で、日本じゅうで非正規職員とか、それと派遣社員ですね、この人たちが、期限付きで、あすまでとか、１週間後とか、もうなりふり構わず、企業は、生き残るために従業員を減らしているわけですね。この間、テレビでも、トヨタの方が、世界で一番景気がいいと言われておりましたけども、関連を含めると３万人、それ以上の10万人とか、いろんな報道がなされております。

それで、これは人吉市の田中市長にお尋ねしたいんですけど、こういうことを考えて、人吉市の市長としてどのような考えを持っておられるのか、お尋ねをしておきます。

○市長（田中信孝君）　おはようございます。確かに、御指摘のとおり、もう日本経済、世界的経済は冷え込んでおりまして、特に日本におきましても、自動車関連企業を初めとして、さまざまな企業においてリストラが断行されているという、非常に労働環境には厳しい状況のようでございます。

このような経済情勢の中でも、環境に優しい未来型の企業など、元気がある会社もあるようでございます。

人吉市の人口が減少している中、定住人口の増加を図ることは、人吉市の最優先課題の一つであると考えております。まちづくり親善大使の方々の人脈を活用させていただきながら、積極的に企業誘致に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　市長のまちづくりというのは、この約２年間、いろいろ聞いてまいりました。非常に積極的に動いておられるのもたしかです。アイディアも確かに持っておられると思います。そのアイディアをまだまだ出していただき、また、執行部と一緒に、同じアイディアを共有し、また、議会にも早く提案していただくように、これはお願いをしておきます。

今度は、関連としてなんですけども、多目的運動広場ということで、この人吉市の企業誘致というのは、人吉球磨地域振興策、こういうのにも大変重要なことであるし、これをされるというのは、今後計画されているのは、私も大賛成でありますが、運動広場については、平成元年からの事業であります。約20年間たっておりますが、この所期の目的達成のために私有地を手放された所有者、この人たちに対しての説明、また、これまでスポーツ関係者が要望を行ってこられておりますが、この人たちへの説明、また、私たち議会の関係委員会に

も知らされることなく、臨時議会でいきなり提案をされたということがあります。

この20年待たされた市民に対して、説明もありませんでしたが、その後は何かされたという話をされてましたけど、この多目的運動広場ということについて、市長は、この広場についてどのような考えを持っておられるのかなというのをお尋ねしておきます。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

人吉市にとりまして、現在は、最も大きな雇用を生み出す製造業がございません。よって、年々人口が他の市町村とも同じように減少し、少子高齢社会を迎えているところでございます。よって、そのような環境の中で企業誘致というのは、多面的に付加価値を持っていると、伴っているというふうに考えているところでございます。人吉市のみならず、人吉球磨全体に対する波及効果は大なるものがあると確信をいたしております。

よって、このような時代だからこそ、最優先でやらせていただきたいと思っているところでございますが、同じように多目的運動広場構想は地域の活性化に供するものでございまして、施設の整備や、今後人吉市がスポーツ交流を推進していく中で、これも非常に重要な課題であるというふうに認識いたしております。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　これは、前々からいろいろと言われてきたことなんですけど、第３次総合計画でも、スポーツによる交流都市づくりとか、そういう構想がありました。やはりスポーツ交流都市づくりというのは、市長がされる観光にも関連するし、企業は、企業が来たからいいというもんじゃないんですよね。やはり企業の中にも福祉というのがありますから、その中で、近くに、そういう企業で働く職員の方の健康管理のために、少しの運動広場をつくりなさいとかいう規定もあると思いますので、そのあたりも少し考えていっていただきたいなあと考えております。

そこで、今度は教育委員会の方にちょっとお尋ねしたいと思いますが、この多目的運動広場は、建設部から平成16年３月、教育部へ管理が移行したと、多分、私は記憶しているんですけど、10月30日に工業用地として用地変更が、この間されたわけですが、質問を何度かさせていただいた中で、造成事業をですね、そのときには自衛隊にお願いしたらとか、お金のかからない方法を県にお願いして、県の事業でしたらとか、そのような話をしました。

今回、目的も変わりましたので、これまで16年から教育部に移って４年間、どのような管理、または、構想ですね、どのような多目的グラウンドをつくりたいなという計画をされたのか。されていなかったら、なぜされなかったのか、お尋ねをいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　おはようございます。漆田土捨て場の管理計画でございますが、平成16年３月末に、当時の道路公団から引渡しを受けました後、ことし10月まで教育委員会で管理をしてまいりました。

この間に、教育委員会では、平成18年度、19年度で土地開発基金から用地を買い戻し、平成20年度には地形測量等を実施し、どのような形態の多目的運動広場が最適なのか検討したいと思っておりましたが、議員も御存じのとおり、18年度に約４万2,000平方メートルを買い戻しました後、事業の進捗が図られていない状況でございます。

事業の進捗が図られなかった要因でございますが、用地につきましては、厳しい財政状況の中、事業推進の予算財源を確保することができなかったこと、地形測量につきましては、平成20年度まで建設部関係の工事で土砂の搬出計画がされていたことなどによるものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　財政が悪化しているということをですね、毎議会、どの議員が質問しても言われておりますので、その点についてはなるべく触れないようにしたいと思いますが、今後、多目的運動広場について経済部と話し合いをされて、梢山工業団地に敷地を確保されているというような説明を聞いておりますけど、多目的運動広場の予定地っていいますか、ここは管理はどちらの方になるのかお尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　梢山工業団地の多目的運動広場の管理ですかね、これにつきましては、多目的運動広場の整備に着手するまで経済部の管理となります。それから、サッカー場につきましては、従来どおり教育委員会の管理ということになります。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　できるまでは、そこの用地は経済部の所管ですので、当たり前かなあ。内容については、管理は、後ほどになればですね、でき上がれば教育委員会に移行するということでよろしいですね。

それでは、これまで私も、田中市長が誕生されてからいろんな話をしてきましたけど、スポーツによる健康増進とか、健康維持とか、青少年育成とかですね。今、人吉市でもそうなんですけど、青少年の健全育成をするためには、スポーツの力はとても大切であり、大事なものであるというようなことを、市長と質問の中でもやりとりをさせていただきましたが、私は、今、市長がマニフェストでいつも言われています最重要というのをきのう見てたときにも、企業誘致は３番目になって、１番目が観光だったものですから、その後農業ということで、その後企業誘致というのが出てきましたけど、やはりスポーツによる観光というのも、この観光の中に入るんじゃないかなあということで、その中で観光誘致にスポーツというような言葉が出てこなかったもんですから、観光って何だろうかなというようなちょっと懸念を持ちました。

そこで、観光によるまちづくりというのを、市長のお考え方というのを、いま一度お聞き

したいなと思いますので、市長の御答弁をお願いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

スポーツというものは、言うまでもなく、地域住民にとりましては健康づくりにとって、今の時代においてはですね、健康づくりにおいて効果的なものと考えております。また、今度は市民と他の地域の方々とのスポーツ交流は、おっしゃるとおり、観光のみならず、または、スポーツを土台とした観光からもたらされる市の経済効果というものも、大変高いものがあるというふうに考えておるところでございます。よって、スポーツ施設やスポーツ環境の整備は必要であると認識をいたしております。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　市長のポケットの中に、スポーツも大切だというのを今入れていただいたんじゃないかなと。早くそれを出していただくことを、またこの次の質問の方で何回かさせていただきたいなと考えておりますので、どうぞ頭の前の方に、前頭葉の方に、スポーツ、スポーツスポーツというのを常に置いていただきたいなと考えております。

それで、昨日、機構改革については同僚議員の方が質問を行っておりました。この中で、私が少し不思議だなあと、これスポーツと関連なんですけど、スポーツ振興課が今まで関連した事業といいますか、もうたくさんの事業を今までスポーツ振興課というのは行ってきて、非常に忙しいと思うんですけど、その課が機構改革によりまして係に格下げになるという機構改革案が出てきております。

この係にすることによって、スポーツ振興に影響が出てくると私は思うんですが、なぜ今回、機構改革において課から係になったのか、田中市長の考えをお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

今回の組織機構は、市民の方々の利便性の向上や新規重要課題の解決、マニフェストの早期実現などを確実なものとするために見直しを行ったところでございます。お尋ねのスポーツ振興課につきましては、昨年度まで管理してまいりました11のスポーツ施設を４月から指定管理に移行することができましたので、現在は１課１係で業務を行っておりますが、スポーツ振興係の業務が社会教育の分野でもあり、公民館事業でも市民の健康に関した教室なども開設していることでございますので、社会教育課として生涯学習係と連携をとりながら、２係で社会教育の振興を図るというものでございます。スポーツ振興課はなくなりますが、スポーツ振興係として市民の健康や体力の保持増進はもとより、生涯スポーツに意欲的に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。格下げということではなく、より体力を強化していくということでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　この件については、委員会の方でまたじっくりと審査をしたいなということを考えておきます。

次に、多目的運動広場は、これまで歴代の教育長が、とても大切な施設であり、必要であると毎回説明をされております。企業が来るか来ないかわからないのに、用地が売却できたら、梢山の方につくりましょう、売れたらつくりましょうというような話で、もし売れなかったら、この20年間市民に運動広場をつくりますよと、建設をしますよと言って約束して土地を取得してきたわけです。だから、このことも、ただ売れたらつくります、売れなかったらわかりませんじゃなくて、売れなかったらどうするのか。そのことを考えると、売れなくても同時進行でも、今、市長も言われたように非常に大切な人吉の観光の土台づくりにもなるというお話をされておりますから、やはり、これは同時進行でつくっていただかなければいけないのかなと。財政的なことを考えながらも、あそこに早く、用地３万5,000平米あるということで、あそこの管理は経済部なんですけれども、すぐにでも教育部と話し合いをしながらでも、そこは進めていきたいなと。市長のいつも言われております市民の安全・安心、笑顔のあるまちづくりの中にはスポーツ広場というのも、スポーツをするときのあの感動と笑顔というのは何事にもかえがたいような笑顔が出るんですよね。ちっちゃい子供が一人来ている、お年寄りが、おばあちゃん、おじいちゃんが応援に行って、万が一試合に勝ったとかいいプレーをしたと、おばあちゃんたちの表情はもう足腰が曲がっている人が起立をするように声援をされます。

こういうのを考えますと、熊本県で、サッカー関係なんですけど、今どの自治体もスポーツ広場をつくって、それを観光とタッグを組ませて観光活動を行っているのがほとんどです。内容としましては、大会が２日ありましたら、１日目の夜に懇親会をするとか、２日目の夜に懇親会をするとか、必ずそこで何かを起こすんですよね、アクションを。そしたら泊まるわけです。弁当も注文が入ってくるわけです。それは毎年行われていることなんです。観光客は毎年来るわけじゃないんですよね。いろんなうわさによって、人吉のよさを知って観光客に来ていただきますけども、このスポーツの力というのは非常に大きいです。昨年、市長が始められました「おどんな日本一全国剣道大会」ですか、こういうのもすばらしいことですよね。毎年来ることですから、こういうイベントを集めて、毎年その人たちに人吉市が国宝指定も受けましたので、それを組み合わせてスポーツ大会をするというような考えをもっていったら、これまで以上の観光集客ができるんじゃないかなと思うんですけど、市長はどのようにお考えですか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

福屋議員おっしゃるとおり、スポーツの効用というものは多面的なやはり力を持っているというふうに考えているところでございます。それは、一つは健康であり、一つは観光であり、一つは人間の交流によるきずなであり、さまざまなその要素を含んでいるということが

言えようと思います。

御指摘がございましたとおり、「おどんな日本一全国少年少女剣道大会」、大盛況をおさめまして、来年はこれが弓道、相撲と広がるそうでございまして、よって多分前回でも宿泊施設が全く足らなくなったというふうに聞いておりますので、来年の５月はその宿泊施設の確保だけでもかなりの労力を要するのではなかろうかなというふうに思っているところでございます。よって、おっしゃるとおりのそういう効用というのは私も実感をいたしているところでございまして、これからよりスポーツによるコンベンションも強化していかなきゃいけないというのはもう当然のことであるというふうに私も認識しているところでございます。

工業用団地につきましてでございますけれども、これはいわゆる商品を持たなければやはり売れないわけでございまして、じゃあそれがいつ売れるのか、いつまでにそれが成功するのかというのは、これは相手があることでございまして、なかなかそれを具体的に申し上げることはできないわけでございます。なかなかこれも非常に機密性の高い環境の中で企業立地というものは進めていかなければならないというふうに、県の方からも御指導をいただいているところでございますが、まずもって商品とする用地を確保しておくということがもう第一条件でございます。例えば、お店に行って何かを買い求めようとしても、その求めようとする商品がなければそれは売れないわけでございまして、それと同じように、商品を確保しておくということが企業立地に関しては第１番目の必要十分条件であるというふうに考えているところでございます。

よって、今度は漆田のその土捨て場を目的変更して、その多目的運動公園の方はどのように考えているか、同時進行で行くべきであるという御意見はよくよく承知いたしておりますが、何せ造成だけでも１億5,000万円、陸上競技場を建設する場合には５億円以上等々の諸経費がかかってくるというふうに算段をしているところでございまして、これをどう解決するかというのが、やはりこれも大きな一つの課題であるというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　今、市長の言われたとおりですよね。私前、前期のときに梢山工業団地の方の造成について提案したことがあります。造成をしないのに、私がもし企業のその担当だったらまず来ないよと、造成をしてあって初めてじゃあここに来ようかという考えが生まれるんじゃないのって、だからお金がなくても投資するのは必要なんですよというような話をしました。でも、造成しても来ないかもしれんけんせんていう考えもあったかもしれませんけど、やはり今言われるとおり企業というのは、この厳しい中でしっかりした造成をされて、いろんな条件があって初めて来るものであって、何もしてない所にはだれも出てこないというのが当たり前のことだと思います。

それと、スポーツの同時進行というのも、やはり今言われたとおり、今から何十年かかるかわからないとか、売れるかもしれないとか言う前にやはりその予算を、区画を前提として少しずつでも造成していくというのも、やはりこれは市民に対しての市長のマニフェスト達成になるんじゃないですか、市長が言われているマニフェストというのはいろんなのがありますけども、その中にもスポーツはうたってありましたし、きのう総務部長も言われております。市長部局が今回できるのは市長のマニフェスト達成のためというような話をされております。私、第４次総合計画ですか、あの中にもそのようなことをうたってあり、この中にも、今までにこういうのがうたってなかったんですけど、「財政状況など厳しい現実を受けとめ、マニフェストや総合計画が目指すビジョン、目標へ向けて、これまで以上にスピードと柔軟性を持って、社会情勢の変化に対応できる行財政システムの構築を図り、具体的な改革の道筋を示すことを目的とする」と、こういうのがあるけん総務部長もそのマニフェストを言われたんだと思うんですけど、じゃあ市長のマニフェストに乗ってなかったらできないのかっていうのもあるんですね。そうじゃないですね。やはり市長はいつも地区懇親なんかでも言われているように、市民が要望することをよく考えて、行政でそれを考えた上で実行していきたいと。変更することもあるんだよという話もされておりますので、やはりこのあたりは必要ではないかなと、これはやはり市長の構想を実現するためにも、やはりこのスポーツ観光というのをぜひ取り入れていっていただきたいと思います。市長のお考えはわかりました。

そこで、多目的運動広場について、今まで大切であり、進めていかないかんというような答弁をされております。歴代の教育長が常日ごろから陸上競技場は必要なんだよ、スポーツ広場は必要なんだよというのをいつも答弁でいただいております。そこで、現在の鳥井教育長はその多目的運動広場、陸上競技場を併用した、まあ併用しなくても結構ですが、必要なのか必要でないのか、現教育長としてどのように考えておられるのかお尋ねをしておきます。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

これまで何度か申し上げてきましたように、私もスポーツの力と効果というものを信じている者の一人でございます。したがいまして、スポーツ関係者のみならず、市民の大きな願いでもあります多目的運動広場をどうにかして実現させたいものだと常日ごろ思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　鳥井教育長の力強いお言葉をいただき、またバックアップをしていただきましたことに感謝します。今後もそちらの方向性を曲げることなく、教育者ですので信念を持ってやはり進んで行ってほしいなと私は思います。よろしくお願いしときます。

そこで、もし、まあもしと言うのはいけないのかもしれませんけど、企業誘致ができたと

して、多目的運動広場ですね、これが梢山の方に着手計画、まあその辺をするとなった場合には、内容は、多分教育委員会がするんだろうと思いますけど、ただ、先ほども経済部長からお話がありましたとおり、あそこは経済部の管理となります。この着手計画とか、こういうのはどちらが行うのかお尋ねをいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

多目的運動広場の計画につきましては、教育委員会が行うものであると考えております。また、地所につきましては経済部の管理でございますので、計画につきましても工事着工につきましても経済部と十分な協議をしながら進めることになると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　教育委員会と経済部と話し合いをしていただかないと、そこにはどうしてもできないというのは、これはもうだれもがわかることだと思います。中の管理、外の管理が違いますので、これは市長をトップに副市長もおられますし、そのあたりで、部長会議なんかでもしっかりと市民のために早くつくっていただくことを切に要望します。先ほども言いましたように、市長のマニフェストにはスピードというのが出ておりますので、１年ぐらいであそこにそれなりの構想ができ上がるんじゃないかなと期待をしていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それと、もう１点、梢山に関してなんですけど、梢山では現在市子連のサッカー大会とか消防の訓練とか、礼式訓練とか、いろんな催しがされているんですよね。今回、まあうまいことと言ったらいけないんですけど、コカ・コーラが進出をいただきました。それまで自由に使っていたH区画ですか、あそこが売れたものですから、駐車場がもう心配なんですよね。これは、運動広場をつくったときに、やはり運動広場のいろんな企画もありますし、そこにどれぐらいの駐車スペースが要るんだっていうような、そういうのも関連してくると思います。それがないと公認のトラックもつくれないし、公認の試合もできないというのが発生しますので、そこで、その駐車場に関してなんですけど、これはどちらにお聞きしていいのかわからないんですけど、どのように考えておられるか、またどこが担当するのか、もしどちらかわかられればお尋ねをしておきます。

○経済部長（井上修二君）　駐車場の問題ですけども、現在駐車場として使われている区画につきましては、本来売却予定の土地でございます。また、未売却のうち駐車場として御利用いただいておりますが、売却後につきましては駐車場はそれぞれの行事を開催されます各種団体で考えていただくということになります。ただ、多目的運動広場の整備ということになりますと、そのときにはそれぞれの駐車場をどう確保するかというのはそこで検討するというふうに思います。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　経済部の管轄ですので、教育委員会の多目的が出てきた場合にはそうなるのかなと思います。そこもやはり教育委員会としても、今後計画される中で経済部の方に要望していただきたいと思います。やはり駐車場がないと大会というのは運営できませんので、それは教育部長が経済部長の方にしっかりお願いをしていただくということでよろしいでしょうか。もしあれば。

○教育部長（浦川康徳君）　先ほども申しましたように、当然経済部と協議をしながら建設に向かっては進めてまいりますので、そういった駐車場も含めて協議をしながら、建設に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　10番。

○10番（福屋法晴君）　これは、確認の意味で教育部長にお聞きしました。これは、やはり教育部長、経済部長がタッグマッチを組んで、しっかりと市長に提案をしていただきたいなと考えておりますので、今確認をしたわけなんですけど。それと、あそこにまだ残っている敷地がいっぱいありますね、給食センターの前に。あそこの前面は、私もちょっと忘れたんですけど、前面の方は企業誘致ができるけど、裏の方は迫になっていて、なかなか企業誘致として使用できるかどうかわからないというような、この間答弁をいただいておりますが、あのあたりをやはり企業がいっぱい来た場合に密集してくると思いますので、段差があっても駐車場としては利用できると思いますので、将来的には暫定的に駐車場をつくっておいて、その後企業が欲しいって言ったら売却というのはできますので、その辺もしっかりと検討しておいていただきたいなと思います。ただ単に荒地で置くんじゃなくて、今後少しずつでも予算をつけながらでも検討をお願いしておきます。

まあ、本日市長からもスピードある施策もしていただきますし、スポーツを大切だというのもありましたので、先ほどの企画部長に後ほど質問するというのをやめまして、お願いをして、早期実現をお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午前11時６分　休憩

午前11時21分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　13番議員の本村です。それでは、通告に従いまして、壇上から一般質問を始めたいと思います。まずもって、全体の内容を御紹介したいと思います。

まず、一つ目は、ダムによらない治水対策についての質問、それから今問題になっています無保険者の子供たちへの対応について、三つ目が、後期高齢者医療制度にかかわりまして、保険料が滞納している世帯への対応についてです。四つ目に、今給食費の値上げがなされようとしていますが、このことに対する質問、五つ目は、上水道料金の引き下げについて、六つ目に、道路拡張に伴う補償金につきまして質問をしていきたいと思います。

それでは、まずダムによらない治水対策について質問してまいります。

国土交通省九州地方整備局の岡本博局長は、12月２日の定例記者会見において、ダムによらない治水を検討する場のメンバーに局長自身や蒲島知事、地元首長がいることで県側と合意したと発表しました。５日には球磨川流域の12市町村全員の参加が決まっています。12月６日の熊日新聞にはこのような記事が載っています。「ダムの白紙撤回を表明した人吉市の田中信孝市長は、これまでにない試みと歓迎するものの、国がダムは必要と判断した経緯のおさらい、勉強会になりはしないかとの懸念も示す」というものです。私は、田中市長の懸念は当たっていると思います。インターネットで２日の産経新聞のニュースを見てみますと、２日の定例記者会見の折に岡本博局長は、「ダムが必要という国の考えは変わらないが、ダム以外の方策がないのか丁寧に論議したい」と本音を語っています。このように、ダムが必要という国の考えは変わらないがということをわざわざ言っているのです。入り口はダムによらない治水対策ですが、出口はダムという魂胆が見え見えです。そのような状況の中で、ダムに頼らない治水を検討する場に参加される田中市長にとって大切なことは、徹底した情報公開を求めることと、具体的な治水対策を国に求め、その予算をつけさせることだと思います。

人吉橋の右岸は未改修のために川幅が狭まり、流れを阻害しています。私は、住民団体の方々とこの地点の測量を行いましたが、川に向かって40メートルも突き出しており、川の断面積を20％もふさいでいます。これまで住民団体も何度もこの地点を改修する要望書を提出してきました。また、2006年８月７日には、私とここにおられます立山議員、笹山議員、そして、当時おられました上原議員、吉村議員は、国土交通省九州地方整備局を訪れ、当時の北側一雄国土交通大臣あてに球磨川の人吉橋左岸の河川改修を早急に行うことを求める要望書の提出も行いました。しかし、国土交通省は、いまだにこの地点の改修を行おうとしていません。

ちなみに、要望書を出した後、私たちは未改修部分の地権者の方を訪問しましたが、その方は、「自分は、国土交通省が交渉に来たら交渉することを受け付けないわけではない。しかし、ここ数十年間、国土交通省の方からやって来ない」という話をされました。国土交通省がこの地点の河川改修を行わないのは怠慢としか言いようがありません。

田中市長にお伺いします。ダムによらない治水を検討する場において、人吉市左岸の河川改修を早急に行うよう求めてはどうですか。

以上、１回目の質問です。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

この場所の地権者の方には、私の方から国土交通省にもお願いをしまして、既に昨年来より接触をしていただいているところでございます。また、国土交通省の方からもお話を聞いていただいているということの御報告も受けております。個人の大切な財産ではありますが、治水上でも重要な箇所でありますので、御協力を賜りますよう、今後ともお願いしてまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　交渉されているということでわかったとこです。特に、その場においても、ダムによらない治水を検討する場においても、もう一度やはりそこは人吉の大きな、何と言うかな、治水対策を実現するために問題となっている場ですので、改めてそこの場にも出されて、実際に予算がつけられるようにしていただきたいなと思います。

それから、もう一つ、情報公開とそれに基づく具体的な治水対策も大切だと思います。国土交通省は、洪水のたびに200メートルごとにどこまで水位が来たのかをあらわした川の縦断図を作成しています。私が聞いたところによりますと、国土交通省はこの縦断図をもとに、堤防に対して水位が最も高くなる場所から河床整正などの対策を行うそうです。その地点が、洪水の水が堤防を越える危険性が大きいということから当然のことだと思います。このことから考えれば、この水害の痕跡を示した川の断面図を国土交通省に情報公開してもらい、水位が高くなる場所の河床整正を早急に行うよう求めることが重要だと思います。

市長にお伺いします。ダムによらない治水を検討する場において、水害の痕跡を示した川の縦断図を国土交通省に情報公開してもらい、水位が高くなる場所の河床整正などを早急に行うよう求めたらいかがでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

雨の降り方や支流の状況、または球磨川本線の出水も降雨量、降り方によりまして一定ではないと考えますけれども、御指摘のとおり治水上極めて重要な箇所、言いかえれば洪水時に危険な箇所などについては、市としても十分把握をして、国土交通省は熊本県とともにその対応、市民の危険回避に努めてまいりたいと考えているところでございます。私も施政方針の中で、当面の課題として河床整正を初め堤防の基礎強化等々も提案しているところでございますので、このような情報公開も求めながらお願いをしてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　情報公開されて、求めていきたいという答弁でした。実際にこのこ

とを本当に感じたのは、中川原の回りの河床整正行われましたよね、この後に国土交通省の方にお会いしたときに聞いたんです、私が。そこが一番最初にやったのは、そこの地点が水位が一番高くなるだろうと聞いたら、やはりそのとおりだとおっしゃいました。だから、そういうところからやる責務があるんですね、国土交通省には。そのところから早急にやっていただきたいと言えば、国土交通省も非常にやっていかなければならないというふうになると思いますので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

続きまして、次の子供の無保険の問題の方に入っていきたいと思います。

国民健康保険の保険料滞納で、保護者が保険証から資格証明書に変わり、無保険状態となっている子供が増加しています。厚生労働省の調査では、全国で３万2,900人、熊本県内に407人、内訳は、乳幼児が69人、小学校191人、中学生も147人いることが明らかになっています。人吉市における子供の無保険が心配になります。

尾方福祉生活部長にお伺いします。人吉市における無保険となっている子供の数は、乳幼児、小学生、中学生、それぞれ何人おり、それは何世帯となっていますか。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　おはようございます。お答えいたします。

国民健康保険におきましては、法令の定めに従い、特別な事情がないにもかかわらず、１年以上保険税を滞納している世帯を対象に、被保険者資格証明書を交付をいたしております。平成20年６月１日時点で、総世帯数が6,402世帯、そのうち滞納世帯は1,100世帯となっております。被保険者資格証を交付している世帯は、平成20年12月１日現在におきまして75世帯となっております。このうち、中学生以下の児童がいる世帯では５世帯で、児童の内訳は、就学前が０人、小学生が２人、中学生が４人、計６人となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　人吉市でも本当６名ですか、子供の無保険の状態にあるというのは本当に深刻な問題だなと私も感じているところです。

続けてお聞きしたいんですけど、無保険の子供においては、病気やけがの治療が必要となっても、ぎりぎりまで受診を我慢し、取り返しがつかないことになる恐れがあります。子供には滞納の責任のないことなのに、お金のあるなしで子供が医療を受けられないことはあってはならないと思います。大阪市や京都市、札幌市、福岡市、北九州市、熊本県内においても熊本市や天草など、相次いで無保険の子供たちに保険証を渡す自治体がふえています。

尾方福祉生活部長にお伺いします。無保険の子供たちを救済するためにも、無条件に国民健康保険証を渡すべきではないですか。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

現在、人吉市では資格証明書の交付に当たりましては、国民健康保険、それに福祉、税務関係の職員による審査会におきまして、保険税負担の公平性と福祉的な観点も含めまして交

付の判断をしているところでございます。加えまして、緊急的な対応が必要との申し出があった場合には、適切に対応をしているところでございます。

また、先日の報道を見ますと、児童に対する保険証の交付につきましては、与野党の修正案がまとまり、中学生以下、15歳以下になりますけれども、６カ月期限つきの短期保険証を一律に発行をするというふうな記事が出ております。その結果を待って必要な対応を行うということでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　方向性としては、子供たちに一律に出すような方向に流れて行くんだろうと思うんですけど、状況を見るとですね。人吉市のやっぱり、何というか、子供たちに対する思いとして、やはり早く、もうほかの自治体はやってる所もありますから、一刻も早く私は保険証を与えていただきたいというふうに思うと、そこのとこを要望して、次の質問に移っていきたいと思います。

後期高齢者の保険証の滞納について質問していきます。

後期高齢者医療制度においても、多くの高齢者が無保険となることが危惧されます。12月１日の朝日新聞は、全国の主要自治体72地区で保険料を滞納している人が、10月末現在で約20万人いることがわかった。１年以上滞納すると、原則保険証を返還させられ無保険状態となると報じています。人吉市においても多くの滞納者がいることが危惧されます。

尾方福祉生活部長にお伺いします。後期高齢者医療制度において、人吉市における普通徴収の方の人数と保険料の滞納者数、そしてその割合はそれぞれどのくらいありますか。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

後期高齢者医療保険料を普通徴収で納付していただいている方、年金差し引き以外の、いわゆる納付書や口座振替で納付されている方の人数でございますが、11月末被保険者総数5,697人中、亡くなられた方や本年度途中で75歳に到達された方がいらっしゃいますので、納期ごとの人数は異なりますが、平均で約1,300名、22.8％の方に普通徴収で保険料を納めていただいております。

また、保険料の収納状況でございますが、７月が普通徴収の第１回目の納期になっておりまして、納期が既に到来し、収納状況の把握できました第４期10月までの収納率は、１期が７月でございますけども、94.86％、２期８月が93.24％、３期９月が92.23％、10月４期が90.28％となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　人吉でも高齢者の滞納が発生しているというのは、非常にわかることでした。どうまだ今後推移するかわかりませんけど、これ10月は10％近い滞納があるとい

うことですね、非常に気になるところです。これまでの老人保健制度においては、75歳以上の高齢者は被爆者や結核患者などと絡んで、保険証の返還が禁止されたわけです。医療保険なしでは生きていけない高齢者から保険証を返還させることは死に直結するからです。このような高齢者からも保険証を返還させることは、まさに行政が社会的弱者を見捨てる棄民政治です。高齢者から保険証を返還させ資格証明書に変えることは絶対にすべきではないと思いますが、その点いかがお考えでしょうか、お伺いします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

資格証明書の交付につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第54条に規定をされておりまして、災害等の特別の事情があると認められる場合を除き、納期限から１年を経過した後も保険料を滞納された方には、国民健康保険と同様に被保険者のかわりに資格証明書を交付することとなっております。

なお、資格証明書の交付は、人吉市から報告します保険料の滞納状況をもとに、熊本県後期高齢者医療広域連合が決定することになっております。しかしながら、納付意欲はあるものの、諸事情により滞納されることも予想されますので、特別の事情の有無の調査を十分に行い、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携をとりながら、画一的、機械的な資格証明書の交付とならないよう対応していくように考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　熊本県の後期高齢者医療制度の連合と連携をとりながらというんで言われましたが、今度４月以降のとこに向けて問題になってくると思うんですけど、１年たってますので、ぜひ今申しましたように、絶対このような高齢者から保険証を返還させて、資格証明と変わらないように、人吉市としてもぜひそのように、熊本県連合に言いながら、市民の声とか伝えながら、ぜひそのようにやっていただきたいということを要望しておきます。

次に、給食費の値上げについて質問をしてまいります。

世界的な原油、穀物の高騰が、ガソリン、食料品などとして国民の生活を直撃しました。学校給食においても、パンや麺などの材料である小麦や油脂、肉類の値上がりが影響を受けてしまっています。そのような状況の中、人吉市においても９月議会において、学校給食費の値上げが検討されていることが明らかになりました。

そこで、まず教育委員会にお伺いします。値上がりは生徒１人当たり幾ら上がるのですか、また、給食費の総枠として見たとき全体としての負担増は幾らですか。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

現在の１人当たりの給食費単価は、小学生が220円62銭、中学生が259円35銭でございます。値上げ予定幅につきましては、昨日も申し上げましたが、学校給食会から給食用物資価格の

提示を受け、来年度給食費の試算をし、３月に開催されます運営委員会総会において確定をいたしますので、あくまでも想定ではございますが、１食単価を小中学校の給食費をそれぞれ約15円値上げした場合は、小学校が235円、中学校が275円となります。したがいまして、小学校の給食回数は年間184回でございますので、小学生で年間１人当たり2,760円の増となります。中学校におきましては、年間180回予定しておりますので、年間１人当たり2,700円の増となります。児童生徒数、合計約3,300人でございますので、児童生徒の分だけで申しますと、概算で約900万円の増と試算いたしております。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　値上げの幅についてはわかったところです。

それで、傾向もちょっとお聞きしておきたいと思いますので、ガソリンなどは高騰もおさまって、大体以前のような価格に戻ってきたところですけど、学校給食の食材においても、もし価格が下がりつつあるなら、値上げはすべきではないと、ちょっと頑張っていただきたいと思うんですけど、そこのところで、現時点における給食の食材の価格の推移ですね、どのような傾向にあるかをお聞きしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

昨年と比較いたしますと、食品のほとんどが値上がりをいたしまして、現在ではある程度落ち着きを見せておる現状でございます。

主なものを申し上げますと、代表的な食品価格を比較いたしますと、まず小麦でございますが、キロ当たり107円から120円、12.1％値上がりでございます。さらに、大豆油、油ですけれども、キロ当たり198円から238円になり、20.2％値上がっております。そのほかの食品も、ほとんど数％ずつ上がっている現状でございます。

今後、牛乳を中心とした乳製品や米等が値上がりする可能性があると推察しておるところでございます。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　これは、安くなる傾向にあればいいんですけど、残念ながら、ある程度落ち着いてるかな、横ばい状態だなというのが、今答弁でいただいたところです。

それでは、ちょっとこの点の問題ですので、市長の方にお伺いしていきたいんですけど、このような状況の中、公費負担で学校給食の値上げを据え置く自治体があらわれています。愛知県東海市は、学校給食の食材費の値上げ分をおさえるために、１食当たり10円の補助を決定し、1,071万円の補助予算案を９月議会に提出しています。また、千葉県野田市は、学校給食に使用している野田産米の補助率を2008年10月から2009年度にかけて100％に上げることにし、給食費の値上げをしないことにしています。

さらに、東京都葛飾区は、９月議会の補正予算に学校給食食材費への公費負担として3,700万円を盛り込み、値上げを見送りました。この公費負担額は、小学校１から４年生で１食当たり11円、５、６年生で13円、中学生で15円に当たります。東京都新宿区も、2,400万円の予備費を使い、牛乳を現物支給することにより、給食の質の維持を図りました。対象は、区立の小学校、中学校、養護学校となっています。

市長にお伺いします。人吉市においても、公費負担で学校給食の値上げを据え置くことができませんか。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

給食費の値上がり分を補てんしている自治体が、御指摘のとおり、存在するようでございますが、本市の給食費に対する考え方というのは、ほとんどの自治体と同様に、給食費は私費、私の費用であると考えているところでございます。また、学校教育法第６条第２項に、給食費は、給食を受ける児童・生徒の保護者の負担と規定されておりますので、給食費値上げ分を市から補てんすることは考えておりません。

私といたしましては、保護者の方々に対し、新たな御負担をおかけすることになり、まことに心苦しく思っているところではございますけれども、給食費を御負担いただく学校給食法のルールを御理解いただきたいと存じているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　ただいま学校給食法６条を出されてきましたけど、自治体によっては、日本国憲法の普通教育、つまり義務教育ですけど、この無償とすることということをもとに、給食費はただ、全額公費負担しているところもありますし、また、今申しましたように、実際に公費負担しているところもありますので、この学校給食法を持ち出すというのは、盾にしているというかな、値上げをする、それに過ぎないというのは、私は思うところです。

それと、この食材の値上がりですね、これは９月議会でも申しましたけど、投機マネーによって物が上がっていると、これが大きな要因だと思っております。そういった面では、本当、この給食費を払っている保護者には全く責任のないことであって、そういうときには政治が責任を果たすべきだと思います。そういう点からも、ぜひ、この学校給食費に対する公費負担、考えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

続きまして、水道料金の引き下げについて質問してまいりたいと思います。

議会初日の討論でも申しましたが、平成８年度に水道料が約25％値上げされ、当年度未処分利益剰余金、つまり累積黒字が、平成７年度には8,746万円であったものが、平成19年度には５億1,592万円と、その約5.9倍にも膨れ上がっています。累積黒字の何割かは水道料の値下げによって市民に返すべきという思いから、この質問を行うものです。

このことに関しては、平成８年度の値上げは妥当だったのか、吟味する必要があると思い

ます。水道料を値上げする議案は、平成７年の12月議会に30％値上げとする議案として出されたものが、当時の建設委員会による審議の結果、25％に訂正され、これが平成８年２月の臨時議会で可決したものです。この臨時議会に配付された資料のコピーが手に入りました。これですね、こんなものです。水道料金改定資料というものです。

この資料には、水道料を30％値上げした場合と25％値上げした場合、収支がどのようになるのかを平成11年度まで予測したものが載っています。私が特に注目したのは、25％値上げした場合の収益的収支、すなわち水道設備への投資などを除いた水道事業そのものによる収支です。この資料によると、平成10年は6,355万円、平成11年は4,019万円となっています。

ところが、実際の決算はどうだったでしょうか。水道事業会計決算書より収益的収支を計算すると、平成10年が１億5,073万円、平成11年が１億3,026万円となっています。このように、25％値上げ後の黒字は、予測よりも非常に大きなものになっています。

多武水道局長にお伺いします。平成10年、11年の決算は、水道料の25％の引き上げが余りにも大き過ぎたことをあらわしているのではないですか。

○水道局長（多武芳美君）　おはようございます。私にとりまして初めての答弁でございます。よろしくお願いいたします。また、本村議員におかれましては、水道事業に関心を寄せていただきまして、ありがとうございます。

御質問にお答えいたします。水道料金は、平成８年度に料金改定を行っておりまして、以後12年間、料金改定は行っておりません。平成８年の水道料金改定時の説明資料の中で、収益的収支に係る純利益の見込み額と、それから実際の決算額が大きな開きがあると、料金改定の引き上げ幅が大き過ぎたのではないかというような御質問だと思います。

当時の水道料金改定時の説明資料には、議員おっしゃいますように、平成８年度から11年度、４年間の各年度における水道事業収益、費用、純利益の見込み額が一覧表で提示されております。議員御指摘のとおり、平成10年度、11年度における年度ごとの収益的収支に係る純利益の決算額は、料金改定時に説明いたしました見込み額を相当上回っております。

しかしながら、中身を分析いたしますと、収入であります水道事業収益、支出であります水道事業費用とも、各年度、決算額は見込み額を下回っております。特に、支出であります水道事業費用は、大幅に下回っております。これは、定数削減等による人件費の減、また、経常経費の節減など、企業努力したことが大きな要因だと考えております。

したがいまして、決算における純利益の増は、企業努力による支出の減が大きな要因だと考えております。料金改定の引き上げ幅が必ずしも大き過ぎたとは言えないのではないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　企業努力されたことは、よく頑張っておられると思いますので、よ

くされたというふうに思いますが、ただ、11年にそういうのが出ましたので、その後、やっぱり総括する必要があったんじゃないかと私は思うんですよ。努力されて、そういうふうによくなったが、やっぱりもうちょっと下げてもよかったんじゃないかっていう、総括されればその時点で下げてもよかったんじゃないかなという気がします。それをそのまませずにおったのが、今に至っているのではないかなと、私はそういうふうにも考えるところです。

それで、引き続き質問したいんですけど、当年度未処分利益剰余金、つまり累積黒字が５億1,592万円にも膨れ上がっています。社会的格差が広がる中、市民の生活は本当に大変です。来年度には学校給食費も上がってしまう可能性があります。水道料は市民が払っているわけですから、市民からすれば、払い過ぎた水道料は自分たちに返還してほしいと思うのが当然ではないでしょうか。

討論でも申しましたが、多良木町では、平成18年度より、毎月の基本料金が100円引き下げられました。私が計算してみると、人吉市でも、１年間当たり累積黒字の3.6％に当たる1,883万円を使うだけで、このような引き下げが可能です。水道料の引き下げを実施すべきではありませんか。

○水道局長（多武芳美君）　２回目の御質問にお答えいたします。

水道事業は、企業会計方式により経営、運営いたしております。企業会計は、収益的収支予算と資本的収支予算の２本立て予算となっております。収益的収支予算で発生いたしました純利益及び繰越利益剰余金は、資本的収支予算の補てん財源として使用されます。したがいまして、収益的収支予算の純利益は、そのまま利益としてプールできるものではないということを、ひとつ御理解いただきたいというふうに思います。

また、これまでも水道事業におきましては経営の安定化、健全化に努めてまいりましたけれども、昭和32年の一部供用開始以来、市の水道事業も50年を超えまして、老朽化した水道施設の大幅な更新時期を迎えております。加えて、漏水対策として、年次計画で配水管の更新を進めておりますけれども、更新を必要とする配水管がまだ相当数ございます。今後の経営安定化のための投資は、かなりの額が見込まれるところでございます。

しかしながら、今後もさらなる経営の効率化に努め、サービスの向上はもとより、安心・安全でおいしい水を安定的に供給し、健全な水道事業の運営に努め、現在の水道料金体系をできるだけ維持できるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　いろいろな老朽化したものに対する投資が今後必要だというのはわかるところですけど、一方、老朽化とともに、水道事業始めたときからの地方債ですね、この償還のピークが超えたというふうに聞いていますから、どんどん起債をせろというわけではないですけども、起債がしやすい状況も生まれているというふうに感じております。

そのような中で、起債するということも含めれば、その辺バランス考えながらやれば、老朽化したものの更新もするし、一方で水道料の引き下げあたりも考えることできるんじゃないかと思うんですけど、その辺をバランスをとりながらやれないかということをお聞きしたいと思います。

○水道局長（多武芳美君）　３回目の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、企業債償還金につきましては、平成17年度をピークに減少いたしております。しかしながら、後年度負担を重くしないためにも、今後の施設改修、更新に向けて、平成19年度から建設改良積立金の積み立てを始めておりまして、今後は、施設の改修、更新計画を見据え、水道料金収入と企業債借入のバランスをとりながら、健全経営に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　今後、返還というかな、起債すると、当然返済もありますから、重くしたくないというのもわかるんですけど、逆に、市民生活、非常に今大変な状況にありますから、また、その辺ぜひ工夫しながら、ぜひ値下げの方も検討していただきたいということを申しまして、この質問については終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時４分　休憩

午後１時25分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）　では、午前中に引き続き、残りました６番目の道路拡幅に伴う補償金について質問を行ってまいりたいと思います。

道路拡幅に伴い、ある焼酎メーカーの工場用地の一部の用地を取得し、建物や瓶、たる、タンクなどの動産を移転してもらうために、人吉市と焼酎メーカーの間で補償交渉が行われました。この交渉において契約された金額が、最初の提示額から大きく上がり高額であることと、さらには提示額の見直しが始まるのは田中市長に変わった後であることなどから、市民の間で疑問の声が上がっています。

この問題については、11月並びに12月２日の全員協議会でも説明がありましたが、契約額が適正なのか、人吉市は市民が納得のいく説明ができるのかという思いから、この質問を行います。

全員協議会に出された契約額に関する資料を見てみますと、平成18年８月以前に示されて

いた第１回提示額は、用地費が約3,290万円、補償費が１億9,650万円、合計で２億2,940万円となっています。ところが、実際に契約された額は、用地費は約3,190万円とほとんど変わりませんが、補償費が３億6,170万円とはね上がり、合計で３億9,360万円となっています。

山上建設部長にお伺いします。なぜ補償費がこんなにもはね上がったのですか。

○建設部長（山上　茂君）　本村議員の御質問にお答えいたしますが、補償費等につきましては、情報を公開できるものと、できないものがございますことを、あらかじめ御了解をいただきたいと存じます。

それでは、増額の理由等についてお答えをさせていただきます。御質問の地権者とは、ことし７月に契約をさせていただきましたが、補償金が増額いたしました主な理由を説明いたします。

平成18年８月以前の調査段階で、市、地権者双方とも、製造をとめないで移転を行う方法をとることで合意をいたしておりました。

この段階で、市といたしましては、製造をとめると営業休止補償の補償金がはね上がるのはわかっておりましたので、これを避けたいと考えておりました。また、地権者におかれましては、製造をとめ、出荷が影響を受けることで、信用問題につながると考えておられました。

このようなことで、焼酎が長期貯蔵されているかめ、たる、タンクの特殊動産を移転するのに、製造に支障がないよう、運送業者に依頼して移す補償を考えて、積算いたしておりました。

しかし、平成19年５月に第１回提示を行い、交渉の過程で、地権者は、酒税法の水量検査などの移設の特殊性や50年以上の古酒などを含む億単位や数千万単位のかめ、たる、タンクの入った長期貯蔵酒の財産価値などで、移転を第三者に任せることができないと考えられており、本市提案の工法と地権者のお考えに相当な乖離があることが判明いたしました。

このようなことを踏まえ、大手運送業者に問い合わせましたところ、やはり移設作業の特殊性や事故の際の損害賠償に対応できないとの理由から、受託できない旨の回答をいただきました。このようなことで、この特殊動産を移転するのに、酒造メーカーさん自身に行ってもらうしかなく、杜氏さんや蔵子さんたちが直接移転に携わっていただくことになり、製造を休止しなければならないことになったわけでございます。

そのようなことで、増額の主な理由は、製造を休止することによる営業休止補償の増額でございます。この工法の認定に当たりましては、前年度に国、県の御助言により、精度監理業務という、適正に補償が積算されているか精査を行う業務を導入いたしており、今年度当初予算は精査後の補償額で計上させていただき、契約締結に至っております。

以上、お答え申し上げます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　製造休止になるために、その休業期間中の営業補償が発生したため、補償費が増額したとのことでした。本当に休業にまで至るのかと疑問になります。また、その休業期間中の営業補償はどのように算定されるのかも疑問です。

そこで、まず一つ目です。補償費の算出方法について、特に休業期間中の営業補償の算出がわかるように御説明ください。それとまた、本当に休業まで至るのか、そのことについて補足説明等あればお答えください。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

１点目の補償金の算定方法はということでございますが、昭和37年閣議決定の公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱及び公共用地の取得に伴う損失補償基準により算定をいたしております。

まず、補償の一般的な考え方から御説明をさせていただきます。補償は、合理的な移転方法を想定して算定することとなっておりまして、損失補償基準要綱24条によりますと、「建物の移転料は、通常妥当と認められる移転先に通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用を補償するものとする」とされております。

補償の算定は、客観的に行われるものでございまして、社会通念に基づいて最も合理的な移転方法を想定し、この想定に基づいて通常生ずる損失を積算いたしております。通常生ずる損失とは、想定上の損失に対する補償でございまして、実損に対する補償でございませんために、補償金は渡し切りで、その補償金を受け取った被補償者がどのように用いられるかは、被補償者の任意になります。

このようなことで、実際の移転や補償費の使途につきましては、この積算を行った移転方法等を強制するものではございませんので、被補償者の任意の考えで移転を行い、補償対象となる支障物件を撤去した後、買収事業用地を起業者に引き渡していただくこととなります。

次に、休業補償の中身はというようなことでございますが、営業休止補償額は、次に述べる費用の合計額となります。固定的な経費の補償、従業員に対する休業手当相当額、休業期間中の収益減または所得減、一時的に得意先を喪失することによって通常生ずる損失額、商品等の減損の補償、移転広告費、開店祝い費用等の補償でございます。算定に当たりましては、直近３カ年分の決算書、確定申告書、消費税確定申告書、元帳などを提出していただき、適正に積算を行うこととなっております。

２点目の本当に営業がとまるのかというような御質問でございますが、製造がとまることは、将来の出荷予定分がなくなることですので、その間、商品を出荷できない状況が生じてまいります。そのようなことで、営業休止補償が必要となってまいります。

中身を御説明いたしますと、長期貯蔵をしているかめ、たる、タンクの個数が多く、貯蔵年代も違い、古いものでは50年近い価値が高い原酒を安全、確実に移転させるには、杜氏、蔵子が従事することとなり、加えて、税務署の指導によりますと、酒税法で、容器を移動す

る場合は、すべての容器について水量検査を行い、移動後の貯蔵酒の量を管理、申告することが義務づけられております。

このため、貯蔵酒移転には日数がかかり、杜氏、蔵子が移転を行う間は製造ができない期間が生じますので、営業休止補償を認定いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　今、確かに算定方法なんか聞けば、休業したということで算定されることはわかったのと、醸造ができなくなるということなんですけど、休業ということですね、これどういうことで醸造会社が考えているかというのを、ちょっと答弁にも出てきたんですけど、ちょっとお伺いしてきたところなんですね。

建物やかめ、たる、タンクなどの動産を移動させるのに、本当に休業となるのかが問われます。２人の酒造メーカーの方にお話を伺いました。１人は私の方から話を伺いに行った方で、もう一人の方は、先方から、この問題はおかしいよといって尋ねてこられた方です。全く別の機会で話をしたのに、２人の話はよく一致していました。

休業ということに関して、このような話をされました。「焼酎メーカーの仕事というのは、醸造、瓶詰め、販売、一般管理と四つの部門に分かれている。醸造に関していえば、年間を通じて醸造を行っている四季醸造のメーカーもあるが、11月から４月までの間だけ醸造を行っているメーカーもある。このようなメーカーでは、５月から10月まで醸造が行われていないのは当たり前のこと。焼酎の業界においては、醸造がとまっているからといって休業しているとは言えない。休業というのは、出荷がとまることだ」と言われました。

そこで、お伺いしたいと思うんですけど、焼酎メーカーにある建物や瓶、たる、タンクなどの動産の移動によって、焼酎の出荷がとまることは確実ですか。

また、こんなことも言われました。「人吉球磨において、河川改修や道路拡幅で人吉の寿福酒造や深野酒造、深田村当時の宮原酒造が補償を受けたが、いずれも営業補償を受けたところはない」というものです。

そこで、お伺いします。全国の同じような事例について、酒造メーカーに営業補償がなされた例がありますか。つかんでおられたらお答えください。２点お伺いします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

１点目の休業中、出荷はしないのかというようなことでございますが、御質問の地権者の場合、製造をとめることで、すぐに出荷がとまるわけではございません。製品として出荷するまでの作業期間として、仕込みから蒸留に約１カ月、蒸留から製品として出荷されるまで約３ないし６カ月熟成期間を要しますので、製造と出荷には時間差が発生してまいります。製造休止直後の数カ月間は備蓄分の出荷が可能と思われます。しかし、その備蓄分がなくなれば出荷はとまることとなります。

次に、他の事例についての調査というようなことでございますが、調査は行っております。市といたしましては、県外酒造メーカー１社に調査のお願いに参りましたが、断られたため、企業者の自治体に状況調査を行いました。また、補償コンサルタント業者において、県外酒造メーカー４社に聞き取り調査を行っておりますが、今回の補償状況と合致する事例はなく、うち１件について原酒の移動手順、方法について情報が得られただけでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　全国の例、状況が違っとったと言われました、調べた例はですね。こういうことでやる場合、業者あっちこっちよく調べてあるんですけど、それはなさってないということなんですけど、かなりマイナーかなという気もします。実際あるのかどうかはわからないところだと思いますが。

それで、先ほど、その蓄積している分がなくなれば出荷がとまるという答弁だったんですけど、そこのところについて、ちょっと市長、責任負われる市長あたりに聞いていきたいんですけど、こういうふうに、焼酎メーカーの方は、出荷に対してこう言われたんですね。「自分が同じ立場にあったら、出荷をとめることは絶対しない。そんなことをしたら死活問題だ。どうしたら出荷がとまらないのか、そこに一点集中して考える。そもそも醸造がしばらくの間とまるとしても、出荷がとまるとは極めて考えにくい。なぜかといえば、醸造がとまることを見越して、前年のうちにつくるストックを例年より多目につくっておけばいいからだ」と言われました。

市長にお伺いします。このことからすれば、出荷はとまらないと思いませんか、ということをお伺いします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

そのようなメーカーもあられるかもしれませんが、今回の場合は、出荷をとめてというのが前提条件になっているのではなかろうかなと推察しているところでございます。

お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　メーカーによって違うという答弁だと思うんですけど、一般的に通じるところもあると思うんですね、メーカーによってですね。こんな話もされたんですね。話を聞いた焼酎メーカーの方は、さらに醸造に関してこんなことも言われました。

「たとえ醸造がとまる期間があったとしても、醸造できる期間に臨時職員を雇って、いつもより稼働率を上げて、期間内に多くの焼酎を製造する方法もある。タンクを移動するので使えないというのならば、瓶詰めして保存しておけばいい。さらに言えば、かめやたる、タンクの移動で醸造がとまるはずがない。かめやたるの移動は、普段からどこの焼酎メーカーでもよくやること。企業秘密は醸造の仕方にあるわけで、かめやたる、タンクにあるもので

はない。かめやたる、タンクの移動においては、業者に頼んだり、人を雇ったりしても、企業秘密が漏れるものではない。焼酎を移転させるのは、あっさり言えばポンプでやるだけのこと。秘蔵の酒といってもそういうものだ。また、近年は、自動制御で醸造の管理をしているところが多い。この焼酎メーカーも自動制御を取り入れているのではないかと思う。杜氏や蔵子は、基本的には時々温度などを確かめに行くだけ。焼酎やかめ、たる、タンクの移動に杜氏や蔵子がかかわらなくてはならないとしても、醸造には何の影響もない。焼酎やかめ、たる、タンクを移動する作業によって出荷がとまるという理由は何一つ考えられない」と言われました。

市長にお伺いします。同業者の方々は、出荷がとまるという人吉市の説明はおかしいと言われていますが、このことは問題だと思いませんか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

そのような一般論的なお答えもあるかもしれませんが、このメーカーに関しましては、きちっとした精度監理業務という中で精査をされて行われたものというふうに私は認識をいたしております。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　今のように答弁されました。ということは、市長は、この補償金額並びに補償金額の根拠は適正と考えておられるということですか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

そのとおりでございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　この補償には、多額の市民の税金が使われるわけですから、市民の納得が得られなければなりません。この問題には、市民の間で疑問も広がっています。営業補償の根拠などについて、市民への説明責任を果たすべきだと思います。

市長にお伺いします。この補償金額並びに補償金額の根拠は適正だと考えておられるならば、広報ひとよしなどを使って、この問題に関して市民へ説明をすべきではないですか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

個人情報等々の関係もございますし、先ほど、冒頭部長がお答え申し上げましたとおり、情報公開できない部分もあるやに聞いているところでございます。よって、これがどこまで公開できるかということはよくわかりませんが、それは検討させていただきたいと思います。

お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　この問題については、私もいろいろと考えてみました。補償の相手が個人や企業の間だけの補償であるならば、相手のことだけ考えて補償を交渉すれば済むの

かと思います。しかし、自治体の場合は、自治体が使うお金が市民の税金であるだけに、やはり市民の納得がいく金額なのか、納得がいく根拠があるのかということを考えていかなければならないと思います。また、その上に立って、きちんと説明責任を果たしていかなければならないと思っております。

先ほど検討するとありましたので、補償金額が適正だというなら、きちんと説明すべきだということを再度申し上げまして、私の質問を終わります。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）（登壇）　皆さん、こんにちは。２番議員の井上でございます。通告に従いまして質問をいたします。３点ほど通告をしております。１点目、経済振興策より、漆田工業用地の今後の計画について、２点目、教育問題より、子供たちの安全管理について、３点目、組織機構改革より、男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業について、質問をしてまいります。

１点目の経済振興策ということでございますが、これは午前中の福屋議員からも詳細にわたり質問があり、また、執行部から丁寧な答弁がありました。しかし、私も通告をしておりまして、質問をさせていただきたいと思います。執行部の明確な答弁をよろしくお願いいたします。

現在、日本経済は、サブプライムローンに端を発した世界的な金融危機のあおりを受け、大変な事態を引き起こしていることは、皆さん御存じのとおりであります。自動車産業界においては、特に業績悪化が今後も続くと言われています。

けさの新聞報道には、あの世界のソニーと言われている日本を代表する大企業、電化メーカーでございますが、１万6,000名の雇用削減という衝撃的な報道もされている中、そういった暗い経済状況の中で、本市においては、去る10月の30日、臨時議会が開かれ、漆田多目的運動広場予定地の土地利用目的変更がなされました。

漆田工業用地予定地として、県の調査がこれから行われる予定でありますが、臨時議会において、住民説明を先に行うべきではないか等々の意見も出されました。

そこで、お尋ねをいたします。地元説明会が11月16日、日曜日、開催をされましたが、目的変更をしたことへの住民の意思表示、そして意見が、どのような声として住民から出されたのかお尋ねをいたします。

１回目の質問を終わります。

○経済部長（井上修二君）　地元説明会で、どのような意見等があったのかという御質問でございますが、雇用情勢が厳しく、大変冷え切っており、早急に企業誘致を進めてほしい、あるいは工業用地の近くに住んでいるが、以前、多目的運動広場の廃土搬入のときに大型の騒音がひどかったが、騒音はどの程度か、それから、これまで大畑校区に公営住宅を要望し

てきた、公営住宅をお願いしたいという意見、それから、追加買収を計画されているが、用地の広がりは東側になるのか、こういう話が出てきたことが非常に嬉しいと、全面的に協力していきたいと、それから、環境に影響を与えないように早く実現してほしい、今後事情が変わればその都度説明をしてほしいといったような御意見、御要望等があったところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　ただいまの答弁をいただきまして、おおむね住民の方の賛成をいただけたんじゃないかと、私はそう思っております。福屋議員からも質問がございましたけども、多目的広場の場合は平成元年に議決をされまして、それから約20年たっております。今回の目的変更は企業誘致の受け皿づくりということで私も認識しておりますが、これは県からの調査等々の依頼もあるとお聞きしております。10月30日の臨時議会の結果を踏まえ、県側の反応、またほかにも他の自治体からも名乗りを挙げているとお聞きしております。どのくらいの自治体が名乗りを挙げ、県からの本市に対する評価はどのくらいあるのかお尋ね申し上げます。

○経済部長（井上修二君）　臨時議会の結果を踏まえ、県の反応はということでございますが、県の方では臨時議会まで開いて対応していただいたことに対し、非常に素早い対応であったと、高い評価をしていただいたところでございます。

また、他の自治体も名乗りを挙げているがという御質問でございますが、人吉市を含め県南地区の４地区が手を挙げたと聞いております。臨時議会まで開いて迅速な対応をしたということもあったと思いますが、４地区の中で人吉市が優先順位１位ということで県より通知をいただいたところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　本市が優先順位１位というふうにお聞きをしまして、大変私自身は地元出身者でございますので、期待をして希望を持ってまいりたいと思っております。

市長の施政方針から、今後県と連携を図りながら企業誘致を進めていくことという施政方針がございました。工業用地整備だけではなく、今後は周辺整備も必要になってくると私は考えております。過去の定例議会においても、同郷議員でございます西議員の方から質問がされております。ブロードバンド整備等々、具体的に今後進んでいくものがあるのならば、ここで答弁をいただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

当然そのようなインフラ整備は必要でございますが、具体的にとまではいっておりませんけれども、大畑地区のブロードバンド整備につきましては、現在ＮＴＴ西日本と整備に向け

ての協議を行っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　周辺整備の中には、ブロードバンド整備、また生活道路等々の整備も必要になってくると思います。企業誘致に必要不可欠だと考えます。どうか今後早期の計画を要望したいと思いますが、ここで田中市長に、改めて今後の企業誘致に対するお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

これまで県の対応は、アクセス等々の問題もあり、県北に企業誘致の立地が占めていたところでございます。観光で言えば逆に横軸と申しますか、阿蘇、熊本、天草ラインと、こういうものが県の中では大いに宣伝、そして、その有効なる手立てをとってこられたものというふうに思っているところでございますが、やっと初めて県南地区に企業誘致という言葉が県の方から発せられてきたところでございまして、大変ありがたい、いわゆるお申し出であるというふうに実感をしたところでございます。

そこで、先般も申し上げましたが、梢山工業団地規模であれば100名前後の企業誘致、これは可能でありますけれども、やはりそのマザー工場規模となりますと、15ヘクタールから20ヘクタール程度は必要になってくるというふうな県の御意見もございまして、そういう用地が人吉市にあるかどうかということをずっと考えてきたところでございます。このマザー工場と言えば、当然のごとく２次、３次の工場も派生してくるわけでございまして、よって、この人吉・球磨地域、またはえびの、大口地域にまたがってもその波及効果ははかり知れないというふうに考えているところでございます。

よって、先ほど福屋議員のときにも申し上げましたけれども、まずは売地を持つということが先決であるということで、10月30日の臨時議会ではお認めいただいたところでございます。よって、調査費も優先順位１番でこの人吉市につけていただきましたので、この機会を決して逸することなく、企業誘致に全力を傾けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　私も大変今の田中市長の答弁をいただきまして、大変楽しみにしておりますし、地元住民もやっと最後の切り札が切られたなということで期待をしております。どこかのプロ野球のキャッチフレーズじゃございませんが、スピードアンドチャージということで頑張っていただければと思っております。それにつきましては、私議会議員としても、西議員もおられますので、精いっぱいの努力をしていきたいと考えております。この質問につきましては、これで終わりとさせていただきます。

２点目でございますが、２点目は教育委員会の方に質問をさせていただきます。

現在、この世の中、凶悪犯罪が後を絶ちません。そんな中で、先日冒頭の際、開会日に教育長の方から、点検評価報告書ということで報告をいただいております。その中で、こども王国保安官事業ということで、いろいろな評価をされているようでございますが、こども王国保安官は約800名の方のお力を借りて、子供たちの安全・安心を管理していただいております。しかしながら、凶悪犯罪が多発する中で、今後一層の防止策を考える必要があるのではないかと私は考えますが、教育部長の方から答弁をいただきたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、平成18年９月から老人クラブの全面的な御協力のもと、こども王国保安官制度が発足し、あいさつ運動を含め児童生徒への登下校時の見守り活動を行っていただいております。犯罪を防止する上では、人の目ということが最大のキーポイントでございます。保安官の皆様の活動が大きな犯罪抑止力となっていると思っております。保安官の皆様には大変感謝いたしているところでございます。このほか、こども110番の家、防犯パトロール隊によるパトロール活動など、地域ぐるみで多くの市民の皆様から御協力をいただきながら、子供の安全確保が図られているところでございます。

また、３年前に各学校におきましては、校区ごとに防犯マップを作成し、各家庭に配付しまして、校区一体となっての事故防止と防犯意識の向上に御協力をいただいているところでございます。学校での具体的な取り組みといたしましては、防犯ブザーの携帯、下校時の指導、部活動終了後の職員の見回りなど行っております。

また、球磨教育事務所からの人吉・球磨管内での不審者情報につきましても、随時各学校に提供しております。それとともに、安全教育を推進し、子供自身の防犯意識向上を図るなど、安全管理に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　私も同意見でございまして、大変御協力をいただきまして、安全管理されておると思いますが、実は都市部では登下校を知らせる新しいシステムが開発をされておりまして、認証と申しますか、この指紋で、今学校に行きましたよ、子供さんが今学校に来ましたよ、今学校を出ましたよというような防犯システムを取り入れている所がございます。ただ、財政上費用面で厳しい面もあるとは思いますが、今後このような防犯システムを取り入れる必要があるのではないかと、これは提案でありますし、要望でもあります。これについてお尋ねを申し上げます。教育部長の方からでお願いいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　お答えいたします。

人吉市におきましては、現在は既存のネットワーク環境を活用いたしまして、学校のホームページ等で、学校の様子や下校の時刻をお知らせしているところでございます。議員申さ

れます防犯システム導入には経費がかかることもございまして、現在のところ人吉市ではこのような防犯システム導入については検討はいたしておりませんが、県内自治体の取り組み状況を見ながら検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　できましたら、早急に他の県、都市部等々を調べていただいて、子供たちの安全面でございますので、どうか導入していただけるように要望をいたしまして、私のこの点の質問を終わります。

３点目の組織機構改革よりでございますが、今回男女共同参画推進室ということで新しく新設をされます。その中で、県の事業の中で、男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業というのがございます。これまでの県内人吉市での参加実績、また本年度の実績は何名でしょうか、お尋ねを申し上げます。

○総務部長（深水雄二君）　お答えします。

実績はという御質問でございます。男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業は、県が実施主体となって男女共同参画社会を基本とした豊かな地域社会づくりを進めるために、先進地との交流を初め各種研修等を行い、男女共同参画社会づくりについて幅広い知識と行動力を備え、積極的に地域で活躍する人材の育成を図ることを目的として実施されております。経費につきましては、県と市町村でそれぞれ３分の１ずつ負担をしております。

この事業は、昭和58年に始まり、ことしで26回目となります。本年度までに県内で673名が研修生として参加しており、本市では平成元年から計18名が参加しております。この研修を終えた方は、男女共同参画社会づくり地域リーダーとして認定され、男女共同参画社会の形成の推進役及び地域における情報の提供者として、県が行う事業に協力し、地域における人材の発掘、育成に積極的に努めるとなっております。本年度までの地域リーダー認定者は、平成19年度末現在で県内で648名、本市においては17名となっております。また、本年度の実績につきましては、職員１名が参加しております。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　本市においては、17名という方が地域リーダー認定者と、そして本年度は職員の方が１名参加されたという答弁でございました。一般の方の参加が少し少ないような気がいたします。今後そういうことの推進ということで、この推進室の設置もあるだろうと思いますので、よりよい活発な取り組みがされると期待をしておりますが、今後どのような考え方で男女共同参画を推進していかれるのか、お尋ねを申し上げます。

○総務部長（深水雄二君）　２回目の御質問にお答えします。

今後どのような考えで進めていくのかという御質問でございます。まず、地域リーダー育

成事業につきましては、例年公募を行い御参加いただいておりますが、一般参加者には個人負担が伴うこともあり、なかなか応募が少ないという状況にあります。男女共同参画社会づくりのためには、地域リーダー育成は必要な取り組みですので、今後は周知方法等を検討し、積極的に御参加いただけるように努めてまいりたいと思います。

次に、今後の男女共同参画の推進につきましてお答えをいたします。

我が国におきましては、男女共同参画社会の実現は重要な課題とし、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけております。今後さらに少子高齢化が進むことが予想され、さまざまな社会情勢の変化の中で、これまで社会や経済の発展を支えてきた制度や慣行の改革が求められており、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは必要不可欠なものと考えております。本市では、現在人吉市男女共同参画推進懇話会と共同で推進事業に取り組んでおります。今後、男女共同参画推進室が設置され、推進体制が強化されることにより、積極的な取り組みを進めることができるようになると考えます。だれでもみんな一緒に認め合い、支え合って、真に人間らしい心豊かな日々を送れるように、あらゆる分野での男女共同参画の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、２番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　２番。

○２番（井上光浩君）　総務部長の方から答弁をいただきましたが、今回は機構改革につきましては、男女共同参画推進室について質問をいたしましたけれども、機構改革が市民の不利益にならないような改革でありますことを切に要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午後２時12分　休憩

午後２時26分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇）　皆さん、お疲れさまでございます。17番議員の山下でございます。後に２名の方が待っておられますので、さらりと流していきたいと思います。

通告に従いまして質問いたしますが、明確な答弁をよろしくお願いいたします。本村議員が大半質問されましたんで、私はおさらいとして質問いたしたいと思います。

今回、市民の声として１点に絞ってお尋ねします。また、今回質問いたします紺屋町南町線外１線、道路改良工事について御協力いただきました地権者に対しまして、心から感謝と敬意を表すものでございます。

それでは、質問に入りますが、議会が近づいてまいりますと、どこからとなく市民の風のたよりや複数の電話により質問をいただきます。今回も電話での一報は、「議員、あのように何て５億円も補償金を払うとな、我々市民の税金ばい」と言われたのが、電話での第一報でありました。私は何のことやらわからず、電話の方へ、「何が５億円ですか」と逆に質問をいたしましたところでございます。市民いわく、「ある酒造の補償金たい」とのことで、初めて私は知ったところでございます。その後、電話はもとより飲み方や各会合の席などで質問を受けた次第でございます。全協で同僚議員より質問がありましたとおり、市民に対して説明ができず、議員として困ったことは事実であります。市民の負託により市政に携わっている私達議員は、市民に対して情報公開するのが議員の務めであります。また、市民も知る権利があります。このようなことで今回質問いたすものでございます。

通告いたしておりますように、質問は、紺屋町南町線外１線道路改良事業に伴うある企業の補償物件についてでございます。今回取り上げますのは、市民に公開するのは当然でありますが、今議会の冒頭、平成19年度決算承認について、同僚議員より大柿町の紅取橋入札問題、780円について問題提起がされました。このようなことが問題提起されないようにするためにも、また国の会計検査対象になるかもしれませんので、慎重に審議しておく必要があると思い、質問をいたすものでございます。

それでは、順を追って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、建設部長にお尋ねします。紺屋町南町線外１線道路改良工事の現在までの状況についてお尋ねします。

まず１点目、事業期間は何年から何年までとなっているのかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

紺屋町南線外１線の事業期間についてということでございますが、本事業は、紺屋町南町線と麓矢黒線の二つの都市計画道路につきまして、国から事業認可を受けましてこれまで整備してきているものでございます。当初の認可は、平成８年２月28日から平成14年３月31日までとなっておりまして、平成14年に平成20年３月31日までに延伸をいたしております。さらに、平成20年に再延伸いたしまして、現時点では平成23年３月31日までで完了する予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２点目でございますが、全路線の委託料契約件数及び契約金額でございます。そのうちの１点目、工事設計委託料の契約件数及び金額。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

委託業務の内容ごとの契約件数及び契約額についてでございますが、工事の設計に関する業務委託は13件でございまして、総契約額は約１億3,900万円でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２点目でございますが、補償委託料の契約件数及び金額。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

建物調査等の補償業務委託は44件で、総契約額は約１億2,500万円でございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　３点目でございますが、工事請負契約件数及び金額についてお尋ねします。

１点目、橋梁工事請負契約件数及び金額、２点目、取付道路工事請負契約件数及び金額、３点目、附帯工事請負契約件数及び金額、４点目、その他工事請負件数及び金額。

以上です。

○建設部長（山上　茂君）　４点御質問をいただきましたが、まとめまして御回答をさせていただきたいと思います。

工事についてでございますが、橋梁工事に関する契約件数が全体で８件でございまして、総契約額は約28億2,100万円となっております。その内訳でございますが、下部工、上部工工事が６件で、総契約額約27億9,000万円でございまして、１件が電気工事、約1,600万円、残り１件が水道施設工事、約1,500万円でございます。橋梁以外の工事につきましては、取付道路工事が本路線の道路改築工事も含めまして８件でございまして、総契約額は２億1,100万円でございます。

また、その他の工事が附帯事を含めまして８件で、総契約額約4,300万円となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　続きましてお尋ねします。

紺屋町南町線外１線の道路改良について、設計委託料、工事請負、補償等々の件数、金額についてお尋ねしましたが、すべての路線において用地補償の契約締結は完了しているのかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

補償契約は完了しているのかという御質問でございますが、用地補償契約は事業区間におきまして、土地１筆、耕作物等の補償が１件、同一地権者となりますが、残っております。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２点目として、補償契約件数の内訳として、個人契約件数は何件か、

また、企業契約件数は何件かお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

用地及び補償契約は、土地と建物を合わせました合計で132件ございます。このうち個人様から契約をいただいた分が107件でございます。それから、個人様以外から契約をいただいた分が25件でございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　３点目として、――あ、２点目ですか、済みません。契約書を開示できますか。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

地権者様と人吉市で取り交わしております契約書自体につきましては、情報公開条例上、開示情報となっております。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　本村議員と重複いたしますけれども、私は私なりにお尋ねしますんで、答弁をお願いしたいと思います。

今回の11月の全員協議会において説明がありました企業の補償金が３億6,500万円の内容として、建物、動産、営業所、用地と別々にして公表できるかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

用地費と補償金は契約書がそれぞれ別にございますので、それぞれの額についても契約書により開示できますが、補償金の内訳の額につきましては、平成17年７月15日、最高裁判例により非公開情報に当たるとされておりますので開示できません。なお、全員協議会で御報告いたしました内容の中にも非開示情報が一部含まれておりましたが、御説明の中でどうしても必要なデータのみ事前に公表の可否を相手企業様に御相談し、御了承いただいた上で、御報告させていただいたものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　補償のことで、営業補償だけができないということなんですか、交渉では。そういうことなんですか。

○建設部長（山上　茂君）　契約書の中には開示できるものとできないものがございます。営業補償内容につきましては、非開示となっております。

○議長（大王英二君）　時間はまだありますので、もう一度伝わるように言っていただければと思います。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）　私が質問すっとですから、その質問に対してだけ答弁していただけ

ればいいですので、私は営業補償はできないんですかってお尋ねしたんですから、できませんなら、できませんでいいんですよ、要らんことを言わんでいいですよ。――あ、議長、済みません。なら、できないわけですね、営業補償は。できるともあればできないともあるということで、それはちょっとおかしいんじゃないですか。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

営業補償につきましては、非開示とさせていただきます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　次に、平成20年11月20日の議会の全員協議会において、酒造場の補償交渉の経過について、経済建設委員会、協議会の資料に基づいて説明がありました。その説明に基づいて質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、１点目でございますが、平成13年２月予備調査、納品、補償金積算、建物配置や機械設備の状況、ヒアリングなども実施され、公付金申請のための概算補償費を積算となっております。

そこで、お尋ねします。平成13年２月予備調査、納品となっているが、予備調査は委託か、またはそのときに職員は立ち会ったのか、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

建物予備調査についてでございますが、調査は補償コンサルタント業者へ委託をいたしておりまして、職員も立ち会っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２点目、委託であれば委託の年月日、また委託業者名をお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

委託契約日は平成12年８月10日でございます。それから、契約の相手方は玉野総合コンサルタント株式会社熊本営業所でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２点でございますが、平成14年８月本調査を依頼、建物工作物の移転、立木移転等を積算したヒアリングを行い、用地交渉のための補償金額を積算、また構内再築と構外再築の比較検討を行い、構内再築を採用することとしたとなっておりますが、そこでお尋ねします。

１点目、建物補償工法については、構外移転工法、いわゆる解体移転工法と申しますが、さらに構内再築、切り取り改造、引き家移転工法等々があります。と思っております。構内

再築工法に至った理由は、また工法を決定したのは執行部か、または委託業者か、双方の協議によって決定されたのか、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

工法の決定につきましては、地域の用途的特長及び建物の立地状況を初め、隣接地及び周辺の利用状況、建物や工作物等の利用状況等の詳細な調査を補償コンサルタント業者が行い、市と補償コンサルタント業者双方で買収後の残地面積、経済比較等の検討を行った上で、構内再築工法を決定いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２点目、お尋ねします。補償に対する建物の内訳、建物何棟、建物の種類。

以上です。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

建物の内訳についてでございますが、建物の利用状況も勘案しまして、７棟に区分しております。Ａ棟、木造２階建て倉庫、Ｂ棟、鉄骨造２階建て倉庫、Ｃ棟、木造２階建て併用住宅、Ｄ棟、木造２階建て専用住宅、Ｅ棟、木造平家建て専用住宅、Ｆ棟、鉄骨造平家建て倉庫、Ｇ棟、鉄骨造平家建て車庫がそれぞれ１棟ずつございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　３点目をお尋ねしますが、工場内の動産について、かめ、たる、タンク等の数量、また、その数量等を証拠として写真で搭載してあるか、番号などをつけてしてあるか、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

この調査時の容器の数量でございますが、かめが30基、たるが265個、タンクが18基となっております。写真については予備調査、本調査ともすべて撮影をいたしております。なお、その後、容器の数量につきましては再調査を行っております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　ここでですね、これは本調査と思っておりますが、その以前、いわゆる補助金申請の当時、補助金申請のときに予備調査ってされましたですよね、初めにですね。そのときの数量と、このときの数量とは違いがありますか。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

数量は同じでございます。

以上、お答えします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　倉庫が上がっておりますが、いやいや、焼却炉が上がっておりますが、倉庫は別として、焼却炉は現在も使用しておられるのか、また、焼却炉は撤去だけの補償なのかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

この焼却炉でございますが、焼酎の煮かすを処分されるための焼却炉でございます。現在、焼酎かすのほとんどは中神町大柿に建設をされております球磨焼酎リサイクリーン株式会社の処理施設で処理をされております。ただし、処理施設での事故等に伴う搬入不能という危機管理の一環として保健所の許可をとられた上、自社焼却炉で月に１回、テストの点を兼ねてごく少量の煮かすを焼却処分されているとお聞きしております。また、年に１回、ダイオキシン等で残留濃度等の検査も受けられているようでございます。以上、お答えいたします。（「こっちは」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。この焼却炉がございますのがＦ棟でございますか、Ｆ棟の撤去移転につきましては、建物の壁が支障となり、１棟全部を構内再築候補といたしております。Ｆ棟には北側半分に足湯とタンク置き場、南側半分に焼却施設を配置してございます。切り取り工法の採用についても検討を行いましたけれども、南側の切り取る１スパンの中に焼却炉が含まれておりまして、作業スペースも含めて考慮した場合、残りの１スパンでは機能の回復が望めませんので、これにより２スパン切り取ることとなりますと、延べ床面積に対しおおむね50％の改造が必要となってまいります。

補償基準におきましては、おおむね30％を超える改造につきましては、再築とみなす運用となっておりまして、切り取り工法は採用することができませんでした。以上の理由によりまして構内再築工法を認定いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　それでは、続いてお尋ねします。

平成15年４月、現地が用途地域の問題、工場機能回復ができないなど、問題点が浮上、また、相手企業からは、敷地内には再築ができない限り交渉のテーブルにはつかない旨の申し出があり、解決のため熊本県と人吉市が協議を行い、また、企業においても公聴会などを行い、建築許可を取得するようになっております。そこでお尋ねしますが、１点目、敷地内での再築が担保できない限り、交渉のテーブルにつけないとのことになっていますが、理由は、酒税法の申告の義務の第47条１項、酒類製造者は製造及び貯蔵の設備について、その製造場の所在地の所轄税務署長に申告しなければならない。酒税法と用途地域等及び建築基準法の問題でそのようになったのか。

また、酒税法施行令、申告義務第53条、酒類製造者は、移転先の製造場について次に掲げ

る事項を記載した製造設備申告書を提出しなければならない。また、53条の３号というのは、敷地、建物その他の物の状況、53条の４号、酒類の製造又は貯蔵に使用する機械、器具の詳細等々での問題があったのか、そのようなことでそういうことになったのかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えをいたします。

再築の担保の内容についての御質問でございますが、現地は現在同一敷地内に第１種住居地域と近隣商業地域にまたがっております。昭和28年４月21日に用途地域が決定され、この地域は住居地域と商業地域となりました。原動機を有する工場は既存不適格建築物となり再築ができませんので、相手方企業様は昭和56年の胸川河川改修に伴う工場移転の際、最初の建築許可を申請され許可を受けられております。

この後、平成８年４月１日に用途地域が変更され、第１種住居地域と近隣商業地域に細分化、詳細化されました。最初の建築許可の敷地面積から今回の買収でさらに残地が少なくなり土地の形状も変わることと、住居地域から第１種住居地域に用途地域が変更されたことで、前回の建築許可の内容では工場内で使用される原動機等の問題により構内再築の方法では建築確認がとれないという問題が浮上いたしました。

この後、建築確認の審査機関である熊本県と人吉市の間でこの問題を解決するに当たり、用途地域の見直しによる方法、建築許可申請での対応による方法、特別用途地区の適用などによる方法について協議を重ね、最終的に建築許可による方法を選択し、建築許可申請を提出していただくこととなった次第でございます。ここに結論が至りますまで相手方企業様は、県との調整、図面作成等大変御苦労されたようでございます。なお、この時点では酒税法の検討は行っておりません。

以上、お答え申し上げます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　今の答弁で酒税法の検討は行っていないということですが、関係ないということなんですかね。どういうことですか、そこらを私はちょっと理解できませんので。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

この時点におきましては、用途地域の変更等によります建築ができないというようなことの問題点だけでございました。

以上でございます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　すいません。もう一回お尋ねしますが、酒税法も関係するんじゃないですか。結局は構内再築しようと何しようと、やはり税務署に申告し直さないけないんじゃないですか。私はそう理解してますがね。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

大前提となります建築ができるかできないかというような問題が片づいた後の問題だと思います。酒税法につきましては、この時点では、つくる、つくらないということではございませんで、建築ができるか、できないかというなのが議論されたというふうに記憶しております。

お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　前提は、もう構内再築って決まっとるわけなんでしょ。私は、これそのものは申請し直さないかんのじゃないかなと思っております。倉庫そのものが変わるわけですから、いかがですか。

○建設部長（山上　茂君）　構内再築というようなことで、相手様がそこにつくりたいというようなことに対して、建築基準法とか用途地域等の絡みで建築許可申請となったというようなことでございます。その後の酒税法につきましては手続上のことでございますので、まずは倉庫ができるかできないかというようなのが前提じゃないかというふうに判断をいたしておる次第でございます。

お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　５点目でございますが、平成14年８月、本調査した成果品が数年経過しており再調査を行い、また、新たな建物調査や採用単価の変更、積算基準の変更等々により再積算を行い、ヒアリングなど協議により製品出荷をとめず、やめずととめず、どっち本当ですか、補償を積算することで双方合意していたため営業補償は発生しないことを確認していた。理由としては、人吉の理由、補償費の抑制が図られる、企業の理由、出荷停止による企業イメージや利潤のマイナス面の考慮等々の合意となっています。

質問でありますが、まず１点目、新たな建築物が、建物がなぜ発生したのか、建物はどんなものか、踏査での見落としか、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

再調査についてでございますが、本調査から４年が経過しておりましたので、建物等の再調査を行っております。この間、Ｆ棟に新たに足湯が、また、Ｆ棟の横に屋外タンクが設置されましたので、この分を調査いたしております。これは県から本調査後に設置された施設であっても補償契約の際に現実的に存在する物は補償すべきとの御助言を受けた結果でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　部長、ちょっとお尋ねですが、我々の何といいますか、全員協議会で提出されましたですね、この中においてＦ棟というのは１棟になってるわけなんですね。

どこですか、今言われたのは。どこにあるんですか。これは見落としじゃなかっですか、どうなんですか、それは。これはあったということになるんですか、このＦ棟を。どういうことなんですか。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

Ｆ棟は麓矢黒線側にございます建物でございまして、この横に新たにタンクができております。それから、北側の方に併設する形で足湯が設置されております。

以上、お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　さきの、部長、こっち向い見とって。この図面ではＦ棟１棟しかないわけですね。これが先ほど私がお尋ねした焼却炉じゃないんですか。どこですか、私はこれがわからんですけどもね。ここに焼却炉があったでしょ、ここに。違うんですか。おれが勘違いかな、皆さん。（「確認してきちっと、担当者に」と呼ぶ者あり）

○建設部長（山上　茂君）　失礼をいたしました。Ｆ棟の内部に焼却炉及びタンク、そして、足湯というふうな形でございます。この全員協議会等でお配りいたしました図面のハッチングをしてある部分の中にそういったものがあるというふうなことでございます。

以上、お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　部長にお尋ねします。

やはり皆さんもわからないと思うんです。もともとタンクとか何か入っていると言われますが、Ｆ棟というのは要するに焼却炉棟やったでしょ。その中に足湯ができたということは改造じゃないんですか。改造でしょ、これは。あなたたちがつくった、つくったと言うから私は出直しとるわけなんですよ。これは中の改造なんじゃないんですか、Ｆ棟は。新設されたと言われるから私はどこに家を建ててあるんですかとお尋ねしているわけですから、中を改造なら改造でいいじゃないですか。もうそれが続かんと私も大分かかりますから、だれが調査に行ったんですか、調査した方、聞いて言いなっせ、はよ。

○建設部長（山上　茂君）　足湯等につきましては改造でございます。議員がおっしゃるとおりでございます。

○議長（大王英二君）　答弁しやすいように今配慮してやっておりますので。（「どうもなかけんもうよか。うそ言うな」と呼ぶ者あり）

17番議員の質問に答えられるように配慮して今やっております。

17番。

○17番（山下幸一君）　今んとは終わったっかな。ならそういうことですね。そのようなことですね、改造でいいんですね。はい、わかりました。

それでは、次に進みます。２点目で製品出荷ばとめずに工場ばストップするということか

との私はお尋ねをしておりました。これは本村議員がお尋ねになっておりますので、重複しますのでもうこれはもうよございます、割愛します。

それから、３点目の双方合意とは企業と人吉とかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

双方合意とはということでございますが、営業休止補償は発生しない旨、人吉市と相手方企業様で合意していたというようなことでございます。

以上、お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　４点目、動産移転は証拠の写真を番号をつけ撮ってあるかという私はお尋ねしておりますが、先ほど説明がありましたので、これは割愛します。

続きまして、５点目、動産の数量、建物何棟あるか、各棟ごとにかめ何基、たる何基、タンク何基となってるかをお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

この際、特殊動産の再調査も行っております。この調査により、前回、全員協議会でお示しした平面図のＡ棟にかめが30基、Ｂ棟にたる210個、Ｃ棟にたる69個、タンク12基、Ｆ棟にタンク６基、屋外にタンク３基をそれぞれ確認いたしております。

お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　平成18年８月の再調査について、市職員も同行しているかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

調査の際に職員が同行しているかというような御質問でございますが、調査に際しましては職員が補償コンサルタント会社に同行して、ごあいさつから調査の立ち会いまで行っております。

お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　６点目でございますが、平成19年５月、補償交渉の中で特殊動産、かめ、たる、タンク、酒造原酒の移転方法について、補償コンサルと企業と相当の乖離が発生したところでございますが、理由としては動産移転についてでありますが、コンサル提案は運送業で運搬、企業提案は財産単価や企業秘密や移転作業の特殊性を勘案し、杜氏などの人間が携わらなければ不可能となっています。

そこでお尋ねします。本村議員に回答があっておりますが、私も私なりにお尋ねしますので、よろしくお願いしておきます。

１点目、先ほどの移転工法について、私は、数社の酒造場にお尋ねしました。特殊動産で

あれ、かめ、たる、タンクの古酒等の移転については、企業秘密や杜氏などについても余り関係ないと、そういうようなことでございました。また、かめ、たる等から原酒移転も、まあ私は数量的にはわかりませんけど、何万キロあったかわかりませんが、時間的に数量にもよりますが、余り要しないと、そういうようなことでございましたので、酒税法申告義務第47条第２項に基づいて、原酒等の移転数量は日数的に、片道ですよ、仮倉庫に行く場合ですね、ＡからＢ、それに移転するには何日ぐらいかかるのかお尋ねします。

要するにここは、なぜ私が聞くかというのは、これは営業補償に関係してくるわけなんです。いわゆる動産移転になってまいりますから、そこが数量というのがなかなかこれは難しいかなと思いながら私もお尋ねしております。しかし、営業補償って出てくるのは、この動産移転でこういうことが出てくるわけですからね、そうでしょ。そういうことと私は思っております。いわゆるここで私が移転、原酒とは税務署へ酒税法第47条に基づいて申告した原酒分という、ですね、その年の４月１日から３月31日までの分と思いますが、そういうことですか、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

原酒等の移転は片道何日で計算しているかというようなことでございますけども、全員協議会でお示しいたしました平面図のＡ棟、Ｂ棟のかめ、たるの特殊動産は、Ｃ棟が完成しましてから移設いただく工法を認定しておりますので、移転回数は１回となります。Ｃ棟やその他のたる、タンクの特殊動産は仮倉庫に一端保管し、建物が完成した後、再度移転する必要がございますので、移転回数を２回認定いたしております。原酒の移転にも細心の注意を図る必要がございますが、かめ、たる、タンクすべての貯蔵容器の移転に伴い、酒税法第47条第１項及び酒税法施行令第53条に基づく水量検査に大変な手間がかかりますので、容器の片道分と行き帰りの移転作業を合計して4.7カ月で認定しております。

なお、移転原酒とは、かめに貯蔵してある原酒のみではなく、支障となる敷地に貯蔵してあるすべての原酒でございます。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　今回の問題はここなんですね、この６点目。このことによって少なくなったり多くなったりするわけなんです。私たちが幾ら議論しても恐らくあなたたちが数量的には言われんとだろうと思います、私は。そこらあたりが要するに何といいますか、Ｑ＆Ｑかな、そういうようなもんですよね、これは。わからんわけなんですよ、現実には。本村議員もこれは質問したと思いますよ。そこあたりをやはり皆さんには報告しないと、それはできませんとか、そういうとこを言わないと私たちは先に進まれんですよ、この質問でもですね。

このかめに、いわゆる原酒というのは常圧といいますか、あれでいわれる酒なんでしょ、

これは。そんなやつはタンクとか、たるとか何かに入れて運べばほかの何かでも、何かこう、運送できるそうですから、私が聞いた範囲内ではですね。

かめが要するに水検といいますか、そういうようなことをしなければならないということで時間がかかるそうです、これは。それが、かめがどれだけの量なのかわからないわけなんです。それは私がさっきお尋ねしたとおり、数量というのは税法で決まっておる４月１日から３月31日までの申告分です。じゃないんですか。私が何万トンと言いましたけども恐らく、あるかもわかりませんよ、そりゃ私は知りませんから、見たことないんですから。そこらではっきりしたことをある程度言わないと、金額がみんなおかしいと思いますよ。これは私たちが、私が、本村議員も聞かれたそうですが、人吉球磨の酒造さんにお尋ねしたんですから、もうそういうことはないんだと言わるっとだから、そうですかってしか私も帰ってこられんし、そういうようなことで帰ってきたわけなんですが、驚くとはここなんなんですよ、問題は。ここにかかってくるわけなんです。これはどうして執行部が説明するかの問題なんです、これは。余り議論しても時間がまいりますので、委員会の方でしたいと思いますので結構です、もう。

○議長（大王英二君）　17番、ちょっとお待ちください。執行部は答弁できることとできないこと、そこのところをはっきりしてください。

暫時休憩いたします。

午後３時25分　休憩

午後３時49分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで時間の延長をいたします。

○建設部長（山上　茂君）　お時間をとらせて申しわけございません。

先ほどの原酒移転についてのお尋ねでございますが、まず、１点目の決算日云々というようなことでございましたけども、移動する原酒の量は会社が税務署に申告された買収に係る部分の線内の決算時のすべての貯蔵量でございます。

それから、タンクの移動等でございますけども、水検の手間を考慮して、１日に移動できるかめの数は、それぞれ10基、たるが８個、タンクは３基と認定をいたしております。これに貯蔵酒を移転するに当たり製造を休止することになりますので、貯蔵酒を移転する間は製造業務に取りかかることができないため休止の前後に影響を及ぼします。補償ではその分を含めて積算をいたしておるところでございます。

それから、たるの移動につきしては、水量の検査というようなことを行います。酒税法第47条第１項により、酒類製造業者は製造及び貯蔵の設備について所轄税務署長に申告しなければならないとされ、酒税法施行令第53条の申告義務により酒類製造業者は酒類の製造また

は貯蔵に使用する容器の詳細を記した申告書を提出しなければならないと定められております。飲み口から原酒の水面までの深さと、内容量を事前にミリ単位ではかっておくことで、その容器の水面までの深さをはかればその容器に何リットル酒が貯蔵されているかということがいつでも確認することができること、この容器のこれを水量検査と申しております。この作業の容器の移動をお願いしておりますので、その１個ごとすべてに行うよう税務署から指導がなされているところでございます。

以上、お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２点目ですが、動産移転です、構内移転か、または構外なのかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

動産の移転先につきましても、先ほど申し上げましたとおり構内と構外それぞれ認定いたしております。構内は現地、構外は現地以外の土地でございます。構外の場所につきましては人吉市では指定をいたしておりません。地権者様で対応していただくということになります。

以上、お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　今の構外は自由ということなんですが、積算は構外でしてるわけですよね、そういうことですよね。どうですか、そこあたりは。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

構内と構外がございまして、構外の場合は仮倉庫というようなことで借地によるリースというような形でございます。

以上、お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　動産移転について執行部は立ち会われておられるわけですか、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

動産の移転時には職員が立ち会い、写真等撮影をいたしております。

お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　４点目ですが、本村議員の質問にも回答されておりますが、私は、先ほど申し上げたように数社にお尋ねしました。執行部の方々は市内外の酒造メーカー等に先ほどの理由について、私が今まで言ったようなことについて聞き取り調査をされましたかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

市内の酒造メーカーに聞き取り調査を行っているかとのお尋ねでございますが、市では県外酒造メーカー１社に調査のお願いに行きましたが断られたため、企業者の自治体に状況調査を行っております。また、補償コンサルタント業者において県外酒造メーカー４社に聞き取り調査を行っております。なお、貯蔵原酒の移設及び容器の移設に関しましては、酒税法の規定がございますので、管轄庁である人吉税務署酒税担当官と協議を行っております。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　再度、今の質問にお尋ねしますが、なぜ県外だけなのか、人吉球磨に聞かなかった理由ですね、人吉球磨は焼酎の酒造場でしょ。28社もあるんですよ。そういった中でなぜ向こうの何といいますか県外ですね、そこあたりにお尋ねになったんですか。やはり交渉段階にはある程度のことは知識を持って行かれる必要があったんじゃないかと私は思ってますけれども、やはりこういうことについては専門屋で行かれるわけですから、やはり人吉球磨に28もあるわけですから、そこあたりにある程度はやっぱりお尋ねになっていく必要があったんじゃないかと、参考のためにですね。私は思いますけど。行かなかった理由というのは何かあったかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

球磨郡内に28社もあるのになぜ調査に行かなかったのかとお尋ねでございますが、補償コンサルタントからこのような補償事例の調査につきましては情報の漏えいによる用地交渉への支障を勘案して他の地域に問い合わせを行うのが慣例であるとの話を聞きまして、そのとおりと判断いたしましたので、人吉球磨では調査を行っておりません。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　何回も質問いたしますが、私はやっぱり人吉球磨にあるんですから、交渉に行くためにはある程度の知識を知るためにはやはりお尋ねする必要があったんじゃないかなと私は思ってますけど、委託されたということでございますので、またこれから先言いませんけれども、次に移ります。

県に、これも本村議員がお聞きになっていますが、酒造研究所がございます。企業の提案条件等について、酒造研究所にお尋ねになられたことがありますか。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。熊本県酒造研究所は、現在熊本清酒「香露」の蔵元として広く知られておりますが、もともと明治の終わりごろ、県内の酒造家たちが、熊本の清酒の品質向上を目的に、当時の国税局鑑定部長であった野白金一先生を招き、研究指導を行ってもらうための場所として吉村合名会社が蔵や設備を提供したことに始まると聞き及んでおります。この研修所は、吟醸酵母の代表的な熊本酵母発祥蔵で、現在は協会

９号酵母として全国の吟醸酒づくりに使われ、相手方企業様でも使用されております。

しかしながら、今回の特殊動産は、焼酎の長期貯蔵酒の移転でございまして、日本酒の蔵元であるこの研究所に対し、特に提案条件等確認は行っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　今の件についてまたお尋ねします。なぜしなかったのか、それ聞いてないですよ。なぜしなかったのか。酒であれ、焼酎であれ、参考のために聞く必要があったと私は思っておりますが、なぜしなかったんですか。私はそのくらいはあっていいと思いますがね。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。今回の特殊動産は焼酎の長期貯蔵の移転でございまして、日本酒の蔵元である研究所というふうなことで、確認は行っておりません。酒税法により、酒造メーカーを監督する税務署の意見を最も遵守することが適正な補償と考えましたので、他の酒造メーカーでの聞き取りは行っておらないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　答弁いただきましたが、相手が言うなり、ならそれでよかということなんですね。というふうにしか言われんでしょうが、結果とすると。私はそのくらいの調査ぐらいは、私はすべきと思いましたけど、やはり、このような高額になるとすれば、やはりある程度のことは交渉対象にするためにも、やはり勉強せないかんと私思ってますよ。幾らやっても平行線でしょうけん、もうこれやめます。

７点目でございますが、一度全協の中で説明を受けましたけれども、私も歳が歳で認知症にかかってるんじゃなかろうかと思っております。内容や理解ができませんでしたので、再度、企業の申し出に対して、成果品の公共用地の取得に伴う損失補償基準への適合性及び補償の具体的妥当性について、第三者に検証させる「精度監理業務委託」を導入することに決定となっていますが、議会全員協議会において、一度説明はあってますが、先ほど申し上げたとおり、もう痴呆症にかかっていますんで、市民の方々や、ここに本日傍聴の方もおられると思いますので、再度、精度監理業務というのはどんな業務なのか、再度御説明していただければと思っております。簡単で結構ですよ、簡単で。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

精度監理についてでございますけども、精度監理とは権利者に対する適正かつ公平な補償を実現するために、用地調査等業務の請負に係る成果品が昭和37年に用地対策連絡会理事会で決定された公共用地の取得に伴う損失補償基準等への適合性及び補償の具体的妥当性について、権威ある第三者に判断をさせることでございます。平成17年３月18日、九州地区用地対策連絡会理事会決議の用地調査等共通仕様書第２章第２節に規定される業務でございます。

要するに、今回、人吉市で初めて精度監理を導入したわけでございますが、その理由といたしましては、本物件調査は、支障物件が多数存在し、機械設備も数多く、成果品の審査が非常に困難であったこと、あわせて、焼酎の中でも非常に価値の高い長期貯蔵原酒やそれらの容器であるかめ、たる、タンク等の特殊動産移転は、酒税法等の法令により厳しく規制がかかり、その移転工法の検討においても専門性が非常に高かったということも理由の一つでございます。相手方企業様から申し入れがありました、特殊動産の移転につきまして、法定根拠、移転方法の検討、経済比較等を本調査を行った玉野総合コンサルタントと、人吉市精度監理業者で慎重に検討を行い、損失補償基準等への適合性及び補償の具体的妥当性について、慎重に判断する必要があったため精度監理を導入するに至ったところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　部長、今のはそういう制度でやったということでしょう。やられたようですじゃおかしいですよ、その言い方は。やりましたというのが筋でしょう。次に移ります。

８点目でございますが、平成19年７月、精度監理業務委託の発注のため、市に指名願いを提出している補償コンサルタントに対し、過去に精度監理業務、酒造メーカーの補償積算業務、補償説明の業務の受注、実績をアンケート調査を行い、39社中32社から回答があったと。すべての実績条件を満たした３社による指名競争入札を８月に実施したとのことでありますが、お尋ねします。１点目、指名競争入札に指名した委託業者名、また、落札した業者名、お尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

精度監理業務の指名競争入札に指名した業者でございますが、間瀬コンサルタント株式会社、株式会社谷澤総合鑑定所、株式会社タカダの３社でございます。その結果、落札いたしました業者でございますが、間瀬コンサルタント株式会社熊本営業所でございます。

以上、お答えとします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２点目、39社というコンサル、人吉市に指名願いを提出してある。ゼネコン、コンサルか、また、すべての条件を満たした条件というのはどのような条件かお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

アンケート調査を行いました業者についてでございますが、人吉市に指名願いを提出されている補償コンサルト業者のうち、建物、工作物、営業等、すべての補償業務について資格を持たれている業者を39社抽出いたしました。

以上、お答えいたします。（「条件は」と呼ぶ者あり）

先ほどアンケート調査のお答えをさせていただきましたけども、建物、工作物、営業等すべての補償業務についてすべて資格を持っている業者、39社というふうなことでございます。（「３社を選んだ条件とは」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。３社につきましては、精度監理の実績、それから、酒造メーカーの実績、それから、補償の説明といったことのすべてについて経験のあるところということでございます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　３点目ですが、委託業者は営業補償だけの委託ですか。よく聞いてくださいよ、部長。委託業者は、営業補償だけの委託か、または、建物調査も含んだ委託か、お伺いします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。営業補償及び建物補償関係でございます。（「もう一回」と呼ぶ者あり）営業補償、両方ともでございます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　４点目ですが、原酒移転の期間は会社は休業となっているが、先ほどの６番の動産移転の点についてお尋ねしたとおり、原酒移転には、余り移転には時間がかからないというふうなことでありました、私が質問はですね。休業まで原酒移転に専念しなきゃならなかった理由というのは、どういうことなのかお尋ねします。また、それから増産の量、どのくらいの量か、積算になるか、これはわからんでしょうけども、一応質問いたしておきます。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

休業を行ってまで原酒移転に専念しなければならなかった理由というふうなことでございますが、相手方企業様には、長期貯蔵をしているかめ、たる、タンクが数多くございまして、貯蔵年代も違い、古いものでは50年近い、価値が高い原酒を安全・確実に移転させるには、杜氏、蔵子が従事することとなり、加えて税務署の指導によりますと、酒税法で容器を移動する場合は、すべての容器について水量検査を行い、移動後の貯蔵酒の量を管理、申告することが義務づけられております。このため、貯蔵酒移転には日数がかかり、杜氏、蔵子が移転を行う間は製造ができない期間が生じますので、休業を認定いたしております。

また、この企業様の年間の焼酎の生産能力から判断いたしまして、休業を行わず残業等により増産を行い、その備蓄でカバーするためには、約500キロリットルから600キロリットル必要となります。１日３時間の残業で１キロリットル増産可能としまして、約500日以上、１年半かかることとなりまして、その後、古酒移転を開始することとなりますと、移転が長期化いたしますことになってまいります。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　またここで同じことの質問になるかなと思うんですが、本村議員が質問されておりますけれども、もとは営業補償はしないということだったんでしょ。休業までして、原酒移転に専念しなければならないとか、50年の古酒とか、杜氏が従事しなければならないなどは、私は数社の酒造場にお聞きしておりますので余り関係ないと言われておりますので、これ酒税法は別ですよ。答弁については、私はどうしても理解できません。このあたりは、委員会等あたりで審議していきたいと思っております。時間がございませんので、次に行きます。

５点目です。休業期間は従業員も休業するんですか。続けていきます、もう面倒ですから、６点目、休業期間の補償算定の基準は、企業の事業期間、いわゆる税務署に申告された、事業期間の申告書に基づいての休業補償積算かお尋ねをします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

休業期間は従業員も休業するのかというような御質問でございますが、本村議員の御質問でもお答えいたしましたとおり、製造がとまれば、その期間でつくるはずの原酒ができませんので、備蓄分の原酒がなくなった場合出荷もとまります。このことから、直接製造にかかわらない他の従業員の方もいずれ休業の期間が出てくるというふうな認定を行っております。

それから、６点目の休業補償の算定基準でございますが、直近３カ年の企業の決算書、確定申告書、元帳などの営業資料を提出していただき、適正に積算をいたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　今言われました直近の３カ年の企業決算、確定申告書、元帳と言われましたですね。これは、営業補償だろうと思いますが、動産移転についての営業補償というのは出てこないんですか。そこらあたりはないんですか。営業者は、そういうとがあってこそ営業停止あたりをされてするわけなんでしょう。そういう問題もあるんじゃないですか。その4.7カ月が出てますでしょうが、その問題というのは、いわゆる動産移転関係も絡んでくるんじゃないですか。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。

動産の移転にかかりましたときに製造がとまるというようなことで、その製造がとまった期間につくるはずの原酒ができないというふうなことで、営業補償というふうな、休止補償というふうな形でございます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　説明資料に基づいてお尋ねしましたが、また、私も経済建設委員会に属していますので、まだわからない部分が多々あります。詳細については、委員会の方で審議してまいりたいと思いますので、この説明書においては終わります。

９点目でございますが、まず市長にお尋ねします。契約締結までの経過をお尋ねしましたが、最後に決裁されたのは市長と思っております。決裁のため、市長に説明に来られた執行部の方々はどなたとどなたですか。また、契約締結のとき市長は同行されましたか、２点ほどお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えします。

１点目の契約について説明を行った職員はだれかということでございますが、松田建設部次長、増津建設部参事、牛島用地取得室長、立山係長心得でございます。なお、契約締結には、私は同行いたしておりません。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　２点目ですが、市長にお尋ねしますが、締結以前の第１回提示額、２億2,940万円の補償金額は御存じでしたか。

○市長（田中信孝君）　２点目の知っていたかどうかということでございますが、交渉過程の中で承知をいたしておりました。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　先ほど申し上げましたが、本村議員と重複しますが、３点目お尋ねします。市長就任後の契約額３億9,360万円、市長就任以前の第１回の提示額２億2,940万円、差額１億6,420万円の高額な差額を市長はどう思われますか。私は、数社の酒造場に尋ねましたが、高額にびっくりされいろいろ言われました。田中市長就任の途端、高額な１億6,420万円の営業補償費となりましたが、１日に置きかえてみますと、営業補償額が約117万円となるようでございます。市長はこの金額を営業補償としてどう思っておられるかお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　今回の増額につきましては、先ほどから部長が説明しておりますとおり、精度監理業務という精査を行った上で適正に補償されているものと認識いたしております。よって、私が市長になった途端ということでございますが、これは、どなたが市長であったとしても、このような補償は行われたというふうに認識をいたしているとこでございます。

補償金を１日当たりの金額に置きかえた額についての御質問でございますが、先ほど申し上げましたように、精度監理業務を入れた積算でございますので、適正な額であるというふうに認識しております。

交渉の過程でさまざまに私も担当から話を聞かせていただきましたけれども、最初は不動産と、次はその動産のいわゆる価値、またはその運搬、またはその補償等々を聞き及ぶに至りまして、そういう改めてその古酒等々の付加価値を知ったところでございますし、改めてその移転一つにとりましても、酒税法上の大変な手続が必要であるということは認識したつ

もりでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　今のことに関連しまして、古酒等あたりを移転する場合に、いろいろと変わるといいますか、度数が変わるといいますかね、そういうふうなことについて、いわゆる移動するたびに酒が変わると思われますか。これは一般的な考えですよ、どう思われますか。私は、杜氏さんあたりがおらないとだめなんだというこれが出てまいりますので、そこあたりは一般論として、そのように酒が変わるもんかなと私は思うわけですね、移動するばかりですね。そこらにやはり皆さんはいかがなもんかなって思っておられると私は思います。私そのものがそう思っていますので、市長はどう思われますか。

○市長（田中信孝君）　私も、移転の運搬につきましては、運送業者へ委託したらどうかというふうな提案は、交渉過程の中で私もしたところでございます。しかし、例えば、ヨーロッパからとかアメリカとか、高額な美術品等々を搬送するような、そういう運送業者もおるわけでございまして、そういう運送業者に委託をしたらどうかというふうな話もしたところでございます。

しかし、そういう運送業者の方から不可能であるという返答をもらったということでございますので、やはりそれを製造し、長年の間管理してこられている杜氏や蔵子が移転をするのが一番妥当であるというふうに私は思っているとこでございます。

移転する際に変わるかということでございますが、私もそのメーカーと申しますか、経験がございませんので何とも申しわけございませんが、環境とか、栓の開け閉めとかというところに何らかの影響があって変化するということが皆無ではないとは言えるのではなかろうかと思っているとこでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　また質問いたします。なぜ今、一企業の用地補償の物件について契約締結発表となったのかまずお尋ねしたい。経済建設委員会の流れを申し上げますと、平成20年３月議会の経済建設委員会において、大橋架けかえによる大橋開通式を平成20年４月20日に行う旨の説明がありました。そのとき、橋は開通するが、その路線の用地補償はどうなっているのかと、議員の質問に対し、執行部の方からは２件ほどまだ解決してないとのことであり、鋭意努力しますとのことでございました。６月議会が過ぎ、９月議会が過ぎ、何も説明もありませんでした。今回の公表は市民からのいろいろなうわさが錯綜し、今回の公表となったものと私は思っています。補償物件としては非常に高額であります。ちまたでは、４億円の、５億円のとうわさが流れ、市民から尋ねられても説明ができず、「議員さんたちは知らんとな」と言われた市民もおられ、市民の声でもございました。このような声が流れ

たのは、私にはわかりませんが、市民いわく、私たち市民も、「市民として知る権利がありますからね」とのことでございました。

今回のような高額な用地補償金額３億9,360万円、この金額は６月、９月議会があったわけでございますから、今回の物件は契約締結が７月でございます。９月議会までにおいて、全協なども何回もあったわけでございますから、妥結したぐらいの説明は当然報告があっていいのではないかと私は思っております。なぜ今説明なのか、何か説明できない理由があったのか、建設部長にお尋ねしたい。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。なぜ今説明なのか、また何か説明できない理由があったのかというふうな御質問でございますけども、まず、議会への説明の経緯について御説明をさせていただきます。

平成20年３月経済建設委員会の当初予算審議で８款、４項、４目街路事業費の17節公有財産購入費3,700万円と22節補償・補填及び賠償金３億7,200万円は、新町側未買収地の用地代及び建物補償費と説明をさせていただいております。また、９月補正の審議では、17節公有財産購入費100万円の減額と22節賠償・補填及び賠償金700万円の減額について、大型物件の契約がとれたことで不要になる額を減額するものと説明をさせていただいております。

今まで用地補償につきましては、契約の相手様との交渉という過程がございます。その中で、契約が締結されても、物件が撤去されるまでは慎重に配慮するということで全員協議会で具体的に説明したことはございませんでした。委員会審議でも、大型物件の契約がとれたというような表現で説明をさせていただきましたのも、このようなことからでございます。何か説明できない理由があったのかという御質問でございますが、説明できない理由があって説明をしなかったのではなく、契約相手に対し、慎重に配慮するということで、具体的な説明は行ってこなかったものでございます。

なぜ今説明なのかというふうな御指摘でございますが、うわさが錯綜し、実態と余りにもかけ離れておりまして、契約していただいた相手に迷惑がかかると判断いたしましたので、今回全員協議会で説明をさせていただいたところでございます。

以上、お答えいたします。

ただいまの答弁の中で文言の誤りございましたので、訂正をさせていただきます。中ほど９月補正の審議では、17節公有財産購入費100万の減額と、22節賠償と今申し上げたかと思いますが、補償・補填及び賠償金700万円の減額でございます。訂正しておわび申し上げます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　苦渋な説明だったと思いますが、そら、机上ではみんなわかるわけなんです。こういう高い物件だったら金額を言えとか何とか私たちは言わないわけなんですね。やはりこういうものが落成した場合には、やはり説明せなんですよ、やっぱり、担当の

やっぱり常任委員会ぐらいは、やはり何回かあるわけなんですから、協議会とかあったわけですから言っていいじゃないですか、そのあたりは。隠す必要もないわけでしょう。何も金額を教えろとか何とか言わないわけですから、皆さんはそういうことなんですよ。それは、今そういう錯綜したからというとつくり文句ですよ、それは。おかしいです、そういうことは。私たちが、これ矢打って始めたからこそ、そういう問題を言い始めたっでしょうが、私はそう思っていますがね。早く説明をやってよかったと思いますよ。そこで市長、どう思いますか、市長お尋ねします。

○市長（田中信孝君）　確かにそういう御意見はあると思います。しかし、部長も説明しましたとおり、相手がある、しかも情報公開もできない部分もあるというところで考えたことではなかろうかなと思いますが、御相談はすべきだったというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　17番。

○17番（山下幸一君）　私は、やはり議会があるんですから、私は議会軽視と思いますね。皆さんそう思っていると思いますよ。それは、苦渋の回答だったと思っておりますので、それは、それで理解しときます。

最後になりましたが、経済建設委員長にお願いでございます。補償の経過、補償の積算等については説明を受けております。経済建設委員の議員はもとより、同僚議員からもできることであるならば、今回問題となった酒造場の現地調査視察できないかとの要望があっております。酒造場と接見していただけないか、経済建設委員長にお願いしておきたいと思います。

また、かいつまんで一般質問をいたしましたが、まだまだ詳細については納得のいかない部分も多々あります。私個人としては、経済建設委員会でもありますし、できますならば委員会の中でもいろいろ審議してまいりますが、100条委員会とは申しませんけれども、調査委員会ぐらいでは設置できないかと思っております。私も経済建設委員会に所属していますので、詳細につきましては、委員会で審議してまいりたいと思っておりますので、最後になりましたが、一般質問において、市長を初め、建設部長、大変御苦労でございました。これで一般質問を終わります。お世話になりました。（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ただいま山下議員の方からこの補償問題についての一般質問がされて、非常に詳しく質問をされて応答されてきました。あと残された審査を経済建設委員会の方でやれということで要望が出たわけでありますが、当人から言われましたように、山下議員も経済建設委員会のメンバーでございますので、そういう立場で執行部の方から報告がありましたように、３月議会の当初予算並びに９月の補正予算の中では、経済建設委員会としては審査をして、それを認めてきたという経緯があります。そういう経緯の中に立って、た

だ明確になってなかったのは、その補償の金額、あるいは補償の方法、そういったものについての説明がされなかったということできょうの一般質問になったわけですから、この問題を、いわゆる一般質問で明らかにできなかった問題を再度常任委員会の経済建設委員会でどういう形でするのかということで、今山下委員の要請を聞いて、私自身としても、まだ考えの途中でありますけれども、今議会に付託をされた議案ではありません。ましてやまだ付託をされてない、議案としてもなかった課題でありますから、それをどういうふうに経済建設委員会でやるかということについては、まだ私自身判断がついておりません。ただし、経済建設委員会に関する所管事項であることには間違いがありません。所管事項としてするには、それなりの議長の許可が要るかなというふうに私も思ってますし、そういう立場で山下委員の要望に沿いながらも、委員会のあり方としては、今後委員会自身として検討していきたいというふうに思っておりますから、そういうことで、今のところの私の見解とさせていただきます。

以上です。

○議長（大王英二君）　では、議長の方から申し上げます。一度議会運営委員会等々に諮りまして、基本的には委員会付託等々議会運営委員会の中で精査をし、今立山委員長が言われるように、経済建設委員会の所管事項であります。また、今言われたように、３月議会当初予算で認め、９月議会でそれに伴うところの報告もされていただいておりますので、そういったことを踏まえて、一度議会運営委員会の招集をし、その後、どういった形ですべきかということで、付託をきちっと整理をさせていただければと思っておりますので、そのように取り計らっていきますので、よろしくお願い申し上げます。

○14番（立山勝徳君）　今のは確認しとってください、そういう方向でいいかどうかということは。

○議長（大王英二君）　基本的には、経済建設委員会の所管事項であります。ただし、今そういった御意見が出ましたので、議会運営委員会の中で再度確認をし、その後また経済建設委員長等々にまたお伝えをするといった形の方がよろしいだろうと思いますので、そのように取り計らいをしますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

午後４時44分　休憩

午後５時２分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。

○８番（松田　茂君）（登壇）　皆さん、こんばんは。８番議員の松田でございます。前の

一般質問で非常にこう意義のある質疑をされたのを見まして私も頑張らなきゃいけないなと思っております。

ことしも、なかなか今、四季をあらわす言葉が少ない中で、議員になりまして、師走議会という言葉を使われる、何とも言えない日本の四季の締めくくりを飾るにはふさわしいような言葉かなと思っております。

それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思います。今回は、１回目に市長の施政方針の中から、１、第４次行政改革大綱について、２、十年後の人吉を語る平成100人委員会について、３、まちづくり親善大使について、４、ひとよし産業祭についての質問をします。また、２回目には、地場産業の育成と題し、本格米焼酎をどう売るかについて質問をしていきたいと思います。

それでは、１番目の質問ですが、今議会における市長の施政方針の中には、今後の人吉市のあり方を位置づけていくキーワードを多数見ることができるのですが、市民の有識者で組織された人吉市行政改革懇談会の意見のもと、第４次人吉市行政改革大綱を本年11月に策定されております。新たな行革を実績と成果を踏まえ、戦略と位置づけられ、自治体としての生き残りをかけ、個性ある独自の政策を打ち出していく行動指針であると示されています。ここで質問ですが、市長が言われます戦略とはどういうものなのでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

社会環境が急激に変化する時代にあって、厳しい行財政状況と住民のニーズの多様化、高度化への対応、さらに地域間競争や市町村合併から顕著になった自治体間競争の時代を背景といたしまして、新たな行政改革大綱では前例にとらわれない改革への挑戦を戦略として掲げております。行動指針とするものでございます。

市民のために挑戦と総力の結集、スピードある改革といった、三つの戦略理念、行動指針のもと、創造する、信頼される、市民とともに歩む市役所、その改革を実現する視点と方針といたしておるところでございます。

創造する市役所とは、引き続き職員の意識改革と人材育成を図るとともに、改革改善に取り組む組織と仕組みづくりなど、職員が主体的に改革にチャレンジし続けるクリエイティブな集団を目指すものでございます。

信頼される市役所とは、常におもてなしの心で市民の皆様方に接し、公平、公明、公正な行政を推進するとともに、最小の経費で最大の効果を提供する効率的な財政運営に努め、真に市民のために役立つ、市民に信頼される市役所になることを目指しております。

市民とともに歩む市役所とは、平成100人委員会の活動を初め、これまで以上に市民参画と協働によるまちづくりに取り組むものでございます。さらに、さまざまな事業に対して行政の役割や責務を明確にし、市民、地域団体、民間の力を引き出す民間委託等の導入など、

事業の改革・改善を目指すものでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今お答えをいただきまして、ありがとうございました。非常に今回のこの行政改革なるものの中には本当に今から目指していかなければいけない市役所のあり方等々が多く多く散りばめられているように、そういうふうに感じております。

そこで２番目の質問でございますけども、次に、改革実現のために、創造する、信頼される、市民とともに歩む、この三つの視点と方針のもとで挑戦する市役所という言葉がございます。私はこの言葉を耳にしたときに、何と思い切った市長の決意とでもとらえていいのかもしれませんが、大変新鮮な響きを覚えました。

行政改革大綱は、平成21年から３年間の推進期間を設けて実施されるそうですが、本年度内に作成予定のアクションプラン、経営戦略計画書につきまして、これがどのような内容であるか、よろしかったら、できる限り詳しく御答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

アクションプランとなります経営戦術計画書は、職員による検討部会作業と担当所管課のヒアリング、また、市民で組織されます行政改革懇談会の意見等を反映させながら、第４次行政改革大綱の中で推進項目としまして経営戦術８項目を掲げております。

三つの戦略の方針におきまして、創造する市役所の戦術としましては、まず、一つ目、時代の変化に挑戦する職員、二つ目、仕事のやり方、改革の継続、三つ目、稼ぐ、もうかる仕組みづくりの３項目でございます。次に、信頼される市役所の戦術としましては、四つ目となりますが、市民が納得するサービスの提供、五つ目、行政の透明性の充実、六つ目、スリムで効率的な財政運営の３項目でございます。次に、市民とともに歩む市役所の戦術としましては、七つ目となりますが、市民参画、協働の推進、最後に八つ目でございますが、行政の役割や関与の見直し、の２項目としております。以上、八つの項目を掲げております。

推進期間につきましては、第３次行政改革大綱の５年から３年間に改め、よりスピードある改革を全庁的な推進体制で実施するものでございます。

なお、行政経営戦術計画書の詳細につきましては、担当所管を明確にした上で、年度内に策定、来年度４月からのスタートを計画しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　御答弁をいただきまして、ありがとうございました。これは、お答えいただく必要はございませんけども、一応要望といたしまして、今回、市長が掲げられているいろいろなものの中にはスピード感というのが非常に出てまいります。これはとりもな

おさず市民のニーズに合ったことを、そのスピードをもって一つ一つに対処していく、そういう文言であろうかと私は理解をいたしております。今回、このように大きな行政改革のもとに機構改革が行われていくわけではございますけども、その中で市民の目線に立ったときに本当に不都合が生じるかもしれない。行政も生きものでありますし、また、日々進化をしていくものだと思っておりますので、もしもそういうふうなものがありましたときには速やかに対処していただけるような、そういうスピード感を持たれる、そういう市役所の方に変貌していただきたいと、そのように思っております。それではどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、まちづくり関係ですが、「十年後の人吉を語る平成100人委員会」を市民と行政で立ち上げられ、先日、初会合が開かれたと伺っております。

この委員会は、まちづくりを推進していくために市民の皆さんが広く提案できる組織であると示されております。

今後、御意見をいただくための会議も定期的に開かれるそうですが、私は、一体どのようにして各委員方々の御意見を市政に反映させ、そして非常に気になるところでございます、それが。従来の市民参画型の会議といえば○○委員会とか、○○審議会というような立派な名前であるものの、会議の主体を進めるのは行政の職員さんであり、また、行動計画策定や新事業を企画するときなども、素案を大方担当部署が作成される、そういうことがほとんどであったんではないかと思っております。全部の会議がそういうふうに行われたということは思いはしませんけども、私は、この十年後の人吉を語る平成100人委員会がそのように行政職員が何から何までお膳立てをされるような会議になっては、何のために公募でお集まりいただいたのかなという思いがあります。きっと市政運営に大きな力を与えていただけるであろう各委員の方々が貴重な時間を割いてボランティアで参加していただく、これに対しても大変ちょっと申しわけないという思いがするわけです。

そこで質問ですけども、市民の視点で斬新な意見、御指摘、それぞれの熱い思いを確実に市政に反映させるために、今後どのようにこの平成100人委員会なるものを位置づけをされ、この委員会に何を期待をされ、何を見出していこうとされるのかを御質問したいと思います。市長、お願いを申し上げます。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

十年後を語る平成100人委員会についてでございますが、市民の方々から広く意見を御提案いただくことで市民の皆様方と行政とがやはり協働をしていく、そういう社会をつくり上げていくんだと。ある意味は男女共同参画社会等々へもつながってまいると思いますけれども、いわゆる行政だけでこの少子高齢社会を乗り切っていくことは不可能であると。市民と行政とが本当一体となったまちづくりとは何なのかというものの一つの私は試金石になるのではなかろうかなというふうに思っているところでございます。

12月１日に24名にて発会したところでございますが、委員会においてはさまざまなテーマについて市政に対する意見をいただくこととしております。しかも、すべて白紙から御議論をいただくと。例えば一定期間過ぎましたら、または一つ一つのテーマごとに、まとめはこちらの執行部の方でさせていただくということになろうかと思いますが、何の枠もかけずに自由な御議論をお願いしたいということでございます。

今後推進していく中でいろんな知恵やアイデア等々が出てくるだろうと思っておりますが、例えば先般「まちなか座談会」をさせていただきました。活発な意見がどんどん出てくるわけでございまして、本当に人吉市の皆様方の「まち」に対する思いというのは大変大きなものがあるというふうにも思ったところでございました。

今後の人吉市らしいまちづくりとは一体どういうものかということにさまざまなテーマに分けまして御議論をいただきたいと思いますが、今後メンバーの皆様方も含めましてどういうふうな委員会にしていくのかも含めて御議論をいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　大変、僕もこの間、まちなか座談会の青井阿蘇神社の参集殿であったときに参加をさせていただきまして、今市長がおっしゃったのよくわかります。あるかじ屋さんなんかは青井門前通りってもうつくるて、そして自分ちにかじの体験できるところもつくるし、茶を飲むところもつくるて、そのかわり一生懸命頑張っていくと。市も一生懸命頑張ってくれんやという、逆に市の方に頑張ろうっていう御意見をいただいたときには、今市長がおっしゃったとおりでした。僕も非常にうれしく、あの座談会には参加をさせていただきましたし、ああいうことを広く市民の方々とおやりになっていく、その蓄積こそが地域づくりの核になっていくんだろうということを私も改めて認識をさせていただいた会だったと思います。

そこで、この間の人吉新聞にも載っておりましたけども、２高校、この間、工業高校ですね、に、十年後の人吉を語る平成100人委員会、球磨工業高校支部なるものをおつくりになりましたけども、その真意ですね。今度は人吉高校にも多分おつくりになるんでしょうけども、一体何をこの10代の若者たちに語っていただき、それをどういうふうにこの市のまちづくりの中に、そして10年後を見据えたこの人吉のあり方、そういうものをどこに見出していかれようとするのか、何を期待されるのか、それをお答えいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　高校支部を設置した真意といいますか意義はということでございますが、委員会の名前のとおり10年後の人吉市がこうあればいいという御提案をいただくわけでございますので、今の高校生、15歳、16歳としましても10年後はもう立派な大人、26歳から28歳になるわけでございます。こちらの地方に残る、残らないは別にいたしまして、自分

の10年後のまち、ふるさとはどうあってほしいのか、今の高校生の皆さん方はどのようにこのふるさとを、今のふるさとをどのように現状は見ているのか、ふるさとはどうあってほしいのかということを真剣に御討議いただき、そしてその若者の意見を我々も吸収させていただきながら、歴史と文化とも照らし合わせながらまちづくりを進めていくことができたら幸いだというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　真意がよく伝わってまいりました。僕もそういうふうにやっぱり若い連中にこの人吉のことを多く語っていただきたい。何でかというと、例えば今ある地域では週末、土日、祭日に調理師科のコースの生徒たちがその地域の施設を利用して、ＪＡとそれと行政のタイアップをしてレストランを運営するとか、また、高校生がスタンプラリーの図案を考えながら、その地域の方々にその地域のおもしろさ、その独自の文化、そして方向性、それをどんどんどんどん提案していくんですね。そういうものをやっぱ高校生ならではのやっぱり切り口がいっぱい出てきてるんですよ。それは市長もよくおわかりだと思います。

例えば、平成100人委員会の一般公募された大人の方々の件につきましては、あとまちづくり親善大使の絡みの中で御説明をちょっとしていきたいし提案もさせていただきたいんですが、この高校生の諸君らによるこの平成100人委員会なるもの、これはどういうふうな形でそういう検証なり、また、意見の集約化、高校生の中に入っていって聞くのか、それとも高校生諸君にここに来ていただいて、市長に平成100人委員会としてのメンバーとしての意見をこういうふうな形の中でぶつけさせていただくのか、どういうふうにお考えになっていますか。

○市長（田中信孝君）　既に松田議員がアイデアを述べられたとおりでございまして、どのような場面設定でも高校生は多分喜んで参画をしてくれるのではなかろうかなと思っているところでございます。

10年後と申しましても、今高校生がこういうことをしてみたいというアイデアがあって、本当にそれはすばらしい、地域の郷土というものに大いに貢献するというものであれば、どうにかしてその願いもかなえてあげたい。またそういうところが一つのきっかけになりまして、またさまざまにアイデアがアイデアを生んでいく、そして、実効性のあるものがまちに広がっていく、まちには笑顔が出てくる。つまり健康で笑顔で暮らせるまちづくりの一環にもつながっていくものというふうに考えているとこでございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　ぜひともそういうふうな方向性で、高校生諸君にいろんなアイデアを出していただいて、このまちづくりの一つ一つを礎となり得るような部分を構築していっ

ていただきたいと思います。どうぞ本当によろしくお願い申し上げます。

続きまして、まちづくり親善大使についてですが、さらに、10名の方々が任命をされております。これはきのう資料をもらいまして、事細かくお名前等々書いてありますのでわかっておりますが、親善大使の皆様方には実に多彩な顔ぶれ、それから肩書き、多方面で活躍をされている方々が多数いらっしゃいます。親善大使に任命されてからは、それぞれが各人の持つ人脈を駆使しながら積極的に人吉市をアピールされていらっしゃることと思い、私はこれは本当に非常にすばらしい取り組みだというふうに考えております。

実は、このまちづくり親善大使を一堂に会して、来年の２月に（仮称）賢人会議なるものを開催されると聞き及んでおりますが、具体的にどういうふうな会議を考えていらっしゃるのかお尋ねします。

また、せっかくの機会ですので、この賢人会議なるもの、これを一般の市民の方々にも聞けるようなシンポジウムの形で開催されるお考え、その付近のことについて市長、お話をお伺いさせていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

まだ内容、要綱等においては、この（仮称）賢人会議かたまっておりませんが、まずは基調講演、パネルディスカッション、その後に市民の皆様方との交流会というのを計画していったらどうかというふうに考えているところでございます。これもやはり市民の皆様方と親善大使の皆様が直接意見交換、ふれあいをしていただくことによりまして、またそこに一つの、まちづくりの契機へなっていけば幸いかというふうに考えているところでございます。

今後、親善大使の方の参加人数等々によって内容等も変化してくると思いますけれども、目的につきましては、まずはまちづくり親善大使の皆様方、外から見た物の見方、考え方または人吉市への提言。内側にいる我々はどういうふうな思いでいるか、そこら辺のお互いの意見を交換をしながら会議を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。よって、市民の皆様方にもぜひ大勢御参加をいただきたい。単なる基調講演、パネルディスカッションだけではなくって、その後に交流会というのが重要ではなかろうかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　そこで、先ほどの平成100人委員会の皆様方の、ちょっと出番と申しますか、各テーマをお与えになりまして、平成100人委員会の方々にはお話し合いをしていただくというふうにお伺いをしてるんですが、まさしくこの平成100人委員会の方々に賢人会議なるものをプロデュース、要するに企画、運営、そしてどのような話をしてもらうんだ。それからその後の今市長がおっしゃいましたように市民の皆様方と広く交流会をやる、そういう企画、運営をこの平成100人委員会のメンバーの方々に実践としておやりいただく、そ

ういうふうな考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

まず、初顔合わせが終わったばかりでございますので、そういう御提案もしてみたいと思いますけれども、それが、いや、よし、我々でじゃあそういうことやってみようかということであればお任せもしてよろしいかなというふうに思っております。

以上でございます。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　ぜひおやりいただきたいです。よかったら高校生もその中にちょっとやっぱり企画運営会議なるものに参加をさせていただいて、斬新なアイデアが多分出てくると思うんですね。そういう意見を吸い上げていただいて、そして賢人会議なるものを要するにスキルアップと申しますか、皆様方の本当公募によって寄ってこられた情熱をそこでどんどんどんどん使っていただくような、そういうシステムづくりもぜひとも御一考願いたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

市長は常々、観光を語られる中で当市の祭りのあり方をお話になっております。ことしから開催された人吉お城まつり、11月８、９のひとよし産業祭がございますが、とりわけ人吉お城まつりについては、前回までの温泉・焼酎まつりからがらりと趣を変え、とってもおもしろい、そういう祭りになったんではないかなというふうに思っております。

今回の質問は、ひとよし産業祭についてですが、この祭りの運営方法並びに全体の予算は幾らかかっていたんでしょうか。経済部長、お尋ね申し上げます。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

ひとよし産業祭の平成20年度の総予算額は530万円となっております。その内訳でございますが、市補助金が250万円、ＪＡ補助金が108万円、人吉商工会議所補助金が60万円、そのほか人吉市建設協会助成金や出店料などとなっております。

次に、組織運営についてでございますが、人吉商工会議所の堤会頭を会長とし、市、ＪＡ、人吉市建設協会、人吉商工会議所、人吉市保育園連盟、人吉市保健補導委員会、人吉市社会福祉協議会の各組織の代表者等で組織いたしております。ひとよし産業祭の実行委員会とその下部組織であります幹事会でもって構成をされております。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　なるほど。結構、市は250万円という多額のお金を出しているんですよね。

次に、また部長にお尋ねをするんですが、幹事会というものを構成も含めどういうものであるのかちょっとお教え願えませんでしょうか。

○経済部長（井上修二君）　幹事会でございますが、市、それから、人吉市社会福祉事業団、人吉市社会福祉協議会、ＪＡ下球磨、人吉商工会議所、人吉商連、球磨焼酎組合の職員等19名から構成されております。その内訳でございますが、市役所が経済部全課、福祉生活部全課及び保健センター、地域生活課職員合わせまして10名、人吉市社会福祉事業団から１名、人吉市社会福祉協議会から１名、ＪＡ下球磨から４名、人吉商工会議所から１名、人吉商連から１名、球磨焼酎組合から１名となっております。幹事会では産業祭の企画を行っておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　なるほど、そういうもんなんですね。人吉は金も出せば人も出さんばわけですたい。何でこういう話をするかというと、ことしやりましたお城まつり、これはもう、やはり市長のスピード感でもってやりましたので、皆さん右往左往としてやったんですが非常によかったと。でもその中でやっぱ一番のキーマンになっていただいたのがやっぱ市の職員さんだったんです。一生懸命頑張っていただいた。それを仕事って言われるんだったら仕事かもしれませんけども、この産業祭におきましてもひょっとすると、だからＪＡさんが一生懸命頑張っていらっしゃるのかなというふうに今まで思っていたんですが、こうやって構成を見て、予算までしっかり見ていくとそうでもない。でもやはり市の職員さんたちは仕事だよって言われれば、やっぱこれまでの蓄積したノウハウと、それから一生懸命さの中で一生懸命頑張っていかれる。もうそれには敬服に値するんですね。でも本当に祭りの運営というのはそういうものでいいんでしょうか。僕はちょっと違うと思うんですが。もしもその付近に御意見がありましたら、部長、お答えいただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり産業祭に限らず、やっぱりあらゆるイベントについても言えるのではないかというふうに思いますが、イベントの企画、立案から実施に至るまで、関係ある団体並びに市民の皆さんの多数の参加による民間主導型のイベントというのはより盛り上がりというものを見せるのではないだろうかと、こう思うところでございます。したがいまして、民間主導のイベントの移行というものにつきましては今後の大きな課題であろうというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　なるほどですね。あえてここはもう余り申しません。私たちも一生懸命いろんなイベントに携わらせていただいている人間の一人としましては、やはりどんどんどんどんやっぱり大いに積極的に参加をしながら、その付近をクリアにしていきながら、やっぱり同じ目線で同じ土俵で、そして一つのものをつくり上げていくんだと、そういうふ

うな視点のもとに祭りに参加していきたいと思います。また本当今後ともどうぞよろしくお願い申し上げますというしかありませんので。

じゃあ、その中で次に、前回の「産業・健康・福祉まつり」から「ひとよし産業祭」と名称が変わっておりますが、前回の祭りとの大きな変更点はどのようなものだったんでしょうか、部長、お尋ねを申し上げます。

○経済部長（井上修二君）　「ひとよし産業・健康・福祉まつり」と分離して大きく変わった点はという御質問でございますが、これまで福祉部門として参加していただいたものを「福祉まつり」へ移行し、かわって産業部門の啓発として「医食同源ひとよし米」のＰＲや、人吉市手づくり食品の会の展示などを実施いたしております。中でも今回の祭りに新たな取り組みといたしまして球磨工業高校の生徒の皆さんによります新エネルギーロボットコーナーでのロボットコンテスト出展によるデモンストレーションや「エコノカー」の展示及び実演、また、人吉・球磨地域産業振興協議会によりますバイオディーゼル燃料精製事業に関する展示、ＪＡ共済によりますドライビングシミュレーターカー「きずな号」によります交通安全運転適性診断といったものに取り組んだところでございます。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　なるほど、福祉が外れた部分でそういうふうな取り組みがなされたと思うんですけども、何か看板に「ひとよし産業祭」じゃなくて別の看板かけても余りかわらんような祭りなのかなという気がしてどうもちょっとならないんですけども、ちょっとその話は置きまして。

今回の祭りの中で今おっしゃいましたように真新しいものとして施政方針の中にも述べられておりますが、球磨工業高校、それから人吉・球磨地域産業振興協議会による新エネルギーロボットコーナー、これは本当に評判がよかったです。僕も工業生が動かすロボット見とってわくわくしました。そしてバイオディーゼルエンジンで本当にエンジンが動きよっと見たとも、今回が初めてやったですもんね。そんな中でこのようなコーナーは、祭りを盛り上げる、要するに地場産業をクローズアップさせる絶好の機会だと私は思っております。多くの人はハイテクのみならず、環境にも目を向けていただく、それに、とってもやはり子供たちが工業高校の生徒さんたちがあんなすごい物をつくっているんだといって目をきらきらしてからあのコーナーにたむろしてるんですね。それを見たときに物づくりってやっぱすごいなという思いがしたんですが、この人吉市の産業、要するに農業、商業、工業、祭りの大きな柱とするんであれば、もう少し産業にやはりこう思い切ったウエートを置くべきではないのかなと、そういう部分、要するに人吉市の産業をアピールするんだというイベントにした方がもっともっと祭りの内容としてはわかりやすいんじゃないかなと思うんですね。そのことについて市長、どういうふうにお考えでございますか、お尋ねを申し上げます。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

全般的に申しますと、祭りというものは、テーマをまず私はしっかりと見据える必要があるというふうに思っております。テーマがどんどんどんどんぼけてまいりますと一体何の祭りかおっしゃるとおりわからなくなってくるわけでございまして、そのテーマに特化すれば特化するほど全国にない祭りとして私は成長していくのではなかろうかなと思っておるところでございます。

球磨工業高校も全国の工業高校の中でも私は日本のトップ、日本一だというふうに私は思っているところでございます。なぜかといいますと、カヌーだけではなく、また美術部門だけではなく、ロボット部門だけでなく、ほとんどが全国トップレベルにございます。例えば工業高校には美術部はございませんが、しかし、そのトップレベルにあると。または伝統建築においてもそうでございます。

この間、校長先生のお話をお聞きしたんですが、熊本県レベルでトップでも下げる旗の場所がないと。日本かもしくは九州一でないと下げる所はないんだというぐらい球磨工業高校は日本全国でもトップクラスにあるというふうに私は思っているところでございます。

こういう高校をぜひ市民の皆様方の中に全面的に突出をさせていかなければいけない。もっともっと工業高校の認識を我々は改めるべきだというふうに考えておるところでございます。

よって、ロボットコンテストで惜しくも第２位で敗れた、第１位に敗れた、第２位だったそうでございますけれども、それを出展していただきまして、子供たちも非常にそれに興じたというところでございます。そのことによってさらにその子供たちも工業高校を目指すということもあり得ることでございますけれども、もっと地域の特色を生かした特化する祭りに産業祭もしていかなきゃならないというところではなかろうかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　全くそのとおりですよね。実は工業高校の先生にお伺いしたところ、やっぱ打倒御船高校とおっしゃるんですね。御船高校すげえて。で、高校生諸君に来年もぎゃんとばしたら出てきてくれるんねったらば、要請さえあれば出ていきますと。そして工業高校の先生も、またとない機会て、工業高校のそういう物を見せるときにですね。そのときに、じゃあ、今市長がおっしゃったように、やはり祭りには何かやっぱり核、それだからその祭りなんだというものがないと、看板さえ変えてしまえばですたい、何の祭りかわからんごたる祭りはやっぱり押しなべてやっぱり消えていくような運命にあると思うとですね。

工業高校の先生に聞いたときに、じゃあ、来年も、もしも、ひとよし産業祭独自のロボットコンテストのごたっとばしたらですたいって、みんな出てきてくんなっですかって言えば、

もう喜んで出てきますと。ただし、来年の開催時期がことしの開催時期みたいな時期にダブると、全国大会とひょっとするとダブっかんしれんとですたいというお言葉だったんですよ。

ならば、やっぱり先ほども言いましたようにみんなで盛り上げていく祭りだったらば、学校の先生が入ってもらったってよかわけでしょ、実行委員会に。で、そぎゃん先生たちに入っていただいて、人吉市独自のロボットコンテストを開催して差し上げるとか、やっぱりそういうものをつくり上げていくことが、やっぱ人吉の産業祭はおもしろいって、やっぱ行ってみるばいと、やっぱいうような祭りに僕は育っていくんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

今、市長がおっしゃったように、祭り、やっぱお城まつりは何で城まつりやてなったときに、ことしのお城まつりのテーマがやっぱよろい武者が出てきましたって、そしてやぶさめ、やぶさめがありましたと、おいどんが日本一剣道大会がありましたと、やっぱお城に特化した祭りだったからこそ、ああいうふうに多くの人出が生まれ、それから伝統文化であるところの薪能ですね、ああいうもののやっぱよさが改めてやっぱり市民の皆さん方にアピールする機会ができたと思うとですよ。であるならばやっぱひとよし産業祭っていう産業祭である、このゆえんをやっぱどうしても大事にしていただきたい。そういうふうに思っております。

そこで質問なんですけども、市長は、農業はこのまちを潤す財源となり得ると。この地で生産された物を他地域で販売し、外貨を獲得したいというお話をされていると思います。産業祭は各コーナー・ブースにおいて、例えば農産物の品評会が行われていたり、新しいお米が出されておったりしておるわけですけども、例えば、品評会に野菜ば出しましたと、ばってんが、どこのどぎゃんよかけん一等賞になったか全然説明もなかわけです。そして、「医食同源ひとよし米」のおにぎりばつくって置いております。これはある程度のプレゼンスがあったんでわかりました。でもこっちの方じゃ「菜の花米」もうまかっぱいと。ばってんが、いつも言うばってん、農家の人たちの顔が見えて、農家の方々が自分たちがつくった農産物に自信ば持っとんなるけんが、これば食わんやて、これば買うてくれんやと、これば市長、どやんかしてよそに売ってくれんやて、そういう話にもなっていくと思うんですよ。そうなったときに、例えば今回お祭りの中にしてもブースには置いてあります、物は持ってきてあります、だけん何ねですよ。だれも御説明をしとんなれんわけですよ。松田君て、こん野菜、カブはよかろが、これはおれがつくったじゃもん。その隣にカブのあるばってんが、こんカブとの違いはねって、ここば見てくれんやとか。このホウレンソウは松田さん、色んよかろうと、何でぎゃんよか色やろかと、やっぱそういうプレゼンスが何で行われないんだろうと。

さっきも言ったようにＪＡさんが一生懸命やられている、食の安全・安心というのはもうこれは絶対今大事なことですよね。やっぱり産業祭が、農・商・工で構成されるんであれば、工業はさっき言ったようにロボットコンテストであり、商であるならば例えばこの間北海道から来とんなったああいう特産物なんか売る場でもあってもいいわけですね。でもやっぱり

農という部分で本当にそのときに違いを見せるんであれば、もう少し努力をされて、他地域との違い、食べ方のすばらしさ、おいしさ、色味の違い、そういうものを産業祭でお話ししていただくのが産業祭の一つの流れじゃないかと思うんですが、市長、どういうふうにお考えですか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

今回から純然たる産業祭、それに健康・福祉というものがついておりまして、非常にいわゆる焦点がぼけていったい何を訴えたい祭りなのかというのが不明確であるというふうな私は認識を持っておりましたので、ぜひ産業祭に立ち返りましょうということが今回でございます。ＪＡの皆さんたちも一生懸命やっておられる中でございまして、一つずつ改革を御提案してまいりたいというふうに思っているとこでございます。そういう御意見もぜひ取り入れさせていただきながら、いわゆる産業というものがある限り、その地域は活性化するわけでございまして、そこに産業、あらゆる農業も含めまして、製造業というものが町の根幹をなしますので、実は、おっしゃるとおり、他の地域よりもここがすごいという製造業の競い合いの場というふうになった方が理想的だとは思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　ぜひともやっぱりそういうふうな祭りに変えていっていただきたいなと。僕らも協力をさせていただきたいなと思います。やっぱりそこに製造する、例えば、焼酎屋さんが出てきなって、球磨焼酎のおいしさ、うまさを言うんじゃなくて、その製造におけるそのここがやっぱり球磨焼酎ばいって、要するに最初は焼酎というとは日本酒と一緒のごとしてどぶろくのごたっとば、かまで温めて、それが蒸気になってぼたぼた落ちてきたとが焼酎ですもんなって、そのときの苦労話なんかもしながら、自分のところのその焼酎のすばらしさを訴えていただくとか、やっぱりそういうことが僕はもっともっとやっぱりあっていいと思いますし、それから、やはりここに商、食べ物というのがどんどん入ってくるんであれば、例えば、玉名には玉名ラーメン、芦北の方じゃカレーライス、やっぱり御当地で一所懸命頑張っていってる食べ物を発信されてますよね。一宮じゃあ、トマトベリーというふうに、トマトとベリーを一生懸命やられるような、そういうものがあるんですけども、僕は人吉も各ブースの中におうどん屋さんが出てこられたり、から揚げがあったり、そういうのは全然、もうそれはそれとしてお祭りをなす一つの形態でありましょうから、それは別に構わないんですが、やはり商という部分が来たときに、商いという部分が来たときに、僕は例えばその一ブースの中に、今人吉はギョウザ屋がすごいですねってなったならば、ギョウザ屋さん３軒がそこに同時出店をしていただいて、例えば、10個が本当は一人前ばってんか、３軒食べてもらうために、３個ずつ３個ずつ３個ずつ、３店回って初めて一皿分になるぐらいの、要するに食べ比べをやるようなブースとか、例えば、もう手前みそですんませんばっ

てんか、人吉のウナギがうまかですなてやったけん、じゃあ、ウナギ屋出てきてもらってから、ウナギ屋のブースをつくってそこで食べ比べをしてもらうとか、やっぱりそういうふうなものがあっても僕はよかと思うですよ。そこに人が集まってくるであろうと思うとです。やっぱり、そういうふうな産業の中において、農と食と、先ほど言った製造業、工業、そういうものがやっぱり純然一体と、同じところに産業祭たる産業祭ゆえんが、そこに人吉産業祭のやっぱり核になってくるものが見え隠れするんじゃないかと思うんです。もしも、そういうものができるんあれば、僕は大いにやっていただきたいと思うんですよ。それをやっぱり皆さんの英知を結集しながら、いや、うちは隣同士でそやんとば出すとはじゃなくって、まさしくアピールの場としてそういう行動を提供するんだと。そこで、人吉市民の人たちは、ああ、ごぎゃんとこのあったっぱいなというプロの要するにクラフトマンとして、プロの職人として皆さん方に広くお伝えする場所の提供等々があってもいいんじゃないかなと思っているんですが、市長どういうふうにお考えですか。

○市長（田中信孝君）　祭り、祭（さい）というものは、私は彩りの彩（さい）ともつながっていくというふうにいつも考えているとこでございまして、祭りを考えるときにはその彩りというものはどのようにつけていくかということが一つのアイテムとして考えているとこでございます。よって、そのような御当地の食材を御提供するのが競い合いながら彩りとしてあるということは大切であろうと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　ぜひともやっぱりそういうふうな祭りに特化していくようにやっぱり大いに頑張っていっていただきたいし、我々も一生懸命頑張らしていただいて、やっぱり人吉ならではの産業祭という、やっぱりそういう形態を一緒につくらせていただきたいなと思っております。どうぞ、来年の産業祭は大いに考えていただいて、よりよい産業祭となるようにお願いをしたいと思っております。

次に、地場産業の育成という項目を設けておりますんですが、本格米焼酎をどう売るかという御質問をしていきたいと思っております。実は、せんだって、11月の26、27日に東京調理師専門学校、それと東京ホテルビジネス専門学校という専門学校２校に行ってまいりました。これはもちろん自費で行ってまいりました。そのとき行ったのは、私と湯前の豊永酒造の豊永さんと行かせていただいたわけですが、オブザーバー的に広く熊本を知ってもらうということで、東肥の赤酒さんも御同席を願ったんですが、何をしにいったかと申しますと、今地場産業である米焼酎、やはりこの米焼酎をつくるためには、今まさに人吉が取り組んでいるたちあおばなる、一次産業の米、それを製造していって、二次化、三次化していって、大きな意味では六次化していって、それを売ることによって、市長がおっしゃいますように、人吉市民の幸福量の増大につながる。それは何でかというと、市長がマニフェストの中にも、

今回の行財政改革の大綱にもおっしゃっているように、もうかるというフレーズがついてくると思うんです。もうかるというのは、何も現金ががっぽがっぽ入るという意味じゃないと、私は理解しております。それは、とりもなおさず、市税の収納率がアップするとか、法人税がアップするとか、要するに一般財源として使えるお金がいっぱい入ってくるんですよというために、この地場産業を育成するんだという大きな志のもとに私は行ってきたんですが、副市長も人吉に来られる前は、球磨焼酎って知っとなったんですか、知んなれんやったでしょう。知んなれんやったですよね。実は、２日間にわたってその専門学校で講義を、豊永酒造の豊永社長が、要するに球磨の焼酎ということを大前提に置いて、焼酎文化から連綿として、流れてきた経緯から、今なして球磨焼酎やというお話をさしたわけですよ。そして、僕もその横にちょこっと立って、そうですねということで、伝統継承料理と焼酎文化というところでちょっとお時間をいただいて話をしたんですが、まず、最初に、100名の生徒さんたちに、あんたたちは、これはなんと読むかいたというて、僕たちは「くま」と読みますよね。読める人って100人に聞いたわけです、50人、50人だったですが。残念ながら「くま」と読んだ生徒さんは１人もいらっしゃいません。「きゅうま」、そして、爆笑したのは「たまみがき」、もう本当い笑い話ばってんが、「くま」って読みきんなれんわけです。そして、球磨焼酎って何でできとっとしっとっやって聞いたら、芋、麦なんですよ。じゃあ、聞くばってんか、生徒の皆さんって、焼酎といえば何というたら、芋焼酎っていわすわけですよ。ただ、飲んでよか人数が半分、飲んでいけん人数が半分です、年齢的には。だけど、そこは聞かずに、今まで焼酎って飲んだことがある人って聞いたときに、98％、飲んでよか人間、飲んで悪か人間ば事細かくいうと怒られるとこに怒られますけん、あんまり詳しくは言いませんばってんか、98人の生徒さんたちは、薩摩の芋焼酎は飲んだことがありますと言うとです。球磨焼酎、球磨焼酎飲んだことがある人、ゼロです。豊永酒造の社長は愕然としております。それをとらえて、全国的に球磨焼酎が知られてないということは言いたくもありませんし、認めたくもないような現実があったんですが、現実的にはそういうものだったんですね。そして、球磨の歴史を語り、球磨焼酎を語っていく中で、なるほど球磨焼酎のおもしろさというとに気づいてもらったんであろうという気はしたんですが、テイスティングをさせていただいたときに、テイスティングをしたときに生徒さんたちの意見があったんですけども、やっぱり香りを匂いと言いました。そういうふうにして、この球磨焼酎が全然まだ全国的に認識をされてない、こういう現実について市長どういうふうに思われますか。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。中には人吉という字も読めない方もたくさんいらっしゃるわけでございまして、特にもう球磨という字になりますと、これは大変やはり難しい。「きゅうま」というのが一番多いというふうに私も聞いているところでございます。そういう中で、昨年農業インターン生として来ておりました早稲田大学の大学院の学生が、いみじくもこう申しておりました。この球磨焼酎というものも当然のごとく知らなかったし、

その米焼酎というものが存在していること自体も知らなかったと。ただし、私は、３年間同じ居酒屋で働いておりますと。その居酒屋で米焼酎の「こ」の字も聞いたことがございませんと。お客様にどのように注文を取るかといいますと、芋にしますか麦にしますか、もう一歩一つ入れたらそばにしますかというところだそうでございます。よって、米焼酎として売り出されなければ、芋にしますか、麦にしますか、米にしますとかという、そういう聞き方でないとオーダーがとれません。球磨焼酎にしますかといってもそれはもう皆さんちんぷんかんぷんでございます。だから、今後やはり売り方の戦略を考えなきゃいかんというふうなことだろうと思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　おっしゃるとおりでした。銀座とか新宿とか、メーカーさんなんかと一緒に行ったんですけども、芋と麦、そばですね、これしか置いてなかったところがほとんどでした。ただ、焼酎バーなるところに行ったときに初めて球磨焼酎が何社か並んでいるのが現実でありまして、まさしくおっしゃるとおりに、呼び方で評価をされるんであれば、やっぱり本格米焼酎という呼び名はあって当然かなというふうに思っております。

それから、この間、ある球磨郡酒造メーカーさんが、中東のドバイに焼酎を輸出されたと。これは、どういう焼酎だったかというたらやっぱりたる焼酎だったんです。まことに思ったのが、実は僕たちも常圧、減圧持っていって、東京の方でプレゼンスをやらせていただきました。我々は減圧がどうの、常圧がどうの、ロックだから、直燗だからというちょっとこだわりのもった焼酎の飲み方を提案をしたりなんかしますよね。でも、東京で銀座で、そしてあるところのバイヤーさんとこ行って、一番のうけたのはたる焼酎だったんですよ。たる焼酎を本当の球磨焼酎といっていいのかちょっとわかりません。あれリキュールの分類に入るんでしょう、基本的には。それを本格的な球磨焼酎って、米焼酎ということが適当なのかどうかわかりませんが、とばぐちとして、ああいうたる焼酎から本当の米の減圧、常圧に入っていく、そういうふうなものの売り方があってもいいのかという思いを強くしてきたんですね。その点とらえまして、市長、やはりその焼酎の売り方の中で、一次産業が元気になるためには焼酎を売るんだ。そして、収税率をアップするためには、やっぱり地場産業として一生懸命頑張っていただくんだと。そういうときに、やはりその焼酎の今いみじくもおっしゃいました、売り方、販売の戦略の立て方等々、やはりもう少し酒造メーカーさんと密に連絡をし合いながら、これはもちろん一番一所懸命頑張らないとは、酒造メーカーさんです。でも、あえてもう一度市長がこうやっていくんだという強い決意が焼酎業界にあるんであれば、それをお聞かせ願いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長（田中信孝君）　以前は羽田空港のエスカレーターのところに球磨焼酎のサインがあったり、または、有楽町でしたかあったりしております。白岳さんのしろがモノレールの窓

から浜松町の近くに見えたりはしておるとこでございます。

要は、販売拠点さえもないと、東京に。東京にその販売拠点、もとはお持ちでございました。結果、それは縮小傾向ということでございますが、いわゆる28歳あって、約200種類ぐらいのネーミングがつけられた焼酎があるそうでございますけれども、いわゆる「ザ・焼酎」、これを売っていくんだというものがないわけでございます。

例えば、前の大分県知事の平松さんは、もう全国的に麦焼酎を売られたわけでございますけれども、「二階堂」と「いいちこ」しないと。２本持っていけば済むわけです。しかし、人吉市の場合は、県知事も全力で球磨焼酎を売っていただくということで、今度球磨工業高校の生徒たちが知事室にその棚をつくるそうでございますけれども、どの焼酎を売るのかというのも一つの課題だろうというふうに思っているとこでございます。よって、そういうところを少し整理していかないと、いくぞという感じにはなってこないのではなかろうかと思っているとこでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　よくわかりました。ぜひともやはり「ザ・焼酎」、市長がおっしゃったように、何を売るのか、やっぱり明確にして、販売戦略等々酒造メーカーさんなんかと密にお話し合いをしていただいて、やはり地場の産業ですから、これを大いに売り込んでいただいて、本格米焼酎、球磨焼酎をやっぱり全国に売っていただきたいと思っております。

そのためには、私も前回行きましたときに、いろんなところにお顔出しをさせていただいて、いろんな方々とお話をする機会がありまして、多少の縁をつかんでまいりましたので、その機には酒造メーカー等々ともお話をさせていただきます。

それから、最後になりましたけども、今回、そのビジネス専門学校とホテル専門学校の生徒さんたちが、球磨焼酎をどんと送ります。それで、ビジネス専門学校の方には、バーテンダー科があるんですね。バーテンダー科の生徒さん、調理専門学校の方には、焼酎を使った料理、そういうものを提案してくれませんかと。提案していただいて、例えば、それをコンペにかけていただきます、学校で。これは、市がやるんじゃなくて、酒造メーカーさん、組合さん等々が、イニシアチブをとってやっていただこうと思ってるんですが、ぜひともそのコンペに引っかかって、実にいい、すばらしい球磨焼酎を使ったカクテル等々を考案してくださった生徒さんを１名ないし２名、この人吉の地にお呼びして、何がしかの機会にそういう方々に球磨焼酎のすばらしさをアピールできるようなカクテルをつくっていただけるような、そういう機会をぜひとも設けていただきたい。それは、酒造メーカーさん等々が一番肝を入れていただいてやっていただくんですけども、そのときのバックアップをぜひとも市長、人吉市としても大きな力添えをいただきたいと思います。どうぞその付近を一生懸命市長にお願いを申し上げまして、２題続きまして焼酎、焼酎でつながってまいりましたけども、私

の一般質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後６時６分　休憩

―――――――――――――

午後６時19分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き、再開をいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

15番。

○15番（仲村勝治君）（登壇）　皆さん、こんはんは。15番でございます。

それでは、通告に従いまして質問いたします。最初に小中学校の環境整備について、その後、市民の声については、石野公園の行政改革、第４次行政計画大綱でいえば、行政改革は経営戦略となりますが、について質問していきたいと思います。

まず、小中学校の環境整備について質問いたします。運動場は、児童生徒の体力向上のためにはなくてはなりませんし、どの学校にも必ず設置されています。現在まで、校舎の建設とともに、運動場は整備されてきました。私が、小学生のころ、東小学校の運動場は、砂の運動場でありました。ほかの学校の卒業生に運動場の思い出を聞いてみますと、60年前ころには東間小学校の運動場には大きな柳の木があり、周りは芝だったそうでございます。また、大畑小学校の校庭には、芝生があり懐かしい思い出あるなど、卒業生の方は語られております。その後、運動場の芝生はどうなってなくなってしまったのか、卒業生の方はわからないそうでございます。

球磨郡には数十年前より古くから芝生の運動場があり、広い敷地の学校があると聞きまして現地調査をいたしました。その現地調査をしましたとき、60歳のあさぎり町の人が言いますのは、子供のころから運動場には芝生があったと言っておられました。このあさぎり町の西日本一広い学校と言われるところは上中学校でございます。この上中学校は、正門から事務所まで広い自動車用の専用道路、それと、同じような道路がすぐ横にありまして、こちらの生徒専用の道路でございます。緑の芝生と樹木の中に校舎がありましたが、運動場はトラックを残して芝生で管理されていました。このようになるまでには大変な苦労があったそうでございます。現在も維持管理に苦労されておられるようにでございます。

この学校は、大学の研究施設のように、騒音、ほこりなどはなく、緑の芝生に囲まれて風はやさしく日差しは柔らかく、生徒にはすばらしい環境でございました。

質問でございますが、現在人吉市内の各学校には芝生のある運動場はございません。人吉市の運動場の整備方針についてお尋ねします。また、運動場が未整備の学校はあるかもお尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

運動場に芝生をということで上村の中学校の例も述べていただきました。私も上村中学校は前から西日本一ではなくて、日本一だということを言って回っております。すばらしい環境でございます。ただ、今度あさぎり町に中学校１校ということで、上村中学校にするのか、免田中学校にするのか私非常に関心を持って見ているところでございます。

さて、小中学校の運動場の整備方針、未整備の学校はあるかということでございますが、屋外運動場の整備につきましては、文部科学省の施設整備方針がございます。小学校、中学校で若干の違いがありますが、主な趣旨は、１、必要な面積、形状等を確保するということ、２番目に、構造及び仕様は、表面が平らにし、滑らかにし、適度な弾力性を備え、適度な保水性と良好な排水性を確保する。三つ目に、表層部分の材質は維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動の内容に最も適した種類を選定するなどを考慮して計画設計することが重要であるとなっております。

このような指針に基づきまして、教育委員会は必要な面積の確保、良好な排水性の確保を図るとともに、維持管理の簡便性やほとんどの運動に適しているということなどから、土による整備を進めてきたところでございます。一通り全部の学校におきまして整備事業を終了しております。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　２回目の質問でございますが、運動場の整備につきましては、指針に基づいてされているそうでございますが、運動場の排水についても、各学校とも整備が終わっていると私は聞いております。ですが、暗渠排水工事といいますか、水はけがよいような施設も一緒に工事されているのか。それは施設はすべての学校が終わっているのかというのをお聞きしたいと思います。

また、運動場には、風が強く吹く場合は、夏でも冬でも季節を問わずに砂ほこりが舞い上がります。学校の周囲までほこりをまき散らしますが、周囲の方は大変困っておられると聞いたこともございますが、このほこり対策についてはどういうことで整備されたのかを一つ。

それと、屋外の体育授業にはほこりはつきものでございますが、少しでもほこりを少なくするためには、運動場に芝生を植えるのが最善の方法かなと思いますが、芝生の運動場について、よい点と悪い点について教育長はどう考えておられるのかお尋ねいたしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

市内の全小中学校で暗渠排水、またはそれに準ずる工事をしております。非常にどこの学校も排水はいいように思っております。

また、砂ぼこり対策でございますが、整備事業により排水性の確保などから、粘土質の微細な粒子の土から粗い粒子を多く含んだ土にかえてきておりますので、以前ほどは微細な砂

ぼこりが舞い上がることはなくなっていると思います。

しかし、運動会などたくさんの児童生徒が一斉に運動を行ったときや、風の強い日にはやはり議員御指摘のとおり、周囲の住民の方々に御迷惑をかけているところがあると考えています。それでも、地域の方々には、学校や元気に育つ子供たちを温かい目で見守りいただいておりまして、心から感謝いたしております。

さて、御指摘の土の場合のメリットでございますが、ほぼすべての屋外スポーツに適していること、維持管理経費がほとんど不要であること、グラウンド全面の平滑性が保てることなどであり、デメリットは議員御指摘のとおり、やはり砂ぼこりの飛散が一番大きなものであると考えております。

聞きましたけれども、すべてのスポーツに適しているという答えが多かったようでございます。それに対しまして、お尋ねの芝生の場合ですが、メリットとして、芝の柔らかさ、クッション性からけがをしにくいため、子供たちがよく外で遊ぶようになると言われております。また、砂ぼこりの飛散がほとんどなくなること、夏季の照り返しや気温上昇を抑制すること、緑化による癒し効果なども上げることができると思います。

芝目の場合のデメリットですが、芝生化の工事費が高額であり、維持管理に経費がかかること、維持管理が煩雑であること、芝の養生期間が必要であり、使用ができない日がふえることなど上げることができると思います。

私も質問を受けまして、校長、体育担当、かなりの先生から聞いたんですけれども、まず、すぐデメリットの方を上げてこられました。全国的には、1970年代に文部科学省の補助事業により、かなりの数の学校で運動場の芝生化に取り組んだことがあったようです。その当時の記事等を調べてみますと、学級増で生徒数が増加し、狭い校庭で多数の生徒が利用したため、芝生の状態が悪化した。養生期間を設け、運動場の使用を休止としたことにより非常に苦情が出た。また、教師に芝刈り、散水などの維持管理に多くの負担を強いる結果になったなどの理由で、ほとんどがまた土の運動場に戻ってしまったという経緯があるようにございます。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　芝生化する場合、工事費が高額であると言われますが、さっきお尋ねしました運動場の整備については、もう暗渠排水等をされて、排水面は十分できているかと思います。芝は上に乗せるだけかなという感じがいたしますが、いろいろな技術がいるかと思いますが、芝生にしますと維持管理に非常に手間がかかって、お金がかかるということがわかりますが、私が考えましたこの芝生の利点を上げてみますと、まず芝生化しますと、小鳥が集まって子供たちが裸足で入れるということが非常にいいことだと思うし、砂ぼこりや反射光で目を傷めない、また、空気が澄んで風が優しくなる。そして、裸で寝転ぶことが

できるということでございます。また、芝生の方、重要なことは、自然に優しく人にも心地よい風当たりをさせるということでございまして、こういう環境が児童生徒に教育を教える非常にいい場じゃないかと考えます。

昔から有名な日本の庭園については、いろいろな庭園がございますが、どの庭園も手間をかけ、時間をかけて職人と言われる人たちが、その公園を整備して、長年、何十年とわたってつくり上げてきたものでございます。10年、20年と簡単にできるものはございません。これらのことも考えて、芝生のある運動場、または校庭は児童生徒の教育に最も適した環境でございますので、つくっていただきたいと思うのでございますが、その見本は、上中学校、これ現在の姿になるのに少なくとも60年はたっていることは、これは間違いないと思います。これ、現地で上村の人に私は聞いていますから、それで、芝生のある運動場について、教育長はどんな考えを持っておられるのかちょっとお尋ねしてみたいと思いますが。３回目です。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

議員がお上げになりました芝生のメリット、全くそのとおりだと思っております。私もたくさんの学校を回りましたけれども、芝生があったらなと思ったこともありました。しかし、さまざまな利点があると認識しておりますけれども、多くの課題も抱えております。例えば、歴史の広場に芝張りをやりましたけれども、人吉市東小学校の運動場を全面的に芝生化した場合、芝張りの導入経費だけで約2,000万円ぐらいかかるようでございます。さらには、運動場は表面が硬くなっておりますので、芝生に適した土を入れかえるための工事費が必要でございます。あるいはスプリンクラーの設置費、芝刈り、水やりなどの維持管理経費などが必要になってまいります。また、芝生を良好な状態に保つためには、季節や天候にかかわらず常時必要とされる維持管理の煩雑さ、養生期間はグラウンドの使用ができないことなど、さまざまな課題がありまして、現段階では、運動場の芝生化は難しいと考えております。

しかし、まだ全国的に芝生化整備率は低いものの、文部科学省も公立学校の校庭芝生化を後押ししております。地球温暖化防止などの環境問題、砂ぼこりの解消、児童生徒の体力向上といった視点から導入を検討する学校もふえてきております。全国的には４％ぐらいだろうということでございますが、文部科学省も後押しをしております。

したがいまして、今後、学校の意見、希望を十分聞きながら、部分的な芝生ゾーンといいますか、全体ではなくて、例えば、トラックの外側、運動場の周りに芝生を植えるとか、あるいは一番子供たちが座って遊べるようなとこ一部分に芝生を植えるとか、部分的な芝生ゾーンの設置などを含めまして、調査研究をしてまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　それでは、教育長と運動場の整備についてやり取りしてもあれです

が、最後に、運動場の整備について市長にお尋ねしてみたいと思います。

先月、11月28日、これカルチャーパレスの小ホールにおいて、人吉の総合型地域スポーツクラブの「カルヴァーリョ・ラッソ人吉」の設立総会が開催され、記念講演会がありました。このとき、ロアッソ熊本の監督の池谷友良氏がＪリーグと総合型クラブと題して講演されたのでございますが、この講演の前にプロジェクターで映されて、スクリーンに入ってきた画面があるんですが、その画面の中に芝生のある校庭が全国で1,492校があるというのが映されたもんですから、数だけ私は1,492校というのだけ書いたわけでございます。それで、この1,492校という数字が大きいか小さいかはちょっとわかりませんが、今の児童生徒にとって運動場が必要だなということを教えているんじゃないかって私は感じました。そのことで、学校に芝生をということで質問するわけでございますが、運動場は体力とか運動能力の向上だけではなく、校内を緑豊かな環境に整備して、児童生徒の感性というんですかね、それを育むことが教育の一環だと私は考えております。砂の運動場には、手間も維持費もかからないようでございますが、これ教育長がおっしゃるようでございますが、芝生の運動場は手間も暇も維持費もかかります。ですが、今の食の大切さですか、地産地消が言われていますように、小さいときから子供たちには大事なことは手間暇をかけて、お金をかけて育てるもんじゃというところを教えるのが学校教育の一つではないかという気がいたします。

人吉球磨の同じ経済圏域にある上中学校が、敷地は教育長は日本一と言われましたが、本当広かったです。行ってみたら、そこが一面もう芝生でございました。この校庭と運動場は、本当に今現在はあさぎり町でございますが、その人たちが時間と労力をかけて管理されておるところでございます。それで、私の希望といたしまして、市内の小中学校の運動場、この校庭などに芝生にかえていただく必要があるのではないかという感じがいたしまして、市長にお尋ねするわけでございます。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。上中学校は乗用式の芝刈り機を設備されておられるというふうに聞いているところでございますが、いずれにしましても、そういう乗用式の芝刈り機があったとしても、その芝の維持管理というのは大変であるというお話を聞いたところでございます。しかし、芝生には、議員がおっしゃるとおり、環境上の効果、または教育上の効果などたくさんの利点があるというふうに認識をいたしているとこでございます。全国には、小・中・高４万近くあるそうでございますけれども、そのほとんどが土の運動場と。徐々に芝生化が検討されているようでございますが、運動場を芝生に転換としていくというのは、今後のやはり課題ではなかろうかなというふうには思っております。教育長が答弁しましたように、今後調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　市長の答えでは今後検討するということでございますが、私が上中

学校に行ったとき、校長先生が乗用芝刈り機に乗って芝を刈られるそうです。そして、手間がかかるし、時間もかかりますから、その周りの人にやっぱりお手伝いしてくれというようなことも聞いております。やっぱりあれだけの芝生を管理するというのは、やっぱり学校だけではちょっと無理かなと思いますし、シルバーの人が月３回ですか、そのくらいぐらい来て、整備をされるということも聞いてきました。今後検討をされるとき、やっぱり一応上中学校を参考にしてもらって、いろんな芝の管理、すると、維持関係のお尋ねなられたらいいのではないかということにしまして、この芝のことについては終わりたいと思います。

それでは、次に石野公園の行政改革ということで出しておりますので、石野公園のことについて質問いたします。

石野公園については、平成17年３月に一般質問いたしております。そのことについてお尋ねいたしますが、平成17年の４月から公園の入園料は無料化されましたが、その後の入園者の増減、ふえていったのか減ったのかということが一つ。それから、ひなまつりにあわせて秋吉コレクションの展示が始まったと思いますが、いつから展示が始まり、この秋吉コレクションを展示した効果で入園者は増加したのか。それから、現在、石野公園ではアンケートを出されております。こういうアンケートなんですが、このアンケートを出されておりますが、この結果をどういう方法で反映されるのかというのをお尋ねしてみたいと思います。

それから、今石野公園では展示室があるわけでございますが、この展示室は秋吉コレクションが展示されておりますが、この展示室の企画立案はだれがするのか、どこがするのかというのをこの４点を最初にお尋ねしてみたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

平成17年の４月から石野公園の入園料の無料化に伴う入園者数の増減についてでございますが、有料であった平成16年度の年間総入園者数が４万7,070人に対し、無料化した平成17年度の年間総入園者数は８万1,895人と対前年度比174％の増加となっております。

次に、秋吉コレクションの展示に伴い、入園者数は増加したのかという御質問でございますが、郷土玩具収集家の秋吉元氏が全国から集められた土雛や郷土玩具など約2,000点を平成15年から石野公園に展示いたしております。ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会による人吉球磨ひなまつりと相まって、期間中の２月、３月の入園者数は他の月に比べて群を抜いて増加しており、秋吉コレクションの雛人形展示による効果は大きいものと考えられます。

次に、入園者のアンケートの結果がどのように反映されるのかという御質問でございますが、このアンケートは平成19年３月から実施しておりまして、内容につきましては、お客様の性別、年齢、住所、職業、来園回数、交通機関、見学施設、体験した工房、感想などをお尋ねいたしております。このアンケートの結果によって、対象年齢やお客様の志向等を考慮し、各工房の内容見直しや石野公園まつり等のイベントの内容等にも生かされており、入園

者の誘客に活用しているところでございます。

次に、展示会の企画立案についてでございますが、石野公園の各工芸館の職員、それから、売店の販売員、販売業者等から組織する石野公園企画委員会と協力し、観光振興課において企画立案を行っております。

先般、企画委員会からの提案により、ふるさと創生資金で購入しました工芸品等の展示を10月、11月にかけて行っております。ひなまつり期間終了後は再び開園20周年記念石野公園収蔵品展と銘打ちまして、季節ごとにテーマをかえてさまざまな工芸品、美術品を展示していく計画でございます。

以上、お答えします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　石野公園の入園者が前年比の174％の増加があったようでございますが、その物産館の売上とか、各体験館の入場者数も増加したのかなという判断がいたしますが、ここに出された資料によりますと、まだ18年、19年も増加しているようでございますので、今後の入園者の変化を楽しみにしてみたいと思います。

それから、アンケートについてでございますが、昨年から始められたということで、結果の理由についてはまだわからないと思いますが、アンケートについて、私が石野公園で見ましたときに、これが暗いところに置いてあるんですよね。これ見るのを、えんぴつとともに。これを見るときに非常に書きにくいんです。暗いところですので、読まれない。そういうところと、文字が小さいからちょっとまた余計見にくいわけでございますが、これを裏と表を使って二つに分けて字を大きくして書いていただければ、このアンケートの回収率がもっと上がるのではないかなという感じがいたしましたので、改良してほしいのかなと思います。

それから、展示館の企画立案についてですが、秋吉コレクションはもうずっと年間を通じてやられているようでございますので、先月やったですか、ちょっと違った収蔵品を展示してございましたが、秋吉コレクションの雛人形自体については物すごく立派なコレクションでございますが、あれを１年じゅう展示しておくには非常に疑問があると私は考えます。

それで、秋吉コレクションを展示したときに、入園者がふえる２月、３月とか５月、そういうときは秋吉コレクションも結構でございますが、ほかのときには、展示館が持っている収蔵品、あれらをもう少し展示されたらいいのではないかなという気がいたします。

今の回答では、今後いろいろの季節ごとにテーマごとに展示を考えられているようでございますので、来年の開園20周年ですか、それにその収蔵品の展示をどうされるのかというのを楽しみに待っていたいと思います。

それで、質問でございますが、現在の石野公園の増加者は、第３次人吉市行政改革大綱の取り組みの成果と私は考えております。それで、平成20年５月14日の全員協議会で報告されました事業の検証報告については非常に低い結果が出ておりますが、その理由と原因につい

て何か、その原因は何かということをお尋ねいたしたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

第３次人吉市行政改革大綱、人吉市行政経営計画書実施計画の100項目の取り組み事業、検証報告についての結果で、石野公園伝統工芸の村管理運営委託の検討の取り組みが成果が低い点数となっていたということでございますが、この効果の項目が、工芸館管理運営委託費を初めとした経費の削減は実行いたしたものの、ハード面の整備が遅れていること、また、費用対効果の項目で、民間企業への管理運営業務委託を検討するとなっておりましたが、実施できなかったと。そのために低い評価となったようでございます。

以上、お答えします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　今その理由と原因をされましたが、経費の節減は、管理への委託料を削減したとかいろいろな効果が上がっております。それで上がっておりますが、ここに人吉市の集中改革プランというのがございます。今言われた民間委託はここに載っておりますが、公の施設管理は民間委託の推進ということでございますが、この公の施設の管理委託に関する取り組みとして、指定管理者制度の導入、業務委託等の検討というところで上がっておりますのが石野公園でございます。石野公園の今後指定管理者制度が導入されていくのかというのを一応お尋ねしてみたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　指定管理者制度の導入につきましては、石野公園の建設当時から地元との間で売店の販売員の雇用に関する話し合いが持たれたようでございまして、平成元年の開園時から現在までの売店販売業務を、地元町内などの方々に委託している経緯がございまして、生活基盤もできているようでございますので、直営で運営を行っている中で、このような問題を解決しない状況での指定管理者への移行は大変難しいものがございます。したがいまして、当分の間は、市直営で管理運営を行いながら、管理体制と施設の大幅な経費の削減、それから、関係者の意識改革を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　一定の石野公園についての質問をいたしましたが、この石野公園の行政改革について、石野公園の民間委託、指定管理者等は導入せずに、当分の間直営でいくということでございますので、市長に最後にお尋ねしたいと思いますが、石野公園は都市公園として、また、クラフトパーク石野公園としての二つの公園の顔がありまして、クラフトパーク石野公園の方の活用が常に問題となってくるわけでございます。管理者は、入園者をふやすように非常に努力されていると考えておりますが、なかなかふえないようでございます。クラフトパーク石野公園は、体験をするための公園でございまして、そのために、民工とかかじ、陶芸、木工などの体験館がございます。それで、この体験する観光客の人たちが

来るようなところに、観光客に来てくれというところでお誘いするようなパンフレットを配るとか、そういうことができないのかなという気がいたします。今人吉の国宝青井神社にはたくさん人が来られますが、あの人たちが直接石野公園に行っても、あすこでは体験できずに、ただ周りをぐるっと見て帰るというぐあいになるのかなという気がいたします。それで、少人数のグループとか、修学旅行生、そういうところの目的を持って旅行する人たち、そういうところにいって呼びかけるような政策、そういうのが考えられないか、市長にお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。石野公園の工芸体験を目的とした観光客の誘致についての御質問でございますが、少人数グループへの対応につきましては、旅の雑誌、パンフレット等での石野公園の体験内容の紹介により魅力を発信し、誘客してまいりたいというふうに思っているとこでございます。修学旅行の生徒さんの勧誘につきましては、ほとんどの場合、旅行社の取り扱いとなっておりますので、旅行エージェント等を対象とした商品説明会や観光マーケットにおいて積極的に誘致してまいりたいと思っているとこでございますし、今後、来年の４月25日以降のガイドブック等々にもこれを記載をいたしまして、商品の説明を行ってまいりたいというふうに考えているとこでございます。

以上、お答えといたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　これに人吉新聞がございますが、これきのうの新聞です。中心市街地には住民を対象にした街中座談会というのをされて、そのリピーター獲得に大変力を入れられておりますので、この石野公園のような離れたところの観光地にもリピーターを呼び寄せるようなアイデアをどんどん出していただいて、あすこがもっと入場者がふえるようなことをしていただきたいと思います。

以上、要望いたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　以上で本日の質疑を含めた一般質問は終了いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

発言の申し出

○議長（大王英二君）　ここで執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許可いたします。

○市長（田中信孝君）　長時間にわたりお疲れのとおり大変恐縮に存じますが、議長のお許しをいただきましたので、御提案を申し上げております。議第89号平成20年度人吉市一般会計補正予算案（第５号）の原案訂正をお願いいたしたいと存じます。これは、介護保険特別会計繰出金の計上誤りによるものでございまして、第１表歳入歳出予算補正の歳出を訂正するものでございます。第１表歳入歳出予算補正の歳出のうち、３款民生費、１項社会福祉費を704万円の増額訂正、14款予備費を704万円の減額訂正するものでございます。予備費との

組み替えでございますので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。正誤表及び訂正箇所を差しかえた予算書につきましては、議員のお手元に配付をさせていただいておりますが、詳細につきましては、担当部長から御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御協賛を賜りますようにお願いを申し上げます。

以上でございます。

○企画部長（荒巻　通君）　お疲れさまでございますが、まことに申しわけございません。私の方から議第89号平成20年度人吉一般会計補正予算案（第５号）の原案訂正につきまして、補足説明をさせていただきます。お配りいたしました差しかえ後の予算書28ページをお願いいたします。それから、正誤表は３ページでございます。28ページと３ページでございます。よろしいでしょうか。３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費、28節繰出金において、介護保険特別会計繰出金を、訂正前は96万5,000円計上いたしておりましたが、これは、事務費等繰出金のみの計上でございまして、介護給付費繰出金704万円の計上が漏れておりました。したがいまして、この部分を追加し、介護保険特別会計繰出金を800万5,000円に訂正するものでございます。

次に、予算書の50ページをお願いいたします。14款予備費を704万円減額訂正し、補正額を439万5,000円から1,143万5,000円に減額訂正するものでございます。これらの訂正により、第１表歳入歳出予算補正と事項別明細書を正誤表２ページ、３ページのとおり修正いたしております。なお、予備費との組み替えでございますので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

議員各位には大変御迷惑をおかけいたしまして、まことに申しわけございません。今回の誤りは予算の調整において一般会計と特別会計との連携がとれなかったことから生じたことでございます。今後はこのようなことがないよう、連携を密にしていきたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、御了承いただきますようによろしくお願い申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

○議長（大王英二君）　ただいまの申し出については御了承願います。

執行部に申し上げます。議案の上程に当たっては内容を十分確認の上、提出をされるよう注意願います。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで日程の追加についてお諮りいたします。議第105号を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　議第105号

○議長（大王英二君）　執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　ただいま追加提案をいたしました議案につきまして御説明申し上げます。議第105号人吉市国民健康保険条例の一部改正案は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成20年12月５日に交付され、平成21年１月１日から施行されることに伴い、産科医療補償制度に加入している分娩機関で被保険者が出産した場合の費用が増額されることから、出産育児一時金を引き上げるため、条例の一部を改正するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大王英二君）　本件について質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後７時５分　散会

平成20年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第４号）

平成20年12月11日　木曜日

１．議事日程第４号

平成20年12月11日　午前10時　開議

日程第１　議第 89号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）
日程第２　議第 90号　平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第３　議第 91号　平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第４　議第 92号　平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第５　議第 93号　平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第６　議第 94号　平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）
日程第７　議第 95号　人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第８　議第 96号　人吉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第９　議第 97号　人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10　議第 98号　人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11　議第 99号　人吉球磨地域交通体系整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12　議第100号　人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13　議第101号　工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
日程第14　議第102号　市道路線の認定について
日程第15　議第103号　損害の賠償について
日程第16　議第104号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第17　議第105号　人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18　一般質問

１．川　野　精　一　君
２．三　倉　美千子　君
３．西　　信八郎　君
４．松　岡　隼　人　君
５．村　上　恵　一　君

日程第19　委員会付託

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

・委員会付託

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

3．出席議員（20名）

1番	松　岡　隼　人　君
2番	井　上　光　浩　君
3番	豊　永　貞　夫　君
4番	川　野　精　一　君
5番	笹　山　欣　悟　君
6番	村　上　恵　一　君
7番	西　　信八郎　君
8番	松　田　　茂　君
9番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

―――――――――――――――――――――――――――――――――

4．説明のため出席した者の職氏名

市　　長	田　中　信　孝　君
副　市　長	林　　健　善　君
収　入　役	大　松　克　己　君
監　査　委　員	篠　﨑　國　博　君
教　育　長	鳥　井　正　徳　君
総　務　部　長	深　水　雄　二　君
企　画　部　長	荒　巻　　通　君

福祉生活部長	尾方　篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前９時59分　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。

○４番（川野精一君）（登壇）　おはようございます。４番議員の川野精一でございます。ことしも、あっという間の１年でございました。その間、自分自身も勉強不足であることを思い知らされております。もっともっと努力しなければならないと思う今日です。

それでは、通告に従いまして、今回は、１、観光振興、市のグランドデザイン構想における観光案内看板設置の進捗状況について、２、教育行政、学校支援ボランティアへの補償制度について、３、市民の声より、市道祇園堂栗林線道路工事についての３点について質問いたします。

まず、１点目の観光振興についてですが、私は、家業の旅館業の関係で、同業者やさまざまな旅行業界の方々とお会いする機会があります。世界的な不況風が吹く中、各地の観光地も観光客獲得に向け大変な努力をされておりますが、その中で、「人吉市はいいですね。ＳＬ運行が決まり、これからですね」という声をよく聞きます。また、旅行エージェントからは、人吉を旅行商品にしたいので、魅力あるまちづくり、つまりは受け皿づくりを急いでくださいとの意見もいただきます。

私は、魅力あるまちづくりには黒川温泉や門司港レトロのようなグランドデザインが必要と考えていますし、田中市長からも市のグランドデザインについての御発言があったと記憶しております。今回は、その中でも急務と思われる観光案内看板について、過去に統一デザインで作成していきたいとの御発言がありましたが、現在の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

以上、１回目の質問とさせていただきます。

○市長（田中信孝君）　皆様おはようございます。川野議員の御質問にお答えをいたします。

市のグランドデザイン構想に基づく統一デザインのサイン、観光案内板設置の進捗状況についての御質問でございますが、現在、グランドデザイン構想は検討の段階でございまして、まだそのグランドデザインに基づいたサイン、観光案内板の設置には至っていないところで

ございます。

ただ、グランドデザイン構想の考え方といたしまして、市の現在、そして未来にわたるイメージの基本となるものという位置づけをいたしておりますので、ここに住んでおられる住民の皆様、本市においでになられるお客に対し、人吉らしさ、または人吉ならではという統一されたデザインによる姿、形、色など、さまざまな雰囲気づくりをしていく基本的なイメージと考えておるところでございます。

その中で、現在、人吉駅周辺や人吉城址、また、さまざまな中心市街地に織りなす観光拠点に関して進めております整備計画におけるグランドデザインが今後のモデルケースとなり、本市の基本的イメージがしっかりとした形になってあらわれてくると考えているところでございます。そのあたりを注視しながら、早急に進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。駅周辺及び人吉城址、また観光拠点に進められる整備計画がモデルケースになるということですが、民間においても案内看板への要望が多々出てきております。人吉温泉観光協会の魅力ある観光地づくり委員会では、観光ルート開発事業で市内を徒歩で回った際に、案内看板や地図看板等の不備が上げられておりました。このように、サインや観光案内看板に関する民間の意見をどのようにグランドデザインへ活用されていかれるのでしょうか、お尋ねいたします。

以上、２回目の質問といたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

サイン、案内板について、観光協会からの調査報告等、民間の意見をどのようにグランドデザインの中に盛り込んでいくのかという御質問でございますが、調査の結果は、まだ私自身、拝見させていただいていないところでございます。ここ二、三日うちに拝見させていただくつもりではおりますが、本市にふさわしい観光案内板について、さまざまな場面で本当に人吉市の今後の観光政策を皆様真剣に御検討いただいていることには、まことにありがたく、心から敬意を表する次第でございます。

ただ、行政でできること、民間でできること、すなわち自由闊達に想像力あふれたアイデアを盛り込んでいただけるようにと、今後、民と官が協力をいたしまして、総力を駆使し、一体となって取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。この件につきましては、仮にプロジェクトチームを編成される場合、民間の登用を強く要望いたします。

また、来年４月25日のＳＬ運行開始、そして、後の九州新幹線全線開通と、急ぎ魅力ある

まちづくりを進めなければなりません。ＳＬ運行、九州新幹線全線開通に向けて、グランドデザインに関する市長の指針及び今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

以上、３回目の質問といたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

グランドデザインに対する市長としての指針及び今後のスケジュールということでございますが、この人吉市、地球上にここしかないこの人吉市というこのまちをどのように表現していくのか。例えば、きのう松田議員の質問でお祭りというテーマがございましたが、やはりこの人吉を何かにか特化していかなきゃいけない。そうでなければ、この人吉市の魅力は光り輝いていかないというふうに思っております。その特化するテーマとしては、もう当然のごとく相良家810年の歴史、文化、そして山や川の自然、それを活用したさまざまな娯楽というものが上げられていくだろうと思っております。

よって、そういうイメージをぜひぜひ大切にしながら、よく人吉は九州の小京都とも言われますけれども、ある意味、私は西の鎌倉でもあるというふうにも考えているところでございます。平安末期からの神社仏閣、そして仏像等々、熊本県の全部の文化財の７割がこの地域に点在しているわけでございまして、それをどう特化するかというのが一つ大きなグランドデザインの作業の中で重要な項目になってくるだろうというふうに考えているところでございます。

そしてまた、まさにこの時期は人吉市観光浮揚の千載一遇のチャンス、ある意味、100年に一度のチャンスではなかろうかなと思っております。まさに時のなせるわざといいますか、それが今一挙に到来をしているということではなかろうかと思います。

歴史的に申せば、今から1200年前、創建されました青井阿蘇神社が６月９日には国宝に御指定いただきましたし、相良氏が810年前この地に足をおろし、そして営々として築かれてきた、また400年前には相良清兵衛氏等々によります築城であり、青井阿蘇神社の改築であり、大橋の建立であるというふうな、まさにすべての時が今やここに集中をしてきているという、そういう感じを持つわけでございます。

ちょうど100年ほど前に目を移しますと、日本近代化の象徴である鉄道というものが肥薩線開通として本地域に飛躍的発展をもたらしましたし、そのおかげで球磨川下り、人吉温泉の魅力というものも大きくクローズアップされたのではなかろうかなと思っているところでございます。

そして、ちょうど20年前には、陸の孤島と言われてきましたこの地域に高速道路が全線開通をし、全国展開できるところまでになり、本市を取り巻く観光の環境整備が整ってきたということでございます。

このような状況の中で、残る課題は、当然おっしゃるとおり、地元の受け皿づくりということになってくるのではなかろうかなと思っております。そこで、きのうもお話しましたと

おり、町なか座談会を通しまして、どのような受け皿づくり、民間と、そして行政とが一体となって協働できるかということをお伺いしたところでございます。

これまでの経過を見ますと、鹿児島や宮崎、熊本周辺の観光誘致活動からは、残念ながら、この地域は一歩おくれてきているという感は否めないというふうに思っております。来年も２月１日から３月31日まで「人吉球磨は、ひなまつり」が展開されるわけでございますが、４月25日から、せめて１月以上はこの人吉球磨を土曜・日曜日だけ大いにクローズアップしていただく仕掛けを我々は行っていかなければならないというふうに感じていることでございます。

具体的にというのは、これから１月に精力的にそれを取りまとめていかなければならない、そして準備に入り、４月25日を迎えると。先ほど申し上げましたように、土曜・日曜日、どう我々行政と市民の皆様方とが一体となって観光客の皆様方を52分間の間に、または２時間30分の間にお迎えし、おもてなしをするかというのが最も重要な喫緊の課題であるというふうに観光においては思っているところでございます。できれば、４月25日から１月余りは「人吉ジュグリット博覧会」というテーマで、このお客様の受け入れとおもてなしをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

来年のＳＬ運行開始、平成23年には九州新幹線開業が控えている今、これらに間に合うように、また観光誘致の強力なライバルとなっている他地域にぜひとも肩ぐらいは並べさせていただいて、できれば先んじていくことができるような方向性を持った人吉らしさ、人吉ならではというデザイン構想を先行して進めることができるものは進め、10年後、20年後、その先までも見通した中で進めていくことも視野に入れながら、その上で市民の皆様の英知を結集した市民の皆様が納得できるものを、できれば皆様自身の手でおつくりいただくというのが最上の策というふうに思っているところでございます。ぜひそうしていただきますよう御理解と御協力を市民の皆様方にお願いする次第でございます。

以上、お答えといたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。田中市長のお考え、また一つひもとかせていただきまして、よく理解させていただきました。

また、これは旅行業界の動きでございますが、来年、私どもは１年を上期・下期という形で旅行商品造成の関係から呼んでおります、正確には上半期だと思いますが、４月１日から９月末までの上期、数社の大手旅行エージェントの商品の中に、鉄道を中心とした人吉の商品が組み込まれております。と同時に、鹿児島県下の観光地も必死のセールスを行っている現状があります。確かにＳＬ人吉は人吉駅に２時間半ほど停留いたしますが、市長も言われました、50数分間後にはしんぺい・いさぶろう号が接続しますので、鹿児島方面にお客様が流れる可能性が大であります。当市としましては、期待感ももちろんですが、それ以上の危

機感を持って当面の課題に取り組んでいかなければなりません。市長がよく言われる、スピード感をフルに発揮していただきまして、統一デザインの看板等も予算づけしていただいて、ぜひとも強く要望するところでございます。

また、2003年の小泉内閣が提唱されました「ビジット・ジャパン・キャンペーン、ようこそジャパン」、以降順調に伸びてきた訪日外国人の旅行者数は平成19年の１月から12月、熊本県計で41万人の宿泊客を記録しております。これは全国で12番目に当たる数字でございまして、多くは阿蘇地区への宿泊がほとんどなんですが、国別では韓国、台湾、アメリカ、中国、香港の順になります。現在、韓国はウォンの大暴落、それから中国は経済失速と言われておりますが、看板設置に当たりましては、英語、韓国語、中国語の表示も要所には必要ではないかと思いますので、県、それから広域行政とも協議の上、ぜひ行っていただきたいと思います。

また、人吉温泉観光協会事務局が市の観光課長の名前が県の外国人観光客誘致連絡協議会の中に記されております。市としても今後の訪日外国人の旅行者数の推移を見据えてほしいというふうに思います。

また、統一デザインができるまで、地元の要望があっても設置ができない公共施設関係の看板があるやもしれません。調査をお願いしまして、万一ございました場合には、仮設看板等の設置を設けていただきまして、地域ニーズにスピード感を持っておこたえいただきますよう要望いたしまして、この項の質問を終わりたいと思います。

続きまして、教育行政、学校支援ボランティア等の補償制度につきまして質問いたします。

平成18年に改正されました教育基本法では、社会が複雑・多様化し、子供を取り巻く環境が大きく変化する中で、学校がさまざまな課題を抱えているとともに、家庭や地域の教育力が低下し、学校に過剰な役割が求められるようになった今日、これからの教育は学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとに進めていくことが不可欠として、第13条に、学校、家庭及び地域住民、その他の関係者は教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとするという規定が新たに盛り込まれました。これを具体化する国の方策が人吉市では本年度から二中校区の４小中学校がモデルとして認定されました学校支援地域本部であり、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的としています。

また、これにより教員や地域の大人が子供と向き合う時間がふえるなど、学校や地域の教育活動のさらなる充実が図られるとともに、地域住民がみずからの学習成果を生かす場が広がり、地域の教育力が向上することが期待されるとされています。

このように、これからの学校は、地域の人々に支えられ、教師と子供が向き合う十分な時間が確保されることにより、学力の向上や子供の発達に応じたきめ細やかな教育が実践されると期待しておりますとともに、微力ながら協力の志に燃えております。

昨日の仲村議員の御発言にありました「子供たちによい感性をはぐくんでもらうためには手間暇かけた教育が必要だ」、この言葉も可能になるのではないでしょうか。

また、現在では老人クラブの皆様による子ども王国保安官の御活躍で、子供たちの安全が守られていますことは、子を持つ親として感謝にたえないところです。今後ますます学校支援ボランティアの方々に御協力いただく機会がふえてまいります。

そこで、この項１回目の質問ですが、ＰＴＡ会員には保険がありますが、ＰＴＡ活動を除く学校ボランティアの御支援で事故等がこれまでありませんでしたでしょうか。過去３年余りで教えていただきたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

過去３年間にＰＴＡ活動を除く学校におけるボランティア活動に伴う事故等がなかったかというお尋ねでございますが、各学校に再調査を行いましたが、なかったようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。事故がなくて本当によかったというふうに思います。また、本件につきましては、市内全小中学校を再調査していただきまして、どうもありがとうございました。調査協力いただきました各学校の御担当へもお礼申し上げます。

それでは、次に、学校支援ボランティア等の補償制度はどういうふうになっているのでしょうか。２回目の質問といたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

学校支援ボランティア等の補償制度についてでございますが、市が契約いたしております損害賠償保険は二つでございます。

まず、一つ目は学校災害賠償補償保険でございます。この保険は、市が設置いたしました学校施設等におきまして、その欠陥や管理業務上の過失、業務遂行上の過失等による事故に起因して、児童・生徒、または第三者が身体を害し、または財物の損壊をこうむった場合に補償する制度でございます。

二つ目は団体総合補償制度費用保険でございます。この保険は、各学校における総合的な学習の時間に地域の方々に御指導をしていただいておりますが、その指導に伴う指導者のけが、事故等を補償する制度でございます。

また、ことしの夏休みに試行といたしまして人吉東学校と人吉西小学校３年生を対象にリテラシー学習支援事業を実施いたしましたが、指導等のボランティアの方々には、ボランティア活動保険に加入して対応したところでございます。

なお、二中校区学校支援地域本部事業につきましては、学校支援ボランティア保険に加入する予定でございます。この保険は、地域住民ボランティアから地域コーディネーターまで幅広く対象といたしまして、教室での学習補助やクラブ活動指導など、学校支援活動におけ

るけがや事故に対して補償する制度でございます。

今後、地域住民ボランティアの方々が安心して活動していただけるように、事故防止はもとより、保険制度を含めた体制の充実をさらに図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。まずは事故のないよう配慮することが一番ですが、万一の際の補償は必要不可欠だと思います。部長御答弁のとおり、ボランティアの方々が安心して参画できる体制の充実をよろしくお願いいたします。

また、各学校におかれましては、各種行事等で事故のないよう配慮されていらっしゃるとは思いますが、車両同士の接触事故とか、物損事故とか、軽微な事故等があった場合も、できれば情報を共有して対策につながるようなシステムを教育委員会でおつくりいただければというふうに御要望いたしまして、この項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、市民の声より、市道祇園堂栗林線道路工事についてでございますが、この区間、特に万江川橋から天狗橋間が汚泥再生処理センター建設に伴う条件整備事業と新球磨川架橋紅取橋の関連工事で工事が多く、工事車両等もふえましたことから、地域小学校保護者から登下校中の事故を危惧する声を工事のたびに多数いただきます。今回、万江川橋たもとから汚泥再生処理センター、水道局方面への道路の拡張工事が始まっており、最近まで水道工事も同路線で行われていましたので、再び声が届きました。

今工事は、いつまで行われるのでしょうか。また、児童・生徒の登下校時の安全対策をどのようにお考えなのか。以前にもこれを私、御質問した経緯がございますが、再確認の意味でお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

道路改良工事はいつまでなのかという御質問でございますが、現在、汚泥再生処理センター建設工事に伴う条件整備事業といたしまして、祇園堂栗林線改築工事と城本荒毛線改築工事の２カ所の工事を発注しているところでございます。

祇園堂栗林線改築工事は、中神町の村田セメント工業所のところから天狗橋に向かいまして延長249メートル区間の拡幅改良工事を、平成20年９月８日から平成21年１月31日までの期間で施工を行っているところでございます。

城本荒毛線改築工事は、万江川橋たもとから汚泥再生処理センター入り口までの区間で延長62メートルの拡幅改良工事を、平成20年10月３日から平成21年２月27日までの期間で施工を行っております。

また、今後の工事といたしましては、旧天狗橋取りつけ付近の部分改良工事を計画いたしているところでございます。

次に、児童の登下校時の安全対策はどのように考えているのかという御質問でございます

が、まず、工事施工時間につきましては、通学・通勤時間帯を極力避けるため、午前８時30分から午後５時までといたしております。下校時の対策といたしましては、交通誘導員を配置し、児童の安全誘導を行っているところでございます。また、請負業者は、工事着工前のミーティングで、工事箇所周辺での徐行運転を行うなど、交通安全対策について徹底を図っております。

今後も発注者といたしまして、事故防止のため安全対策には万全を期したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

それから、先ほど御答弁の中で、「旧天狗橋取りつけ付近」と申し上げましたけれども、「天狗橋付近」の誤りでございます。失礼いたしました。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。部長も重々御承知の上であえて申し上げますが、くれぐれも事故のないよう御配慮いただきますよう要望いたします。

なお、保護者からの要望のありました万江川橋たもとの横断歩道設置という件があったんですけれども、以前、待機スペースがとれずに設置が困難との御回答を担当課からいただきました。知恵を絞って安全性を高める努力をしてまいりたいと思いますので、良案が見つかりましたら、御教授いただきたいというふうに思います。

ちょっと時間は早いですけれども、以上で質問のすべてを終了いたします。ありがとうございました。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　皆様おはようございます。川野議員の質問がもうちょっとかかるかなと、心づもりができていませんで、失礼いたしました。

きょうは３日目でございます。３日目ですと、足元が寒い、暖房の音は大きい、そして乾燥する、とっても体にはいい条件ではありませんで、唇はからから、のどはからから、きょうは本当にハスキーな声になっているのですけれども、お聞き苦しい点がありましたら、御了承いただきたいと思います。議員によっては、何しろ議場に入ると、カビ臭かなあという声が１日目から聞こえておりますけど、そういう状況であります。

私の一般質問は１項目でございまして、学童・生徒の保護者から寄せられました学校給食についてでございます。それを２点質問いたします。まず、１点目は給食費の滞納について、２点目は給食費の徴収についてでございます。

通告に従いまして１回目の質問を行います。１点目の給食費の滞納については、一般質問初日の笹山議員の質問と同じですので、重複しないよう質問していきたいと思います。

初めに、私に寄せられました保護者からの訴え、お尋ね、要望を述べてみたいと思います。

まずは、当番で学校の給食費を集めて回っているが、何回行ってもおられない。電話をか

けて行っても出てこられない。また、居留守を使う家庭もある。

２点目に、人間関係を利用し給食費の徴収をした方が滞納が少ないということで、人吉市では保護者が集金するようになっていると聞いたが、集金に回ることで嫌な気持ちになる。人間関係も崩れてしまう。４月に子供会の集まりがあり、班に分かれ、中学生ですと、３年生の保護者が給食係になりまして集金をするということになるそうです。１年間憂うつであると、気が重いというような声も聞こえます。

次に、班によっては何十軒も割り当てられ、毎日集金に回らなくてはならないこともある。大変集まった額も大きく、盗まれたり、なくしたりしないか心配である。また、給料日が締め切り日になっている家庭もありまして、その日を待って集金人が集金に行きますと、お金をおろしに行けなくて払えないときもある。そうなれば、集金する人は困りますし、集金される方は手持ちのお金がなくて恥ずかしい思いをする。できれば給料の入る口座から引き落としてもらう方がよいという希望が出ております。

次に、行政の人は集金している人の苦労をどれぐらい把握しているのかということですね。相手側としましては、市であるようですね。他の市町村では口座振り込みや口座引き落しができるのに、人吉市ではなぜできないのかということ。また、水道料金は市が委託して集金をしている。滞納の催促にも集金をする人が行っているということですね。で、給食費も水道料と同じようにできないのかとのお尋ねもあっております。

それと、給食費を払わない家庭はどうなるのかと、未納のまま卒業してしまった家庭は丸もうけになるのかとのお尋ねもあります。

今、述べましたことを２点に分けて質問いたします。

まず、１点目の給食費の滞納についてでございます。

学校給食を実施している全国の国・公・私立小中学校における平成17年度学校給食費の徴収状況調査におきまして、長野県内の公立小中学校592校中、未納者がいる195校の状況は、未納の児童・生徒数や未納額がここ数年間でふえたかという問いに対しまして、「かなりふえたと思う」が26.7％、「ややふえたと思う」が33.8％、合計いたしますと60％強になるわけですけれども、ふえたというふうな回答になっております。

ここで１回目の質問をいたします。人吉市の各学校の滞納額と滞納数は幾らか、お尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　おはようございます。お答えいたします。

ただいま三倉先生から、徴収上のいろいろな問題等を御説明いただきましたけれども、私も理解をしているつもりでおります。三倉先生も御存じと思いますけど、もともと給食費は子供たちが学校に持ってきていたと思います。それぞれ封筒の中に給食費を入れて、親がそれを「給食費だから持っていきなさい」と、学校に行って、学校のポストに入れて徴収をしていた時代が長い間続いたと思っております。そのころ、未納があったかどうかは、はっき

りしたことはわかりませんが、今のようにはなかったんじゃないか。それは食べた料金は親が払うんだという、そういうのがやっぱり自然にあったと思っております。

しかし、いろいろな経済格差とか、あるいは盗難の問題とか、子供に持たせるのはどうかというようなものが出てきまして、協議をしていただいた結果、今のようなＰＴＡを中心にして地区委員さんとか、そういうことで分担をして徴収をしていただくということになっていると思っております。人吉市は、そのようなことで、どの学校も大体そのようなことで、保護者の方から、ＰＴＡの地区委員さんとか、担当者とか、校長先生とか、そういうことで徴収をしていただいております。

そういうことでやっておりますけれども、滞納額があるわけでございますが、現在、学校・ＰＴＡ一体となって滞納対策に精力的に取り組んでいただいているところでございます。

各学校の滞納額と件数につきましては、これを公表することによりまして、そのせっかく盛り上がった機運が低下すること等あるいは未納家庭の方々がそれをどのように受けとめられるかというようなことで、いろいろな問題が懸念されますので、滞納額合計を述べさせていただきたいと思っております。

滞納額の過去10年分の合計は535万9,701円でございます。１年間に約50万円程度になると思っております。この各学校別の未納額につきましては、学校給食運営委員会におきまして、学校長、ＰＴＡ会長には一覧表を毎年渡してありますので、会長あるいは校長から保護者へおろしていただくことを要請していきたいと思っておりますので、そのようなことでよろしくお願いしたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

「三倉先生」と申しましたけど、「三倉議員」に訂正させていただきます。どうも済みません。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　それでは、２回目の質問に入ります。

ただいま御答弁いただきました、現在の各学校数と滞納額は言えないということですね。現在の滞納額が535万9,701円あるということですけれども、大きいなと思いますので、１年間に50万ですね、平均しますと、それと何食分になるかといいますと、すごく運営が大変じゃないかなと思います。

それと、私は、学校名と金額を出していただきたかったわけですね。でも、公表すると弊害があるということを考えるということですので、それも理解できますが、こういう公表をすることで各学校の意識が変わるんじゃないかなという気にもなります。例えば、競争心が出て、あそこには負けとられん、ちゃんと納めなくちゃとか、そういういい方の成果を期待したいと思っているところでございます。

ここで質問いたします。その表を見ればわかるわけですから、それが出ないわけですので、

滞納に学校差があるか、あるとすれば何が原因だと考えられますか、お答えをお願いいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

大変難しい御質問でございますが、ただいま申し上げましたように、各学校、徴収に大変努力されていると思っております。給食費の徴収に学校差があるかどうかということでございますが、学校の規模、学校の実態などの違いがございますので、そこから多少の差はあると思います。しかし、徴収に対する努力、これはどの学校も頑張っていただいていることには間違いはございません。その差は、例えば生活に困られている家庭がこの校区には多いとか、あるいはこの校区には比較的少ないとか、そういうこと等も上げられると思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　ありがとうございました。努力していただいているということは、よくお聞きしております。

次に、３回目の質問ですけれども、次に滞納者の給食費はどこが負担しているのでしょうかという保護者の質問ですので、お答えいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

納入がおくれている児童生徒の給食費はどこが負担するのかということでございますが、あくまでも保護者に請求し、保護者に支払っていただくように努めたいと思っております。

以上でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　じゃ、４項目の質問に入りますけれども、給食費の徴収については保護者が責任を持って払うべきですし、支払われるまで請求するのも当然だと思います。そのことを給食を開始する前に保護者に十分理解していただく、そういう努力も必要だと思います。

滞納されました給食費の徴収については、各学校の校長先生や学校の担当の先生、またＰＴＡ会長さんが努力されているということは、ほんとに９月議会で笹山議員への教育長の答弁でよくわかりましたし、今度質問するためにいろんなところで聴取をしていった段階でもよくわかっております。ところが、もう少し各学校もそれぞれに努力が必要かなと思った点もございました。

さて、給食費を滞納されますと多くの人に迷惑をかけるわけです。その集まった給食費で給食をつくるわけですので、何か私考えますと、自転車操業かな、滞納をした分が入ってくる、それで補うとかそういうことになると思うんですけれども、ほんと迷惑をかけるということになりますし、それを保護者に知らせる必要があると思います。

文部科学省が平成19年に行いました調査結果では、給食費未納の主な原因というのは、保護者としての責任感や規範意識の欠如が60％、保護者の経済的な理由が33.1％、その他が6.9％になっているという、これも９月に教育長もおっしゃっておりましたけど、答弁していただいておりましたけれども、そのとき教育長は、人吉市では意識の欠如が全国平均より少し多いんじゃないかという答弁をされております。このような保護者がふえますとほんとに大変困ることになるわけですけれども、保護者を呼び出して説得したり、もっと厳しい手段をとることも必要ではないかと思います。というのが、その60％の理由の方たちにはやっぱりちゃんと払っていただきたいなって。そういういろんな要望がありましたので、状況を話しますと、そんな人はパチンコに行って給食費ば使うとばいとか、それで払えなくなったばいとか、ほんとそういうふうな、やっぱり私たちでは考えられないこともありますので、もうきちっと保護者は、ちゃんとした、食べるものに対しては基本ですから、支払わなくちゃならないということもちょっと、保護者の教育といいますか、も必要だと思います。

そうでないと、結局もうまじめに給食費を払っている人たちから、さっき話も、私の保護者からの要望のときに、払わないで卒業すれば丸もうけばいとか、そういうふうな言葉が出るということからも、ほんとに払わない、未納の人たちへの不満というんですか、要望というのが反対に出ておるところもありますので、よろしくお願いしたいと思います。ですから、もうまじめに払う人は納得がいかない点が出てくると思います。

義務を果たさないで権利ばかり主張する保護者が多くなったとも言われております。子供のためにもちゃんとしてもらわないとというわけです。私は、郡部の町村の給食センターを訪問してみました。いろいろ説明を受けてきましたけれども、そのとき「保証人を立ててもらうことを今考えております」って、そうおっしゃったんです。そしたら、「そうですね、それもいい方法ですかね」というふうにして私帰ってきたんですが、翌日には熊日新聞に、「益城町教育委員会が2009年度から給食を申し込んだ保護者には給食費納付の滞納連帯保証人を義務づける」という記事が掲載されておりました。

私は、ほんとにいろんなことも経験しておりますけれども、親戚とか地域の身近な人、親戚か身近な人からの説得とか催促は結構効果があるんです。例えば、私もちょっと教育に携わってきましたけれども月謝ですね、「月謝のときには、支払うときには必ず連帯保証をとるんですけれども、なかなか納まらない人がある。どうだろう」と話しますと、親がもうがんで亡くなりそうということで払わない人が、ですから、そう言われれば何も言えませんので、何カ月もたまりましたから親戚の人に連帯保証人の方に電話をしてみますと、他人の方だったんですが、それはうそばい、どこかの事務所の飯炊きに行ってるとか、そういうようなことも聞いておりますので、そういう身近な人、そういう保証人制度をとるのも一考じゃないかなと私は思ったところです。

それとまた、自宅訪問時に、校長が要望しますと民生・児童委員さんの同行も可能という

ことですので、そういう身近な人、民生・児童委員さんの同行も効果があるんじゃないかなと思っております。

私が今回給食に関して調査を行いましたけれども、個人情報保護法にも過剰反応じゃないかなと感じたところもあります。少なくとも関係のあるところは情報の共有が必要ですし、その方が成果が上がると思います。

いずれにしましても、考えているだけでは成果は上がりませんので、滞納対策要項にのっとりまして成果を上げている自治体や学校などを参考として、実行に移し成果を上げていただきたいと思います。そうしませんと毎月きちんと納めている保護者が不満が出ている保護者も安心すると思いますので、保護者が安心するような徴収方法とか収納率を上げていただきたいと思います。

この件に関しましては、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

各自治体でいろんな方法が検討されておりまして、議員御指摘の益城町の保証人制度等もこちらの方といたしましてもすぐ調査をしたところでございますが、給食費徴収につきましては、各学校それぞれ頑張って行っておりますが、その努力がすぐに結果としてあらわれる学校とすぐにあらわれない学校があるのも事実でございます。特に大規模校におきましては、その辺が難しい面がございます。

したがいまして、今後は各自治体等の取り組み情報やその成果などの情報にさらに気を配りながら、もちろん球磨郡町村の実態等は全部把握しているわけでございますが、そういうのにもさらに気を配りながら、徴収方法を変える価値があるかどうか、現在の徴収方法を。を含め、各学校で検討していただきますし、また給食委員会でもそういうことを検討していきたいなと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。

それから、支払いができない家庭に行かれた場合に、その実態を私もいろいろ聞いておるわけでございますけれども、みんなで支えて、その家庭を。そして少しでも納入意識を高めてもらう努力、これが必要だろうと思っております。やはりだれにも相談ができないというような家庭もありまして、そういうのを地域みんなでやっぱり支えていく姿勢、体制あるいは徴収していただく方の考え、そういうのも我々は努力していかねばならないというふうにも思っております。

以上でございます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　ありがとうございました。

それでは、２点目の給食費の徴収について入りたいと思います。

１回目の質問を行います。質問の初めに保護者からのお尋ねを述べました。その中で、水道料金は市は徴収するのに給食費はなぜ市が徴収しないのかという問いにお答えをいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

水道料金は市が徴収するのに、給食費はなぜ徴収しないのかというような保護者からの御質問ということでございますが、笹山議員にも答弁いたしましたように、給食費は市が徴収する税金や水道局が徴収する使用料等の公金、すなわち公の会計ではございません。学級費や教材費と同様に、学級や学校が徴収する私会計、私会計でございますので、給食センター職員が御家庭へ直接徴収に出向く行為はできないと考えております。同様に、市職員も給食費の徴収はできないと考えております。

以上、お答えいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　教育長は、ことし９月の議会の答弁時におきまして、「過去の徴収方法を見直し、より一歩進んだ徴収方法を考え、滞納対策に取り組むことになりました」というふうに御答弁いただいておりますけれども、そこで２回目の質問に入りますが、現在の徴収方法以外に徴収率、収納率が上がる方法を検討されたことがあるか、されておられるか。検討されておられるならばどんな方法かお聞かせください。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

本年６月に立ち上げました給食費滞納対策専門部会の会議でもいろいろと検討をし続けているわけでございますが、例えば滞納保護者に対しての法的措置はできないのか、それから、中には給食の停止、納入できない子供に給食の停止はできないのか、あるいは同意書や連帯保証人等はできないのか、あるいは銀行振込制度等による徴収はできないのか、そういう意見がいろいろございまして、ずっと検討を重ねているところでございます。

また、ＰＴＡの会議やＰＴＡ新聞などの各種お知らせ等を利用して、保護者に理解と協力を求める等いろんなことを協議・検討をいたしてまいりました。しかしながら、各取り組みにはそれぞれメリット・デメリットがございます。現在の徴収以上に果たしてそれで未納者が減るかどうかというのもはっきりしないところでございます。

ですから、メリット・デメリットを検討しながら、実行できる項目はすぐに実行するように、学校給食運営委員会や給食費滞納対策専門部会で決定をし、各学校に、できる項目について実践をしていただくということでお願いをしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　３回目の質問に入ります。

いろいろ検討委員会で検討はなさっているということで、まだ新しい方向ということでは

ないと思いますね。方向を取り入れたということではないようですね。

それでは、保護者の方の要望にもありましたように、私も口座引き落としを取り入れることには賛成です。それは条件つきでそういうのをしたいと思います。その引き落としは完全にできる保護者ですね。引き落としができなかったら、例えばこれまでどおり集金に対応すると。集金に戻すなど、収納率が落ちないように十分気をつけなくちゃならない。十分検討していただいた上でその口座振替とか引き落としは賛成です。

というのは、税金なんかも全部引き落としししていますけれども、さっき出ていました、集金に来られても、あ、貯金をおろす時間がなかった、今持ってませんってほんと恥ずかしい思いをするとか、そういうのをしなくて済むということになると思います。

ですから、集金をする人、される人もその方が便利だということが、人吉市内では振込どうですかというふうにお聞きされたことはないと思いますけども、文部科学省が全国的に実施しました平成17年度の調査結果によりますと、学校給食費の納入方法としまして長野県と全国が出ておりましたけれども、口座引き落としをしているところは長野県が89.9％、全国が70.9％、ＰＴＡが集金している場合、長野県4.2％、全国3.6％、口座振込が長野県2.9％、全国6.1％、その他が3.1％、19.4％となっております。

球磨郡の方をちょっと調べてみますと、保護者が地区委員さんへ持っていく。それが１町がありますし、地区委員さんが集金しているというのも、集金だけです。というのが相良、１村があります。それと、引き落としを完全にしているというのが一つの町です。それと併用です。結局集金も保護者なり地区委員さんなり、地区委員さんのところに持っていったりとかそういうのもあるんですが、併用、そして引き落とし、併用しているところが５町村あります。そういう周りを見ましても、引き落としとか振込とかそういうことを利用しながら、できるだけ収納率を上げるということに便宜を図るという努力をされているようです。

ところが、集金より引き落としの方が収納率が落ちるという報告もあっておりますので、実施するにはほんとに十分、ほんとに十分工夫が必要になると思います。それは一考考えていただきたいと思いますけれども。現在、ほんと忙しい世の中です。夜勤する家庭もありますし、お昼にほんと家にいなくて、集金に来られても払えない、時間的に払えない。集金する人も何回も行かなくちゃならないという状況世の中になっておりますし、口座引き落としとかいうのも考える必要があるんじゃないかなと思います。それで、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

結論から言いますと、銀行振込で完全に納入していただいたら、これが一番いいと思っております。しかし、ことしから立ち上げました給食費滞納対策会議におきましても、議員御指摘のような給食費を金融機関の学校口座への振替、振込制度の導入を実施したらどうかというような意見もたくさん出されました。しかし、実態から見まして、給食費未納が多くな

る可能性も否定できないところでございます。

各未納家庭の実態を具体的なことを挙げていただいておりますけれども、果たして銀行振込でお願いしますと言った場合に、それがどれだけ未納が減るかというようにまだ自信が持てません。

また、私費でございますので、振込手数料も考慮しなければなりません。公共料金ですと振込手数料も少額でございますけれども、給食費は保護者のお金ですので私費となり、少々高めとなります。その振込手数料をどう捻出するかという課題もございます。何せ3,300人の子供たち、生徒おりますので、そういうことも考えなければなりません。

さまざまなメリット・デメリットがございますので、各学校単位で、学校とＰＴＡが協議をしていただき、学校単位で導入するか否かを判断する時期、あるいは判断していただかねばならないとも思っております。

球磨郡町村のことを考えて実態を把握してみますと、非常に規模が小さい町村あたりで、あるいは昔からそこに住みついて生活していらっしゃる方が多い家庭におきましては、こういうのは非常に効果があるようでございますけれども、人吉市の場合、各校区で人数の多い少ないもありますし、実態もありますので、銀行振込が、あるいは振替ができるかどうか、各学校でまず検討していただいて、そして今後どうあるべきかについて検討していきたいと思っております。三倉議員の御意見等も十分配慮しながら行ってまいりたいと思っております。

以上お願いいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　今、教育長から御答弁いただきました。その給食費の滞納とか徴収というのにはほんとオープンにできないいろんなことがありまして、とっても難しい問題であるなあということをまた改めて今度思ったところですけれども、徴収をする方、されるほう、そしてちゃんと納めている保護者、そういうふうな保護者のことを考えていただいて、やっぱり収納率を上げていただくようやっぱり努力をしていただくよう。そして、支払い方法も考えていただくことを要望いたしまして、これで終わりたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時９分　休憩

午前11時21分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。

○７番（西信八郎君）（登壇）　皆さん、こんにちは。７番議員の西信八郎でございます。

通告に従いまして一般質問をします。

まず第１番目に、教育問題として、１、新学習指導要領について、２、家庭教育の支援策、親学について、３、教員免許更新制について、４、ＰＩＳＡ型読解力について、５、武道必修制への対応について。２番目に経済問題として、安心実現のための緊急総合対策の中で農業支援策に絞って質問を行いたいと思います。

今回の質問の中では、初日、下田代議員が質問されました項目と３番の教育免許更新制、あるいは４番のＰＩＳＡ型読解力が重なる部分がございますけれども、その部分は割愛いたしまして質問を進めたいと思います。

それでは、教育問題として、１、新学習指導要領について質問を行います。

教育振興基本計画が策定され、初めての文部省の新年度予算の概算要求が発表され、それによると、未来を切り開く教育の振興、文化・芸術の振興、成長力の強化という３本の柱が立てられ、教育振興基本計画の着実な実施を目指すものとなっております。この教育振興基本計画の着実な実行に向けて、その中心課題となるのは新学習指導要領の円滑な実施であろうと思われるわけでございます。

平成23年から改正される学習指導要領は、ゆとりの中で生きる力をはぐくむことを目指した現行学習指導要領からどのように変わるのか、また、新学習指導要領の概要、ポイントについて質問いたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

新学習指導要領がどのように変わるのかと、その概要、ポイントについてという御質問でございます。

まず、学習指導要領、これは小学校、中学校の教育活動の基準でありまして、日本全国どこの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や教育内容を示してあるナショナルカリキュラムということができます。

次に、学習指導要領が改訂されましたけれども、そのポイントでございますが、学習指導要領は大体10年ごとに改訂をされています。昭和33年、43年、52年、そして平成元年、平成10年、そして今回の平成20年の改訂というふうに至ったわけでございます。

今回の改訂のポイントを要点だけ申し上げますと、三つだけ申し上げたいと思います。

それは、教育基本法の改正が明確になりましたので、その新教育基本法の教育理念を踏まえて教育内容を見直されたということでございます。

２番目に、学力の重要な三つの要素を明確にしたということでございます。

第１点は、基礎的な知識、技能をしっかり身につけさせる。２番目に、知識、技能を活用し、判断、表現する力を育成する。３番目に、学習意欲を養うこと。この三つが大きな要素になっているようでございます。

３番目に、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することとな

っております。

したがいまして、そのための授業の増加が示されております。小学校は、端的に申し上げますと、年間に278時間の増でございます。したがいまして、週当たり１、２年で２時間、３、６年生で１時間増加ということになります。中学校は、年間で105時間の増ということで、週当たり各学年で１時間増加ということになります。

これからのスケジュールでございますけれども、来年度から新しい教科書ができるまでの期間は移行措置期間といたしまして、先行して実施できる内容は実施することとなっています。例えば、道徳、特別活動、総合などでございます。算数、理科、数学は補助教材を使用し、21年度から新学習指導要領の内容を学習することとなっております。新しく導入されます英語活動、外国語活動でございますが、小学５、６年生に入ってきますけれども、これは移行措置としては学校の実情にあわせて実施することとなっております。

以上お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　新学習指導要領においては、確かな学力の育成については、昨年６月に改訂された学校教育法で、将来における学習の基礎が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力をはぐくみ、主体的に取り組む態度を養うこととされ、初めて法律によって学力の定義がなされ、答弁いただきましたように、これを踏まえて教育内容の見直しがなされたということでございますが、授業の実数の増加の対応を教育委員会としてどのように対応されていくのか質問いたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

学校訪問はすべての学校を終わっておりますけれども、その中で、新学習指導要領への対応について資料を提出させ、聞き取りを実施いたしたところでございます。そこから出てきた課題といたしまして、まず授業時数の確保、教科等の年間計画の作成、教材・教具の購入、整備が上げられます。

最大の課題は、授業時数の確保でございます。各学校では、始業時刻を早める、あるいは校内研修や職員会議、学年の打ち合わせ時間を減らす、行事を精選する等の対応を検討しているところでございますけれども、今でさえ満杯のところに、限界がありまして、学校運営に支障を来すことも考えられております。

そこで、教育委員会といたしましては、解決策として次のようなことを考えております。夏休み、冬休み等の長期休業日、これを何日間か短縮できないか。大体１週間分の授業、30何時間、１週間あれば今の週時定でいけるというふうにとらえておりますので、何とかこの長期休業日を短縮できないか。夏休みあるいは冬休みがありますので、夏休みが中心になると思いますが、校長会とかに今これを投げかけているところでございます。そうすることに

よって日々の学校生活にゆとりが生まれると考えられます。これは職員だけじゃなくて子供にもということでございます。

球磨村は平成18年度から２学期の始業式を８月28日に実施しておりまして、県内でも阿蘇市などが２学期の始業式を８月末に行っております。本市でも課題を検討し、他町村と連携を図りながら、球磨郡の町村とでございます。検討したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　学校現場あるいは他町村と連携を図り、来年度から始まる移行措置期間にしっかりした検証を行い、平成23年度からの本格実施に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、２、家庭教育の支援策。親学についてであります。

昨年度から実施されている全国学力学習状況調査では、小中学校ともに基礎的な知識についてはおおむね理解しているが、知識、技能を活用する力には課題があることが明らかになりました。そして、何よりも課題として浮び上がってきたのは、家庭での基本的な生活習慣、学習習慣の確立していない児童生徒ほど学ぶ意欲が低く、その喚起が必要なことであります。まさに児童生徒の主体的に学ぶ態度の育成が急務であります。

すなわち、これはすべての教育の原点として基本的な生活習慣や生活の能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観や正義感、社会的なマナー、学習に対する意欲や態度などの基礎を育成する上で重要な役割を果たす家庭教育、親学の欠落がもたらすものであると思うところであります。

家庭教育の重要性は、過去の議会におきましても何度も質問され、教育長も家庭教育の大事なことは答弁されております。このような中で教育基本法の改正により、国から家庭教育力向上に向けて施策が四つほど出されております。

１に、地域における家庭教育支援基盤形成事業、これは身近な地域において子育てサポーターリーダーなどで構成する家庭教育支援チームを設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実や父親の家庭教育の参加促進を図るため、企業などへの働きかけなどを初めとするきめ細やかな家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進している。

また、地域における支援活動全体の企画・運営や相談会を子育てサポーターなどの資質向上などを担う子育てサポーターリーダーの育成を行うとともに、子育て親育ち講座などとして就学時健診や就学説明会などの多く親が集まる機会を効果的に活用して家庭教育支援のための講座を提供しているものであります。

２に、子供の生活リズムの向上プロジェクト。

３に家庭教育手帳、これは一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれの自信を持って子

育てに取り組んでいく契機となるよう、家庭教育に関するヒント集というものであります。

第４に、国民的運動「早寝早起き朝ごはん」などが出されておりますが、本市においてはどのような家庭教育の支援策、取り組みがなされているか質問いたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

議員がおっしゃいますとおり、近年、都市化、少子化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化などで、家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに不安や負担感を抱く親の増加、あるいは過保護や過干渉、放任など家庭の教育力の低下が指摘されております。特にまた、子供への虐待、本市においてもそうでございますが、増加するなど、深刻な状況も生じておりまして、社会全体が家庭における子育てや教育を支援をしていくことが強く求められております。

このような状況を踏まえ、本市では学校やＰＴＡの協力を得て、家庭教育学級を開設するとともに、地域においては校区公民館を核といたしまして家庭教育講座を実施し、子供についての理解を深め、家庭や地域のあり方について考え、ともに学びともに育つ環境づくりに努め、家庭教育の推進に取り組んでおります。

主な内容でございますが、家庭教育学級では、心豊かで創造性に富む子供の育成を目指しまして、保護者に対する親学としての学習機会や、子育てに関する情報の提供を行い、家庭教育の実践に努めることを目的に、毎年、保育園、幼稚園、小中学校を指定し開講しております。本年度は、保育園、幼稚園から３園、小学校から２校、中学校は全校を指定し、保護者、児童生徒を対象とした講演会や体験学習を中心に家庭教育学級を実施しているところでございます。

また、地域においては、校区公民館の中から指定した家庭教育推進公民館における家庭教育講座や、中央公民館事業として家庭教育学級を実施しております。本年度は昨年に引き続きまして中原校区公民館を指定し、親子ふれあい教室、親子ウオーキング、高齢者交流グラウンドゴルフなどの体験学習講座や中央公民館家庭教育学級として親子影絵鑑賞会や子育て講演会を実施いたしております。

今後、ますます家庭教育の重要性が高まっていく中、仕事で学習機会に参加できない、あるいは家庭教育や子育てに無関心、孤立化しているなどさまざまな子育て中の親への支援策として、家庭教育指定校をこれまで以上にふやしていくとともに、指定校区公民館以外の校区公民館におきましても、コミセン講座などの中で積極的に家庭教育を取り入れるなど、多くの学習機会の支援に努め、親として学ぶべきこと親学の推進を図ってまいりたいと存じます。

また、地域の身近な人が相談相手になるといった気軽に相談できる体制の充実を図りながら、各種団体の関係機関と連携を強化し、「地域の子供は地域が育てる」この仕組みの形成を何とかつくっていきたい。そして、地域の家庭教育力の向上を図ってまいりたいと存じて

おりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　答弁のとおり、問題点はいろいろな研修の場を設け、あるいはこの学習の機会を設けましても参加されない、あるいは参加しようとしてもできない方々の支援をどのようにするかだろうと思います。

基本的生活習慣「早寝早起き朝ごはん」といった取り組みを通して家庭教育の充実を求めていく必要があると思いますが、「早寝早起き朝ごはん」の本市における取り組み状況はどうなっていますでしょうか。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

本市における取り組みを申し上げますが、保育園、幼稚園、小中学校の家庭教育学級におきまして、「早寝早起き朝ごはん」をテーマに、保護者の方を対象とした家庭教育講演会を開催しております。どこの家庭教育でも、この「早寝早起き朝ごはん」を入れておるところでございます。

また、人吉ＰＴＡ連絡協議会の母親部会におきましても、これまで食の安心・安全教育、朝食についてをテーマに講演会を開催されるなど、各関係団体においても啓発活動を行っていただいておるところでございます。

学校におきましてもＰＴＡと連携しながら運動に取り組んでおりまして、ＰＴＡ総会や懇談会などで話題にしたり、学級、学年通信等でお知らせしながら啓発を行っているところです。

また、学校によっては、生き生き生活リズム調査、あるいは生活アンケート、あるいは生活チェック表などの取り組みなど行われているところもございます。これらの項目の中に、就寝時刻、起床時刻、朝食摂取の有無などを質問したりするのも含まれている場合もあるようでございます。だから、学校によっては、そういう就寝時刻、起床時刻、朝食摂取の有無を毎日チェックをしていくということでございます。

そういうような取り組みからでしょうか、各学校からの聞き取りからは、朝食摂取率は市内全体でほぼ95％程度だと聞き取っております。前は、これが展開されるまでは85から90、90％ぐらいだったと思っておりますが、かなり、効果といいますか、研修の結果といいますか、ふえているようでございます。

今後も子供の望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、早寝早起き朝ごはん運動や、家庭教育学級や、学校・公民館活動の中で積極的に取り入れていくとともに、広報などによる啓発活動もあわせて推進してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　朝食摂取率は、市内全般で95％ということで、これが100％になるような取り組みをお願いしたいと思うところでございます。

また、先ほど事例の中で御紹介いたしました、就学児健診あるいは入学説明会と、親がどうしても出席しなければならないような事業に、親学講座というものは持てないかということをお尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

出席しなければならない保護者の方が全員出席されるのは、１年間で１回しかございません。それは就学児健診でございます。このときには保護者が出席していただきますので、必ずここで校長の方から子育てについての基本的なことを話してもらうようにお願いをしているところでございますので、基本的なことは校長から、親学とはいかなくても、そういうことをしていただいているところでございますので、さらに充実をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　取り組みのほど、よろしくお願いいたします。

次に、３番、教育免許更新制度についてであります。

本年度の予備講習を経て、来年度から本格的実施となるようでございますが、教育免許更新制度が導入された背景は、どのようになっているんでしょうか。また、ベテラン教師から若手教師への指導というものは、本市ではどのように取り組まれているんでしょうか、御質問いたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

教員免許更新制度についてでございますが、以前は、これが報道されたときには、マスコミなどでは問題教員の排除のための方策という報道がなされていたように思います。そうではなく、免許更新制のねらいは、教員の資質、能力のリニューアル――刷新といいますか、そこに置いてあります。つまり、その時々で教員として必要な資質、能力が保持されるよう定期的に最新の知識・技能を身につけさせることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものでございます。

平成21年４月１日以降に授与された教員免許状には、10年間の有効期間がつけられます。有効期間内に更新講習を受講し、修了する必要がございます。平成21年４月１日以前の教員免許状を持った人も、教壇に立つためには更新講習を受ける必要があります。つまり、教壇に立つすべての先生方が、変化の激しい社会において、その時々に必要な最新の知識・技能を身につけたり、専門性を高めたり、豊かな感性を磨いたりするような研修を行うことになるものでございます。

また、ベテラン教師から若手教師、その指導ということでございますけれども、教員には、

先ほどお答えしましたように、研修という義務が課されておりますので、まず、教員になりますと、初任者研修が行われます。校外における研修が年間25日以上、これは教育センター、企業、福祉施設、特別支援学校、社会奉仕体験など、さまざまな研修が組まれております。ですから、採用されましたら、研修計画を立てるのも大変でございます。校内における研修も、週10時間以上、年間300時間以上の研修を実施します。初任者には、指導教員がつけられ、指導力のある先輩教師や学年主任、教務主任、教頭、ときには校長も指導します。10年たちますと、11年目に10年経験者研修が実施され、校外における研修が20日以上、校内における研修が20日以上の研修が組まれ、それぞれ資質向上を図る研修が実施され、先輩教師が指導することも多々ございます。このほかにも、熊本県では教職経験者研修として、６年目、17年目の先生方にも研修が行われます。

しかし、先輩教師が若手教師に指導する場面は、日常の教育活動を充実させることが一番大切であると考えています。先輩教師が授業を見せたり、若手教師の授業を見てアドバイスしたりする場面を多く設定する必要がございます。私は、これを「現場で学べ」と言っております。もう現場で学ぶ、これが一番大事と思います。

したがいまして、校内研修の充実等、校内の支援体制をつくっていくことや、お互いに学び合える雰囲気、人間関係をつくることが最も大切であると認識しているところでございます。このようなことがうまくいっている学校では、若手がしっかり学び、成長をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　教員免許更新制度は、教員の資質向上につながり、また、現在求められている豊かな人間性を持った教員へ、また、教員としての初心に返るという機会になっていくということでございます。ただ、予算面ではこの経費は全部個人持ちということでございまして、いろいろな検討がまだ必要であるだろうと思うところでございます。

また、ベテラン教師の若手教師への指導でございますが、他市におきましては、ちょうど団塊の世代で学校の先生方がたくさんやめられるという中で、採用前の先生予備軍の方々にそういう熟練者の方の講習塾等も開かれていると聞いているところでございます。ただ、本市におきましては、団塊の世代の先生方が少ないということでございましたので、この点は安心しているところでございます。

次に、４番、ＰＩＳＡ型読解力についてであります。

子供たちの学力低下が問題にされ、経済協力開発機構ＯＥＣＤの国際学習到達度調査、ＰＩＳＡの結果、読解力の向上が必要であると考えられるが、そのための方策はどのようにされているのでしょうか、質問いたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

ＰＩＳＡ型、Ｐ・Ｉ・Ｓ・Ａ型調査は、経済協力開発機構ＯＥＣＤでございますが、高校１年生を対象に、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシー、問題解決力について、知識や技能等を実生活のさまざまな場面で直面する課題について、これが大事ですが、実生活のさまざまな場面で直面する課題についてどの程度活用できるかを、記述を中心に評価する調査でございます。2000年、2003年、2006年に実施され、その結果の反省から教育内容の見直し等が行われております。

ＰＩＳＡ型読解力とは、これまでの国語教育では、教材を通して国語を正確に理解し、適切に表現する能力、伝え合う能力の育成、思考力や想像力及び言語感覚の育成などが図られてきました。ＰＩＳＡ型読解力では、教材から生活に必要な情報を取り出し、意味を理解、解釈し、これまでの知識や経験と関連づけ評価しながら、自分の言葉で表現していくということが求められております。つまり、これはどの教科の学習でも育成できる能力だと考えます。

このような中、新しい学習指導要領では、内容がふえる量に対して授業時数はもっとふえています。このふえた時間で、疑問を調べたり、自分の考えをまとめたり、自分の考えを表現したりする時間を確保する必要があります。これは国語はもちろん、他のすべての教科等でもＰＩＳＡ型読解力を育成していくようになるものととらえています。そのためには、日ごろの授業の中でみずから課題を見つけて、進んで調べ、しっかり考え、判断し、表現する活動を重視することが大切です。このような観点から、学校訪問等で常に授業改善の指導を行っているところでございます。

また、このような活動が多くなると、図書館を学習センター、情報センターとして利用したり、情報機器の活用等も促進する必要がふえてまいります。そのほかにも、熊本県全体で取り組んでおります「ゆうチャレンジ」などは、まさしくＰ・Ｉ・Ｓ・Ａ、ＰＩＳＡ型読解力、数学的・科学的リテラシーを評価、育成するための参考資料となります。各学校では、この結果を分析、活用しながら、学力向上に努めていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　答弁のとおり、ＰＩＳＡ型読解力は、国語のみならず、すべての教科の基礎をなすものであり、このようなみずからが進んで研究する子供を育てることが教育の目指すところであろうと思います。

本来、子供の持っている潜在能力を引き出すために必要な環境を整えることも大事であろうと思います。このＰＩＳＡ型読解力の養成にできるだけ努めていただきたいと思うところでございます。

次に、５番、武道必修制への対応についてであります。

新しい学習指導要領では武道が必修化されますが、その対応はどのようにされるか、質問

いたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

武道が必修化されます。その対応ということでございますが、武道につきましては、現行の学習指導要領におきましても、３年間のうち１回は武道を選択して履修することにしてきました。今回新しい学習指導要領では、中学校１年と２年の間に、武道、柔道、剣道、相撲でございますが、を必ず履修することになりました。また、第３学年では、球技、または武道のどちらか一つ以上を選択履修することとなっております。このことにより、現行の学習指導要領よりも武道を重視した形になっております。

これまでも武道の履修をしていましたので、施設、設備については、柔道場、剣道場、体育館等の活用で賄えると考えております。用具についても、一応は履修できる状態にありますが、時数が拡大することに伴って、学校と相談しながら準備する必要があります。

また、指導者につきましては、体育の先生方がさまざまな講習を受けながら、資格を取るように推進しているところでございます。実際に本年度も数名の体育の先生が段位認定指導者講習会に参加され、指導の仕方等を研修し、段位を取られております。もちろんこれは自費でございます。しかし、どうしても指導者がいない場合は、県の特別非常勤講師派遣制度もありますので、学校の要請に応じて授業における武道指導者を派遣してもらうことも可能でございます。

いずれにしましても、武道を通して、その基本動作やわざ、伝統的な行動の仕方等を学ぶとともに、禁じわざを用いないことや、相手を尊重する心や行動を磨いてほしいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　文部科学省の概算要求では、授業時数の増加等に伴う非常勤講師の配置についての３分の１の補助、新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備事業として、理科や図書教材、小学校外国語活動教具、和楽器、武道防具等の購入経費の３分の１の補助、道徳用教材の補助等が上げられているようでございます。これが予算化となりましたら、こういう国の予算を有効活用し、学校を支援する具体的な取り組みをこの移行措置期間に十分に進めていっていただきたいと思うところでございます。

次に、経済問題として、安心実現のための緊急総合対策の中で、今回は農業支援策に絞って質問を行いたいと思います。

現在の経済状況の中で、政府は10月16日に成立した2008年の補正予算で緊急安心実現総合対策事業を施行されましたが、国が実施する緊急安心実現総合対策の中で農業関係ではどのような事業が対策としてなされ、また、事業内容はどのようなものになっているのでしょうか、質問いたします。

○経済部長（井上修二君）　こんにちは。西議員の御質問にお答えします。

国が実施します緊急安心実現総合対策の中で農業関係ではどのような事業が対策としてあり、また、その内容はどのようなものかという御質問でございますが、国が実施します農業関係の緊急安心実現総合対策は、大きく分けますと、すべての農家が対象となります「燃油・肥料高騰対策事業」と、認定農業者や集落営農組織が対象となります「担い手経営展開支援リース事業」、また、認定農業者が対象となります「省エネルギー低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業」、畜産関係が対象となります「配合飼料価格安定事業」などがございます。

本市の農家の皆さんが比較的に取り組める事業としましては、「燃油・肥料高騰対策事業」になるかと思いますが、この対策はさらに大きく三つの事業に分かれております。

一つ目は、肥料・燃油高騰対応緊急対策事業でございますが、この事業は燃料や肥料費の増加に対して支援を行うものでありますが、肥料対策については、生産調整の実施が必要となります。

二つ目の施設園芸省エネルギー技術緊急導入事業でございますが、この事業は、温室効果ガスの排出量削減に資する木質バイオマス利用加温設備、ヒートポンプのモデル的な導入に対して支援を行うものでございます。

そして、三つ目が施肥体系緊急転換事業でございますが、この事業は、土壌診断による施肥設計の見直しなどに必要な経費や、局所施肥機などの必要な施設、機械の設備を支援し、肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換、実証等の支援を行うものでございます。

いずれも対象は、代表者、それから規約の定めのある３戸以上の農業者グループで、施設園芸用燃油消費量や化学肥料使用量の２割以上の低減を行うなど、それぞれの事業で要件がございます。

また、事務手続につきましては、本市の場合、施設園芸関係は各生産部会が、水稲を含むその他の作物につきましては人吉市水田農業推進協議会が取りまとめをし、窓口でありますＪＡに申請することとなります。

なお、施設園芸省エネルギー技術緊急導入事業につきましては平成20年12月26日まで、燃油高騰対応緊急対策事業と、それから施肥体系緊急転換事業については平成21年１月30日までが締め切りとなっており、県の球磨振興局へ報告をしなければならないとなっておるようでございます。本市としましては、ＪＡと一体となって事業の周知に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　いろいろな緊急対策事業が打たれているようでございますが、今答弁にございました施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業、これが本年の12月26日、肥

料・燃油高騰対応緊急対策事業、施肥体系緊急転換対策事業が来年の１月30日までということで、締め切りが迫っております。そういう中で、事業の周知をＪＡとともにされるということでございますが、具体的にどういうふうな周知をされるのでしょうか。

○経済部長（井上修二君）　２回目の御質問にお答えします。

農家に対する周知方法でございますが、まず、施設園芸省エネルギー技術緊急導入推進事業につきましては、ＪＡの各生産部会で既に説明と希望調査が行われたところでございます。

次に、肥料・燃油高騰対応緊急対策事業と施肥体系緊急転換対策事業についてでございますが、農業振興課で毎月発行しております広報紙「みのり」と、国が作成したチラシをあわせまして、各地区農家振興組合長様を通じまして各農家へ配付していただき、周知を図ってまいりたいと存じます。

また、ＪＡでは、12月中に農家への説明会を実施される予定となっているようでございます。

以上、お答えします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　せっかくの事業でございますので、期限内に対象者が間に合うような説明会等を十分に開いていただきたいと思うところでございます。

最近、酪農関係でございますが、乳価が10円ぐらい上がるということでございましたけれども、取り組みが３月からということで、それまでどういうふうに食べつなごうかというようなお話等も聞くわけでございますが、こういう国の一連とした緊急対策、このことに対しまして、答弁者としては市長の方にはお願いしていなかったわけでございますが、市としての対応ができるのか、こういう緊急対策についての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

農業というのは、この日本の国の基の産業であります。また、この地方にとりましても、農業というのは最も大事な第１次産業であると。その第１次産業をどのように支援していくかと、しかも緊急的にという課題でございますので、担当部ともよく協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　検討のほど、よろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時９分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。

○１番（松岡隼人君）（登壇）　皆さん、こんにちは。一般質問も３日目を迎え、昼いちとなりました。皆様の疲れもピークに達していると思いますが、元気よく一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をしてまいります。

まずは、中小企業支援、緊急保証制度について、次に、商工業振興、企業誘致について、市長のマニフェストから、人吉駅周辺の整備について、文化振興、公有財産の利活用についてと、三つ目の地下遺構について質問していきます。

まず、緊急保証制度について。

今議会では、市長やたくさんの議員が申されていますように、本当に景気が冷え込んでいます。私の周りにも日々頑張っている中小企業者がいますが、本当に厳しい、年末を控え資金繰りに大変苦労されている方もおります。そんな中、10月31日から新たな保証制度である原材料価格高騰対応等緊急保証制度が開始されております。一般質問初日に豊永議員が質問され、答弁がなされております。利用者も多く、私もまさにタイムリーな政策だと思います。この制度を受けることにより助かった中小企業者がいらっしゃることは間違いありません。

さて、この制度、人吉市からの利子補給は受けられるようにはなっておりますが、人吉市からの信用保証料の補助は今のところはございません。現在の中小企業融資制度として、人吉市中小企業経営安定資金融資制度、人吉市中小企業特別小口資金融資制度につきましては、人吉市が利子補給と信用保証料補助を行っております。人吉市中小企業開業・転業資金融資制度につきましては、市が信用保証料補助を、熊本県の制度融資、金融円滑化特別資金、小規模事業者応援資金融資制度に対しましては、市の利子補給と県がその状況に応じて信用保証料補助を、国民生活金融公庫普通貸付、経営改善貸付、特別貸付、生活衛生貸付に対しても、市の利子補給が行われております。原材料価格高騰対応等緊急保証制度に対しても信用保証料の補助がもう少ししていただければ、この制度がさらに利用しやすくなると思います。

そこで、人吉市で信用保証料の補助をする予定はございませんか、お尋ねいたします。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

緊急保証制度について、市の信用保証料の補助をする予定はないかということで御質問でございますが、今回の緊急保証制度を利用される件数は全体的に伸びております。また、熊本県金融円滑化資金の利用者も増加している状況でございます。したがいまして、利用者の伸びなどがどの程度になるのか、把握が非常に困難であることなどから、対象は市の制度利用者のみとさせていただいているところでございます。

信用保証料補給につきましては、今後の状況を見ながら、国、県の制度にも適用するかど

うかを検討してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　この保証制度は「緊急」とついていますとおり、悠長な話はしていられません。中小企業者にとっては、一刻を争う事態だというふうにとらえております。12月の補正は間に合いませんでしたが、３月の補正、または来年度の当初予算にぜひ組み込んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○経済部長（井上修二君）　先ほども申し上げましたが、緊急保証制度の利用者がかなり増加するものと考えますし、市の融資制度を利用する場合の人吉市信用保証料補給の要項を今回改正し、保証料の負担割合を３分の１から２分の１にし、上限を撤廃しておりますので、かなりふえてくることが予想されます。加えて、熊本県金融円滑化資金の利用者の増加により、利子補給金の補給額もかなりふえることが予想されます。

したがいまして、市の制度利用以外の信用保証料補給につきましては、今後の動向等を見ながら検討してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　確かに市の負担も増加することが考えられます。ということは、イコールそれだけ世の中が厳しいということだと思います。早急に資金繰りが必要な中小企業が多いことをあらわしています。緊急性が問われる問題ですので、早い時期での前向きな検討と、きめ細やかな指導等を、ほかの国、県、市の融資制度も含めて、商工会議所などとしっかり連携して取り組んでいただきたいと、そのように思います。

続きまして、企業誘致について質問をいたします。

人吉球磨に企業を誘致することは、郡・市民の共通の願いであります。私も、同世代の人たちが人吉市に帰りたくても帰れない状況をよく知っております。この地域には働く場がもっと必要だと強く思っております。

そのような中、10月31日に臨時会が開催され、漆田多目的運動広場を工業用地として目的変更する議案が提出されました。議会としても最重要課題として、全会一致でこれを認めました。人吉市は県が企業誘致を進めるために出した施策にいち早く名乗りを上げ、企業誘致に積極的に取り組む姿勢を示したことは、市民からも高い評価をいただいているのではないでしょうか。

しかし、現在の状況を冷静に判断しますと、ここ数年好調だった県内への企業進出に急ブレーキがかかっております。サブプライムローン問題を皮切りに世界的な金融危機が発生し、株価は下がり、連日暗いニュースが飛び込んできています。そのような状況下でも、市長は企業誘致にかける思いを今議会で熱く語られ、私も市長の変わらぬ気持ちを確認し、その姿

勢を全面的にバックアップしていきたいと思っております。

私は、８月８日に熊本県の企業立地課の職員の方と一緒に、「企業立地の現状と誘致戦略」と題して勉強会をさせていただきました。その中では、１年後に創業したいという企業が圧倒的に多いというふうにおっしゃいました。企業誘致がうまくいっている他自治体の取り組み状況として、企業誘致に使えるか、土地の所有者へ確認している役所の職員もいる、民間の土地を押さえて、具体的に幾らなら売りますかという話を事前にしている等々、すぐに反応できるように具体的なデータを準備していらっしゃるそうです。

また、この地域としての戦略については、人吉・球磨全体で取り組むことが絶対的に有利だとおっしゃっておりました。この点に関しましては、12月４日に人吉球磨企業誘致連絡協議会を全市町村が参加して設立されておりますので、大変心強く感じております。

企業誘致は地域間競争であるということは言うまでもありません。この競争に勝ち抜いたところに企業は進出してまいります。競争に勝ち抜くためには、付加価値や先進的な取り組みが必要です。トップセールスももちろんのこと、企業に来てほしいという情熱を持って、すぐに進出してこられてもいいように準備しておくということが最も重要だと思います。

本市は、平成２年ごろ、中小企業大学誘致に関して、えびの北部との誘致合戦に火花を散らした経緯がございます。結果的に人吉市が誘致に成功したわけですが、その要因は、この建設構想が打ち出された時点で、熊本県内では人吉市が候補地に一本化され、いち早く動き出したこと、建設用地も人吉市が整備を進めていた梢山工業団地内の１面と決定し、いつでも提供できる体制を整えたこと等々が上げられます。要は、県と連携して迅速に取り組んだことが認められたというわけです。

今回も県の提案から始まっており、県の調査がことし１月ぐらいに入り、３月には終わるというふうに聞いております。昨日の福屋議員に対する答弁によりますと、人吉市は平成21年度当初予算で測量、設計委託料を計上し、区域が決定してから人吉市土地開発基金を用いて用地買収に入りたい、造成については財政負担にならないようにしてやりたいとのことでしたが、私は、用地買収と同時に、または用地買収後即造成を進めるべきだと考えておりますが、いかがでしょうか、経済部長にお尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

企業誘致の場合、確かにスピーディーな対応が求められますので、造成まで行った方がベターであるというふうには考えます。しかし、福屋議員の御質問にもお答えしましたが、市の財政状況が厳しいことから、造成につきましては、県の御意見、また企業側との交渉の経過を見ながら、どの時点で造成にかかった方が市の財政負担とならないか、また、企業を誘致する上でマイナス材料とならないかなどを見きわめながら対応していきたいというふうに考えます。

以上、お答えします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　10月にわざわざ臨時会を開き、議案を上程され、議会もそれを認めております。私は、中途半端が一番いけないのではないかというふうに思っております。市長は、昨日の福屋議員への答弁の中で、「商品を持っていなければ売れない」と申され、井上議員への答弁では、「機会を逸することなく、全力で企業誘致を進めていく」とおっしゃっております。私も全く同じ考えです。原材料を商品に加工した段階で、やっとスタートラインに立てます。早くスタートラインに立つことが機を逸さないことにつながるのではないでしょうか、市長にお尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

福屋議員、井上議員の答弁でもお答えしておりますが、人吉市の人口が減少する中で、定住人口の増加を図ることは、人吉市の最優先課題であるというふうに考えているところでございます。私自身、さまざまなセールスポイントが人吉市にはあると思っておりますので、それらをアピールしながら企業誘致に取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

例えば、人吉市は、熊本、宮崎、そして鹿児島、３県の中心に位置しているというのも大きな一つのメリットでございます。南九州の交通ネットワークの中心であるということが言えると存じます。漆田工業用地におきましても、人吉インターから15分、えびのインターまでも30分ぐらいの位置にございまして、南九州の交通の拠点として立地していくことができるというふうに考えているところでございます。

また、これも大変企業にはメリットのあることだろうと考えておりますが、人吉市は大型直下地震の発生率が低い、地震災害のリスクを大幅に軽減できるというメリットがあるわけでございます。新潟中越地震等々で自動車産業がすべて製造がストップしたという経緯もございまして、いわゆるバックヤードとしての、企業のバックヤードとしての立地というものも大いに考えられるところでございます。

また、人吉市は内陸にあり、海の便はよくありませんが、そこを逆手にとって企業誘致を進めるということもできるわけでございます。製造業というのは、いわゆる塩というのを大変嫌うわけであります。県北に確かに20ヘクタールほどの工業団地がございますが、そこは最も海に近くて、企業によっては塩、つまり塩害を嫌う業種があるということも承知しているところでございます。漆田工業用地はそういうことがないためにも、それも一つの大きな強みになっているということが言えるのではなかろうかなと思っております。

また、15ヘクタールから20ヘクタール等々は、買収が順調に進んだとしたならば、十分に確保できるわけでございまして、そのさらに先の話に用地の造成はなってくるものと考えております。

このようにさまざまなセールスポイントがございますので、これらを売り込みながら、積

極的に企業誘致に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　ただいま市長から人吉市が企業誘致に当たり、他の地域に比べての有利な点、セールスポイントなどをおっしゃいました。私もちょっと調べたんですけど、熊本県内で20ヘクタール以上の工業用地に適するだろう、工業用地として今後計画が予定されている土地と言いますのが先ほどの荒尾です。と菊池に県が進めていらっしゃるんでしょうか、３年後を目指すというふうにとらえておりますが、20ヘクタール以上のやはり土地がございます。今のところ荒尾、菊池、それに人吉がうまくいけば入ってくると。土地の有利さ、または人材的な有利さがこの人吉市にはあります。人吉らしさを強く企業にアピールしながら、企業誘致を進めていけば絶対にやれる、私は確信しております。

市長がいつもおっしゃっております３本柱の中にも企業誘致は最重要課題であります。今申しましたとおりに、人吉市が今一番力を入れて取り組むべき問題ではなかろうかと思っております。郡市民の間では、ほんとに企業は来るんだろうかと思っている方が大部分だと思いますが、人吉市の有利な点、または流域、人吉球磨全体で取り組んでおられます企業誘致などもアピールしてもらって、企業誘致をぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

これから先が真の政治手腕が問われてまいりますが、強力なリーダーシップを発揮していただいて、スピード感を持って人吉・球磨に企業を、働く場を、郡市民の願いをぜひかなえていただきたいというふうに思います。

以上で、企業誘致に関する質問を終わります。

続きまして、人吉駅周辺の整備について質問をいたします。

今、人吉市では、中心市街地活性化基本計画策定を目指し取り組みを進めているところでございます。しかしながら、現実的にはまだまだで、乗り越えなければならない課題が多いと感じております。ここは官民一体となり、人吉・球磨の顔となる中心市街地がどうあるべきか、人吉駅周辺を初め国宝に指定された青井阿蘇神社、人吉城周辺、中川原、老神神社、永国寺、鍛冶屋町通り、九日町商店街などを面として、どのように整備を行うかなどの議論を重ね、スピーディーに計画策定を進めるべきだと思います。

そのような観点から、駅前整備について質問を行います。本定例会には、人吉駅舎内の観光案内所改築のための補正予算が計上されております。現在の観光案内所について、利用者や関係者から、今の位置で不都合があるという話は余り聞きませんが、場所を移し広くすることによってさらに利便性が高まるのであれば結構なことではないかというふうに思っております。

駅前整備については、市長のローカルマニフェストの中に記載されておりますとおり、特

に財源につきましては、歳出を５％カットし、４年間積み立ててそれを原資とすると明記されております。市長の思いはよくわかりますが、この駅前整備は当初ローカルマニフェストに示された計画より規模も縮小し考え方も変わっているように感じます。市長がローカルマニフェストを作成されたときと実際に市長になられてからと考え方が変わってくるのは当然であり、ローカルマニフェストの中でもできることとできないことが当然出てくるわけで、ローカルマニフェストだけにこだわらずそのときそのときで臨機応変に対応されることが重要だろうと私は思っております。

とにかく駅前整備をという気持ちも理解できますが、ここは一たん立ちどまって考え直すべきではないでしょうか。その理由を申し上げます。

一つは、先ほど申しましたとおり、今本市にとっては人吉駅周辺を初め、国宝に指定された青井阿蘇神社、人吉城周辺、中川原、老神神社、永国寺、鍛冶屋町通り、九日町商店街などの面的な整備が必要です。駅前整備だけにこだわるのではなく、全体的な計画の中で駅前整備の位置づけを明確にし、進めていくことが大切だと思います。

２点目は、財政問題です。

今の計画は市の単独予算で整備を行われるというふうに聞いております。私は、11月17日に鹿児島で行われました歴史まちづくり法南九州ブロック説明会に参加し、国土交通省と文化庁からの説明を受けてまいりました。まさに人吉にぴったりの法だと思いました。中心市街地活性化基本計画策定きだけでなく、もっと国や県のさまざまな事業を検討して、できるだけ市の財政的な負担を軽くするとともに、より経済効果が生まれるような事業にするべきだと思います。

ここで、市長にお尋ねいたします。ここは一度立ちどまって冷静に整理された上で、国の補助事業などを模索し、21年度予算確保に向けて行動するべきではないでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

人吉市を元気にする三つの柱として、農業、観光、企業誘致というのを掲げさせていただいているところでございます。特に農業においては外貨獲得、企業誘致は定住人口の確保、それから観光につきましては交流人口の増加が期待されるわけでございます。

要は、これからの時代、人口マトリックスをごらんになればおわかりかと思いますけれども、日本の人口がふえることは決してございません。移民でも認めるという事態でなければ、日本の人口は増加はしない。そういう中で、定住人口に歯どめをかけ交流人口を促進するというのが一つの戦略ではなかろうかなと思っているところでございますけれども、特に観光は、市外区域から人吉に来ていただいた方に食事、宿泊、さまざまな人吉市での体験などのサービスを行い、その価値あるものの評価として金銭を御使用いただきたいというふうな考えを持っているところでございます。

そこで、お尋ねのＪＲ人吉駅の整備でございますが、これは本市の観光にとって大きな課

題でございます。その理由の一つは、場所としての役割というものを考えていかなければならないと思っているところでございます。本市は観光都市と標榜しながら、家でいうところの玄関がございません。お客様をお迎えする応接室もございません。列車で来られる方々はもちろんでございますが、高速道路や国道を使って車でお越しいただくお客様も、まずは市の玄関である駅に来ていただきたいというふうに考えているところでございます。

例えば、ＳＬだけの話でございますけれども、これには132名しか乗ることができません。このＳＬを見学される方々はこの約10倍ははるかに超えるだろうというふうに私は予測しているところでございます。そういう方々の駐車場を一体どこで確保するのかということでございます。

来年の４月25日の日は、かなり駐車場問題で市内は混乱を来すであろうというふうに考えておりまして、その対策は担当部へ指示をいたしておるところでございますけれども、そしてまた駅というものは、やはりその観光の案内、さまざまに私も駅に立ち寄るたびに観光案内所を訪れてみるわけでございますが、その観光案内所が本当に観光案内所として観光客の皆様方に活用されているかどうかというのは非常に疑問でございます。

要は、人吉市はコンシェルジェ並みの、いわゆる執事役並みの案内人を養成し、そして本当にお客様の耳となり手足となるような執事の育成を行っていかなければならないと考えているところでございますが、そういう拠点として観光案内所は重要であるというふうに考えております。

また、観光情報を手に入れられる方は立ちどまって、ほんの１、２分程度の方もございますでしょうし、しかし52分、ＳＬが到着しまして52分、２時間30分、この案内をどのように即座に、しかも親切にわかりやすく行うかということになりますと観光案内所の重要性は非常に高まってくるものというふうに考えているわけでございます。

また、人吉市は道の駅というものがございません。駅の駅と申しますか、道の駅の機能も持ち合わせた駅舎の構想が早急に必要ではないかというふうにも考えているところでございます。いわゆるお土産です。このお土産もさまざまにございますけれども、北海道から私たちがほとんど宅急便で送るお土産というのは農産物、海産物であります。いわゆる地場のものが売れているわけです。よって、この人吉市も地場のお土産をどのように観光客の人たちにアピールしお買い求めいただくかという、そういう拠点が人吉にないわけでございます。そういう拠点の整備としても駅は大変重要になってくるというふうに考えているところでございます。

そのためにＪＲ九州に御相談申し上げて、駐車場、今申し上げました理由として駐車場の確保が最優先であるというふうに考えております。例えば、青井阿蘇神社、この参拝のための駐車場確保というのもこの中に含まれているわけでございまして、現在青井阿蘇神社周辺でのいわゆる観光バスまたは自家用車等々の対応、これは現在、例えば手いっぱいの状態で

はなかろうかなと思っております。そういうもののフォローアップにも駅の駐車場は今後整備を行った時点で大変活躍をしてくれるものというふうに思っておりますし、駅に駐車場を確保することによって、歩いて青井阿蘇神社に御参拝いただきたい。歩いていただくことによって商店街の活性化につながる。ここで車で素通りしていただいたのではまちの活性化にはならない。２時間30分のコースの中で構想しておりますことは、歩いて青井阿蘇神社、歩いて町なかへ、そしてお城へというふうな構想を持っているところでございまして、そういう観光客の皆様方に利便性のある駐車場を確保するというのが非常に緊急かつ喫緊な課題であるというふうに私は考えているところでございます。

また、中心市街地の商工観光の長年の課題でありました大型観光バスの不足でございます。例えば人吉別院、隠れ念仏の里として人吉別院周辺に大型観光バスをとめることができる駐車場はどこにもございません。

そのように、人吉市内は非常に九日町通り以外は狭い道幅でございますので、そのような観光客の皆様方のバスの駐車場の確保というものも一つ大きな要因として、駅はその役割を果たしてくれるものというふうに考えているところでございます。何も駅は鉄道だけの駅ではない。人吉全体の駅としてとらまえていかなければならないというふうに考えておるところでございます。それが場所の理由です。

二つ目は、交通の拠点ということでございます。ＪＲ肥薩線、くま川鉄道、路線バス、または循環バス、タクシー、レンタサイクルなどの結節点ということで、駅から各観光施設に向かう機能をさらに高める必要があるというふうに考えております。この人吉駅をいわゆる交通の結節点、交差点として考えていかなければならない。歩いて、または自転車で、または循環バスで、または人吉・球磨の一般の方々の路線バスの乗降として、またはタクシーの乗り場として非常に重要な役割を果たすものと考えているところでございます。

三つ目は、景観という観点からでございます。駅の改札口を出てすぐに目に入るのは、いつも町なかでお話をさせていただいたり「かがやきトーク」でお話をさせていただいておりますけれども、まず改札口をおりて初めて人吉に到来された方々の目に飛び込んでくるのはタクシーでございます。例えば、日本映画を初め外国の映画、さまざまな映画の中でも主人公が駅から出てくる。あるいは主人公の目を通して、駅から一歩出るというシーンがよく見られるわけですが、どういうまちにおり立ったのだろうと、ぱっと印象づける、それが何なのかということでございます、人吉は。どこのまちにもあるような駅前広場ではなく、先ほどもお話を申し上げましたし、松田議員のところでもお話を申し上げましたが、いわゆるまちの個性、何に特化するかということが今後人吉市において最も重要なことではなかろうかなと思っております。それはまちづくりにしましてもお祭りにしましても、例えばきのうお話しました球磨工業高校は、特化した学校で、日本一の学校として成長してきたというふうに私は非常に感心し、今後注意深く見守っていかなければならないと思っているところでご

ざいますが、この人吉市もさまざまに特化することが重要であるというふうに考えております。よって、駅前広場もその特化すべき大変重要なエリアというふうに考えているところでございます。

タクシーの存在が悪いという意味ではございませんが、景観を大切にしていくということでございます。古都人吉ならではの感動を演出することができるというふうに考えております。そういった意味から観光地にふさわしい駅の景観をつくり出すということが駅の課題の一つだと考えているところでございます。

それから、四つ目が駅の整備を行う最大の理由でございます。それは先ほど申し上げました青井阿蘇神社の国宝指定、平成21年４月のＳＬ人吉の運行、平成23年春の九州新幹線の全線開通といった本市観光を取り巻く千載一遇のチャンスが到来しているということでございます。

ＪＲ九州では、平成21年は年間を通して、人吉市を中心に売り出されることになっております。人吉イヤーと言っても過言ではないような１年になるのではなかろうかなと思っているところでございます。

人吉駅の外観の修景や待合室の改修も今回のＳＬの客車のデザインを手がけてこられた水戸岡鋭治先生のデザインで実施されることになっております。すばらしいものになると期待しているところでございますが、そのためにもＪＲ九州で行われる駅舎改修、人吉市で行う観光案内所等の建物部分についてはＪＲ九州の御要望もございまして、同時進行で行うということでございます。

ＳＬ運行が始まる４月25日、駐車場を含む駅周辺整備全体については、平成23年の春の九州新幹線全線開通までの整備を目指しているということでございますが、ＪＲ九州とともに歩調を合わせていくということが重要ではなかろうかなと思っております。これはくま川鉄道においても同じでございます。くま川鉄道のこれからの増収増益に向けての施策もＪＲ九州とともに歩むということでございます。

いろいろ申し述べましたが、完成時期が重要視される今回の駅の整備は、本市観光にとって緊急課題であり、緊急発動でもあると。または先行投資であり絶対必須の事業であると判断しているものでございます。また、その財源についても即効性のある有利な起債を充てたいと考えているところでございます。

確かに、中心市街地活性化基本計画は現在検討中ではございますが、そのほかに歴史文化法というものもあるやに聞いてはおりますが、まずは先行してさまざまな千載一遇のチャンスを逃さないということが大切ではなかろうかなというふうに思っております。

中心市街地の基本計画のただいま検討中ではございますが、人吉駅、青井阿蘇神社、九日町、球磨川、中川原、人吉城という素材によってどうまちを活性化させていくかということがテーマの部分になってくるものだと議員のおっしゃるとおり私も考えておりますので、ま

ちづくりのコンセプトというものがこの地の歴史、文化、球磨川に代表される自然あるいは人情であることは人吉市民にとっても訪れる人々についても理解が得られるところだろうと思っております。

まずは面的な整備というものも行ってまいらなければなりませんが、まずは駅を中心に、そして他の面はソフト面で実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。１日でも早くさまざまな議論が重ねられ、一つの形になり、観光、交通が一つの大きな結節点として駅が活用され、稼ぐ観光で稼ぐ、食べることができるまちへ醸成してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　田中市長から、駅開発、駅前整備についての即効性、重要性を熱く語っていただきました。私も、何も駅前整備自体を否定するものではございません。もちろん田中市長がおっしゃったような駐車場、交通の拠点、景観、そしてチャンスがやってきているということに関しまして、私も十分理解をしているつもりであります。ただ、私が言いたいのは、駅に来る方、汽車で来る方、車で来られる方というのは人吉市にある何かを目指して来られます。その目指すものが私はまだばらばらというか、そろってないんじゃないかというふうに考えます。

私の中では、人吉市には人吉市の住民が住んでおりまして、その住民はここに住み続けます。その人たちが快適な生活を送れるほんとに住みたいまちというものをまずつくってから、そこを目指して来られる人たちがいてからこそ駐車場が必要であり交通の拠点が必要であり、景観が必要になってくるというふうに考えております。まちづくりは住民主体、住民の意見を聞きながら住民の意思を尊重して、歩幅と進むべき方向をあわせてがっちりと肩を組んで進めていくべきことだと感じております。

川野議員、松田議員におっしゃいましたように、確かにこのまちの個性、特化することが必要だと市長も言われておりますが、私はそちらが最も重要なことではないかというふうに考えております。今、先ほどから申しておりますように、さまざまな町なかで議論が行われておりますが、いまいちみんなのベクトル方向性がそろってないんではないかというふうに感じております。そこには一つ、市長がこのまちの個性、特化と申されますように、私もまちのビジョン、コンセプト、哲学が一つ必要ではなかろうかと。

市長の話をいつも聞いておりますと、相良家の話や青井神社の話、歴史、文化の話がたくさん出てくるように思います。私としては、この人吉市というものは歴史、文化のまちというものを目指し、みんなで方向性を合わせながらまちづくりをやっていく。その中での駅前整備、交通拠点、駐車場という位置づけで考えております。そのようなことで、今回は質問をさせていただきました。

中心市街地活性化基本計画策定に当たりましても、新町周辺エリアや青井神社周辺でまた新たに部会が立ち上がっております。今後、青井神社、ＳＬを契機に、住民は、私たちは同じ方向を見ながら進んでいけるものだというふうに確信をしておりますが、市長はやはりアイデアと能力とございますので、いつもごいごいと引っ張っていかれます。なかなかそれについていけない私たち住民がおることも事実でございます。駅前整備、まちづくりにも関してですが、市長はここらで大きく深呼吸でもしていただいて、もう少しスピードを緩めて、焼酎でも飲み交わしながら、再度まちの人々の顔を見つめ直して見られてはいかがかなというふうに思っております。

ただ、目指すところ、目的は市長も私も一緒だと思います。これからも一生懸命私も住民とともにこのまちがよりよくなるために頑張ってまいりますので、ぜひとも歩調を合わせながら肩を組んでやってまいりたい、そのように思っております。この話を続けますと恐らく永遠に平行線で終わるのではないかというふうに思っておりますので、これで駅前整備に関しましては質問を終わります。

最後に、夢のある話をさせていただきたいと思います。文化振興に関してでございます。

人吉市は、クラフトパークには宮崎先生や段村先生の絵画や、一勝地焼、上村焼などは原城の収蔵庫にも同じく一勝地焼や上村焼を初め掛け軸や刀剣、コインや武具などのたくさんの歴史資料や美術品を保管、管理されております。これらのものは人吉城歴史館で特別展示されたり、絵画におきましては一部は人吉市役所別館２階に展示されており、また民俗資料につきましても人吉西小学校に展示されておりますが、まだまだ市民の目にも触れる機会が少ないように感じております。

郷土の宝をもっともっと活用して、人吉・球磨の歴史、文化を伝えるためにも、さらなる利活用を期待するところでございますが、今後さらに何らかの形で利活用する計画はございますかお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

保管いたしております歴史資料は、相良清兵衛屋敷人吉城歴史館におきまして常設展示いたしているもののほか、年２回実施いたしております特別展、本年度から始めました年４回ほどのテーマ展を通して積極的に展示公開をしていくことにいたしております。

また、国宝青井阿蘇神社と人吉城跡を結んだ路線上にある市街地の空き店舗や営業中の店舗に展示をお願いし、中心市街地の各店舗が資料の展示室としていただき、まち全体を資料館とする街角資料館構想を計画しているところでございます。

市民の皆さんを初め、人吉に来られた方が青井阿蘇神社から中心市街地を通り、人吉城跡までの道のりを歴史や相良文化に触れていただきながら、楽しく散策していただこうというものでございまして、現在、関係各課と協議を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　大変すばらしい企画をお考えだというふうに思っております。市長も言われますとおり、まさにソフトな事業だというふうに私も思っております。まちの方々も大変喜ばれるんじゃないでしょうか。なるべく早い時期に策定が望まれますが、策定はいつごろまでに計画されておりますでしょうかお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

街角資料館構想につきましては、先ほども申しましたように、現在、関係各課と協議を進めているところでございまして、策定時期については確定していないところでございます。しかしながら、街角資料館につきましては、モデルケースとして平成21年、来年の１月から３月の間、期間を設けまして、現在、店主からの展示をしてもいいというお話をいただいておる店舗での開館を予定しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　本格的な取り組みはまだ計画中ということでございました。ただ、モデルケースとして１月から３月に開館予定だということでございます。この時期は雛祭りも始まりますし、その辺と併用されて、よりたくさんの市民の方、観光客の方に喜ばれるようなすばらしい企画を期待しております。

続きまして、関連でございますが、人吉市所有といいますと語弊があるかもしれません。2008年人吉市教育委員会発行の人吉市文化財調査報告書第26集、史跡人吉城跡の93ページに、寛永17年の人吉城絵図がございます。これは熊本藩細川家からの指示により、御下の乱で切り合いの場所や炎上した屋敷の範囲を書き立てられたものですが、相良清兵衛屋敷と息子の内蔵助屋敷が赤で塗られております。

さて、この図には相良清兵衛屋敷内に２階建て持仏堂が、内蔵助屋敷に倉が、両屋敷の間の中庭に持仏堂という三つの建物が描かれております。このうち相良清兵衛屋敷内の２階建て持仏堂の下から人吉城歴史館のうちにあります地下室遺構が内蔵助屋敷の倉の下から大井戸遺構が発見されております。そうなりますと、二度あることは何度やらで、中庭の持仏堂の下にも三つ目の地下遺構があるのではと想像が膨らんでまいります。現在の場所でいうと大体水ノ手橋下流、川下に向かって左側の石垣から道路側、地下室遺構と大井戸遺構の間ぐらいにあるのではないだろうかというふうに私は思っております。

相良文化に光を当て、郷土の歴史に厚みを増し、そして人吉観光発展につなげるためにも調査をし、その存在が確認されれば、発掘するべきだと思いますが、いかがお考えでしょうかお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、人吉市教育委員会のこれまでの発掘調査におきまして発見さ

れた二つの地下室遺構は、考古資料、絵図資料から、相良清兵衛屋敷と内蔵助屋敷内につくられたもので、ともに1640年の御下の乱の後に埋められていることが判明いたしております。地下室遺構、大井戸遺構が絵図中の清兵衛屋敷の２階建て持仏堂と内蔵助屋敷の倉の地下に当たる場所から発見されておりますので、絵図に記載されている３棟目の建物の持仏堂、現在の人吉城歴史館の北東部の市道部分にも同様の地下室の存在があるのではないかと想定されるところでございます。

現段階での発掘調査につきましては、市道の地下ということもあり、十分な検討が必要であると考えております。しかしながら、現状のままでの調査方法といたしましては、地中レーダー探査法による地下室遺構の有無の確認調査を行うことは可能かとは考えておりまして、三つ目の地下水遺構の調査につきましては、今後検討してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　先ほどから市長もおっしゃっていますとおり、この件に関してはスピード感を持って進めていただきたいと私は思っております。ＳＬが４月25日にやってまいりますが、仮に調査発見されたとすれば、その発掘調査から観光客を呼べるのではないでしょうか。そういう発想もできると思います。駐車場は残念ながら１年後ぐらいになりますが、人吉城跡周辺に関しましては発掘も恐らく、もしあったとすれば可能となってくると思いますので、ぜひ早目に進めていただきたいと思います。

そこで、３月の当初予算で調査費用を計上されればいかがでしょうか。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、調査に当たりましては十分な検討が必要でございます。議員もおっしゃいますように、文化財の価値はもとより、かなり話題性も高いかなというふうにも考えておりますし、早目の調査をしたいとは思っておりますけれども、十分な検討が必要でございますので、どうしても当初予算への計上は難しいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　今、人吉市内では青井神社が輝いており、今度ＳＬが来ることによりまして駅周辺も輝いてまいるだろうというふうに予測がされます。さらに人吉城周辺が輝き、そして町なかを人吉市郷土の美術品、歴史資料などで導線としてつなげば立派なまちが面として整備されるのではないでしょうか。

ほんとは、では６月補正でと言いたいところですが、さまざまな検討があるだろうというふうに感じております。これ以上は要求しませんが、早い時期での調査をしていただきますよう、切にお願い申し上げまして、また調査が行われましたときは三つ目の遺構が発見されますことを期待しまして、全質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時29分　休憩

―――――――――――――

午後２時46分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。

○６番（村上恵一君）（登壇）　お疲れさまです。３日のラストでございます。長い道のりでございました。サブプライム問題から始まって、９月のリーマンブラザーズの破綻ということで、経済状況が非常に厳しい、そういう中で暗い話題が非常に多いわけですが、先ほど論議がありましたように、青井神社の国宝指定、そして来春のＳＬ運行ということで、明るい話題もございます。時には立ちどまって、時にはスピード感を持ってという両論もありましたが、やはりここ大事なのが一丸となって、一枚岩となって心を一つにして頑張っていくということじゃないでしょうか。私たち議員も、そして一市民となってそういう形でバックアップしていこうと思いますので、よろしくお願いいたします。また、元気な田舎でなければ日本も元気にはならないというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は３点通告しております。市民の声から、わかりづらい掲示場、そして２番目に、古都としての景観、交差点周辺を占拠していく看板群、そして、産業と文化の継承、マイスター制度の導入でございます。

最初に、市民の声から。わかりづらい掲示場でございます。皆さん御存じでしょうか。掲示場が庁舎の敷地のちょうど南西の角にございます。人吉市広告式条例というのがございまして、条例の改変とか公布の際には市役所の前の掲示場に掲示して市民に告示するという場所でございます。非常にわかりづらい場所にあります。恐らく市民の方も知らない方がほとんどではないかなと思っております。

実は、平成12年の９月議会、何と８年も前に私この内容の同じ質問をしたのでございますが、その12年の９月の議会で、当時の企画部長は最後の答弁で「今後、今ある場所の前の樹木の除去、あるいは」、この除去というのはいかがなものかと思いますが、「案内板の設置等での是非を含めて、今後場所の選定を行い、適切に対処していきたい」と答えておられます。

さて、その後は検討は行われたのか、どのような経過をたどっているのかをお聞きしたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

ただいま村上議員の方から、平成12年９月議会におきまして質問したけども、その後どう

なっているかという御質問でございます。

まず、この掲示場につきまして、設置の目的などを簡単に御説明させていただきます。先ほども議員の方から申されましたけれども、この掲示場は地方自治法第16条第４項に基づきまして条例公布のための具体的な方法の一つとして設置されているものでございまして、その位置でございますけれども、ちょうど議場の方から見ますと、市役所敷地の左側の方になります。ユウカリの木が大きいのがありますけれども、その前になっております。

その位置についてでございますけれども、庁舎を訪れる市民だけではなく、できるだけ多くの市民の方に目に触れるよう、庁舎敷と道路敷に近い場所に設置されているようでございます。

本市の場合は、大手門側から見まして、先ほど申し上げましたように右側の門柱のところに設置されております。現在の設置場所は平成12年９月議会におきまして議員の方から御指摘をいただいておりますように、掲示場そのものが多くの市民の目に触れなければならない大変重要なものであるにもかかわらず、掲示場の前に樹木があるなど実際はわかりにくく目立たない場所であると認識しております。

その後の対応でございますが、何回か樹木の剪定を行いましたものの、樹木の生育は早く、しばらくいたしますと同じ状況に戻ってしまっておりまして、恐縮ではございますが、その状況は12年当時とさほど変わっていないところでございます。

また、掲示場の移設でございますが、これは当時の企画部長が移設についての可能性を示唆しておりましたが、現状では庁舎玄関付近の状況、さらには文化財保護法による規制もございまして移設は厳しいようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　その後、かなり古い話題を持ち出して大変申しわけないと思ったんですが、その後は剪定を何度か行われただけということで、また移設は、移設も検討されたということですが、確かに障害者の駐車場とか庁舎の前面にはありまして、場所の確保が難しいのと、文化庁の許可が得られないのではないかということなんですが、その存在すら知らない人がたくさんおられますし、目立たない、そして不親切である、そして掲示場の前面のスペースが立ち位置が非常に狭いということで、もしあそこに足を運ぶとなったならば、非常に狭いところを通らなければいけないというような状態でございます。そこで、他のこの近隣の町村の状況はどのようになってるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

近隣の山江村、相良村、錦町、多良木町の各役場の状況を調査してみましたところ、まず、錦町と多良木町の場合、掲示場は玄関横に、また、山江村と相良村は本市と同じように役場の敷地内に設置されておりました。

確認しましたところ、錦町は平成６年に、また多良木町は平成元年に役場の改築を行っておりまして、いずれもそのときに玄関前に移設しているそうでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　多良木と錦町は改築の際に玄関前にということですね。やはり場所としては玄関前が本当はベストなのではないかなと考えております。樹木が二つ大小ございまして、この二つの移植ということを含めて検討していただきたいということと、その移設が、掲示場の移設が厳しいということであれば、もう少し市民の目に触れるような対策をとってほしいということです。ここに掲示場がありますよというような、一目でわかるような対応策を考えてほしいということなんですけれどもいかがでしょうか。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

これまでの掲示場の位置は、多くの市民の目に触れなければならないということから庁舎の敷地内に、それも道路敷に近いところに設置したという既成概念があったようでございますが、先ほど御説明しました調査結果にありますように、最近は庁舎の玄関前に設置されるなど、その考え方も変わってきているようでございます。

ただ、本市の場合は１回目の御質問にお答えさせていただきましたような問題、先ほど議員もおっしゃいましたけども、庁舎玄関前には障害者駐車場があること、文化財保護法の規制に抵触することなどを抱えておりますことから、現在の位置を移動させることは厳しいと思われます。したがいまして、今後定期的な樹木の除去、掲示場の位置が一目瞭然にわかるようなサイン、表示板の設置、さらには夜間のライトアップなど、市民の方々が見やすいような周辺整備を行い、広報紙などを通しまして掲示場の位置をお知らせしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

ただいま樹木の除去というふうに申し上げましたけども、剪定を行っていきたいということで御理解いただきたいと思います。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　私も聞いておりまして、今樹木の除去と言われましたから、先ほどは樹木の除去はいかがなものかなと言ったばかりだったものですから、剪定ではまた今までと一緒なものですから、今後は移植、移植も念頭に入れて考えてほしいと思います。あくまでもそういう努力をして、ライトアップ、また掲示板があるということで、中に蛍光灯を入れるというようなこともされるということですから、ぜひそのように市民に優しい、そのような施策をとっていただきたいと思います。

私としては、本来ならば場所の移動が一番ふさわしいと思いますので、経過措置として私はとらえておきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。これは要望としてこの質問

は終わりたいと思います。

次に、古都としての景観、交差点周辺を占拠していく看板群、このことについて質問を行っていきます。

最近、車で市内を走っておりまして、信号待ちで信号に、交差点で赤信号でとまりまして待っている間ぐるりと見渡しますと、結構必要以上に大きな看板が色とりどりでさまざまな看板が目に入ってきます。例えばインターチェンジの三叉路、そして西間の交差点とかさまざまな場所でこのような光景が見受けられます。

そこで質問なんですが、過去にこの野立て看板といいますか、屋外広告物の市内各所の実態調査を行ったことはありますかということなんですが、お聞きします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

本市において、過去に市内各所の屋外広告物の実態調査を行ったことはあるかといった御質問でございますが、本市におきましては、これまで屋外広告物の実態調査を行ったことはございません。

屋外広告物につきましては、熊本県が熊本県屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の規制等を行っておりまして、本市におきましても屋外広告物を設置する場合は、この条例の規定に基づき熊本県知事に屋外広告物許可申請書を提出するようになっております。そこで本市における屋外広告物の規制等を管轄されております球磨地域振興局に実態調査をされているかお尋ねいたしましたところ、人吉管内の屋外広告物については国道、県道内の立て看板、張り紙、張り札などの遵守をするなどの定期的な道路パトロールの中で、道路沿いの看板についても指導などを行っているが、全体的な実態調査というのは行っていないというようなことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　市としては行っておりませんということですね。県は土木課でしょうか、定期的な道路パトロールの中でいろんなものが、違反などが見つかったならば指導を行っているということだけども、全体的な調査は行ってないということですね。

やはり観光立市を目指す人吉市にとりまして、無秩序に乱立する大きな看板が非常に気になるんですよね。県でも条例がありまして、屋外広告物条例ですかあるようですね。規制を行っているようなんですが、これちょっとお聞きしたいんですが、現在、人吉市内の国道、県道、そして市道の沿線、沿線ですね、この屋外広告物を規制しているこの区間はどのような場所になるのでしょうか。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、熊本県におきましては屋外広告物条例を制定し、屋外広告物について美観風致の維持及び公衆に対する危害防止を目的として必要な規制を行っておられま

して、その条例の中で屋外広告物及びこれを掲出する物件について掲出できない地域、これを禁止地域と申しますが、それと掲出できる地域、こちらは許可地域と申しますが、それぞれ指定をされております。

本市におきましても、国道及びその沿線に関しまして禁止地域が指定をされております。その区域について国道ごとに御説明いたしますと、国道219号では八代市渡町の新萩原橋から人吉市下原田町の新万江川橋の区間、矢黒町の繊月大橋から西間下町の市道岩川内第１号線との交点の区間、東間下町の胸川にかかります間橋から宮崎県との境界の区間、国道221号では錦町西の国道219号との交点から宮崎県との境界の区間、国道267号では、蓑野町の蓑野橋から鹿児島県との境界の区間、国道445号では、美里町の国道218号との交差点から人吉市北願成寺町の九州縦貫自動車道との交点の区間がそれぞれ第３種禁止区域に指定をされております。

この第３種禁止地域とは、景観への配慮が望まれるものとして知事が指定する地域でございまして、自家用以外の一般広告物は掲出できませんし、自家用広告物につきましても、５平米を超える広告物につきましては許可が必要となっております。

続きまして、県道、市道及びその沿線についてでございますが、こちらは国道のように路線ごとに地域の指定はなされておりませんが、県条例におきまして人吉市域全体が地域により第２種許可地域、あるいは第３種許可地域に指定をされております。

この第２種及び第３種許可地域とは、経済活動に配慮しながら景観形成を図るべきものとして知事が指定する地域でございまして、その地域にあります県道、市道及びその沿線につきましても、それぞれいずれかの許可地域になるということでございます。

なお、第２種許可地域及び第３種許可地域におきましては、10平米を超える自家用広告物につきましては許可が必要となりますし、一般広告物につきましてはすべて許可が必要となっております。

また、今申しました屋外広告物条例のほかに熊本県では熊本県景観条例を制定されており、その条例の中で県土の景観形成上重要な地域について一定の行為について届け出を義務づけ、景観に対する配慮を要請する景観形成地域と幹線道路沿いで景観を図る必要がある地区について一定の行為について届け出を義務づけ、景観に対する配慮を要請する特定施設届け出地区などが定められております。

本市におきましては、景観形成地域が１地区と特定施設届け出地区が３地区指定をされておりまして、国県道及びその沿線といたしましては、国道445号の一部が景観形成地域に含まれておりますし、国道219号の人吉市と球磨村との境界から人吉市と錦町との境界の区間、国道221号の人吉市と錦町との境界から県道上漆田東間下線との交点の区間及び県道人吉インター線の九州縦貫自動車道人吉インターチェンジから国道445号との交点の区間が特定施設届け出地区に指定をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　再質問ができないほど詳細にわたって答弁をいただけたわけなんですが、屋外広告物条例と熊本県景観条例ということですね。屋外広告物条例では、美観風致の維持と公衆に対する危害防止の観点に立っての規制であるということですね。国道においては県境までの区間、規制が行われているようですね。そしてまた、インターチェンジの付近は特定施設届け出地区ということで指定されているということですね。

ちょっと気になったんですけど、西間の219号の西間の交差点はこの区間には、規制の区間には入ってないようですね。どうなんですかね、ちょっとお聞きします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

西間の交差点のところは第３種許可地域でございまして、ただ、特定施設の届け出地区というようなことでございます。用途でいいますと、準工業地域といいますか、そういった地域が、こういったところが規制が、国道にあっても区域が除外されているというふうな許可区域になっております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　西間の交差点は第３種ということですね。この広告物すべてが許可を得て、法を遵守をした広告物なのかなと想像するんですけど、ひょっとしたら全くその規制を知らないで看板を立てられてる方もおられるんじゃないかなというふうに危惧するんですが、違反は違反ということでどうにかならないものかと思うんですが、程度によっては何かこの例規を見てみますと、１年以下の懲役または50万円以下の罰金という罰則もあるようですね。今後しっかり取り締まってほしいと思うのですが、青井神社の国宝指定、そして来春のＳＬ人吉号の運行ということを考えましたときに、入り込み客は確実にふえると、こういうことで思っております。マイカーで来る方、大型バスで来る方、その移動の際に交差点で信号待ちしていたときに色とりどりの大きな看板が必要以上に目立ってしまうということではイメージを損なってしまうということで考えております。情緒のある小京都、先ほど市長は西の鎌倉と言われましたが、本当にそうですね。せめてエントランスともいえる交差点の各ポイントですね、県にもお願いしてもうちょっと強く規制すべきというか知らしめるべきというふうに思っております。

また、ほかの観光標識などは色など考慮して統一感を出すべきだと思うんですよね。しかし、統一感を出した看板の周りに、さまざまな色の看板があったら、その統一感の看板が死んでしまうということがございますので、ぜひその辺を県の方にお願いしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、民地に立っている看板等につきまして、私どもも同様なことを感じております。相良700年の歴史を誇る九州の小京都であり、国宝青井阿蘇神社や人吉城跡、そしてとうとうと流れます球磨川などのすばらしい景観を有している本市といたしましては、景観に対する取り組みについては十分配慮していかなければならないと考えております。

さきに申しましたように、熊本県におきましては屋外広告物条例や景観条例などを制定され、景観の維持形成に取り組んでおられますので、私どもといたしましては、今ある制度を活用し、県と共同して景観の維持、形成に取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員御指摘のとおり、交差点につきましては人吉市を訪れる方の目につく箇所も多くございますので、特に留意すべきポイントにつきましては御指導いただくよう県に強く要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　ぜひそのようにお願いいたします。

知らないケースが多いのではないかなと思うんです。やはり知らしめるべきであるということも考えてみれば広報等で知らしめる必要があるのではないかなと思います。

私もこの質問を考えるに当たって、県の例規をちょっと見てみたら、こういう規制がしてあったということを知ったぐらいですから、一般市民はほとんど知らないのではないかと。知らないで看板を掲げてる方が多いのではないかと思いますので、ぜひ知らしめてほしいと思います。

この件は、要望にして終わらさせていただきます。

次ですが、非常に経済状況厳しい中、厳しい雇用情勢でございます。有効求人倍率に関しまして、人吉・球磨にありましては県平均をかなり下回っているような状況ということで聞いております。しかし、さまざまな業種の中で構造的不況と言われつつもこつこつと頑張っておられます熟練職人の方々がおられると思います。この地域にございましては、きじ馬の制作とか球磨川下りとか、あるいはカヤぶきのふきとかいうことで特殊な職種もあると思います。この中であらゆる産業、文化の分野におきまして熟練技能者の高齢化などで、分野によっては後継者がなく技術の枯渇、危機的な状況にあるものもあるかもしれないと思っております。

そこで、今までこのような件で熟練職人の存在、または後継の問題で実態を調査したことはあるのかお聞きしたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

本市におきまして、議員がおっしゃるような熟練技能者は商工分野、観光分野、文化財分野、さらには建築・土木分野など多く多岐にわたっているようでございますので、まちづくり、人づくりの観点から、私の方からお答えさせていただきます。

現在、それぞれの所管の部署におきまして、熟練した技能を要する業務、先ほど御質問の中で言われました球磨川下りの船頭、きじ馬制作などに携わる方の人数などは把握しているようでございますが、議員御質問のそのうちの何人が熟練技能者に該当するのか具体的な調査はこれまで行われておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　具体的な調査は行っていないということですが、きじ馬の制作とか球磨川下りなどの地域ならではの職種に限っては人数等は把握しているということですが、またその人数の後継者の育成の実態はと聞きたいんですが、では３点に絞って、カヤぶきふき、そしてきじ馬制作、球磨川下り、この地域ならではの職種について人数と今現在の熟練職員の人数と、そして後継者育成の実態はどうなっているかということでお聞きしたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

まず、球磨川下りでございますが、船頭が20名、ともはりが18名、計38名でございます。それから、きじ馬の制作者でございますが、これは趣味の領域を超えないでやっておられる方もいらっしゃいますが、実際郷土玩具のお土産品として制作されている方は２名でございます。

以上でございます。

カヤぶきにつきましては、私の方では把握いたしておりません。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　きじ馬と球磨川下りの方ははっきりしているということでしたですね。カヤぶきふきの職人さん、実は私もちょっとお聞きしたんですけど、１人か２人かということで聞いたもんですから、どっちなのかなと思って今聞いてみたわけなんですけど、かなり御高齢の方がおられるということでございました。今後その例えば、市内に武家屋敷等もございますし、青井神社もございますし、ふきかえが必要になってくる場合に、そういう職人の方が存在しないという状況になったときには他の地方から呼ぶということになるのでしょうけど、他の地方も非常に厳しいような状況ということで、インターネットなどを調べましたら情報としては載っておりました。

ですから、ここで考えられるのが、全国的にいろんなところでマイスター制度というのが創設されているわけでございます。熟練した技術を守っていこう、継承していこうという中で、その熟練職人を認定してプレミアム、ステータスを与えて後継者を育成していこうということです。若い人が物づくりの現場を敬遠する傾向にもあるわけなんですが、優秀な技術を、技能を将来に伝えて多くの優れた人材を育てていきたいという目的でマイスター制度と

いうのがいろんなところで創設されております。

マイスターという言葉自体は棟梁とか親方とか名人というような意味らしいですね、これドイツ語でしょうか。県内では水俣市では環境マイスター制度というのをつくって、環境に特化した制度を運営しているようでございます。あるいは、日本全国調べてみますと、県として、県としての取り組みで創設されているところがあるようでございます。

先進地としては神戸市のマイスター制度というのがあるようですが、ぜひ文化の継承、技術の継承ということを考えたならば、今後観光にもあらゆる面で生かしていける分野があるんではないかと。例えば、この地域に特化したものでありますと、鬼木の太鼓踊りであるとか、球磨の六調子の踊りですね、先ほど申しましたきじ馬であるとか、さまざまな分野で思いつくことはできると思うんですが、さらにこの地域の熟練技能者のそういった実態調査を行っていってほしいと同時に、さらにこの地域にですね、人吉球磨に特化したマイスター制度の創設を強く望みます。もちろんさまざまな分野を網羅することも大事でございます。ということで、市長にこの制度の創設をどう思うかということでお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

本年最後の答弁になるかもしれません。大変なチャンスを与えていただきましてありがとうございました。

二度、三度あるかもしれないということでございますが、本市にはかじ職人、それから人吉家具の職人、陶磁器、または引き物、指物の職人、菓子職人、またはきじ馬を制作される方々、伝統工芸に携われる方々、たくさん熟練技能者がいらっしゃると思うんですが、村上議員おっしゃいますとおり、熟練技能者の高齢化は進んでおるとこでございまして、このままでは最悪その技術が途絶えてしまうことも考えられるわけでございます。

私が掲げる持続可能な社会づくりという観点からも非常に大きな課題であるということは認識をいたしております。そのためにも御提言いただきましたマイスター制度につきましては、伝統技能というものをどのように特化していくのか、または逆に幅広い分野を見据えていくのか、事業目的によってさまざまな展開が考えられますので、神戸市のような先進地事例も検討させていただきながら、他の自治体の事例も参考にぜひ検討を進めたいと思っているとこでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　前向きな答弁をありがとうございました。

神戸市の事例があります。銅版の一つのステータス的な刻印を打ったマイスターのあかしをお店の玄関に掲げるとか、工場の玄関に掲げるというふうな形でされているようでございます。ぜひ、できればマニフェストにひとつ追加していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。平成100人委員会もできたことですから、先ほどが最後の答弁とおっし

ゃいましたけども、もう１回、100人委員会について言うていただく、これが最後の答弁でございます。よろしくお願いします。

○市長（田中信孝君）　再度機会を与えていただきありがとうございます。

こういうマニフェストといいますのも、いわゆる選挙時に基本的なことを市民の皆様方にお示しをして、それを一つの約束事として市民の皆様方の選択を得るわけでございますが、そのあとのいわゆるマニフェストと申しますか、提案というのも86例、担当部課に示しているとこでございまして、よって、きょうもお話しありましたとおり、松岡議員からもお話しがありましたとおり絞り込んでいくものは絞り込んでいく、その時代の流れに合わないものはどんどん切り捨てていく、または一つに特化していくとか、そういうこともマニフェストはしていかなければいけないということでございます。または立山議員の御質問にございましたとおり、財政状況等々を勘案していくと、それこそできるものとできないものとが、明確にはっきり１年６カ月を過ぎたところでもしてきたところでございます。よって、取り組みやすいよい制度というのは、そういうその対極的なマニフェストの中に取り入れて考えてみたいと思ってるところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　マニフェストにというのはちょっと確かに問題があったかもしれません。先ほどおっしゃいましたように、財政状況もございますので、スクラップ・アンド・ビルドの観点からぜひそのような方向で進めていただきたいと思います。

最後にスピード感を持ってお願いしたいということで締めくくります。

それでは、終わります。

○議長（大王英二君）　以上で、質疑を含めた一般質問は全部終了いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第19　委員会付託

○議長（大王英二君）　次に、日程第19、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第89号から陳第17号まで一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託いたします。

○議会事務局長（永田正二君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成20年12月第５回人吉市議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第89号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）につきましては、２ページ

の別記に記載してあるとおりでございます。また、陳情の件名等につきましては、３ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

なお、人事案件につきましては委員会付託はございません。

以上でございます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――

各委員会付託事項表

議第 89号	平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	各委［別記］
議第 90号	平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第 91号	平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第 92号	平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）	厚生
議第 93号	平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	厚生
議第 94号	平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）	経建
議第 95号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 96号	人吉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 97号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 98号	人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第 99号	人吉球磨地域交通体系整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第100号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第101号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	経建
議第102号	市道路線の認定について	経建
議第103号	損害の賠償について	経建
議第105号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
陳第 14号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情	厚生
陳第 15号	介護保険制度の見直し等に関する陳情	厚生
陳第 16号	消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情	総文
陳第 17号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情	経建

〔別記〕

議第89号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）		
○予算委員会	第１条	歳入予算の補正（全款）
	第３条	地方債の補正
○総務文教委員会	第１条	歳出予算の補正
		２款　総務費（３項　戸籍住民基本台帳費を除く）
		９款　消防費
		10款　教育費
		12款　公債費
		13款　諸支出金
		14款　予備費
	第２条	債務負担行為の補正
○厚生委員会	第１条	歳出予算の補正
		２款　総務費（３項　戸籍住民基本台帳費）
		３款　民生費
		４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条	歳出予算の補正
		６款　農林水産業費
		７款　商工費
		８款　土木費
		11款　災害復旧費（３項　公共土木施設災害復旧費）

〔提出陳情件名〕

陳第14号　後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情

陳第15号　介護保険制度の見直し等に関する陳情

陳第16号　消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情

陳第17号　国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情

〔継続審査件名〕

○総務文教委員会

陳第８号　公民館改修に伴う大塚小学校林の収益金の活用についての陳情

○厚生委員会

陳第１号　一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情

○経済建設委員会

陳第13号　「たばこ税増税反対に関する意見書」に関する陳情

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後３時27分　散会

平成20年12月第５回人吉市議会定例会会議録（第５号）

平成20年12月19日　金曜日

１．議事日程第５号

平成20年12月19日　午前10時　開議

日程第１	議第 95号	人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定について	総　文
日程第２	議第 96号	人吉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第３	議第 97号	人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第４	議第 98号	人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第５	議第105号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	厚　生
日程第６	議第 99号	人吉球磨地域交通体系整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	経　建
日程第７	議第100号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第８	議第101号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について	
日程第９	議第102号	市道路線の認定について	
日程第10	議第103号	損害の賠償について	
日程第11	議第 89号	平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）	各　委
日程第12	議第 90号	平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）	厚　生
日程第13	議第 91号	平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）	
日程第14	議第 92号	平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）	
日程第15	議第 93号	平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）	
日程第16	議第 94号	平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）	経　建
日程第17	議第104号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	
日程第18	陳第 16号	消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情	総　文

日程第19　陳第 14号　後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情　厚　生

日程第20　陳第 13号　「たばこ税増税反対に関する意見書」に関する陳情　経　建

日程第21　経済建設委員会所管事項に係る委員長報告

日程第22　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第23　人吉下球磨消防組合議会の報告

日程第24　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第24まで議事日程のとおり

・追加日程

意見第15号　たばこ税増税反対に関する意見書（案）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

4．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
収入役	大松克己君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	鳥井正徳君
総務部長	深水雄二君
企画部長	荒巻　通君
福祉生活部長	尾方　篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長		永田正二君
次長		加賀邦保君
庶務係長		村並成二君
書記		和泉龍二君

午前10時11分　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速、議事日程に従い各委員長の報告を求め、採決をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第１　議第95号から日程第４　議第98号まで

○議長（大王英二君）　まず、日程第１、議第95号から日程第４、議第98号までの４件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　おはようございます。総務文教委員会に付託をされました日程第１、議第95号から日程第４、議第98号までの４件につきまして審査の結果を御報告いたします。

まず、日程第１、議第95号人吉市部設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、この条例は、平成21年４月１日に予定しております組織機構改革に伴い人吉市部設置条例の一部を改正するものです。組織機構改革に伴い第２条中「総務部、企画部、福祉生活部」を「市長公室、総務部、市民部、健康福祉部」に改めるもので、総務部と企画部を再編整理し、市長公室に、福祉生活部を分割再編し、市民部と健康福祉部を新設するものです。

今回の組織機構改革の目的としては、第３次行政改革の一環として、平成17年４月に改正し４年が経過し、その間、本市を取り巻く外的、内的要因の変化が著しく、柔軟かつ迅速に対応していくために現行組織の問題点や課題などを検証し、体制の見直しを図ったという説明でありました。

また、組織機構にあたっては、市民の利便性、スピード、機動性、職員の仕事のしやすさの四つの基本指針とし、市民ニーズの多様化や新規課題対応のために結果として１部２課３係の増となりましたが、実務を担当する係長級以下の職員数については合計で約300名ということで、現行とほぼ変わらないという説明でした。

今回の機構改革の特徴として、市長公室を新設しており、市長公室には政策立案と企画調整機能、秘書広報機能を総合し、また、国際交流、姉妹都市交流等など市外との交流推進事業も集約し、また、総務部には、企画部より移管した財政、情報システム、財産管理などの管理業務を集約し、また、契約業務の一元化を目指し、契約管財課を新設し、建設部から工事等の入札契約業務が移管されます。

福祉生活部においては、分割再編で健康福祉部と市民部を新設し、少子高齢化などの社会情勢の変化や地方分権の進展に伴う移譲事務、国の制度改正など新たな政策課題に迅速・的

確に対応可能な組織とし、業務増大傾向にある福祉生活部を分割再編するものであります。

市民部においては、環境課を新設し、市民生活に密着している税務課、納税課を総務から移管し、暮らしにおける不安解消など、市民ニーズに対応するため、これまで分散していた窓口を一本化して、暮らし安心相談係を新設する。

健康福祉部については、サービス対象者の視点から福祉課、介護障害課、保健センターの福祉健康部門の３課を再編し、これまでの高齢者部門において介護障害課と保健センターに分かれていたものを一本化した高齢者支援課を新設する。

水道局においては、水道事業と下水道事業のより一層の合理化及び経営の健全化を図るために、現行の２課を事業会計ごとの上水道課と下水道課の２課に再編する。

教育部においては、学校教育、社会教育、文化振興の視点から再編する。あわせて、出先機関の管理機能の合理化を図るため、文化振興課を新設、カルチャーパレスと図書館の管理運営をする施設管理課を新設する。

その他として、男女共同参画推進室の新設、地域生活課長が室長兼務。また、企業誘致推進室を商工振興課内に置く。課長兼務。観光振興課には、業務量の増加に伴い企画制作機能の強化のために、観光企画係、観光振興係の２係を置くとの説明でありました。

委員から、現行問題をどのように総括されたのか。市長マニフェストの推進ではないか。権限が集中するのではないか。財政的に職能給がふえるのではないか。企業誘致推進室の仕事とは。市民相談窓口がなぜ１階に変わるのか。暮らし安心相談係員の資格など多くの質疑・意見に対し、執行部から、市民の利便性を一番に考えた。また、職員からの意見も取り入れている。市長公室の設置目的だが、総合計画を含めた重点施策の早期実現、マニフェストの推進であり、市民サービス、事業実施に各部門の調整機能役である。また、総務部への財政、入札などの業務が集中していることについては、市民サービス部門、事業実施部門、総務、財務などの内部管理、政策立案など、機能ごとに部門が分けられた組織にした方が効果的、効率であるとの判断からである。企業誘致推進室については、稼ぐもうかるまちづくりのための機能強化の一端として企業誘致を全面に出した部署である。暮らし安心相談係については、前回は１階では相談しにくいとの判断でしたが、階段があり不便を生じている状況で、そこで現在、総務の図書室に使用しているところに設置予定であるとの説明でありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

日程第２、議第96号から日程第４、議第98号までの３件につきましては関連する条例でございますので、一括して説明を受け、審査を行いました。

まず初めに、議第96号人吉市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、この条例は、透明な行政を推進し、市民の皆様方の市政への参加を図ることを目的としており、本市の情報公開条例は、平成13年３月定例市議会で可決され、同年10月１日から

施行されています。

その後、ほとんど見直されることなく現在に至っており、その間に国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正や、他の自治体におきましても市町村合併を契機とした条例の制定が行われておりまして、情報公開、制度の充実を図り、より一層の透明性ある行政経営を行うため今回、条例の見直しを行うものです。

改正の主なものは、まず、第２条第１項ですが、ここでは、市長の定義としまして公営企業管理者の権限を含むことを明記しています。具体的には水道局がこれに当たり、今回改めて明記するものであります。

次に、第５条開示請求権の改正は、これまで、開示請求できるのは基本的には市の区域内に住所を有する方が対象となっており、市の区域外からの請求がある場合は理由の記載が必要でありました。今回の改正により、理由記載なくどなたでも開示請求できることになります。

第７条の公文書の開示義務の改正は、公文書に不開示情報が含まれているときの例外規定を定めるものであります。具体的には、公文書に記載されている個人が公務員であって、当該公務員の職務に関する情報であるときは、その公務員の職、氏名及び職務内容については開示するようになっており、今回の改正でその範囲を独立行政法人等の役員及び職員まで広げるものです。また、第７条３号では、法人、その他の団体に関する情報等のうち、人の生命、財産等を保護するためには開示となっておりましたが、それ以外に実施機関との契約または、その契約に関して作成された公文書に用いられた氏名等についても開示するよう規定を新たに追加するものです。

第11条は開示請求に対する措置の改正です。これまで開示請求に伴い開示する場合は、その旨を書面で通知しなければならないとなっていたものを、開示請求があった場合において直ちに全部開示の決定をして、開示できる場合は口頭ですることができると規定に新たに設けるものです。

また、第23条では、市民の方が参加する審議会など附属機関等の会議について、基本的には開示する規定を新たに設けております。第24条では出資等法人、25条では指定管理者について情報公開が推進されるように規定しております。

なお、施行日は平成21年１月１日からになります。

次に、議第97号人吉市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、これは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等に準じた改正を行うとともに、個人情報保護制度の充実を図るための改正です。

改正の主なものは、第２条第１号では、情報公開条例と同じように市長の定義としまして、公営企業管理者の権限を含むことを明記したものです。

次に、第２条第３号の事業者の定義、これも同様に法人から除くものとして国及び地方公

共団体のほかに独立行政法人等と地方独立行政法人と加えるものです。

第３条実施機関等の責務の改正は、地方公務員法上、特別職は守秘義務の対象者であるため、この項で個人情報に関する守秘義務を明文化するものです。

また、第６条収集の制限の改正は、事務の執行上やむを得ないときなどで本人の権利を侵害しない場合は、本人から直接収集しなくてもよいという規定に関して、国または地方公共団体以外に独立行政法人等と地方独立行政法人を加えるものです。

第11条は受託者等の責務の改正で、受託者に関する規定を「努める」ではなく「講じなければならない」と厳しく規定し、また、実施機関は、必要であれば実施状況について報告を求め、調査ができる旨の規定を追加するものです。

そのほか電子計算組織の結合の禁止、開示義務の改正のほか第32条では公的統計を作成するために集められた個人情報は、この保護条例の適用外となる旨の規定を改正するものです。

なお、第32条第１項については平成21年４月１日から、他の条例は平成21年１月１日から施行となります。

次に、議第98号人吉市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定についてですが、この条例は、本市の情報公開の請求に対する決定及び個人情報の開示請求に対する決定に対して、行政不服審査法による不服申し立てがあった場合において、審査機関となる人吉市情報公開等審査会に関するものです。

今回の改正は、第２条において「審査会は実施機関の諮問に応じ実施機関に意見を述べる」となっていたものを「建議することができる」と自発的に意見を述べることができるように改正をするものであります。

また、７条では、審査手続の非公開を答申書の送付等にし、審査会の説明責任から諮問に対する答申書の写しを不服申立人及び参加者に送付するとともに、答申内容の公表について定めております。

施行日は平成21年１月１日からとなっております。

審査の中で委員から、議第96号人吉市情報公開条例第５条の開示請求権に関して「何人も」とあるが、この定義はどうなっているのかとの質問に対し、執行部から、市内の居住要件等もなく、また、国籍要件もないとの答弁でありました。また、第７条の開示義務に関連して、人の生命、財産等を保護するための開示とはどういった場合は考えられるかとの問いに執行部から、具体的な例として食中毒発生施設と物件の概要、立入検査結果の改善報告、命令、そのほか公害行政処分に関する情報などが考えられるとの答弁がありました。

以上、議第96号、97号、98号の３件につきまして慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼

ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第95号から議第98号までの４件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第95号、議第96号、議第97号、議第98号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第５　議第105号

○議長（大王英二君）　次に、日程第５、議第105号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　おはようございます。厚生委員会に付託されました日程第５、議第105号人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について審査の結果を報告いたします。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成20年12月５日公布され、平成21年１月１日から施行されることに伴い、産科医療補償制度に加入している分娩機関で被保険者が出産した場合の費用が増額されることから、出産一時金を引き上げるため条例の一部を改正するものでございます。

産科医療補償制度とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺になった赤ちゃんに補償金を支払い、経済的負担の速やかな軽減や紛争の防止、早期解決などを図るために創設されたもので、今回の改正内容としましては、この制度の導入で分娩機関は１分娩当たり３万円の保険料を保険会社に支払うこととなり、当制度に加入している分娩機関で出産すると３万円の費用負担増が見込まれることから、現在支給されている出産育児一時金35万円に３万円追加し、38万円支給されるよう改正するものでございます。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第105号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第105号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第６　議第99号から日程第10　議第103号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第６、議第99号から日程第10、議第103号までの５件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第６、議第99号から日程第10、議第103号までの５件について、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第６、議第99号人吉球磨地域交通体系整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、これは、くま川鉄道株式会社の経営を支援するために人吉球磨地域交通体系整備基金として積み立てています基金の第３類寄附金の原資を必要に応じて取り崩すことができるようにするために条例の一部を改正するものであります。

現在、取り崩しができる基金額は約１億5,400万円でありますが、年4,000万円を赤字補てんのために取り崩しますと４年で底をつくことになります。一方、第３類に属する寄附金の原資が約9,960万円ありますので、この条例を改正しますと約２億5,400万円の取り崩しができる基金が確保されることになります。

平成元年に結ばれた覚書によりますと、この第３類に属する寄附金は、くま川鉄道が閉鎖された場合には各市町村に帰属することになっていますので、11月28日時点で関係町村の同意手続は終了しているとの報告であります。

審査の中で委員から、近年基金を取り崩して赤字補てんを繰り返しているが、このままで、くま川鉄道はどうなるのか。会社はどう思っているのか。将来に目を向けた経営計画が見えない。第３類に属する基金には個人個人の寄附も行っているはず。それを議会が勝手に決めてよいのかなどの意見が出されました。

そこで、くま川鉄道株式会社に社長の出席説明を要請いたしましたところ、社長、総務部長、施設部長、車両部長の４名の出席をいただき、社長から、中間駅の民間委託、管理委託、焼酎列車や写真列車などのイベント列車、自転車の活用、サイクリングロードの利活用、がまんちょ会などのサポーターづくりなど多様な計画についての報告、総務部長からは平成元年開業以来20年の利用者乗客の動向、経営状況の推移などの報告、施設部長からは線路やレールの状況、鉄橋の状況など、車両課長からは車両の現状や修理部品調達、リニューアルなどについて説明を受け、質疑や意見交換を行いました。

以上のような審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しましたが、しかし、今後、くま川鉄道を、「ふるさとの鉄道」、「住民の足」として残すために、きちっとした経営計画に基づいて経営改善、経営努力をしていただくよう委員会として要望するところであります。

次に、日程第７、議第100号人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、企業立地促進法の施行により、同法20条の規定により固定資産税を課税免除、または

不均一課税を行う場合に、その減収額の補てんの適用を受けるために市条例の一部を改正を行うものであります。

なお、この法律により適用を受けることができる業種は県の基本計画を国が認定した業種だけであり、熊本県の場合には半導体関連産業、輸送用機械関連産業、食品・医薬品関連産業となっており、他の産業については従来どおりの減免で対応するとのことであります。

改正内容については、提案書に書かれていますので割愛をいたしたいと思います。

次に、日程第８、議第101号工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更については、昨年９月21日、議第78号工事請負契約の締結についてで議決された契約金額３億5,328万3,000円に233万9,397円を増額し、総額３億5,562万2,397円に改めるものであります。これは、架設作業場の増設が必要となり、隣接する田2,998平米を借地としたため、借地料と整地及び復元の経費などの追加であります。

田は転作カウントしたのかという質問に対して、全体を一時転用としたとのことであります。

次に、日程第９、議第102号市道路線の認定についてでありますが、これは、人吉市下薩摩瀬町字中島に新しく造成された宅地内にある道路、起点が下薩摩瀬町字中島686番11、終点が678番７、延長100.7メートルのＬ型の袋状道路であります。

現地調査をして審査をいたしましたが、袋状道路が市道認定できるのかの質問に対して、終点に公園並びに下薩摩瀬町地域学習センターがあるので、市道の認定基準第３条５項のイ「公園、学校その他の公共施設に通ずる道路で市長がその認定の必要性を認めたもの」の条文を適用したとのことであります。

また、都市計画法の32条では開発行為の道路は原則市が管理するとなっているようであります。

次に、日程第10、議第103号損害の賠償についてでありますが、これは、平成20年７月11日午前11時ごろ、人吉市願成寺本白線を走行中の乗用車トヨタＲＡＶ４が約90度の急カーブ付近にある市道に設置した横断側溝の上を通過した際、横断側溝にはめてあるグレーチングふたをはね上げ、車両のガソリンタンクを損傷し、ガソリンが流出した事故に関して、相手方と市の間で損害賠償の額を決定し和解するものであります。

なお、現場の状況は、はめてあったグレーチングふたには固定ボルトがなく、また、側溝の中にも土砂が堆積していた模様であります。現地調査や審査の中で、道路横断をする側溝のグレーチングふたはボルト固定するべきだとの意見が出されました。また、側溝自体の管理についてもそれぞれ意見が出されたところであります。

賠償額は、損傷した車の修理代５万5,000円、ガソリン代8,488円、合計６万3,488円であります。

以上の５件について慎重審査の結果、５件とも全員異議なく原案どおり認めることに決し

ました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第99号から議第103号までの５件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第99号、議第100号、議第101号、議第102号、議第103号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第11　議第89号

○議長（大王英二君）　次に、日程第11、議第89号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　おはようございます。予算委員会に付託を受けました日程第11、議第89号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち、第１条歳入歳出予算の補正のうち歳入全款並びに第３条地方債の補正につきまして審査の結果を報告いたします。

なお、今回の歳入補正予算の概要は、そのほとんどが国・県の補助事業の交付決定及び決算見込みなどによる補正であります。

総務部、企画部関係では地方特例交付金の207万円の増額及び地方交付税712万円の増額は、いずれも道路特定財源における暫定税率の失効による影響額を補てんすることに伴う補正等であります。

また、福祉生活部関係では、点字通訳の後継者不足に対応するため、点字プリンターを購入する費用として民生費県補助金100万円の増額、教育部関係では、学校教育法の改正に伴い学校評価の充実、改善のための実践研究事業費県委託金が追加されたことによる190万円の増額補正等であります。

全議員による慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（大王英二君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされました日程第11、議第89号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち２款総務費（３項戸籍住民基本台帳費を

除く）、９款消防費、10款教育費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費及び第２条債務負担行為の補正につきまして審査の結果を御報告いたします。

まず、第２条債務負担行為の補正でありますが、県庁研修職員住宅借上料は、県出向職員の家賃の賃貸借契約が年度をまたぐ契約になることに対し債務負担行為を設定するものであり、平成20年度から21年度まで借上料の支払いが前払いとなり、次年度の支払いは発生しないことから限度額をゼロ円と定めるものであります。

次に、歳出ですが、総務部、企画部関係で歳出の主なものは、２款総務費、１項総務管理費のうち１目一般管理費48万円の増額の主なものは、14節使用料及び賃借料は20年度職員の県庁研修に伴い住宅借上料などの補正を行うものであります。なお、県庁研修職員住宅借上料は21年度までの債務負担行為を設定されております。

３目文書広報費274万8,000円の増額の主なものは、18節報償費12万円は、無料法律行政人権相談のニーズに幅広く対応していくため月１回の相談業務を２回へふやすことに伴う弁護士謝礼の補正であります。

11節需用費のうち消耗品費９万8,000円は、パソコンのハードディスクの修繕に要する経費を、経費の節減を図るため修繕料から消耗品へ組み替えることに伴う補正であります。

13節委託料31万5,000円及び18節備品購入231万円の増額は、総合ネットワーク（ＬＧ―ＷＡＮ）に係るサービス提供設備現行機種のサポート期限が平成21年３月で終了することに伴い関連経費を補正するものであります。

４目財産管理費40万円の増額は、図書追録代金の補正であります。

６目財産管理費523万5,000円の増額は、すべて平成21年度組織機構改革に要する経費であります。11節需用費の修繕料70万円は、電気配線などの修繕に要する経費、14節使用料及び賃借料13万5,000円は引越しに係る車両の借上料、15節工事請負費400万円は庁舎１階にある図書室を今回新設される市民課暮らし安心相談係に改修するための改修工事費の増額補正であります。

10目情報管理費341万3,000円の増額は、平成20年度地方税法の改正により平成21年10月から個人住民税に公的年金から特別徴収制度が導入されることに伴い、個人住民税システム改修業務委託料であります。今回関連する国民健康保険、介護保険納税の各システムの改修に伴う関連業務改修委託料であります。

２項徴税費、２目賦課徴収費６万3,000円の増額は、滞納処分の一環として差し押さえ物件のインターネット公売のための差し押さえ車両の搬送手数料の補正であります。

５項、２目統計調査費22万6,000円の減額は、住宅・土地統計調査ほか二つの統計調査の事業費が確定し、歳入の県委託金にあわせて減額補正するものであります。

９款、１項消防費、２目非常備消防費24万円の増額は、消防積載車の燃料費の補正であります。

10款、１項教育総務費、２目事務局費に222万2,000円を増額補正しております。主なものは、11節需用費に学校評価の充実、改善のための実践研究事業の追加補正であり、実践研究報告書の印刷製本などがあります。

10款、２項小学校費、１目学校管理費に34万3,000円の増額補正は、矢岳小学校休校に伴い、人吉西小学校に矢岳から通学する児童を送迎する公用自動車を国の補助103万円を受けまして平成15年度に取得いたしました。当時の３年生が卒業した後は、平成19年度から送迎する児童の対象がいなくなり、自動車は財産処分制限期間６年間の基準でありますので、補助金２年間分相当分を返納するものであります。

２目教育振興費226万6,000円の増額補正は、人吉市小中学校教育振興会の小学校分補助金と要保護準要保護児童就学援助費等の扶助費の補正をするものでございます。

３目学校建設費392万6,000円の増額補正は、雨漏りがひどくなっております東間小学校の屋根防水改修工事費と、西瀬小学校に来年度入学予定の難聴児用の特別支援教室を整備する工事を施工するための補正であります。

10款、３項中学校費、２目教育振興費に250万6,000円の増額補正は、人吉市小中学校教育振興会の中学校分補助金と要保護準要保護生徒就学援助費等の扶助費の補正をするものでございます。

10款、５項社会教育費、５目文化財保護費に207万9,000円の増額補正の主なものは、下林町前村薬師堂の移転に関する補助であります。ふるさと創生推進事業補助でございます。

12款、１項公債費、１目元金の666万1,000円の減額は、19年度発行分の借り入れ条件に据え置き期間を設けたことなどによる補正であります。２目利子597万3,000円の減額は、利子の確定などに伴う補正であります。

13款、２項、12目人吉市応援団基金費19万9,000円の増額は、４件20万円の寄附があり、基金に積み立てるものであります。

14款予備費を2,143万5,000円減額補正するものであります。

委員から、無料法律相談に年間何人くらいの相談があるのかとの質問に対しまして執行部から、20年９月までに54名の相談があり、１回平均８名くらいで１人約30分程度であるとの答弁でありました。

また、実践研究報告書のどれくらいの内容か、部数はとの質問に対し、執行部から、約130ページくらいで、今回600部製本予定であるとの答弁でありました。

また、要保護準要保護児童生徒就学援助費等についての質問に対し、執行部から、現在の人数は小学校で187名、中学校で116名であるが、増加傾向にあるとの答弁でありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あ

り）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第11、議第89号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）について、厚生委員会に付託されました２款総務費、３款民生費、４款衛生費について審査の結果を報告いたします。

まず、総務費のうち戸籍住民基本台帳費につきましては、消耗品費を57万8,000円増額するもので、住民基本台帳カードのカード購入に伴う補正でございます。

民生費につきましては２億3,765万4,000円を増額するもので、１項社会福祉費のうち２目心身障害者福祉費5,270万6,000円の増額は、点字プリンター購入経費100万円、障害者自立支援に係る就労継続支援給付費など4,394万8,000円の増。

２項児童福祉費のうち１目児童福祉総務費7,064万5,000円の増額は、認可保育園の延長保育などに対する次世代育成支援対策補助金1,480万円のほか、認可保育園に通園する軽度障害及び重度障害児の保育支援などに対します軽度障害児及び障害児保育事業補助金2,043万6,000円、また、市内９カ所の学童クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業補助金2,600万4,000円などの増。

３項生活保護費のうち２目扶助費8,600万円の増額は、現年度医療費の最終決算見込みによる増などが主なものでございます。

衛生費につきましては、327万7,000円を増額するもので、１項保健衛生費のうち５目環境衛生費128万8,000円の増額は、ごみの再資源化に伴う報償費の決算見込みによる増でございます。

審査の過程において委員から、点字プリンターの購入と現状はとの質疑に、視覚障害による身体障害者手帳所持者約180人のうち約25人が日常的に点字を利用しており、現在、社会福祉協議会に点字プリンターを設置しているが、老朽化し機能も古い、点字の文章は一般の文章と違い独特のルールがあり入力が難しく、現在点訳活動をしているのは高齢の女性１人で、後継者が育っていない。新しい点字プリンターは一般の文章を変換してプリントできるので、特別な知識、技能を持たない方でも利用できるというものである。

保育園関係補助金の将来の方向性はとの質疑に、緊縮財政という大きな観点に立ちこれから進めていく必要がある。現在、次世代育成の行動計画の作成中であり、ニーズ調査後十分に中身を検討しながら継続、見直し、削減などの対応を行う。ただ、国の措置という大きな中で保育園は動いているため、法律等改正がない限り大きな額がどうなるかわからないところであるが、市でできるところは十分に考えていきたい。

また、保育料滞納について、徴収義務は市と保育園のどちらにあるのか、そして、現在の徴収及び滞納整理への対応はとの質疑に、措置の一環であり、徴収義務は市にある。現状は、市が直接徴収するよりも、園から働きかけていただくことがより効果的であるという長年の

経験から園にお願いをしており、それに必要な対価という形で報償費を予算計上して執行してきた。今後は徴収委託と口座振替の両制度を併用しながら事務の合理化、費用の削減を図っていきたい。また、滞納整理については、できるだけの働きかけを園にもお願いしながら、市の対応としては、３カ月滞納があれば電話や文書を出し、年度末の出納閉鎖期間には特に集中的に家庭訪問や園に出向くなどあらゆる手を尽くして保育料を納めていただくよう努力しているとの答弁がありました。

そのほか、住民基本台帳カードの有効期限やメリットは、生活保護費の認定基準や年齢構成は、ごみの再資源化に伴う報償費の算定額単価はなどの質疑がなされ、それぞれ答弁がありました。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　議第89号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第５号）のうち経済建設委員会に付託されました６款農林水産業費、７款商工費、８款土木費、11款公共土木施設災害復旧費について審査の結果を報告いたします。

まず、６款農林水産業費は173万6,000円増額し、総額４億6,621万6,000円とするものでありますが、１項、１目農業委員会費22万3,000円の増額は、農業委員が農業者年金加入推進説明会に出席するための費用であります。５目農地費では、田代溝水路設計業務委託料の入札残12万3,000円を同水路の整備工事費に組み替えるものであります。

２項林業費では２目林業振興費に151万1,000円の増額。これは、森林整備地域活動支援事業交付金の対象森林面積が308.2ヘクタール増加し、総計2,828.89平米になったための追加分であります。

７款商工費は1,013万6,000円を増額し、総額４億8,135万1,000円となりますが、その中で１項、２目商業振興費125万円の増額は、市が実施します中小企業資金融資制度を活用する中小企業者が熊本県信用保証協会に支払う信用保証料の一部を市が負担することにより業者の負担の軽減を図るため実施している中小企業信用保証料補給負担金について不況による需要増を見込むとともに、要項改正により利用しやすくするための増額補正であります。

審査の中で利用状況についての質問があり、昨年度の17件に対し本年度は10月31日からセーフティーネット保証制度が実施されましたので、それ以前の申請と合わせると117件となっているとのことであり、不況の実態が浮き彫りにされたと思われます。

３目観光費888万6,000円の増額は、九州新幹線の全線開通やＳＬの運行再開により人吉市を訪れる観光客に対して観光情報発信の場としてグレードアップするため、ＪＲ人吉駅構内の観光産業案内所の拡張改装工事費622万4,000円と同備品購入費245万7,000円が主なもので

ありますが、審査の中で、印刷製本費20万5,000円は何かとの質問に対して、水戸岡氏の設計によるのれんの印刷費との答弁でありました。

もし観光産業案内所のホームページをつくるということになれば、情報を載せる場合には情報が取り出しやすいＰＤＦ方式などの手法をとるよう要望が出されたところであります。

８款土木費は1,432万8,000円を増額し、総額を18億8,155万8,000円とするものでありますが、その中で２項、１目道路橋梁総務費の中に道路台帳更新業務委託料の302万4,000円があります。さらに車両損傷事故の賠償金６万4,000円があります。

審査の中で、毎年行う道路台帳の更新は当初予算の中で行われないのかの質問に対して、その年度中の道路延長や面接変更などでこの時期になるとのことでありました。

３目道路新設改良費の中には赤池古屋敷第１号線と赤池水無第１号線の測量設計業務委託料250万円、県営事業であります国道219号線の舗装補修設計業務委託料250万円、県営事業であります国道219号線舗装補修工事と県道坂本人吉線及び上漆田東間線などの道路改修費の負担金583万円があります。

３項、１目住宅管理費40万6,000円は市営住宅使用料の収納率を上げるため、夜間徴収などを行う職員の時間外手当であります。

５項、２目河川改修費278万円の増額は、草津川の護岸改修、中神地区の急傾斜地崩壊対策、下下須地区及び与内山地区の地すべり対策などの県営事業に対する市の負担金であります。

11款災害復旧費、３項、１目道路橋梁災害復旧費2,486万8,000円の中で工事請負費2,350万円は、小柿川、岩塚川、馬氷川及び尾曲馬氷線、牛塚地内第１号線、下小野日添線などの災害復旧工事費であります。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの各委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第89号について、各委員長報告どおり決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第89号は原案可決確定をいたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時10分　休憩

午前11時24分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第12　議第90号から日程第15　議第93号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第12、議第90号から日程第15、議第93号までの４件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第12、議第90号から日程第15、議第93号までの４件について審査の結果を報告いたします。

まず、議第90号平成20年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出にそれぞれ7,227万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ50億8,608万8,000円とするものでございます。

内容は、歳入においては療養給付費等国庫負担金4,279万3,000円の減額、療養給付費等交付金１億106万円の増額、前期高齢者交付金6,545万7,000円及び共同事業交付金6,592万4,000円の減額。歳出においては保険給付費の見直しに伴う１億1,495万5,000円の減額のほか後期高齢者支援金等4,192万4,000円の減額、老人保健拠出金1,828万7,000円の減額が主なものでございます。

審査の過程において委員から、特定健診の受診率はとの質疑に、７月末現在26.4％と目標値の65％を大きく下回っており、受診率向上のため追加健診を12月12日から３日間行い、30.7％となった。また、受診率の低さへの問題点は認識しているかとの質疑に、今後アンケート調査を通じてデータ収集、平成24年までに目標値に向けどこまでいけるか検討をしていきたいとの答弁がありました。

次に、議第91号平成20年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出にそれぞれ6,767万6,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億9,014万7,000円とするものでございます。

歳入におきましては、国の交付額決定に伴う現年度分調整交付金2,309万9,000円の増、サービスの利用増に伴う現年度分介護給付費交付金1,745万7,000円、現年度分介護給付費負担金1,380万円、現年度分介護給付費繰入金704万円の増額が主なものでございます。

歳出におきましては、介護認定審査会166万円の増額は要介護認定システム改修業務委託の増、保険給付費6,160万7,000円の増額はサービスの利用増に伴う地域密着型介護サービス給付費などの増額が主なものでございます。

審査の過程において委員から、21年の制度改正はどのようなものかとの質疑に、介護保険制度は３年に一度改正がなされるもので、21年度が第４期の始まりとなる。これまで要支援２と要介護１の区分判定を認定審査会で行っていたものを、システムの一部が改正され認定システムによりあらかじめ要支援２と要介護１の判定がなされることで、認定審査会での作業量が軽減されるとの答弁がありました。

そのほかサービスの利用増に伴う地域密着型介護サービス給付費の増額に対し、今年度事業開始３施設の利用状況についての質疑に資料提出をしての答弁がありましたが、この際委員から、今回のような利用者増による予算の増額については、施設の利用状況や現状等の把握をしておくなど、質疑に対しいつでも答弁・報告ができるよう情報や状況の把握に努めてほしいとの意見・要望がなされました。

次に、議第92号平成20年度人吉市水道事業特別会計補正予算（第３号）は、収益的収入及び支出におきましては、水道事業費用の施設予定額を37万5,000円増額するもので、口座振替関連帳票等の印刷製本費の増額でございます。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的支出の支出予定額を4,572万3,000円増額するもので、上水道事業債繰上償還に伴う償還金などの増額でございます。

審査の過程において委員から、口座振替の件数及び全体に占める割合はとの質疑に、平成20年３月末現在で１万5,893件のうち１万975件で69.05％、今日のような景気の悪化が続くと逆に口座振替が滞納をふやす原因にならないかと懸念する。今後の対応はとの質疑に、速やかな状況把握に努め、納付書の送付や催促状などの手続も踏まえ早目、早目の対応を行う。また、繰上償還は何％のものを何件行うのか、そして、その軽減額はとの質疑に、昭和55年度から60年度に借り入れた年利７％以上の事業債５件の償還残高を一括償還するもので、軽減される補償金免除額は563万3,897円になるとの答弁がありました。

そのほか口座振替での納入世帯で停水措置がなされた場合、その時点で改めて口座振替の手続をしてもらうことなどで納入意識の向上を図ることができるのではないか検討してほしいとの意見・要望が出されております。

次に、議第93号平成20年度人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第２号）は、歳入歳出にそれぞれ5,638万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,475万2,000円とするものでございます。

歳入におきましては、前年度繰越金に5,638万8,000円を増額するもので、歳出におきましては、人吉浄水苑等運転管理業務委託料の確定に伴う1,006万9,000円の減額のほか、公的資金補償金免除繰上借換債などの借換債償還期間の確定に伴う元金償還金5,522万6,000円の増などが主なものでございます。

審査の過程において委員から、浄水苑等運転管理業務委託料の約1,000万円の減額理由はとの質疑に、ことし４月から包括委託としたことにより差額が出た。また、繰上償還による償還期間の短縮での単年度元金の増額は今年度だけで、今回はこの分だけか、また、今後の予定はとの質疑に、20年度の公営企業金融公庫分については９月に終わっており、今回の分は19年度返還分である。今後は、来年３月に旧大蔵省の年利６％以上７％未満の高金利の資金について繰上償還を予定しており、利子が変動により不確定であるが、元金の大幅な増額は出てこないと思うとの答弁がありました。

以上、４件につきまして審査の結果、いずれも全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第90号から議第93号までの４件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第90号、議第91号、議第92号、議第93号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第16　議第94号

○議長（大王英二君）　次に、日程第16、議第94号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　経済建設委員会に付託をされました議第94号平成20年度人吉市梢山工業団地造成事業特別会計補正予算（第１号）は、歳入で前年度繰越金38万6,000円を増額し総額78万9,000円とし、歳出の49万4,000円は工業団地造成地Ｈ区画１万2,600平米を２分割し、南側約6,000平米を南九州コカコーラボトリング株式会社に売却するための測量業務委託料であります。

なお、売却予定敷地内にあるＵ字溝排水路は撤去し、東側に隣接する給食センター用地との境に市でつけかえるとのことであります。売却額は5,600万円。

委員から、雇用の増加は期待できないのかとの質問がありましたが、大幅な増員は期待できないが、少なくなることはないとのことであります。

本委員会は、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。議第94号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第94号は原案可決確定をいたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第17　議第104号

○議長（大王英二君）　次に、日程第17、議第104号を議題といたします。

お諮りいたします。議第104号は任命同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第104号は任命同意することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第18　陳第16号

○議長（大王英二君）　次に、日程第18、陳第16号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされました日程第18、陳第16号消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情について、審査の結果を報告いたします。

この陳情は、熊本県社会保障推進協議会会長鳥飼香代子氏から平成20年11月５日に提出されたものです。

陳情趣旨としましては、庶民の収入が減る一方で、税、社会保障料は値上がりを続け、払い切れずに健康保険証を取り上げられ、医療機関にかかれない。また、財産の差し押さえられる人がふえており、憲法に保障している健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が損なわれている。

よって消費税を引き上げないこと、能力に応じた公平な税負担を実現し、大企業、大金持ち、優遇減税の廃止をすること。所得税法第56条の廃止をすること。国民健康保険短期保険証、資格証明書の発行をやめ、国の補助金をもとに戻して、だれもが払える保険料、税にすることなどを求める内容となっており、国に対して意見書を提出していただきたいというものであります。

審査の過程において委員から、所得税法56条の内容はどういったものか。また、趣旨は理解できなくもないが、内容が余りにも多岐にわたっている。国の方針、動向を見極めることも必要であり、現時点では賛成できるものではない。また、継続審査とし、もう少し調査したらといった意見が出されました。

慎重審査の結果、委員会としましては賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　陳第16号消費税増税に反対し、住民税を元に戻し、社会保障の充実を求める陳情書に賛成の立場から討論を行います。

私がこの陳情に賛成するのは、庶民や中小企業には大増税、大企業や大資産家には大減税という逆立ちした政治によって庶民の暮らしが破壊されていると思うからです。

政府は、財政難だからといって増税と負担増を国民に押しつけ、持続可能にするためなどといって年金、医療、介護などの社会保障制度を切り捨ててきました。その一方で、資本金10億円以上の大企業と大株主などの大資産家に年間７兆円もの減税が行われました。今日、大企業はバブル期の1.7倍の利益を上げていますが、大減税が実施されたために払う税金はバブル期と変わりません。

世界一の自動車企業となったトヨタは、バブル期と比べて経常利益は2.2倍になりながら、払った税金は８割に減っています。

このように大企業が払う税金は、所得に対してわずか４％に過ぎません。中小企業が払っている税金は軽減税率でも30％、多くのサラリーマンが払っている税金は、所得税と住民税で20％の負担ですから、大企業の負担は余りに軽過ぎます。

とりわけ小泉内閣以来の構造改革路線は強い企業がもっと強くなれば日本経済も強くなる、そうすればいずれ家計にも回ってくると国民に痛みを強いてきました。ところが、幾ら待っても家計には恩恵は回って来ず、ついに政府も好調な企業の収益が家計には波及しなかったと認めています。こうした構造改革の結果、貧困の格差、地域経済の衰退など日本社会に大きな問題が引き起こされました。

さらに、日本経済は強くなるどころか極端な外需頼み、内需ないがしろの脆弱な体質になっています。今必要なことは、大企業、大金持ちを応援する政治から庶民の生活を応援する政治へ切りかえることです。そうすることによって経済政策の軸足も外需頼みから内需主導に切りかえることができます。このような方法こそ日本経済の危機を打開する一番の大道だと思います。

以上のような見地から、私はこの陳情に賛成します。

○議長（大王英二君）　以上で、討論を終了します。

それでは、採決をいたします。

採決は起立採決といたします。陳第16号の委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについて採決をいたします。陳第16号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立少数。

よって、陳第16号は不採択と決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第19　陳第14号

○議長（大王英二君）　次に、日程第19、陳第14号を議題とし厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　日程第19、陳第14号について、審査の結果を報告いたします。

陳第14号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情は、平成20年11月５日に熊本県社会保障推進協議会会長鳥飼香代子氏から提出されたもので、この案件は、前回の９月定例会において不採択となりました陳情第11号と同一陳情名で、同一陳情者から再度提出がなされたものであります。

内容につきましては、前回同様制度に対し、保険料の賦課方法や年金からの天引きといった徴収方法、保険料を納められない場合の資格証明書の発行、また、診療報酬で差別され必要な医療が受けられないなどの制度に問題があると指摘し、また、さきの通常国会での後期高齢者制度廃止法案の参議院可決も踏まえ、高齢者の命と健康を守り、憲法で保障されている生存権や基本的人権、人間の尊厳を守るためという趣旨から、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書を国会及び政府に対し提出するよう求めるものでございます。

審査の過程において委員から、陳情自体が制度の中止・撤回を求めるもので、今後必要な制度であり、中止・撤回となると影響が非常に大きい。見直し等についても７割近い方々の保険料が値下げとなるなど、ある程度の理解は得られている。全国の多くの自治体で制度の中止・撤回や見直しを求める意見書の議決がなされている。該当する高齢者が制度そのものに対し不信感、批判の声がある。そのような現状を踏まえ、推移を見守りながら継続審査とすべきである。

９月定例会において不採択となった陳情と同趣旨であるなどの意見が出され、意見が分かれましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

ここで、本件については討論の要求があっておりますので、これより討論を行います。13番議員の発言を許可します。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　陳第14号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情に賛成の立場から討論を行います。

10月15日の参議院予算委員会において。75歳専用バスというイラストが描かれたパネルが舛添要一厚生労働大臣に対して示されました。このイラストは、政府の検討会に後期高齢者医療制度の資料として提出されたものです。そこには行き先は「うば捨て山かな」、「早く死ねと言うのか」と不安げに語る高齢者の姿が描かれています。よいことなど一つも書いてありません。

パネルを示した小池晃参議院議員が、「これは大臣がつくったものですね」と質問すると舛添大臣は「高齢者の不満を率直に書いた」とみずからつくったことを認めました。

このように、提案者である厚生労働大臣もがうば捨て山行きバスと描くようなひどい制度は直ちに中止・撤回するしかないと思います。

以上のような見地から、私はこの陳情に賛成します。

○議長（大王英二君）　以上で、討論を終了します。

それでは、採決をいたします。

採決は起立採決といたします。陳第14号の委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについて採決をいたします。陳第14号について採択することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立少数。

よって、陳第14号は不採択と決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第20　陳第13号

○議長（大王英二君）　次に、日程第20、陳第13号を議題とし経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　陳第13号「たばこ税増税反対に関する意見書」に関する陳情は、熊本県たばこ耕作組合人吉支部支部長新村博之氏から８月29日に提出され、本委員会としては９月議会において継続審査としていた陳情でありますが、陳情の趣旨は、たばこ１箱1,000円など、たばこ税増税に向けた動きの中で、たばこは合法的な嗜好品であり、その税率は60％を超えるなど、担税物品の中でも最高である。担税力は限界に達している。仮にたばこ税増税が強行されるならば消費量の大幅な減少は避けられず、たばこ耕作農家の経営は存亡の危機に直面すると思われるので、たばこ税増税に反対する意見書を決議して、関係機関に提出してほしいというものであります。

たばこの主産地でもある郡市のたばこ農家の状況、愛煙家、禁煙家などの問題、たばこと

健康の問題、たばこ税をめぐる中央の動き、他市町村の状況などを勘案しながら審査を進め、全会一致で採択することを決めました。後で意見書の提出をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。陳第13号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、陳第13号は採択することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第21　経済建設委員会所管事項に係る委員長報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第21、経済建設委員会所管事項に係る委員長報告を求めます。

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　経済建設委員会の所管事項として審査をいたしました都市計画道路紺屋町南町線外１線の街路事業にかかわる焼酎メーカーの補償問題について報告をいたします。

この事業は、平成８年２月28日から14年３月31日までの事業期間として認可をされたものでありますが、紺屋町から南町までの市道838メートル、その中で大橋部分が270メートル、道路部分が568メートルであります。実質的な着手は平成８年度から始まりましたが、その後、事業期間が20年３月31日までに延長され、さらに23年３月31日までに再延長となり現在に至っています。

委員会はまず、焼酎メーカーとの補償交渉の経過について説明を求めました。建設部長並びに次長の方から、かなり詳しく説明がありましたけれども、経過については全員協議会の中でも説明と資料の提示があっておりますので、時間の都合もありますので割愛をいたします。

なお、審査の中では、個人情報保護、企業秘密を保護、そういう立場から一部秘密会議とした部分もありますので、御了承をいただきたいと思います。

審査の進め方の中で問題点は多岐にわたりましたけれども、主な要点、主な疑問点についてそれぞれ説明を求めましたので、基本的には一問一答方式で報告をしていきたいと思います。

まず、質問第１、焼酎を貯蔵するかめ、たる、タンクの数の確認を２回行っているが、い

つか。また、数量はどうだったのか。答え、１回目の調査は平成14年８月19日、数量はかめ30基、たる265個、タンク18基、合計313。２回目の調査は18年７月８日、かめ30基、たる279個、タンク21基、合計330。

質問２、古酒などを含む貯蔵量の確認は行ったのか。答え、平成18年６月30日、メーカーから税務署に提出された書類で確認したが、その貯蔵量については公表できない。

質問３、移転補償の対象となる容器類、かめ、たる、タンクの確認確定はいつしたのか。答え、平成18年７月７日、第２回目の調査で確認した。かめ30基、たる279個、タンク21基を移転補償の対象とした。

質問４、移転経験のある郡市内の業者になぜ聞かなかったのか。また、なぜ一般質問後に聞き取り調査に行ったのか。その聞き取り調査の結果について報告をされたい。答え、郡市内の移転経験のある業者に聞かなかったのは、情報の漏洩などで相手方企業との信頼関係に支障が出てきて、契約締結や契約締結後の引き渡しに支障が出ることを一番恐れたため、地元業者への聞き取り調査を控えさせていただいた。なぜ一般質問の後で行ったのかについては、明確な答弁はなかったと思います。

さらに、聞き取り調査の結果についての報告では、山下議員の一般質問を受け、執行部で４業者を調査をした。まず、熊本市の熊本県酒造研究所には電話で、貯蔵酒類の移転方法や酒税法の取り扱いについて聞いたが、総務部長からの伝言電話で、そういった内容については熊本国税局に聞いてくれとのことであった。

さらに、２日間にかけて一般質問で名前が上がった３業者に聞き取り調査を実施したが、３業者とも企業名や補償金額はわかっていて、補償額が高いとの批判の声もあった。

また、３社の意見や考え方など詳しく報告を受けた。３社ともそれぞれ事業規模、移転時期や期間、容器の種類や数、仕込みの時期や量、移転のための営業に対する支障度合いなどそれぞれの違いがありまして相違点もあるわけでありますが、あえて共通点を答弁の中から探してみますと、３業者とも県営事業による支障移転であった。いずれも容器はかめ、たる、タンクなどであった。原酒の移転は自社の人間で行った。水量検査は構内移転であっても必ずやっている。しかし、必ず杜氏が直接やる必要はないとのことであった。

ただし、今回の焼酎メーカーの場合は、製造部門に５名の従事員がおられ、杜氏は製造に関するすべての責任だけでなく、税務署への申告、組合への報告、立ち入り検査の対応、毎日のブレンド作業などを行っておられるので、会社の主張を認めざるを得ないとのことであります。

質問５、休業しなくともできるのではないか。これは山下議員の質問でありますけど、答え、製造部門に５名、杜氏１名、副杜氏１名、蔵子３名がおられるが、杜氏は製造に関するすべての責任だけでなく、税務署への申告、組合への報告、立ち入り検査の対応、毎日のブレンド作業などを行っているとの主張で、そのことは会社の方針として認めざるを得ない。

したがって休業せざるを得ない。

質問６、第１回目の提示額２億2,940万円から第２回目の提示額３億9,360万円に増額になったのはなぜか。答え、１回目の提示額時点では市もメーカー側も製造をとめないで移転することで合意していた。市は、製造をとめると営業休止補償額が跳ね上がるのはわかっていたし、また、メーカー側は製造をとめ出荷が影響を受けることで信用問題につながると考えていた。焼酎が貯蔵されているかめ、たる、タンクの特殊動産は、製造に支障がないように運輸業者に依頼して移すことで積算をしていた。

平成19年５月に第１回提示を行った後、メーカー側は酒税法の水量検査など移設の特殊性や長期貯蔵酒の財産価値などで移転を第三者に任せることはできないとの考えであることが判明をした。このことを踏まえ、大手運送業者に問い合わせたところ、移転作業の特殊性や事故の際の損害賠償に対応できないとして受託できないとの回答があった。

したがって、この特殊動産の移転は、杜氏や蔵子さんで直接移転に携わってもらうことになり、製造を休止しなければならなくなった。大幅な補償額の増額は製造を休止することによる営業休止補償の増額である。

質問７、4.7カ月、141日もかかるのか。ここのところの日数の計算が非常に、口頭で報告するのはなかなか難しいのですが、一応私の能力で報告をしてみたいと思いますが、このメーカでは焼酎が、米が準備されてからでき上がるまでの日数は27日間ということになっています。

その内訳を見てみますと、まず準備、準備というのは、検米、浸漬けというのは水に浸す、それから蒸し、それから放冷――冷ましです。麹攪拌、この期間が３日間、それから、それが終わりますと一時仕込みが行われまして、一時仕込み、攪拌の期間が７日間、２次仕込み、攪拌の期間が15日間、蒸留に１日間、そして、最後に検定に１日間、合計の27日間かかるとのことであります。

この工程を毎日繰り返していくわけです。ですから、１日の仕事は、仕込みのための準備、あるいは１次仕込みの攪拌、２次仕込みの攪拌、それから蒸留、検定、そういった作業を毎日毎日繰り返しということになります。

仮にきょう休業をしたい、休むということになりますと、27日前に米の準備を始めていかなければならないわけです。ですから、27日前に仕込みをしない休止をしなければならない。そういうことになりますから、きょう休むとするならば、少なくとも26日以前から米の検米とか、あるいは水浸しとか、あるいは１次仕込みとか、そういった全部切らなきゃならないということで、事前に26日間のいわゆる影響期間が出てくると言われてあります。

きょう休めば、さらに後ろの方ですけれども、きょう休めば後ろの方にまた、きょう仕込むべき米をきょう休むわけですから、その影響はまた26日間後まで影響をする。

それをずっと毎日繰り返していくわけですが、毎日その影響の作業量というのは、前の方

は26分の１だけ減っていきますし、後の方は26分の１ふえていくという状況になりますから、これをトータルをしますと前の方の26日間の半分13日、後ろの方の26日間の２分の１、いわゆる平均の13日間、これを影響額として見まして、前後で26日間。つまり、きょう１日休むことによって、その影響期間は26日間に及ぶ、そういうような計算の方法であります。

そういう影響日数と実際休んだ休業日、これを加算をしたものが実際の休業ということになっていくわけですが、今、同メーカーにあります330個のかめ、たる、タンク類を仮移設をして、また、倉庫などが改造された後もとに戻すという作業が出てくるわけでありますが、大体１日８個の容器を移動するという計算で行われております。

持っていって、そして、こっちの入れ物が、倉庫が改造されてからまた戻す、そういった作業が繰り返されまして、３回にわけてその作業を行うということでありますが、１回目の移設が、移設のための休業が18日間、それに、先ほど申し上げました前後の影響期間が26日間かかりますので、合計で１回目の休業期間が44日間、２回目の移設が32日間かかりますので、それに前後の影響日数26を加えて58日間、３回目が13日間かかりますので、それに影響日数を26を足して計39日間、この全体のトータルが141日間になるわけでありまして、月数にしますと4.7カ月になるとの説明であります。

なかなかこの点理解しがたいところでしたけれども、実際の説明では、図面を出しての説明がありましたけれども、その図面については企業秘密に属するということでありまして撤回をいたしましたので、ここに皆様方にお見せすることはできません。

そこで、質問８、4.7カ月の休業が及ぼす売上高への影響額はどのくらいなのか及び補償額の算定はどうしたのかという問題でありますが、同メーカーの年間の製造量は大体１万石というように言われているようでありますが、その他の業者などの情報によりますと大体9,000石程度だということで、その9,000石で推計をしてみますと、１カ月に750石であります。

この750石を一升瓶に換算しますと７万5,000本、これの4.7カ月分でありますから35万本ということになります。掛ける焼酎１本の値段を掛けますと、35万本分の焼酎１升瓶の値段、1,300円、400円から上は2,000円、3,000円のもあるかというふうに思いますが、大体焼酎瓶に換算しての売上額が想定をされる。

もう一つは、帝国データバンクが発表いたしました2007年度売上高ランキングによりますと、このメーカーは全国で42位、売上高が14億5,000万円となっています。この数値から4.7カ月分の売り上げを計算をしてみますと、大体4.7カ月で５億6,000万円程度の売り上げになるということであります。これが4.7カ月に対する売上高から計算をしたおよその額だということであります。

じゃ、実際補償金額はどう算定をするのかという問題があるわけでありますが、これは、税務署に同メーカーが申告されました決算書、確定申告書、消費税申告書、総勘定元帳、領

収書など営業関係の資料をもとにして算出をしたということであります。

質問９、自分の土地に移設した場合の土地代はどうなるのか。容器類を移設するわけですから、その土地代はどうなるのか。答え、借地したのと同じ考えで補償をする。理由は、自分の土地であっても、その移設をしている仮置きの期間は、その土地を占有することになる。そういう意味から、これは通常どこでもそういうふうに行われると思いますけれども、自分の土地であっても仮置きのために占有するということになりますから、借地と同じ考えで補償をするということであります。

質問10、精度監理を取り入れた理由は何か。答え、交渉に際して酒税法の観点が漏れていることが相手側の指摘でわかった。玉野コンサルはこの種の経験がなかったので、説明が難しかった。また、相手の主張が正しいかわからないので、県に相談、そして、第三者に検証させる必要があると感じたので、市に指名願いを提出している39社に、この種の受注実績があるかアンケート調査を実施、32社から回答があり、すべての実績条件を満たした３社を選び、指名競争入札を実施して１社を選んだ。そして、この補償積算業者、それから、精度監理業者、人吉市、この３者で検討協議の結果、休業移転補償が適切との結論を得たということであります。

質問11、休業補償の根拠法と適用条文は。答え、公共用地の取得に伴う損失補償基準44条の営業休止等の補償及び同細則の27項である。

質問12、契約締結日はいつか。答え、平成20年７月11日に契約締結を行った。

質問13、補償に対する税金はどうなるのか。答え、原則として補償金額から5,000万円の特別控除をした残りは課税対象となる。

概略以上のような審査をいたしましたが、この休業補償方式に対しては異論があったこともあわせて報告をいたしたいと思います。

以上、やりとりのポイントについて御報告をいたしました。これで、所管事項に関する審査報告を終わります。

以上です。

○議長（大王英二君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後０時20分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第22　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君）　日程第22、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）　経済建設委員長にお尋ねします。先ほどの……

○議長（大王英二君）　17番、委員長報告については、さきの議会運営委員会の中で質疑等々を受け付けないということで決定をしておりますので、そのようにお願いをしたいと思います。

そしてまた、今の議事進行についてはなじみませんので、そのように御理解をいただきたいと思います。

○17番（山下幸一君）　確認もできないんですか。確認なんですよ、私は。質問じゃなくて確認だけなんです。それもできないんですか。

○議長（大王英二君）　あくまでも経済建設委員会委員長の報告ということでしておりますので、そのように取り計らいをお願いしたいと思います。

○17番（山下幸一君）　確認もできん。議長、それはどこで決まったんですか、そういうことは。やっぱり確認ぐらいは私させていただきたいと思います。やっぱり聞き落としもありますので、私は経済建設委員に属してますけども、それが言われたか言われないかの確認でありますので、これについてどうだという質問じゃありませんので、確認のためですから。

○議長（大王英二君）　暫時休憩いたします。

午後１時32分　休憩

午後１時44分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）　大変お世話になりました。私の考え方としては、私が考え方間違っていたと思いますので、了解しましたので、ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　17番、こちらに来て報告を。

○17番（山下幸一君）（登壇）　それでは、人吉球磨広域行政組合議会平成20年第５回定例会の報告をいたします。

平成20年第５回人吉球磨広域行政組合議会定例会が12月４日午前10時からカルチャーパレス第２会議室において開催されました。議席の指定、会議録署名、会期の決定等が行われ、会期の決定は12月４日から12月25日までとし、５日から24日までは休会の報告がありました。

諸般の報告に続いて執行部から行政報告がありました。議案が上程され、日程第６の議会運営委員会委員選出では、多良木町選出の坂口幸法議員が指名され、引き続き議会運営委員会を開き、委員長互選の結果、委員長に人吉市選出の笹山欣悟議員、副委員長に錦町選出の柳瀬厚則議員が互選されました。

日程第７、認定第１号人吉球磨広域行政組合歳入歳出決算認定については、秋丸光明議員から委員長報告があり、質疑の後、多良木町選出の久保田悦子議員から反対討論があり、採決の結果、賛成多数で委員長報告どおり認定することに決しました。

次に、議案第21号人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第２号）、議案第22号人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第２号）、議案第23号人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第２号）について、各議案質疑、採決の結果、すべて原案どおり可決されました。

次に、議案第24号人吉球磨広域行政組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第25号人吉球磨広域行政組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についても質疑、採決の結果、すべて原案どおり可決され、閉会いたしました。

以上、平成20年第５回人吉球磨広域行政組合議会定例会の報告を終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第23　人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第23、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、６番」と呼ぶ者あり」）

６番。

○６番（村上恵一君）（登壇）　平成20年11月21日に行われました平成20年11月第２回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議の結果を御報告いたします。

当日は専決処分２案、そして、議案が２案でございました。

専第１号専決処分の承認を求めることについて、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、下益城郡富合町が平成20年10月６日から熊本市に編入し、熊本県市町村総合事務組合から脱退することとなったため、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分とし、同条第３項により議会に報告し承認を求めたものでございます。全会一致で原案可決いたしました。

専第２号専決処分の承認を求めることについて、平成20年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第１号）について、地方自治法第179条第１項の規定により、平成20年７月15日付で専決処分とし、同条第３項により議会に報告し、承認を求めたものでございます。概要としまして、歳入歳出予算の総額に188万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ９億1,286万6,000円とするものでございます。

内訳としましては、簡単に申し上げますが、歳入が、諸収入のうち雑入の増額、財団法人日本防火協会からの助成金、そして、歳出の方が、消防費のうちの常備消防費、備品購入費の増額などでございます。これにつきましても原案可決いたしました。

議案第１号平成19年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでござい

ますが、歳入合計、予算現額９億5,991万7,000円、収入済額９億6,085万9,168円、予算現額に対する収入済額の比率、収納率は100.09％でございます。歳出合計、予算現額は９億5,991万7,000円、支出済額は９億5,366万9,601円、執行率は99.34％、実質繰越額は718万9,567円でございました。

声としまして、財政調整基金の目減りを心配するという声がございましたが、決算の認定をするものといたしました。

議案第２号平成20年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第２号）について、歳入歳出予算の総額に578万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出にそれぞれ９億1,865万2,000円とするものでございます。

歳入が、負担金及び分担金のうち時間外勤務手当の増額、諸収入のうち受託事業収入、救急業務支弁金の増額、支出が、消防費、常備消防費、職員手当等の期末勤勉手当等の増額、共済費などの増額などでございました。全会一致で原案可決いたしております。

その後、一般質問が行われましたが、五木村選出の木下丈二議員から北分署の高規格救急車の配備、また、救急救命士の要請並びに必要性についての質問が行われました。

以上、報告いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第24　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君）　次に、日程第24、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長より、議会運営委員会委員長からそれぞれお手元に配付してありますように各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。

各委員長の申し出に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、そのように決定をいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（平成20年12月第５回定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第８号	公民館改修に伴う大塚小学校林の収益金の活用についての陳情	慎重審査を必要とするため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民生活及び地域振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第１号	一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第15号	介護保険制度の見直し等に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第17号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。意見第15号たばこ税増税反対に関する意見書（案）を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第15号　たばこ税増税反対に関する意見書

○議長（大王英二君）　提出者の説明を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇）　提案理由の説明は、意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

―――――――――――――――――――――――――――――――――

意見第15号

たばこ税増税反対に関する意見書（案）

地方交付税が大幅に削減されるなど、地方財政は厳しい財政不足になる中、地方にとってたばこ税は極めて貴重な一般財源となっており、本県の葉たばこ生産は、平成19年度では生産量4,191トン（全国１位）、生産額81億4,000万（全国１位）となるなど全国トップの生産県であり、人吉球磨地域は県下でも主要生産地であります。

たばこ税をめぐっては本年６月、国会において超党派による、「たばこと健康を考える議員連盟」が創設されるなど増税に向けた動きが強まりつつあり、平成21年度の税制を審議する政府税制調査会において、たばこ税増税が議論され、増税については見送る方針とのことですが、たばこはあくまでも合法の嗜好品であり、喫煙するか否かはあくまでも成人各人が判断すべき問題であります。

ついては、国におかれましては地域農業における葉たばこ生産の現状を御理解いただき、地域の葉たばこ生産を守るため、次の理由により、たばこ増税が行われることのないよう強く要望する次第です。

１　たばこは既に担税物品の中で最も高率の60％を超える税を負担しております。たばこという特定の商品のみに安易にこれ以上の税負担を強いることは税の公平を欠くものであります。さらなる増税は、愛煙家のたばこ産業に携わる者ばかりか、到底国民の納得は得られません。

２　たばこ税増税が強行されれば、結果として、たばこ耕作面積は急激に減少せざるを得な

くなり、葉たばこ生産を基盤としている農家は存亡の危機に直面します。

3　喫煙規制強化ならびに成年人口減少などの構造的要因により、たばこの消費量が減少している中、さらなるたばこ税増税が強行されれば、たばこ離れに一層拍車がかかり、貴重な一般財源である地方たばこ税の税収減につながることは明らかであります。

4　たばこ増税は、たばこ耕作者、たばこ小売業者を初めとする我が国たばこ生産全体に壊滅的な打撃を与えることとなり、地域経済、地域農業にもはかり知れない影響を及ぼすこととなります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年12月19日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長　河野洋平　様
参議院議長　江田五月　様
内閣総理大臣　麻生太郎　様
財務大臣　中川昭一　様
総務大臣　鳩山邦夫　様

意見第15号

たばこ税増税反対に関する意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年12月19日

人吉市議会議長　大王英二　様

提出者　人吉市議会議員

田中　哲	下田代　勝
立山勝徳	永山芳宏
松田　茂	井上光浩
西　信八郎	森口勝之
豊永貞夫	三倉美千子
仲村勝治	本村令斗
村上恵一	福屋法晴
簑毛正勝	松岡隼人
川野精一	笹山欣悟
山下幸一	

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了しました。

お諮りいたします。意見第15号については委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決をいたします。

意見第15号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第15号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって平成20年第５回人吉市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでした。

午後２時　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　大　王　英　二

人吉市議会議員　　松　岡　隼　人

人吉市議会議員　　井　上　光　浩

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長

人吉市議会議員

人吉市議会議員